

14. 5-996



1200501219790

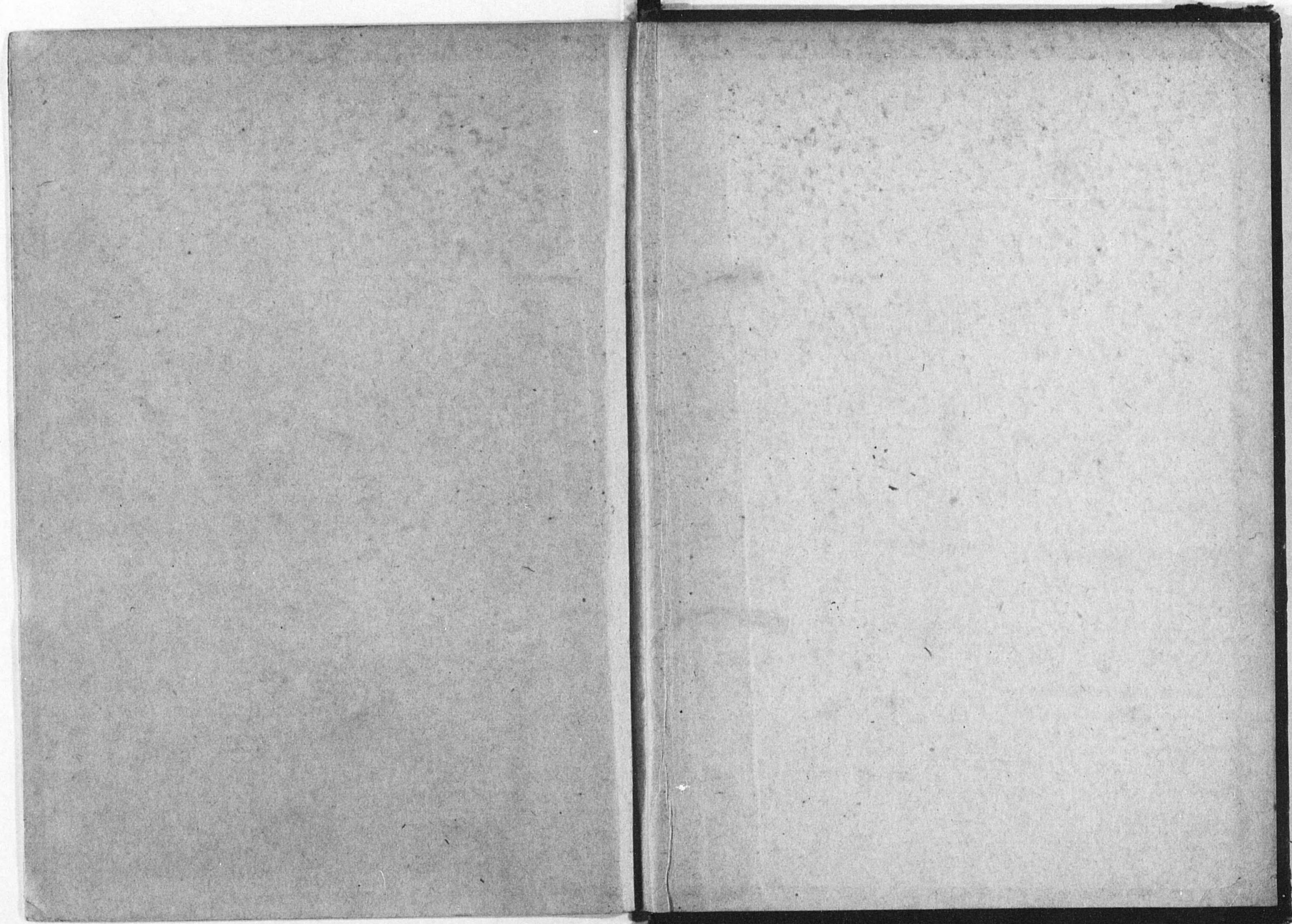
4.5

996



始





臺灣總督官房外事課御編纂

著者寄贈本

南洋年鑑

第三回版



南洋協會臺灣支部發行

如函
海之



文摩



如養之
春之



躋送



14
996

序

南洋は海を距て、帝國の版圖と隣接し其の地域廣大にして一部には人口稠密なる多數住民を擁する市場を控へ大部は人烟稀少なる熱帶の處女地を以て占め海に陸に包藏する所の資源は甚だ豊富にして實に世界の一大寶庫たりと雖も現在各般の事業緒に著くもの未だ極めて少く之が開拓は今後に俟つもの多々あり

翻つて我が國は既に工業製品の一大輸出國たるにも拘らず國家民人の存立上必要なる資源は尙ほ多く之を海外に仰がざるべからざるの現狀に鑑み吾人は彼地事情の調査研究に努むると共に我が國の優秀なる技術と雄厚なる資本を彼地に灌輸し彼地の豊富なる原料資源を我が國に供給し眞に共存共榮の實を擧げんこと益々切なるものあるの秋我が南洋協會は夙に茲に鑑みる所あり本府の助成に依つて昭和四年南洋年

鑑第一回版を同七年第二回版を本年第三回版を刊行するに至れり
本年鑑は南洋に於ける地歴、文化、衛生、政治、外交、財政、金融、産業、經濟、資源、
交通等各般の事項を網羅し微に入り細に涉り亦其間脈絡一貫歴々諸を
掌に指すが如く創刊以來一般南洋事情の研究に資し又關係事業家の指
針と爲り來り既に世の好評を博したるは茲に敢て喋々を用ひず今次刊
行の新版は輒近國際情勢其の他時局の變遷に即し有益なる資料を精選
し推敵を重ね之が上梓を見たるものにして寔に欣快とする所なり仍つ
て之を江湖に紹介し以て序に代ふ

昭和十二年十月

臺灣總督府總務長官 森岡 二期

例言

一、本書に所謂南洋といふのは、地理學的に言ふ廣い意味の南洋ではなく、歐洲大戰當時より貿易・企業等の關係で、特に我が邦と密接なる經濟的關係を有するに至つた馬來群島を中心とする比律賓・英領北ボルネオ・サラワク・ブルネイ・蘭領印度・葡萄牙領テモル・英領馬來・暹羅及佛領印度支那等を指してゐる。

一、曩に臺灣總督官房調査課に於ては前陣の通り狹義の南洋に關する一般的知識の普及を目的とし昭和四年六月本書の第一回版を、次いで昭和七年九月之が第二回版を夫々刊行せられたが、今般臺灣總督官房外事課に於て更に其の内容を改訂、最新の資料による數字を挿入して茲に第三回版を編纂せられ、本會をして又復之が出版を許可せらるゝに至つた。

一、本書に於ける比律賓・佛領印度支那等々の各編は前記外事課に於て平素主として是等の地域を分擔して調査せらるゝ諸君が編述したるもので各擔當區域並に執筆者は次の通りである。

比律賓編	戸田龍雄氏	銀屋義氏
佛領印度支那編	池田嘉苗氏	速水家彦氏
暹羅編	宮原義登氏	高屋爲雄氏
英領馬來、北ボルネオ、サラワク編	前川昇氏	宮地直彦氏
蘭領印度編	山岸祐一氏	内藤政廣氏
總論編	山岸祐一氏	宮地直彦氏

尙總論編中「地勢及地質の部」及「衛生の部」に關し前者は臺北帝國大學理農學部地質學教室富田芳郎氏に、後者は臺灣總督府中央研究所衛生部下條久馬一、森下薫雨博士に、尙又附録「南洋經濟地圖」は臺北高等商業學校鹽谷巖三氏に夫々依頼したるもので、爾餘は前記外事課の各員が各自實地に付調査したるものを經とし次頁以下に掲

載したる参考資料を韓として編纂したるものであるが、僅少のスペースに多種多様の材料を纏めねばならぬ都合上、記述的部分には簡にして要を得たる、斯の道の専門家の執筆に成る邦文参考書に依つた所が尠くない。特に記して是等執筆者に深甚の謝意を表するものである。

昭和十二年十月

南洋協會臺灣支部

主要參考書目

- 行政 Code with Comments and Annotations, vol. I-V. By G. Aranea (1923).
Annual Report of the Insular Collector of Customs.
Budget for the Commonwealth of Philippines (Formerly Budget for Philippine Islands) (Annual).
Commonwealth of the Philippines. By G. A. Malcolm.
Encyclopedia of the Philippines. Vol. I-IX (1935).
Executive Orders and Proclamations (1904-1935).
Manila Railroad Co. Report of the General Manager (1935).
Meteorological Bulletin (1934).
Official Roster of Officers and Employers in the Civil Service of the Philippine Islands (Annual).
Philippine Islands. By W. C. Forbes. 2 Vols. (1914).
Philippines, Past and Present. By D. C. Worcester. 2 Vols. (1914).
Philippine Tariff Act of 1933.
Philippine Independence and the Far Eastern Question, By Pio Duran (1935).
Philippine Statistical Review (1934-36).
Rosenstock's Manila City Directory (Annual).
東亞經濟調査局刊 最近の比律賓 昭和十一年
渡邊 蕭 著 比律賓在留邦人商業發達史 昭和十年
大谷 純一 著 比律賓年鑑 昭和十一年
臺灣總督官房外事課編 南支那及南洋情報
同 南支那及南洋情報
- Annuaire du Syndicat de Planteurs de Cotonhoue de l'Indochine (1926).
Annuaire Statistique de l'Indochine (1923-29, 1931-32, 1933-35).
Atlas de l'Indochine (1920).
Bandesson, Capt. Henry :- Indochina and its Primitive People.
Budget Général de l'Indochine (1934).
Bulletin de Quinzaine de la Chambre de Commerce de Saigon.
Bulletin Economique de l'Indochine.
Chambre de Commerce de Haiphong :- Bulletin de Quinzaine Movement du Port.
Chambre de Commerce de Saigon :- Statistique Commerciales de la Cochinchine (1930-35).
Chambre de Commerce du Port de Saigon. Statistiques Commerciales (1930-34).
Charles Lavruzel & Cie. :- Annuaire des C'anes (1926-27).
Climat de l'Indochine et les Typhons de la M - de Chine (1930).
Collard, Paul :- Cambodge et Cambodgiens
Conventions et Traités de Droit International Intéressent l'Indochine
Journal Officiel de l'Indochine Française.
Les Editions G. van Oest :- Un Empire Colonial Française, l'Indochine (1929).
L'Eveil Economique de l'Indochine.
Mossy, Léon :- Principes d'Administration générale de l'Indochine.
Publication G. B. Indochine :- Guide G. B. Indochinoise (1931).
Rapport au Conseil Colonial de la Cochinchine (1929-30).
Rapport au Conseil de Gouvernement (1928).
Rapports au Grand Conseil des Intérêts Economiques et Financiers et au Conseil de Gouvernement (1929, 1932, 1933, 1934).
Rapport d'Ensemble sur la Situation du Protectorat de l'Annam (1929-30)
Rapport sur la Situation Administrative, Economique et Financière du Laos (1929-30).
Rapport sur la Situation Administrative, Economique et Financière du

口 臺灣史料編

Agard, A. :- L'Union indochinoise française
Annuaire Administratif de l'Indochine (1926, 1932).

Tonkin (1929-30).
 Rapport sur l'Exercice du Protectorat (Cambodge) (1929-30).
 Teston & Percheron:- L'Indochine moderne.
 Touzet, André:- L'Economie indochinoise et la grande crise universelle.
 外務省通商局編 在外各地在留本邦人職業別人口表 (昭和十年)
 印度支那協會編 佛領印度支那農業に關する調査報告書
 臺灣總督官房外事課編 南支那及南洋調查輯
 同 南支那及南洋情報

三 關 連

Bangkok Times Press:- Directory for Bangkok & Siam (Annual).
 Dept. of Customs:- Foreign Trade & Navigation of Siam (Annual).
 Dold, Mrs. W. C.:- Tai Race.
 Economic Conditions in Siam.
 Frankfurt, Dr. O.:- Element of Siamese Grammar.
 Graham, W. A.:- Siam. 2 Vols.
 Graib, W. G.:- Florae Siamesis Enumeratio.
 Information Bureau:- Siam Literature Series. 13 Pts.
 International Chamber of Commerce:- Bangkok Market Report.
 Le May, R.:- Asian Arady.
 Loti, P.:- Siam.
 Ministry of C. & C.:- Cottons from Siam (Technical and Scientific Supplement to "The Record").
 " " :- Siam: General and Medical Features.
 " " :- Siam: Nature & Industry.
 " " :- Teak Industry of Siam (Technical and Scientific Supplement to "The Record").
 " " :- Use of Fertilizers in the Cultivation of Padi (Technical and Scientific Supplement to "The Record").
 Ministry of Finance:- Statistical Year Book of Siam.
 Office of the Financial Adviser:- Report on the Budget of Siam.
 Seidenfanden, E.:- Guide to Bangkok. Siam Today (1936).

Siam Society:- Journal of the Siam Society.
 " " :- Journal of the Siam Society (Natural History Supplement).
 Siam's Wirtschaftlicher Aufbau, Aussenhandel und Zahlungsbilanz, von Zimmerman, C. C. & Andrews, J. M.:- Siam: Kural Economic Survey (1930-31, 1934-35).
 南洋協會編 南洋之米 大正十年
 長 井 實 次 著 暹羅の米作業 昭和三年
 臺灣總督府專賣局編 外米に關する調査 昭和五年
 伊 藤 光 司 著 南洋農業論 昭和十年
 南洋水産協會編 暹羅の水産 昭和十年
 鹽水港製糖會社編 暹羅糖業視察報告書 昭和十一年
 野村合名調査部編 訪暹經濟事情 昭和十一年
 訪暹經濟使節團編 訪暹經濟使節報告書 昭和十一年
 岩 生 成 一 編 日暹交渉史 昭和十一年
 外務省通商局編 海外經濟事情
 暹羅協會々報 暹羅協會々報
 臺灣總督官房外事課編 南支那及南洋調查輯
 同 南支那及南洋情報

四 概 覽 概 略

Annual Departmental Reports of S. S. F. M. S.
 " " " " F. M. S.
 Blue Book, S. S. (Annual).
 British Malaya Foreign Imports & Exports (Annual).
 Dominion Office and Colonial Office List (1934).
 F. M. S. Gov't. Year Book and Manual of Statistics (1932).
 German, Capt. R. L.:- Handbook to British Malaya (1935).
 Grist, D. H.:- An Outline of Malayan Agriculture (1936).
 Government Gazette, S. S.

" " " F. M. S.
 Malayan Agricultural Journal (Monthly).
 Malayan Statistics (1934).
 Singapore & Malayan Directory (1935).
 Winstedt, R. O.:- Malaya (1924).
 Malayan Year Book (1935, 1936).
 外務省通商局編 在外各地在留本邦人職業別人口表
 南洋協會編 南洋(南洋協會雜誌)
 臺灣總督官房外事課編 南支那及南洋調查輯
 同 南支那及南洋情報

五 概 覽 概 略

British North Borneo Herald (Monthly).
 Handbook of the State of North Borneo (1924, 1929, 1934).
 Rutter, O.:- British North Borneo (1922).
 Report on the Census of the State of North Borneo (1931).
 State of North Borneo: Administration Report (Annual).
 " " :- Annual Departmental Reports (Agriculture, Forest, Medical, Posts Telegraphs & Telephones, Territorial Harbour, Territorial Customs).
 " " :- Annual Reports (1931-33).
 " " :- Official Gazette (Fortnightly).
 " " :- Ordinances and Rules (Annual).
 " " :- Post and Telegraph Guide (1932).
 新務省拓務局編 英領ボルネオ產業關係法規(昭和九年)
 同 英領ボルネオ・タラノ地方事情(昭和五年)
 外務省通商局編 英領ボルネオ事情(昭和七年)
 臺灣總督官房外事課編 南支那及南洋調查輯
 同 南支那及南洋情報

六 年 報 年 報

Annual Statistics & Account of the Dept. of Trade & Customs and

Shipping Office.
 Baring-Gould, S. & Bannfyld, C. A.:- History of Sarawak under its Two White Rajahs 1839-1908.
 Colonial Reports: State of Brunei (Annual).
 Sarawak Administration Report (Annual).
 Sarawak Civil Service List (Annual).
 Sarawak Gazette (Monthly).
 Sarawak Government Gazette (Fortnightly).
 Sarawak Land Regulations.
 Sarawak Land Regulations.
 Sarawak Orders. 2 Pts.
 Sarawak Orders & Regulations relating to Ports & Shipping and Trade & Customs (Annual).
 石井便三郎著 ボルネオ・サラワノ王國事情
 外務省通商局編 サラワノ國事情附フォルネオ國事情
 同 英領フォルネオ國事情
 臺灣總督官房外事課編 南支那及南洋調查輯
 同 南支那及南洋情報

七 年 報 年 報

De Graaf, S., Sibbe, D. G.:- Encyclopedie van Ned.-Indië (1930).
 Dienstregeling der Koninklijke Paketvaart Mij.
 Eerde, Prof. J. C.:- De Volken van Ned.-Indië.
 Engelbrecht, F. M. L.:- De Ned.-Indischen Welboeken.
 Gongrijp, G. F. E.:- Geillustreerde Encyclopedie van Ned.-Indië.
 Handbook of the Netherlands East-Indies (1930).
 Gaaroverzicht van den In- en Uitvoer van Ned.-Indië (1931-35)
 Javrsche Bank:- Verslag van den President van Javrsche Bank.
 Economische Weekblad.
 Landbouwexportgewassen van Ned.-Indië (1934).
 Maandstatistiek van den In- en Uitvoer (1931-36).
 Regeerings Almanak voor Ned.-Indië (1931-35).
 Smits, Dr. R. E.:- De Betekenis van Nederlandisch-Indië uit Internation-

比
律
賓

比律賓 目次

地理	位置・面積	三頁
	地勢	三
	山岳及平野	四
	河川・湖沼・海岸線	五
	氣象	五
歷史	年代記摘要	九
	自十六世紀至十八世紀末葉	一〇
	自十九世紀至現代	二
人口住民	人口	二五
	住民	二九
宗教教育	宗教	三三
	教育	三二
衛生	總說	三七
	衛生行政及施設	三七
	諸疾病	三九
政治	獨立運動	三三
	比律賓憲法	三七
	大統領	三〇
	立法	三六

比律賓……目次

行政	總說	三五
國防	國防豫算	三三
	陸軍	三三
	海軍	三六
	空軍	三六
財政	總說	三六
	財政機關	三六
	歲計	三七
	公債	三九
	稅制	三九
	(附)輸入關稅率	三七
金融	通貨	三九
	金融機關	三九
	金銀	三七
	爲替事情	三七
	幣制改革問題	三八
農業	總說	三九
	土地拂下及租借	三九
	米	三九
	砂糖	三九
	椰子	三九
	古椰子	三九
	煙草	三九
	玉蜀黍	三九

マニラ麻	101
マゲイ	100
將來有望なる農業	105
牧畜業	
總説	106
畜産行政	106
統計	106
林業	
木材	109
其他の林産物	109
森林伐採權と邦人事業	111
森林行政	113
統計	114
水産業	
總説	115
關係法規	117
統計	118
鑛業	
總説	119
鑛業行政及同法規	120
重要鑛産物	120
工業	
重要鑛産物	123
労働	
總説	125

勞務	125
移民	125
總説	127
國內貿易	129
一般商業	131
倉庫業	131
保險業	131
商業會議所	131
ネバ運動	131
貿易	
總説	132
米比通商問題	132
國別貿易	132
輸入貿易	132
輸出貿易	132
對日本貿易	132
交通	
陸運	132
海運	132
空運	132
通信	132
其他	
旅行案内	132
主要都市	132
雜	132

比律賓

地理

位置・面積―地勢―山岳及平野―河川・湖沼及海岸線―気象

一 位置・面積

比律賓群島は、馬來群島の北東部を占め、北緯四度四十分より二十一度十分、東經百十六度四十分より百二十六度三十四分の間に散在せる大小七千八百十三の島嶼より成る。この中命名されたもの二千四百四十一にして、他の四千六百四十二は無名の島嶼である。東は太平洋、西は南支那海を距て、亞細亞大陸に面し、北は百六十軒を距て、我が臺灣と指呼の間に在り、南はセレベス海を距て、ボルネオ及セレベスと相對峙する。全面積二十九萬六千二百九十四平方軒にして、その内ルソン島十萬五千七百八平方軒、ミンダナオ島九萬五千五百八十七平方軒を占め、兩島の面積は群島の約七〇%に相當する。

今主要島嶼及其の面積を示せば次の如し。

島名	面積 (平方軒)	出所 (比律賓調査)
ルソン	105,800	平方軒
ミンダナオ	95,587	平方軒
セブ	55,117	平方軒
ボホール	45,710	平方軒
マニラ	1,100	平方軒
その他の島嶼	11,414	平方軒
計	296,818	平方軒

二 地勢

比律賓……地理

比律賓の各島嶼はスダ諸島のそれと異り其の恰好誠に行儀が悪く、特に最大島ルソン及ミンダナオは切株の心の如き不思議な形態を有して居る。山脈の系統から云へば明かに二大別され、一は凡そ西北から東南に走り太平洋に向つて大弓を張るもので、ルソン島南部、其の南部のサマール及レイテ島等之に屬する。但しミンダナオの東半では殆ど南北の山脈となり、數列の南北山脈の間には數列の構造谷、それに野地及沼湖、時に入江、或は又海峽の如き形式をとつて割合に整然と連つて居る。然るに他の一系統は明かに西南、北東の形を取るものであつて、特に群島の西部に著しく、中でもバラワン島及スール諸島の如きは其の走向を明瞭に示して居る。島の密集したビサヤ群島中にもセブの如きは、此の方向を歴然と嚴守して居る。

若し前者が右傾派の島列又は右傾派の山脈ならば、後者は左傾派の島列であり、左傾派の山脈である。かくて右傾と左傾とが互に接觸する附近には、右傾でもなし左傾でもない旗色不鮮明のものもあれば、一部は右傾し、一部は左傾してゐる所謂丁字島や十字島が出来てくる。

比律賓群島の諸山脈は屢々扇狀に分岐する例に引用されるが、實は扇狀とは極めて概括的な見方で、群島を支配する山脈は上述の如き全く方向を異にする二種類の彎曲が明瞭或は不明瞭に交錯せるものであつて、右傾造山は地殻の太平洋進出の結果と見るべきである。ルソン島北部のシエラマドレ及ルソン山脈の如きは明かに臺灣より連絡した左傾派に屬するものであるが、南進するほど右傾派に壓せられて居る。従つて北半自身は左傾を維持しながら、右傾の壓迫によりて一大隆起をなし、臺灣島類の半月會合を作つて居る。ミンダナオ島は東半が右傾山脈なるに對し西半サムボアンガは左傾山脈のものである。併し東南ダバオの南方は段々旗色不鮮明になつて海中に入り次第に左傾の山脈として現はれ、遂にセレベス島の北端ミナハサ半島に連つ

て居る。

三 山岳及平野

山岳 奈群島火山系に属して居る。蘭領セレベス北端のサンギル火山帯は北上してサンギル火山帯を經、ミンダナオの秀峰アボ山を過ぎ、同島北側海上にあるカミギン島に至るミンダナオ火山帯となる。更に其の北端はレイテ島のダナン、カシボイ兩火山、其の北方のピリラン火山帯を過ぎ、ルソン島西端カマリネス半島に入り、ブルサン、マヨン兩火山に至る所謂南部ルソン島の火山帯を形成する。此の火山帯の延長方向には、ルソン島の北端カグア火山からバシー海峡のカミギン、バブヤン、バタイン諸火山帯を過ぎ、臺灣の東方紅頭嶼に達するバブヤン火山帯がある。これはミンダナオ及南部ルソン火山帯と共に略々規則正しい一帯をなして比律賓の外側を貫くが、その配列はスンダ火山帯の様に規則正しいものではない。

右の外マニラの南方約六十軒のタール湖も火山性のもので其の中央にはタール活火山を浮べて居る。マニラ灣頭のマリベレス峯も亦塊狀火山であり、灣口を扼するコレヒドル島赤火山の殘片である。此の外ネグロス島にはカンラオンダ、マガス兩火山あり、更に南方スールー群島にも活火山がある。これ等はマニラ附近のものと結び付けて前記外側火山帯の内側に更に一帯をなすやうに見えるが、寧ろ夫々獨立に考へ、ネグロス火山帯、スールー火山帯と稱する人が多い。

以上が比律賓火山系の大略であるが火山の主なるものは次の如くである。

火山名	所在州及島嶼名
アポ (Apo)	コタバト州、ダバオ州、ミンダナオ島
バブヤン (Babuyan)	バブヤネス州、バブヤネス島
カラヨ (Calayo)	コタバト州、ミンダナオ島
カミギン (Camiguin)	カミギン州、ミンダナオ島
カンラオンダ (Canlaon)	ネグロス州、ドゥマケテ州、ネグロス島

出所：比島案内書

主要山岳及標高表

山岳名	標高	所在州名及島嶼名
アポ	2,956米	コタバト州、ダバオ州、ミンダナオ島
プログ	2,193米	イフガオ州、山岳州、ルソン島
バクタン	2,100米	レバント、山岳州、ルソン島
マヨン	2,462米	アルバイ州、ルソン島
ハルコン	2,400米	ミンドロ島
バナジヤオ又 はウアナハウ ダ	2,100米	タバヤネス州、ルソン島
マリナダング	2,138米	ポントック、山岳州、ルソン島
アムヤオ	2,100米	ミサミス州、ミンダナオ島
マトタム	2,121米	コタバト州、ミンダナオ島
ホリス	2,111米	ヌエバ・ビスカヤ州、ルソン島
マンタリンガハン	2,026米	バラワン島南部
ナマゲ	2,004米	ポントック、山岳州、ルソン島

出所：同前表

マヨン (Mayon) アルバイ州、ルソン島
 タール (Taal) バタナガス州、ルソン島
 ブルサン (Bulusan) ソルソゴン州、ルソン島

此の中アルバイ州のマヨン山は一六六六年、一七六六年、一八一四年、一八五五年、一九二八年、バタナガス州のタール山は一七二六年、一七四九年、一七五四年、一七五五年、一九〇四年、一九一一年に爆發し、前者は其の型の我が富士山に似たるがため、後者は世界一の低火山なるため共に其名が高い。地震の多いのも此の關係からであらう。一六〇一年、一六〇五年、一六二〇年、一六四五年、一八五二年、一八六三年、一八七三年、一八八一年の分は其の著しきものである。

次に標高二千米以上の山岳名・標高・所在州名(或は島嶼名)を表示すれば次の如くである。

アシウル 11,000 ヌエバ・ビスカヤ州、ルソン島
 ベサオ 11,000 ポントック、山岳州、ルソン島
 バグサン 11,000 アバヤオス、山岳州、ルソン島

平野 比律賓の平野は北部ルソンに於けるカガヤン河流域地方、中部ルソン地方のバンガシナン、タルラック、ヌエバ・エシハ、リサールの各州に亘る地域及ミンダナオ島のコタバト、アグサン、ダバオ河流域等に散在する。

カガヤン河流域地方は地味肥沃にして農作に適すれども、未だ中央の文化が及んでゐない。一九三七年アバリ港の開港と共に著々同地方の開発が行はれるものと見られる。ミンダナオ島の各河流域の平野は地味肥沃にして、ミンダナオ横断道路の完成により、將來有望な農作地となるであらう。

四 河川・湖沼・海岸線

河川 比島は大體に於て大河がない。又運輸の便に供する程深く且つ長いものもない。僅にルソン島中最大河たるカガヤン河(Cagayan)が、豊饒なるカガヤン溪谷の産物をアバリにて船積するために送り出す用を便じてゐるに過ぎない。主なる河川は次の如し。

河川名	通過州及所在島嶼名
アグサン	アグサン州、ミンダナオ島
ピコール	カマリネス州、ルソン島
カガヤン	ミサミス州、ミンダナオ島
アバヤオ	カガヤン州、ミンダナオ島
西に流れ海に入るもの	バンガシナン州、ルソン島
アグノ	リサール州、ルソン島
バシグ	コタバト州、ミンダナオ島
コタバト	コタバト州、ミンダナオ島
南に流れ海に入るもの	イロイロ島
ハラウル	イロイロ島

比律賓……地理

五 氣象

比律賓は熱帯圏内に在るが四月、五月を除き暑熱酷烈でない。規則正しい季節風が絶えず吹き、夜は冷涼、日射病の如きは之有るを聞かぬ。

併し同群島は南北に長く羅列した島であるから氣候も一概でなく、又降雨・風向の時期も所により異なつて居るが、大體乾燥期・乾冷期・雨期の三つに區分する事が出来る。即ち四月、五月は乾燥期、六月乃至十一月は雨期、十二月乃至二月迄は乾冷期といふ事が出来るのである。

次に比島測候所の組織に就き一言すれば、中央天文臺はマニラ市に在つて其の下に支所があり、其の下に夫々第一級、第二級及第三級測候所がある。外に降雨のみの測量をなす雨量觀測所(Rain station)がある。

尙詳細は後説「教育の部」を参照ありし。

氣温 過去二十年間に於ける各地平均温度は、攝氏二十六度見當を示した。一九一八年度比島國勢調査書に據れば、從來比島に於ける最高温度は攝氏四一・二度で、之はルソン島タルラック(Talac)に於て一九〇六年及一九〇七年に示されたものであり、又攝氏三度は最低温度で一九〇七年バギオ(Bagui)に於て記録されたものであつた。バギオは比島に於ける避暑地として知らる

比律賓……地理

所であつて、北ルソン山岳千五百米の高地にあり、印度のデリーの如き夏期首府として四月、五月の交、官署全部が移轉すべく、タフト總督により建設された優雅なる都市である。

從來マニラに於ける絶対最低温度は、夫々攝氏三八・六度及一四・五度であつて、前者は一九一五年五月、後者は一九一四年一月に記録されたのであつた。又最高温度の長期に亘る記録はマニラのみならず、於て取られて居るが、それは一九一二年の大乾魃の時に出現し、攝氏三十六度以上の日が四月二十日より五月五日迄十六日に亘つて續いた時であつた。

六

(Intermittent A Type)と稱せられ、最大雨期なるものはないが、一箇月乃至三箇月に亘る短期の乾期がある。この型は前第一型及第二型の中間に属するものであるが、短期なりとも乾期がある點に於て第一型に似て居る。この型に属する部分には、カガヤン、イサメラ(Isabela)及ヌエバ(Nueva Ecija)の西部、山岳部の東部、タヤバスの南部、マヌアテ(Masbate)、ロマンボン(Romblon)、パナイの北東部、ネグロスの東部、セブの中部及南部、ミサミス(Misamis)、アグサニ(Agusan)及プキルン(Pukitlan)州の一部、サムボアンガ南半島及東部、パラワンの大部である。第四型は一名中間B型と稱せられ、顯著なる雨期なく又乾燥期なし。この型に属する地方は、バタネス(Batanes)州、カガヤン州より東岸タヤバスの三分の一邊迄の北部ルソン大部、アムボスカマリネス及アルバイ州西部、ボントック(Bontoc)半島、ミンドロの東部、マリンドウケ(Masduque)、カルニョグ(Calbayog)附近サマルの一部、レイテの西部、セブ北部大部分、ボホール、セロー(Jolo)及バシラン(Basilan)島、ラナオ及コタバト(Cotabato)州、ダバオ(Davao)及サミス北西部、更にサムボアンガ州東部を含むミンダナオの大部分である。

比島に於て降水量の測候をして居る観測所は七十に及び、一九一八年國勢調査當時に於ても各々十六年乃至十年の記録を有して居り、一觀測所の年平均降水量は四、五九七・六耗乃至九八九・八耗の間に在る。而して其の最大記録はバギオの保有する所であつて最低はサムボアンガに於て現はれて居る。

圖書に據り年平均湿度を見るにバギオの八五・七%を最高とし、次でスリガオ及パラカレ(Palacale)である。反對に低湿度を示せるはセブ、ダグバ、サン、インドロ(Dagu Indro)及マニラである。又年平均極差を見るに、サン、インドロの一九・九を最大とし、カマリネス北端のバラカレの三・三を最少とす。平均湿度の高い月は北東季節風に面する地域は十二月であり、又反對の地域は八、九月である。

風位 風速及風向の研究は氣象研究上重要な要素であるが、之等に關し比律賓に於ては完全なる調査がない。據るべき資料として纏まつたものに一九一八年の國勢調査書があるが、同書には「遺憾な事には風速・風向に關する殊に各州別及副州に於ける強風の調査は完全でないが、或る時期に於て之等事實に關する何物かを發表せんことを期す」といふ申請があり詳細なる記述を缺く。

統計 左に風向を除く各地月別氣温・降水量・氣壓及風速表を掲げることとする。

各地月別氣温・降水量・氣壓及風速表 (一九三四年)

Table with columns for month (一月 to 五月), average temperature, maximum temperature, minimum temperature, precipitation, average pressure, and average wind speed.

比律賓……地理

Large table showing monthly and annual data for temperature, precipitation, pressure, and wind speed for the years 1911-1934.

- 一七四五 宗教上の命令と稱して西班牙僧侶が比律賓人所有地を占領せし爲、マニラ附近數州の農民一揆起り翌年鎮定さる
- 一七四九 モーロー族と西班牙當局との反目は多年に亘り、此の年に至り形勢愈悪化する
- 一七六二 歐洲に於ける英吉利と西班牙兩國間の確執は遂に比律賓にまで延長され、同年十月マニラ市は完全に英人の手に落ち翌年巴里條約に依り再び西班牙領に歸る
- 一八一〇 比律賓代表初めて西班牙議會に出席を許さる
- 一八二〇 マニラ及カビテに外人虐殺起る
- 一八二二 マニラに始めて新聞 El Platanero 發行さる
- 一八三〇 比律賓銀行設立さる
- 一八三一 サムボアンガ港開港さる
- 一八三四 マニラ港無制限開港場となる
- 一八三七 比律賓代表議員西班牙議會より驅逐さる
- 一八五五 イロイロ港開港場となる
- 一八六三 マニラ大地震死者二千名を出す、セブー港開港場となる
- 一八七七 英・獨兩國、西班牙のスール島支配を承認す
- 一八八〇 マニラ香港間海底線敷設せらる
- 一八八六 支那人道放の請願書西班牙政府に提出さる
- 一八九一 比島最初の鐵道(マニラ・ラダグー・パン間百二十哩)敷設さる
- 一八九二 革命的秘密結社カティプナン組織さる
- 一八九六 八月二十日タガログ族の叛亂起る
- 一八九八 十二月三十日革命家ホセ・リサル死刑に處せらる
- 一八九八 米西戦争の結果、米國比島を領有す
- 一八九九 アギナルド、革命政府を樹立す
- 一九〇一 米・比開戦、比軍破れ比島の獨立有名無實となる
- 一九〇一 米・西講和條約批准交換さる
- 一九〇一 米人初代總督タブト著任す

- 一九三四 タイディングス・マツダツイ獨立法米國兩院通過、米大統領裁可す
- 一九三五 五月一日比島議會は右獨立法を受諾す
- 十一月十五日比島獨立準備政府成立し、マニニエル・ケソン氏初代大統領に就任、従来の總督フランク・マーフィー氏は初代ハイ・コミッショナーとなる

二 自十六世紀至十八世紀末葉

西歐人の比律賓群島發見 比律賓群島が西歐に紹介されたのは彼の南米尖端の海峡に其の名を留めて居るマゼラン(Magellan)に依るものである。マゼランは、世界巡航の途一五二一年三月十六日サマル島の山影を望み、四月七日を以てセブーに上陸した。然し彼はセブー會長を心服せしめんとし、寡兵を以てセブーの對岸マクタン島に於ける土人との戦闘中、不幸にして斃れたる爲、セブー會長は却つて西人に敵意を表し、西班牙軍は軍を退いて本國に歸航した。

一代の冒險兒マゼランに依り比島の名一度歐洲に傳へらるゝや、風雲兒の東洋に目がけて來るもの踵を接した。中にも西班牙は屢々兵船を繼して比島遠征を試みたが、レガスピ(Legaspi)が一五六五年セブーを、次いで一五七〇年マニラを占領するに至る迄いづれも失敗の歴史を繰返してゐる。

當時、東洋に於ける新陸地の發見、又は領土擴張の目的は、一は當時歐洲に於て富の源泉と稱せられてゐた香料の産地がこの方面にあるのを尋ねて來る者、即ち經濟上の利益を目的とするもので、二は西班牙及葡萄牙の國王が國教を世界に宣傳布教せんとするにあり、從て是等萬里遠征し來る中には僧侶も混つて居たのであつた。

其の頃に於ける比島内部の状況は、幾多の會長各地に割據し、各勢力範圍を維持して何等の統一もなかつた爲、比較的少人數と比較的短時間に於て西人の爲に征服せられたのであつた。

西班牙の領有 西班牙人の比島征服は武力に據りたるは勿論であるが統

治には宗教の力を利用するに努めた。これ一にその本國に於ける僧侶の勢力が強大であつたのに因るものであつて、從て比島に於ても總督は僧侶に一目を置くといふ有様であつた。かくの如き僧侶の政治上に於ける強き勢力は、總て西班牙の比島領有に幾多の禍を誘引するに至つたのである。

比島に於ける僧侶の勢力の強かつたのは、西班牙本國に於ける加特力教の勢力が強大なる爲と、總督が僅少の年限を以て交替するに拘らず、大僧正の如きは異動甚だ稀であつたがため、彼等は土地の事情に精通することは勿論、法門の雜輩に至りても各地に於て土人と接觸し、之を撫育する機會多く、殊に政府が人民に對して苛酷の取扱ある場合の如きは其の間に立入りて人民を保護するが故に、土民に對する僧侶の信望及勢力は日を経ると共に増加するの當然であつた。

又當時比島に總督として赴任し來る者の眞の目的は、善政を布いて未開の地を教化せんとするものでもなく、愚昧なる土民の智能を啓蒙せんとするものでもなかつた。一に私財の獲得に努め、從て比較的短年月に裕福になつて老後を風靜かなる本國の都會に送らんとするものが彼等の眞の目的であつた。故に其の在任中は苛斂誅求を専らとし、行政の主腦者たる總督が既に斯の如きため、その末輩の良吏無きはいふ迄もなかつた。然るに一方土民に對する僧侶の信望は日々に加はるに及び、宗教の勢力強大なる西班牙植民地に於て、官吏が僧侶の爲に益々壓迫せらるゝは已むを得ないことであつた。殊に總督の更迭に際し、其の治政中の功罪を調査して之を本國政府に報告する委員中に大僧正があり、而も若し總督が彼の逆鱗に觸るゝ事があれば、忽ち彈劾の鐵鎚を加へられるのであつた。さすれば僧侶の勢力加はると共に漸く專横の爪牙を現はし來つて、遂に人民に對し精神上ばかりでなく政治上に迄全然之を支配するの有様になつたのである。斯かる專横の行に對しては總督と雖も如何とも爲す事が出來ず、況んや地方の小官吏に於ては實に爲す術を知らなかつたのである。即ち比島に於ける政治上の實權は總督の手より僧侶の手に移つて居たと云つても過言ではなかつた。法門にその人を得れば或は好い結果を得る事が出來たであらうけれども、若しその人を得ざれば宗教政治の前途

又危い哉である。一五七〇年より一八九八年に至る三百二十八年の間に、總督を代ふること實に百十五、その更迭の頻繁なることは實に驚くべきものであつた。

對外接觸 一五七〇年、西班牙の比島領有以來十九世紀の中葉に至る迄、外國との間には多少の事件があつた。例へば支那の李馬奔のマニラ入寇の如き、或は豊臣秀吉の比島總督に書を送つて朝貢を迫りたるが如き、又一七六一一年英軍のマニラ占領(翌年平和條約成立と同時に還附)の如き種々の外患があつたけれども、内政上にはこれといふ變化はなかつた。

併し乍ら、一八六九年東西兩洋の航路短縮として古今の偉業たるスエズ運河の開鑿され、西班牙本國と比島の交通容易になると同時に、歐洲の新風潮はルソンにも及び、漸次比島土民の思想上の變化を來した。比島革命戰の主腦者であるマビニ(A. Mabini)の如きも其の革命に關する所論に於て、スエズ運河の開鑿が比島土民の思想に一大變化を與へたと云つて居る。

三 自十九世紀至現代

カビテの動亂と三僧侶の死刑 一五七〇年より十九世紀の中葉に至る迄約三百年の間は、内政上に一大事件として特筆するものはなかつたが種々の局部的騷動は各所に於て演ぜられた。一八七〇年に至るや端なくも一般的騷動を惹起する事件が發生した。それは土人僧侶と西班牙人教團派僧侶との確執である。元來、教團派の僧侶は我が邦の比數に於ける延暦寺の如く、又高野に於ける金剛峯寺の如く、寺坊を市中に營まず、世間と交渉を絶つて教義の研究と修業に専念し、唯市中の僧侶不足なる場合にのみ、出で、市内に寺坊を構ふるを許された。故に市内の僧侶十分なるに至らば市中を引揚ぐべきものなるに、教團派は之に背きて市中を引揚ぐるを肯んぜず、地の利を有する寺坊を固く持して動かかなかつた者が多かつたため、遂に土人僧侶との間に隙を生ずるに至つた。

彼等兩派の宗教上の争闘は最も熾烈に進行し、土人側に於ては遠くローマ法王に直訴するものあり、就中、特に力を入れて争つたのは、ブルコス(Dr.

J. Burgos) サヤツ(F. Zamora) 及 ムメ(F. Gimae) の三僧であつた。ムメの如き八十五歳の高僧を以て而も熱烈なる抵抗を試みたのであつた。一八七二年、カビテの海軍工廠に小規模の騒動が起きた。其の騒動は精士民の謀反的性質を帯びて居たが、決して一般的の叛亂でなかつたのに拘らず、奸諂且つ陰險なる教團派は常に其の間隙を狙ひつゝあつたので、敵將ブルゴス、サモラ、ゴメスの三僧を陥るべき好機であるとし、政治上の勢力を利用して、百方策を講じ、カビテ謀反の罪を此の三僧に歸せしめた。専横なる西班牙僧侶に蔽はれて天日爲に暗く、マニラ法院は被告の三僧に對して證憑の何等據るべきものなかつたにも拘らず、叛逆の大罪に問ふて死刑を言渡した。斯くてこの三僧は法衣の儘銃殺の刑に處せられた。無辜の民の生命を絶ちたる暴虐なる裁判は一般比島土人をして甚だしく反感を抱かした。即ち政府並に教團派に對して何等かの方法を講ぜざれば、如何なる危険に遭ふとするやも知れずとの觀念、換言すれば茲に國民的自覺を起さしむるに至つたのである。

偉人リサル現はる 比律賓革命史より抹殺し得ざるものは、ドクトル・リサル(Dos Rizal y Mercado) の小説及其の死刑である。彼の健筆に成る二卷の小説は比島の土民に深刻なる國民的自覺を興へ、而して彼の死は國民的自覺の爆發となつた。

ホセ・リサル・イ・メルカドは彼の本名にして一八六一年に生れた。比律賓人中其の種々なる點に於て他に比類を見ない不世出の偉人であつた。彼は幸か不幸か、其の同胞が稍國民的自覺を起した時代に生れたのである。彼は幼少の頃より學藝業に秀で、十四歳にして既にラテン語の詩を作つたといふのに徴しても、決して平凡な人物でなかつた事を知り得るのである。長じて西班牙本國の大學に醫學を修め、後、維納・伯林・巴里及倫敦等に轉學して斯學の淵奥を極めた。彼の修行は單に醫學上計りではなかつた。修學各方面に亘り實に博學多才であつた。語學の如きは英・獨・佛・西は勿論日本語さへも多少解し、其の他繪畫・彫刻、更に土木に至る迄殆ど専門家の壘を摩するものがあつたと云ふ。其の彫刻の如きは作品の今尙マニラに残存し、後人をして

その技巧を讚嘆せしめてゐる。彼が歐洲滞在中、祖國の現状を憤嘆し、同胞覺醒の一手段として選んだのが小説であつた。彼は一八八五年、白耳義に於てノリ・メ・タン・ヘル(Nori Me Tangere) を發表し祖國の暴狀を世界の人士に訴へたのであつた。同書は英譯されて「社會の腫物」と云はれる。

リサールの小説と其の死刑 リサールの小説は其の當時比島に於ける社會状態を最も明にし、且つ西班牙の僧侶が如何に社會上に跳梁跋扈して居たかを一讀瞭然たらしむると同時に、之が救済策は其の當時土民の騒ぎ立てた參政權の獲得のみを以てしては、決して目的を達し得るものでない事を知らしめた。即ち救済の根本問題は、土民を教育し以てその智能を向上せしめ、而して政治上の權利を行使し得る力を養成せねばならぬと云ふのがリサールの主張であつた。

リサルはこの書に於て何等危険的思想を表して居ない。即ち同胞に對して西班牙政府に謀反せよとは論じて居ないのである。然るに西班牙の政府及宗教家は此の書を手にして痛く恐慌を感じた。政府はリサールの家族に對してあらゆる壓迫を加へ、而もその壓迫は甚だしく残忍を極めた。之を傳へ聞いてリサルは非常に憤慨した。故なくして無辜の民を虐ぐる政府の魔手は、温和なるリサルをして過激に赴かした。彼は一八九一年同じく白耳義に於て再び一書を發表した。題してエル・ファイリバステリスモ(El Fihihastisimo) といふ。英語では「食慾の世」と譯され、内容は前者の續篇であるが、思想文章共に稍過激に亘り、西班牙の政府及僧侶は恰も第二の爆發を投げつけられた如く驚いた。後者が最も彼等の忌諱に觸れたのは、リサルが同書の巻頭に於て、かの罪なくして殺されたるブルゴス、サモラ、ゴメスの三僧の靈前に捧ぐの一文である。前後二卷の小説は、比島の人心に深くしみ渡り、恰も響鐘を亂打する如く祖國の同胞を覺醒せしめたのである。リサルは其の後香港に歸りて得意の眼科醫院を營んだ。何時の世如何なる國の英雄にも親子の情に淪りなく、リサールの如き愛國の士も祖國に在りて政府の暴虐に泣く親を思ふ時斷腸の念に堪えなかつたものか、遂に時の總

督の許可を得て歸國した。然るに奸諂にして執念深き僧侶はリサルを社會に生存せしむるは、恰も虎を野に放つ如き危険ありと爲し、遂に比律賓群島の最南端ミンダオ島のダビタン(Davitan) に幽閉して社會との交通を遮斷した。歐洲に於ける彼の友人等は、彼を救はんとして西班牙政府に請願書を差出し種々刺策して居たが、時も好し、西領政理に内亂起り、兩軍傷病者多くして醫藥の不足せるを聞き、總督へ書を致し傷病者看護のため從軍する事を請ひ、許されて西班牙本國に向け出發した。

當時偶々總督更迭し、新總督は僧侶の讒を容れて本國政府に急報したので、リサールの到着するを待つて捕縛し、更にマニラに還して獄に投じ、擬するに叛逆罪を以てした。法院はリサールの明瞭な辯解に耳を傾けずして死刑を言渡し、一八九六年十二月三十日、綠蔭濃かなるルネタ公園の芝生に於て銃殺の刑を執行した。リサル時に齡三十五であつた。

アギナルドの奮起 西班牙政府の比島政治三百有餘年、その間失政の數枚擧に違あらずと雖も、リサールの死刑は蓋しその最も大なるものであらう。小銃の一弾を以てリサールの生命を斷つは容易である。然れども、リサールの思想を斷つは至難である。飛彈彼の心臓を貫く時、迸る血潮は全比島の人

民に革命の洗禮を興へたのであつた。願れば、スエズ運河の開通より歐洲の新思想漸次ルソンの天地に浸潤して、土人僧侶對教團派争論の近因となり、無辜の三僧の死刑に依り、比島人對西班牙人の問題が起つた。更に愛國の士リサールの健筆に成る雄篇に依りて、比島社會の缺點曝露せらるゝや、一般の土民をして國民的自覺の促進となり、遂にリサールの死刑に至つて一大爆發の導火をなし、一般的革命叛亂を起すに至つた。

是より先カティブナン(Katipunán) と稱する一種の秘密結社が土人の間に組織せられ、一八九二年其の本部をマニラに置くに至つたが、一八九六年八月マニラ市の一僧侶に依り、陰謀の内容が發表せられ、止むなく旗擧げの準備未だ整はなかつたにも拘らず、同市外カローカン(Caloocan) に於て初めてカティブナンの革命旗を翻すこととなつた。之が爲各地に散在せる黨員も一

齊に蜂起し、カビテ州に於ては、アギナルド等指揮の下に擧兵した。リサル死刑宣告の理由は、同人が此の結社の首腦であつたと云ふのにあつたけれども、其の當時リサルはダビタンに幽閉せられ、事實上外部との關係はなかつたと云はれる。

アギナルドは一八九九年カビテに生れ、其の旗擧げ當時は二十七歳の青年にしてカビテの村長を勤めて居た。最初カビテに民軍を起して同地の兵營を襲撃し、相當の武器を奪ふことに成功したので、近隣の評判一時に揚り、來り投ずる同志多く、叛亂は附近に擴張した。が局合の衆として政府の軍隊には敵し得ず、漸次後退して森林に入り、以て攻むるに難き地の利に據つて防戦した。各地に蜂起した叛亂に政府も奔命に疲れ、何等かの名目を以て干戈を收むるの必要上、土人バテルノ(Senior Pedro A. Paterno) は總督と協議して仲裁する事となり、和議成立、革命軍はアギナルド外首領が政府より八十萬弗を受けて國外に去る事、又政府は内政を改善する事を條件とし、一八九七年十二月アギナルド及首領數名は先づ四十萬弗を受取つて香港に向つてマニラを去つた。此の和議を稱してビヤタナ・バト條約(Treaty of Biak-na-bato) と云ふ。斯くて叛亂は表面上平定した様でも、アギナルド一派は決して比島の獨立運動を中止したのではない。海外に在つて徐に再擧を圖る考のあつた事は疑ひがない。一八九八年、アギナルドは歐洲に於て比島の現状を説明し、以て一般歐洲人の同情を得んが爲め、香港より渡歐の途に上つたのである。

一八九八年に入りてより、玊瑪問題に因を發した米西兩國の國交は甚だしく危機に陥つた。一方アギナルドは四月香港發西貢を経て四月二十一日新嘉坡に到着した。米西關係は愈切迫し、米國はアギナルドの新嘉坡著の四月二十一日を以て西班牙と砲火の間に相見えたのである。アギナルドは新嘉坡に於て、米國領事プラット(Consul Pratt) と會見し比島獨立の密約を結び、その結果アギナルドは在香港の米海軍デューイ提督(Admiral Dewey) と會見するため四月二十八日英船マラッカ號にて新嘉坡を發し五月四日香港に歸着した。併し時既に遅く、デューイ提督は本國政府の電命により、西艦隊擊滅の爲にマニラに向け出發の後であつた。アギナルドは已むなく香港駐在米國領

本を介してデニウイに請ひ、其の許可を得て米海軍運送船マクロク號に搭乗し、比島の獨立即ち祖國救済の希望に燃えつき、五月十九日マニラ灣の一角たる彼の居村カビテのピエホ村に到着し、直ちに上陸したが、當時既に米海軍は西班牙艦隊撃滅の後であつた。

アギナルドとデニウイ提督との約束

五月一日、米海軍は比島の海上権を得たるも、陸兵を有せず、艦にカビテの海軍兵營を占領したのみで他の陸上に對しては如何ともなす事が出来ず、マニラ市に對してさへも指を染むる事が出来なかつた。茲に於てデニウイはアギナルドの擧兵を便宜上之を許し、尙獲せる西軍兵器を與へた。茲にアギナルドは同志を糾合して軍隊を組織し、カビテを根據地として威を近隣に振つた。八月米國陸軍の到着する迄、武を練り兵を養ひ、やがて来るべき一大機會に對し、多大の期待を有した。

八月、米陸兵を滿載せる運送船運橋して來り、直ちにマニラ攻撃に移つたが、米軍司令官は考ふる所あつてアギナルド軍の参加を許さなかつた。斯くて米軍専らマニラ攻撃に當り、八月十三日、星條旗はサンティアゴ城頭高く掲揚せられたのである。

アギナルドとデニウイ提督との間には、ブラット領事と同じく比島獨立の約束問題が起つた。アギナルドはカビテ擧兵の際、提督と比島の獨立を明かに約束したと主張し、之がため米國政界の問題を惹起し、戦後、議會はブラット領事、デニウイ提督を召喚して該約束の有無を質したが、兩人共に之を否認し、結局確認するに足るべき證據なき儘有耶無耶の裡に葬り去られた。

然れども比島人民は獨立問題に對して、一の大なる希望と期待を持つて居た爲、戦後米國が比島領有に決するや、甚だ之に迷つたのである。それは米國は對西宣戰の布告に於て、領土の獲得を目的とせず、玖瑪の人民が西班牙政府の苛政に虐げらるゝを傍觀するに忍びず、即ち正義と人道の見地よりして玖瑪人を西班牙の暴政裡より救出するを目的とするに在ると云つた爲である。戰爭の結果は西班牙敗れて米國の勝利に歸した。故に比島も西班牙の手より離るゝも米國の領有になるのではなく、比島は比島人の國土として其の獨立を許さるべきものなりと思考して居たのである。斯ければこそ一般比島

人をしてアギナルドのブラット領事及デニウイ提督と約束ありとの主張を無稽にあらずと信ぜしめた。然れども比島は米國の領土となるに至つた。

比島共和國の成立及消滅

アギナルドはデニウイ提督の許しを得てカビテに於て兵を擧げるや、五月二十四日、一般比島人民に對し布告を發して曰く「西班牙を殲滅し、憲法を制定して政治の組織完成するに至る迄、予は比島共和國の獨立主權者たるであらう」と。六月十二日、獨立國旗を掲揚し、同月十八日地方行制制度を設け、代議士選舉令を發し、更に同二十三日に至つて獨裁政治を廢し、革命政府を建設し、アギナルドは假大統領となつた。八月一日、各地の議員選舉を行ひ、本部をカビテよりマニラの北方二十哩のマロス(Malos)に移して此處に議員を召集し、九月二十九日憲法を發布し立國の基礎を完了した。言ふ迄もなくアギナルドは第一期大統領に選舉せられた。

當時米軍は依然マニラ市を占領して比島軍の入市を許さず、比島軍は市外サン・ファン・デル・モンテ橋を境界として屯營して居た。是より先、マニラ攻撃に比島軍の参加を許されなかつたことは、アギナルドを始め一般比島人民をして痛く失望せしむると同時に甚だしく彼等を憤慨させた。從て比島軍は米軍に對し快くなかつた折柄、比島兵のサン・ファン・デル・モンテ橋通過に際し、米兵の誰何に答へなかつたと云ふ一小事が發した。偶々之が導火を爲して兩軍は砲火を交へるに至つた。米軍は間もなく比島軍の根據地を衝きて之を占領し、比島軍は散亂して折角の獨立も有名無實となつてしまつた。

マツキンウェー大統領は比島の處分に関し、調査の必要上時のコーネル大學總長シューマン博士(Schurman)を委員長とする調査委員の一行を比島に送り、比律賓に對する米國施政の方針を定むる參考資料の報告を爲さしめた。

米・西條約成立と比島の處分 四月二十一日砲火を開きたる米西戰爭は百十有四日後の八月十二日休戰條約が成立した。その十二日は比島の十三日に相當し、恰も米軍がマニラを攻略して星條旗をサンティアゴ城頭に樹てた日である。

人口・住民

人口一住民

一人

總説 一九三五年末現在の比島人口總數は一三、〇九九、四〇五人(推定)にして、一九三四年末に比し二四〇、一〇五人の増加を見て居り、平方軒當り人口密度は四四・二〇となつてゐる。一九〇三年及一九一八年の國勢調査數字並に一九三五年の推定人口を擧ぐれば次の如し。

各州別人口表

出所 比島國勢調査書及比島統計局

州別	面積	一九〇三	一九一八	一九三五	平方軒當り人口密度
アブラ	11,111.81	48,826	57,741	68,826	118.20
アグサ	11,111.81	—	—	—	—
アルバイ	11,111.81	118,011	118,011	118,011	101.20
アンタイク	11,111.81	118,011	118,011	118,011	101.20
バターン	11,111.81	118,011	118,011	118,011	101.20
バナネ	11,111.81	118,011	118,011	118,011	101.20
バタナ	11,111.81	118,011	118,011	118,011	101.20
ボホール	11,111.81	118,011	118,011	118,011	101.20
ブキドノン	11,111.81	118,011	118,011	118,011	101.20
ブラカン	11,111.81	118,011	118,011	118,011	101.20
カガヤン	11,111.81	118,011	118,011	118,011	101.20
カマリネス・ノルテ	11,111.81	118,011	118,011	118,011	101.20
カマリネス・スール	11,111.81	118,011	118,011	118,011	101.20
キヤピス	11,111.81	118,011	118,011	118,011	101.20
キヤビテ	11,111.81	118,011	118,011	118,011	101.20
セブ	11,111.81	118,011	118,011	118,011	101.20
コタバト	11,111.81	118,011	118,011	118,011	101.20

比律賓……人口・住民

同年九月、米・西兩國の全權委員巴里に會合し、媾和談判を始めたが容易に調はず、就中米國側に取つて難問題とされたのは比島の處分であつた。

是より先、アギナルドは五月比島に歸りて擧兵するや、香港に於ける同志に檄を飛ばし、革命政府の利益の爲に各國政府に向つて熱心なる運動を試ましめ、尙米西の媾和談判に際しては代表を巴里に或は華盛頓に派遣して米國の比島領有の不條理を説き、只管その獨立の實現に努めた。然れども大統領マツキンウェー氏は輿論の趨向に鑑み、左の如き理由に基いて比島の領有を電命した。

米國は西班牙の苛政より比島人民を救つた。故に之を西班牙に還附する事は出来ない。勿論他に讓渡するも不可、然るに比島人民の現状は智能の發達は十分でない。即ち獨立の能力なきを以て、其の時期の到來迄之が保育の任に當るは米國の義務である。

と云ふ理由であつた。斯くて比島の領有を包含する媾和條約は一九〇八年締結、一九〇九年四月十一日批准の交換を見たのである。

獨立準備政府の樹立

米國が一九一六年ジョーンズ法(Jones Act)に依り比島に對して獨立許與の問題は、世界經濟恐慌の深刻さに伴ふ主として米國の經濟問題より急激に解決される事となつた。比島獨立法案は一九三二年ハーバ法(Hare Act)、一九三三年ハーバ・ホーズ・カッティング法(Hare-Hawes-Cutting Act)相次いで米國議會に上提され、之等は米國大統領の拒否又は比島議會の拒否にて葬り去られたが、最後に一九三四年米國議會を通過せるタイディングス・マクドナルド法(Tydings-McDuffie Act)は比島議會の受諾する處となり、該法により比律賓憲法制定され、九月十七日正・副大統領及國會議員總選舉行はれ、十一月十五日を以て獨立準備政府たる比律賓聯邦(The Commonwealth of the Philippines)の樹立となつた。

尙該獨立法に依れば、一九四六年七月四日を以て比島は完全なる獨立國となり、獨立の宣言により比律賓共和國(The Republic of the Philippines)とならんと定められてゐる。

比律賓……人口・住民

Table of immigration statistics for various countries including Japan, the Philippines, and others, with columns for country and population figures.

渡航者出入國者數表

國籍別 (Nationality)

Table showing the number of immigrants and emigrants by nationality from 1931 to 1935.

重要都市人口—重要都市人口に就ては最近の數字を缺く。尙一九〇三年及一九一八年の國勢調査に依る「重要都市人口」に關しては本年鑑第二回版を參照せられたし。

移民 比律賓に於ては、米本國に於ける支那人排斥法適用され、支那人労働者の入國を禁止して居り、他の南洋各地と比較して支那人の入國者は僅少であり、殊に最近に於ては減少の傾向が顯著である。本邦人の入國はダバオの發展に伴ひ年々増加を示して居る。

左に最近五箇年間に於ける各國籍別渡航者出入狀況を示す。

出所 比島關稅局年報

國籍別 (Nationality) list including Japan, Philippines, and other countries.

而して右の内一九三五年に於ける米國人・布哇人及比律賓人を除く其他の外國人の移民及非移民別渡航者數は次の如くである。

外國人渡航者移民及非移民別出入者數 (一九三五年)

Large table showing immigration and emigration statistics for various nationalities in 1935, categorized by gender and status (immigrant vs. non-immigrant).

國大統領であつたアギナルド將軍は共にタガログで、今回副大統領に就任したオスメニヤ氏はビサヤ族出身である。イロカノ族は、比律賓のヤンキーと呼ばれ、種族にして、地味不良と稱せられるルソン島北西部海岸地方に住む關係上鋭意産業に力を注ぎ、航海通商に長じ、比律賓人中最も敏捷且つ勤勉なる人民となつた。過般大統領選挙にアグリパイ派獨立教會派に推されて立候補したグレゴリオ・アグリパイ師はイロカノ族である。ピコール族に就ては特記する事はないが、ビサヤ族の分族で元氣がありユーモアに富む。バムベンガ族は人口の寡少なるに拘らず、最も誇るべき歴史を有して居る。即ちこの族は比律賓唯一の尙武種族であつて、十七世紀の交、和蘭軍隊に投じて爪哇に轉戦し、十八世紀にはアングラ將軍を支援して侵寇せる英國に抗し、又十九世紀にはブルドン將軍に加はつて支那と戦つて居る。今日に於ても米國陸軍に投じて居るのは此の種族が最も多い。尙其の他にリソガエンを中心として、パンガシナン州に定着して居るパンガシナン族、ルソン東北端の沃野に在るカガヤン族、ルソン中部西海岸に居るサムパレス族等がある。

非基督教徒族——上記基督教徒に歸依したる以外の種族を總括して非基督教徒族と謂ふ。一九一八年國勢調査に據れば其の數九十三萬三千人と稱せらる。モロー人を除いては多く基督教徒族の侵迫を被つて山岳中に隱遁し、文化の程度の低い未開人である。

(一) ネグリト族 本族は比律賓の先住民であつて、恰も本邦のアイヌの如く後來の諸人種に追はれて、今は山間の僻地に在り、弓矢を以て狩獵を事とし、樹梢高く住居を營む。性甚だ怯懦であつて、外人を見れば山間樹林中に逃げる。身體矮小、毛髮黒く縮れ、皮膚亦漆黒阿弗利加土人に酷似す。知識の程度低く到底教化の見込がない。ルソン、ネグロス、パナイ、パラワン等の山岳地帯に放浪してゐる。此の外タガバの如きセミ・ネグリト族が居る。

(二) モロー族 回教を信奉する標悍なる馬來人であつて、最も遅く本島に渡來したものである。英領北ボルネオにては本族をムルト族と稱して居る。彼等は船を巧に操り、嘗ては海賊を業として屢々北上西班牙人を苦しに至つた。其の根幹をなすは馬來語系統のものであつたが、西班牙領有三百

年間に人種のみならず言語迄混交し、西班牙語を根幹とする語彙を造り、更に米領となるに及んで英語の普及に努めたる結果、全島を通じて英語を語らざるもの殆どなき迄に至つた。最近獨立準備政府の成立以來國語統一の論が旺んとなり、國語制定委員會が組織され、比島に於ける有力なる土語、タガログ、ビサヤ語等を中心にして、新たな國語が制定されんとしてゐる。

風俗 前述せるが如く現在比律賓群島の原住民は、ネグリト……稱する短軀醜態厚唇の人種であるが、新來馬來人及西班牙統治三百幾十年間に西班牙人と混血し、この混血は又混血を生み、遂に今日見るが如き比律賓人を現出したのである。故に今日比律賓人と稱せられる者は多少共に西班牙の血を混へないものはなく、上は西班牙人と見違ふばかりの白色比人あると思へば、下は蕃人に近い黒色猿猴の比人があつて、果して之が同じ國に生れ、又同じ國に育つた者かと疑はしめる程である。從て風俗も非常に區々であつて、開化せる比人は瀟灑なる服装をなし、美靴を穿ち、頭髮を梳り、社交に長じ、舞踏音楽を好み、大體平和愛好人種であるが、開化してゐない比人即ち行政上非基督教徒族と呼ばれてゐる北のイゴロット、南のパコボ、モロー人などは今猶原始的な風俗をしてゐて、所謂竹の柱に葦の屋根の生活に甘んじてゐる。

比律賓……宗教・教育

めた事は再三に止まらなかつた。歴代の西班牙總督は敬遠主義を取つた爲、ミンダナオ、スール、パラワンの諸島に據り或を内外に振つて居たが、十九世紀に入り蒸氣船の發明あるに及んで漸く西班牙人に窘蹙せられ、米領となるに及んで、漸次静謐され今日に至つた。併し性質甚だ狂暴にしてミンダナオ軍政撤同後十數年を経たに拘らず、歸順して居らぬ所がある。

(三) イゴロット族 イゴロット族はルソン北方の山岳中に住居し、モロー族に次いで非基督教徒族中の優勢人種である。近年迄は山中に於て部落相互に首狩を行ひ頗る臺灣の蕃人に似て居る。近時漸く文明の教化に浴して温順なる民となつた。軀幹矮小であるが頑丈であつて勞力に堪える。常食は甘藷及米であるが、山岳中に住居する爲平地を有せず、三、四千尺の高山を耕して、水田を作つて米を栽植して居る。階段式水田は土語ビラビレスといつて世界七不思議の一であり、イフガオ族は二千年の昔より峽谷の斜面を削つて水田として居る。犬の肉を愛好するのは本族の特色であつて、バギオの市場にては日曜毎に犬の賣買が行はれる、イゴロット族をイフガオ、カリソガ、ボントツク、ナペロイ及カンカナイの五支族に分ける。

(イ) イフガオ族 イフガオ族も山岳州中のイフガオ副州に居住する。イゴロット同様首狩人種であつたが今は歸順して平和愛好の民となつて居る。農を業とし清潔を好む。他の比律賓人の多くが手指を以て食事をなすに反し獨り木製の匙を用ひて居る。

(ロ) カリソガ族 山岳州のカリソガ副州に居住する。首狩人種であつたが、山中遠隔の地に在る者の外は多く温良なる農夫となつて居る。其の他にルソン山岳州のイロンゴット及チンギアン族、ミンダナオ山中のマノボ、パコボ、ブキドノン等がある。ミンダナオ島のマンギヤン族及バヌア族等はサンスクリット擬ひの幼稚なる文字を有し、竹に記して相普通ずと言ふ。

言語 言語は比律賓統治上の大難關であつて、其の地勢山岳多く河川急湍にして、交通困難であつた爲、各地方に於て各々別乾坤を爲して生活し、遂に言語上の連絡全く絶え各村固有の言葉を有し、其の種類八十種を數ふる

宗教・教育

宗教—教育

一 宗 教

中世紀の植民は宗教により其の緒を得、宗教により夫を失つた幾多の事例を残して居るが、比律賓も此の例に漏れず、西班牙領有三百年の緒も宗教により、又其の終末も宗教に因つたものである。從て現在比島の政治及文化は西班牙領有當時の宗教史を無視して其の真相を確知するを得ない。以下宗教別に於ける歴史及現況を述べる。

太古の宗教 比律賓に於ける太古の信仰はバタラ (Batula) 即ち神を信じたものである。それよりバムブ (Bambu) —人間の根源バレット (Bait) —動物・石・河・樹木等の自然崇拜、チエハラン (Tiehalang) —怪物崇拜—を行つた。

回教 回教はモロー族のミンダナオ渡來と共に、比島の南部に入り、同族の北方移動と共に漸次マニラ灣に及んだ。本教の八島により、亞刺比亞文字が紹介され比島文化史上に一新紀元を劃した。モローの教育百科辭典に據れば現在に於ても、ミンダナオ及スール群島のモロー人は回教の教師及役僧をして居り、其の通用語を亞刺比亞文字にて書き表はし得るもの多數ありと云ふ。

基督教 比律賓に於ける基督教の布教は、一五六五年のレガスピの遠征の際、二、三のオーガステイン派の教團僧が之と行を俱にし渡來したるに始まる。其の後十數年間は何等其の進歩の見るべきものもなく、サンデ總督 (Sande) 當時は、僅に十三名の僧侶が在住せるに過ぎずと報告されて居る。其の後一年にして漸くフランシスコ派僧侶の一隊が到着し、次いで一五八一年ゼスイット派三名が到着した。ドミニカン派は一五八七年に、レコレクト派は一六〇六年に夫々渡來した。一五九四年に於て一僧侶は、レイテ、ネグロス、ボホール、サマール、ミンダナオ、マサパテ等の諸島嶼が、西班牙朝貢

以來三十年を越たるも、宣教師なきため、布教上進歩なしとて、布教師の派遣方を西班牙國王に進言した。西班牙王は之に見る所ありてか、布教上に注意を拂ひ宣教師を派遣し、十七世紀初葉に於ては其の數將に五百を數ふるに至つた。是等僧侶は土人を教會堂に集合せしめ教化に従事し、斯くして十八世紀の中葉に至つて、モロー人住居區域、北ルソン及森林密なる山岳地域を除き殆ど全島に亘つて基督教の布教を見るに至つた。又彼等はローマ式アルファベットの紹介し印刷所を設置し教義問答等に關する出版物をなし、一方各教區の車用人には土語を以て教育を施した。之が動機となつて、十九世紀中葉に至る迄は教育は専ら教會に委せられ、一六〇一年にはサン・ホセ大學、一九一九年にはサント・トマス大學等が設立せられたのである。

然れども教政の強大となるに伴ひ、又僧侶の政治に關係する者多きに至れるは當時の事情として已むを得ざりし事なるも、此の爲教勢擴張の背後には政治の魔手が動き、諸國の王者並に大政治家等は金品を僧侶に與へ、特權を許し治世の道具に供した。真正に教化の鴻業を志したるもの、比島民教化に努めたものもないではないが、又教化を受けた比島人にして教界の爲犠牲獻身の生涯に立ちたるものなど現はれたけれども、濁流滔々として現世の榮華に眩惑し、教勢漸く比島に普及するに従つて世を擧げて、却つて人心弛緩し、女人禁制を破りて姦淫に墮し、信徒の女と通じ妾を蓄ふる破戒の行動等、識者の聲を聞き、加ふるに政治上にも僧侶の勢力擴張するに及んで益々腐敗し信仰の威信地に陥つるに至つた。マニラの城内にある多數の僧侶は奢侈贅澤の生活に耽れ、從て各地に見事な建築と内部の設備に驚くべき宏壯な建築物が出來上つた。

舊教は西班牙領有時代の遺物であるが、之がため比律賓は東洋に於ける唯一の基督教國となり人智の發達に特殊の意義を齎した。米國比島を領有するや直ちに新教の傳播に従事した。領有以來未だ短日月であるが、爾來長足の進歩を傳播上に見し、マニラ其の他の都市には新教の別働隊と見るべきYMCAの事業が著々緒に就き教化事業の任を全ふしつゝある。ミンダナオのモロー族は同々教徒であり、イフガオ、イゴロト、ボントツタ等は偶像崇

斯の如くにして計畫せられたる教育制度は漸次實現を見、西班牙領有の末期に於ては全島に二千の學校が開設せられ、教育は普及せられると同時に都會は勿論何れの地方に行つても西班牙語を話す者が多く、遂に西語が國語のやうな觀を呈するに至つたのである。

米國領有以前の比島教育情勢は以上の如くであるが、一八九八年八月三日米軍のマニラ占領に次いで、九月一日市内各學校は再開せられた。教授法及其の他には格別の新味は加へられなかつたが、米人教師は英語により其の教育を施した。後一年、米國の群島占領が進捗するに従て、各地學校の再開せらるゝもの漸次増加し、教師の不足せるものは士官を以て之を補つた。當時軍政府は「人心を平定し、靜穩を回復せしむる」の手段として教育第一を筆頭高く掲げたのである。一九〇〇年六月に着比せる比律賓委員會はマツキンレイ大統領の指揮を受け、立法機關をして翌年一月二十一日學校法を制定せしめた。本法は其の後幾多の改正を見たも尙今日教育行政の根本をなすものにして、各公立學校の監督指揮を教育局に集中せるものであり、其の重要諸點を要約すれば、教授法は自由なるも非宗教的なる事、用語は英語なる事、宗教に關するものは僧侶により教育せらるゝ事、共學制なる事等にして、同時に師範學校及貿易學校の設立をも認めた。一九〇三年及四年に亘つて地方情勢漸く教育の普及を急求するに至り、教育局長の任命視學官及教師の増員あり、教授課目制は制定せられ漸次教育制度の完備を見るに至つた。

現在に於て、一般公文書には殆ど英語を用ひ、立法部でも英語を比島の國語にしやうといふ議が起り、米國教育の餘澤を被つた代議士・教育家の如きは之が實現に専念するけれども、昨今殊に憲法制定會議の際に於ては「國語の獨立」といふ議が起り、タガログ語を以て標準語とするといふ運動さへあり

拜徒であるから、其の教化は中々困難なるも、教化せらるる日も近き將來であらう。

宗教別人口 尙「宗教別人口」に就ては本年鑑第二回版参照。

二 教 育

概要 西班牙領有前は各島間に完全な交通は行はれてゐなかつた。言葉として類似のものを用ひてゐたといふものゝ、國語即ち標準語と稱すべきものなく、爲に規則的に教育を施すに策がなかつたのである。一五六五年西班牙が五名の羅馬加特力教僧侶を派遣してから、度々僧侶が來比して布教を圖ると共に、學校を兼營して島民の教育に努めた。又政府當局も之等教會と協力して教育の普及に腐心したが、十九世紀中葉迄、比律賓人の多數は教區に於て教義及教義問答教育を受けたるに止まり、實質上僧侶としての以外に何等の教育を受けて居らなかつた。西班牙王は再三勅令を發し西班牙語を用し且つ普及せしむる様命令したが、實績を擧げる事は甚だ困難であつた。一八七〇年頃迄に比島へ渡來した旅行者は一樣に、比律賓人にして西班牙語を操り得る者は至極稀だつたと云つてゐた。

其の後暫くして群島の開發と共に、麻・砂糖及煙草の生産増加は商業的發展を伴つた。而も此等を取扱ふ商人が土人の地方的有力者であつた爲、自然彼等は西班牙語の必要を痛感し、此等有力者は其の子弟の教育に注目するに至つたのである。それで彼等は進んで其の子弟を海外へ遊學せしめ、西班牙領有の末期に於て數百に餘る青年が歐洲に遊學して居つた。

比律賓の教育が本格的な發展を遂げるに至つたのは、一八五九年ジェスイット派再渡來以後の事である。一八六六年同派はアテネオ・ムニシアル(Ateneo Municipal)と稱する學校をマニラ市より程遠からざる所に設立した。一八六三年西班牙政府は公立學校制度の樹立を決し、其の爲には比律賓行政組織の改革を試みるのが對比重要政策の一なる事を看取した。次いで同年十二月二十日重要法令が、植民大臣ホセ・デ・ラ・ロンチャ(José de la Rianza)によつて發布された。其の内容が次に述べるが如く廣汎なる範圍に亘る教育制度の

つたが、今の處些したる輿論は得て居らぬ。公立學校に於ける就學率は次の如くである。

公立學校生徒數及就學率表

出所 比島教育年報

年 次	公立學校 生徒數	人口總數 對する公立學校 生徒數の割合 (十七歲)	私立學校 人口總數 對する私立學校 生徒數の割合 (六—十歲)
一九三一	11,106	11.10%	100%
一九三二	11,999	11.99%	100%
一九三三	12,757	12.75%	100%
一九三四	13,977	13.97%	100%
一九三五	15,111	15.11%	100%

民度 一九〇三年及一九一八年の國勢調査に依る比島の「民度」に就ては本年鑑第二回版参照。

教育行政 教育行政は比島統治上最も主要なるものであつて、行政六部中、教育部の長官のみは副大統領自ら之に當つてゐる。獨立準備政府の成立と共に國民的自覺の教育に重きを置き、教育審議會を設けて政府の諮問機關とらした。教育部は教育學藝に關する諸般の事務を司るものであつて、教育局(Bureau of Education)、衛生局(Philippine Health Service)等に分れて居る。而して各局には局長を置き局長の下に副局長を置く。教育局は局長專屬の外に之を數課に分ち、教育局長所屬の事務を分掌する。

州市區の教育事務——州は公立初等學校、中等學校設置の權利及義務を有し、公選の州知事、州會及地方學務委員があつて自治を行ふも、教育事務に關しては、地方視學官に於て教育費豫算の認可權及支出權を有し、且つ教員の進退も亦地方視學官の所管に屬する。マニラは大體に於て州に等しく、區は初等學校のみの設立權を有する。比島教育の急激なる發展は、全く斯の如き徹底せる中央集權主義の結果である。

今教育部を中心とする教育費統計を擧ぐれば次の如くである。

比律賓……宗教・教育

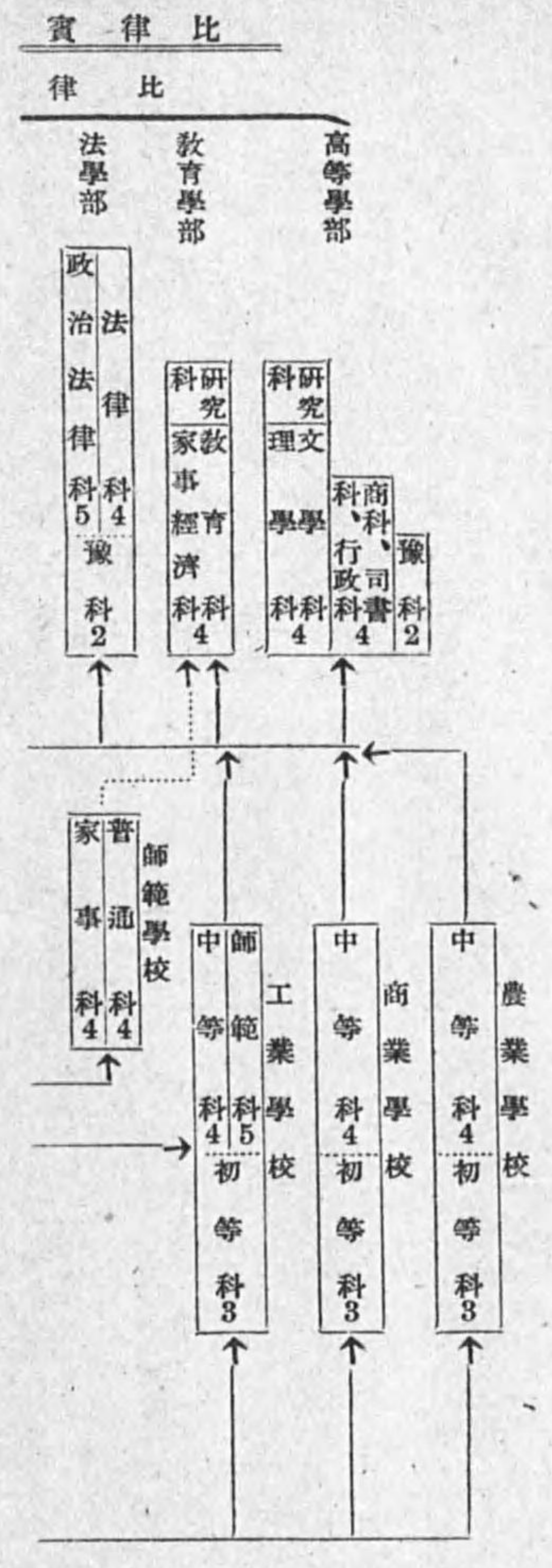
年次	總支出額	増減率	人口一人當り費用	學生一人當り費用
一九三〇	3,079,335比	...	25.41	25.11
一九三一	3,079,335比	...	25.41	25.11
一九三二	3,079,335比	...	25.41	25.11
一九三三	3,079,335比	...	25.41	25.11
一九三四	3,079,335比	...	25.41	25.11
一九三五	3,079,335比	...	25.41	25.11

出所：比律賓教育年報

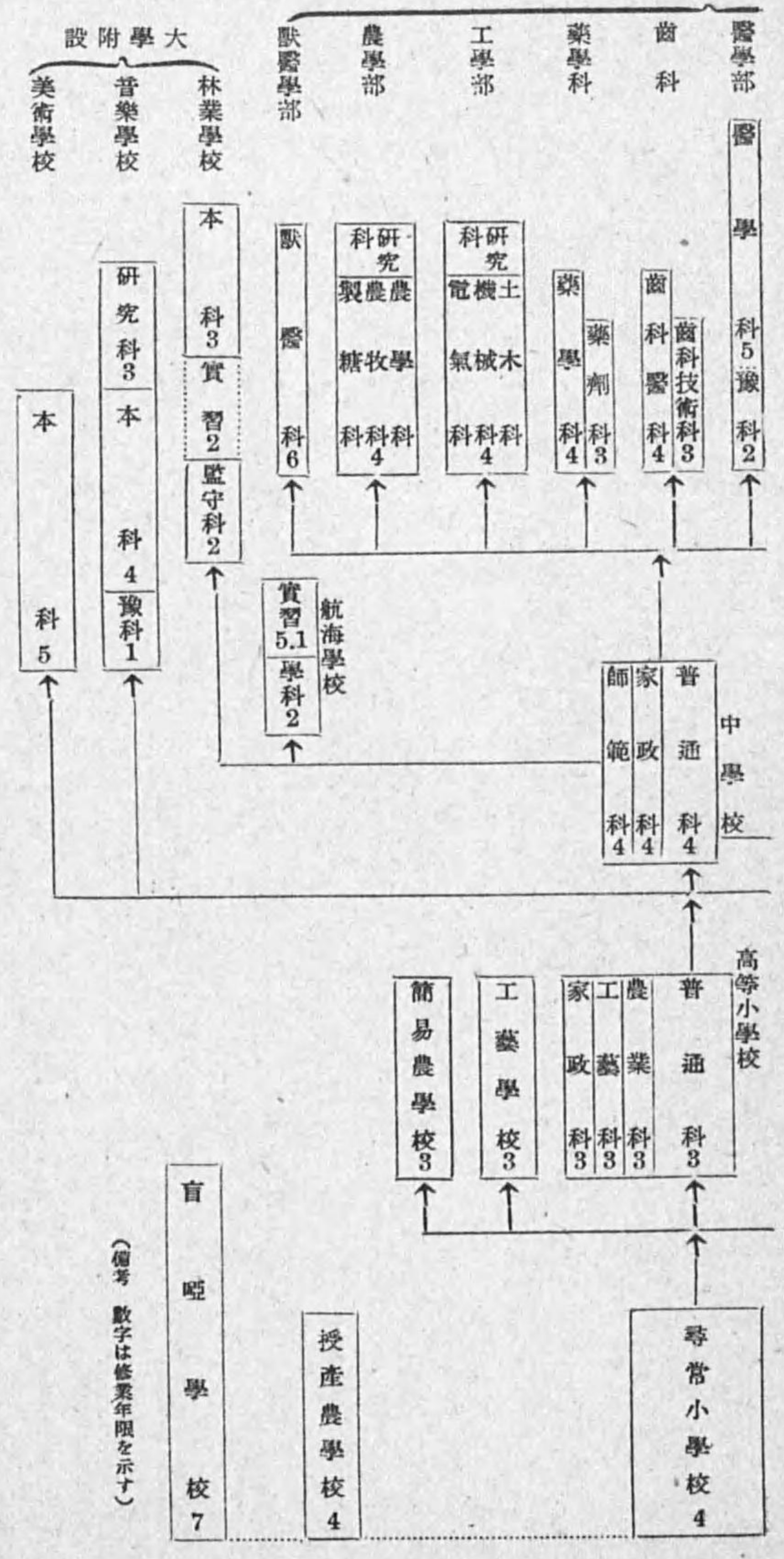
を教授用語としてゐる。最高學府としては比律賓公立大學があり、外に數多の私立大學があるけれども、カトリック教會の經營するセント・トーマス大學は醫科と法文科とに分れ、其の歴史は、米國で一番古い歴史を有して居ると云はれてゐるハーバート大學より更に二十五年も古い。新校舍は今やマニラの名物の一として、サムバロック區に聳え偉觀を呈して居る。

私立大學中では、ユニオン・スクール最も優秀な教授を網羅して學生の收容數も多く、卒業生も有力者を出して居る。比律賓では一般に公立學校を除くの外すべて夜間教授で、比律賓公立大學ですら夜間・晝間の卒業生は同一資格である。

今比律賓の學校系統を表示せば次の如くである。



表統系校學



統計 以下教育關係の諸統計を掲げ參考に表する。
今最近五年間に於ける公立學校職員・在籍者數及比律賓大學在籍者數を擧ぐれば次の如し。

年度	公立學校職員數表	出所同前表
一九三一	初等學校 教員 校長	1,141
一九三二	中等學校 教員 校長	1,121
一九三三	大學 視學及 教授 學務官吏	1,112
一九三四	比律賓……宗教・教育	1,104
一九三五		1,091

公立學校在籍者數表

年次	初等學校		中等學校		專門學校以上		計
	學校數	就學生徒數	學校數	就學生徒數	學校數	生徒數	
一九三一年	六,110	九三,145	一,212	一五,八六五	七,七七一	一,107,812	二八,852
一九三二年	六,154	九三,147	一,221	一五,九六一	七,七七一	一,107,812	二八,852
一九三三年	六,100	九三,147	一,221	一五,九六一	七,七七一	一,107,812	二八,852
一九三四年	六,110	九三,147	一,221	一五,九六一	七,七七一	一,107,812	二八,852
一九三五	六,110	九三,147	一,221	一五,九六一	七,七七一	一,107,812	二八,852

出所日比島統計部

比律賓大學在籍者數表

部又は科	在籍者數		部又は科	在籍者數	
	一九三一年	一九三二年		一九三一年	一九三二年
商學部	133	137	音樂學部	120	120
教育學部	289	300	美術學部	129	130
工學部	533	533	看護學部	100	100
高等美術學校(セブ)	155	142	醫學部	98	100
法學部	479	475	藥劑科	111	111
醫學部	1,700	1,711	森林科	50	50
衛生學部	700	700	衛生科	111	111
北ソン高等學校	90	111	藥劑科	111	111
獸醫學部	73	70	計	5,000	5,100

衛生

總説 衛生行政及施設 諸疾病

一 總説 西班牙領有三百年間は衛生設備として特に見るべきものなく、主として宣教師が一般の患者に施薬した程度に過ぎなかつた。従て死亡率も高く一八七六年は千人當り二六・七、一八八五年は二八・九、一八九八年は三〇・五にして一九三二年の一八・五七に比すれば非常な懸隔があつた。

米國領有後は専心衛生設備の完成及普及に努めた結果、衛生状態は著しく好轉し、現在に於ては南洋各地中恐らく第一の健康地であらう。

左に出生・死亡統計を示す。

出生死亡數及率表

年別	推定人口	千人當り		出生千に對する幼兒死亡率
		出生數	死亡數	
一九三〇	3,177,878	18.92	22.22	1,012.2
一九三一	3,177,878	18.92	22.22	1,012.2
一九三二	3,177,878	18.92	22.22	1,012.2
全島	11,076,111	22.22	22.22	1,012.2
一九三〇	11,076,111	22.22	22.22	1,012.2
一九三一	11,076,111	22.22	22.22	1,012.2
一九三二	11,076,111	22.22	22.22	1,012.2

出所日比島衛生局年報

尙「年齢別死亡統計」に關しては本年鑑第二回版参照。

邦人醫師開業 比律賓に於ては一九二九年議會に於て、下院法案第一七四〇號「其の本國に於て同等の權利を比律賓市民に與へざる國の市民は比律賓に於て醫業に従事するを禁止する法律」を通過し、總督の裁可を經た。日本に於ては外國人醫師開業禁止令なきを以て本法の適用を受けざるも、本法

比律賓...衛生

の主旨よりして開業試験に手加減を加へらるゝ事は勿論であるから、今後日本人醫師にして比島に於ける開業は困難となるであらう。

現在開業試験のため次の四委員會が設けられて居る。

- 藥劑師試驗委員會 (Board of Pharmaceutical Examiners and Inspectors)
 - 醫師試驗委員會 (Board of Medical Examiners)
 - 齒科醫師試驗委員會 (Board of Dental Examiners)
 - 眼科醫師試驗委員會 (Board of Ophthalmic Examiners in Optometry)
- 健康と避暑地** 比律賓殊にマニラ市に於ける四、五月頃の暑氣は實に堪えられない位である。室内温度が華氏の百八度を超える事があり、ために街路のアスファルトは溶融して日本・支那の履物は之が爲奪はれる事さへあると云ふ。従て傳染病等の最も流行するのは此の時期である。過度の氣温或は湿度の單調等は人為的には如何ともし難いが、吾々は過度の行爲を慎み、規則的に運動し、食物中にある類似蛋白質を減じ、夜風が冷涼となり其の時分に引込み易い寒氣に對して、相當警戒する事等によつて生活を堪え易いものにする事は出来る。
- 又比律賓には山地保養地として有名なバギオがあるから之に避暑するの一方法であらう。

- 二 衛生行政及施設**
- 衛生行政** 比律賓に於ける衛生中央機關は教育部内の衛生局である。局内に局長及副局長を置く。局長・副局長たるには一定程度の醫科大學の出身たるを要し、特に局長は熱帯醫學に通曉するを要する。局長の任期は四箇年である。局長の権限は左の如し。
- 一、官立病院及療養所の指揮管理
 - 二、傳染病々院の監督、該病患者の捜査・監禁及隔離に關する規約の作成
 - 三、學校衛生の監督、刑務所、ビナル・セツトルメント、留置所及捕縛人、罪人等留置所衛生の監督
 - 四、傳染病流行期に於ける内國檢疫の施行

比律賓……衛生

- 五、死亡者の衛生的處理及墓地衛生の監督
- 六、一定の期間或は必要なる時、隨時痘菌、血清或は豫防薬による群島民接種の施行
- 七、嬰兒に關する注意及傳染病に關する豫防方法に就いて群島民衛生的思想の普及
- 八、隨時衛生機關の検査
- 九、次の事項の調査、統計及情報蒐集
 - 比島一般生命統計、疫病殊に傳染性疫病に就ての原因、病狀及豫防法、比島に於ける死亡率、各階級兒童に及ぼす各種の影響及其の生命の保護及比島礦水に關する化學的組成及醫學的性質
 - 而して地方機關としては群島を適當なる衛生區に分ち、衛生局長に據り任命せられたる區衛生官を置く。區衛生官は管轄區内衛生事業の監督をなし、又市區衛生會議或は其の他の衛生機關及地方衛生官吏の監督をなす。
 - 因に參考の爲衛生局職員並に同局豫算を表示すれば次の通りである。

衛生局職員表

職名	一九三一	一九三二
衛生局長	1	1
各課長	5	5
地方檢察官	2	2
醫務検査官	2	2
醫務検査官補	3	3
外科醫官	3	3
外科醫官補	8	7
同助手	3	3
病院長及代理醫官	3	3
療養所長	3	3
地方醫務官助手	8	6
療治療專任醫官	2	2

出所：同前表

マラリア治療專任醫官補充醫官

一九三二年の衛生局の豫算は三、七四六、四九九比にして、その支出額は三、五七二、九四四比であつた。一九三一年度の豫算及支出に比すれば、一九三二年に於ては稍減少を示してゐる。その内容を示せば次の如し。

衛生局豫算表

項目	一九三一		一九三二	
	豫算	支出	豫算	支出
俸給	1,014,186	963,332	1,004,016	987,201
各種の費用	1,921,238	1,826,800	1,821,724	1,826,358
建物及諸設備	311,400	311,400	311,400	311,400
特別支出	1,279,874	1,310,333	1,266,333	1,211,404
指定貯蓄額	(1,793,321)	...	(1,793,321)	...
計	4,132,998	4,132,998	3,996,774	3,956,354
未使用額	1,438,727	...	1,438,727	...
増(減)	(1,694,771)	(1,694,771)	(1,694,771)	(1,694,771)
一人當り費用	(117,577)	(107,124)	(117,577)	(117,577)

衛生施設 比律賓には多數の醫療機關がある。其の代表的なるものは内務部所屬病院 四六、公益委員會所屬病院 三三、衛生局所屬病院 二、比律賓大學所屬病院 三、司法部所屬病院 七、陸海軍所屬病院 一八、企業家所屬病院 八、社會團體所屬病院 一八、

所屬別病院数を左に掲出する。(一九三二年現在)

衛生局所屬病院名及ヘッド數表

病 院 名	ヘッド數	病 院 名	ヘッド數
Albay Provincial Hospital	三五	Dipolog Emergency Hospital	一一
Ariague Provincial H.	一〇	Eliada Memorial H.	一一
Antipolo Emergency H.	六	Iloos Norte Emergency H.	一一
Baguio Hospital	六七	Iloos Sur Provincial H.	八
Batangas Provincial H.	三〇	Iralo Emergency H.	二
Bayombong H.	二〇	Insular Psychopathic H.	八〇〇
Bolal Provincial H.	八	Kiangan H.	一五
Bontoc H.	三五	Laguna Provincial H.	五五
Bukidnon Public H.	一〇	Lanao Public H.	五〇
Bulacan Provincial H.	三〇	Leyte Provincial H.	一一
Burhan Public H.	四二	Lubagan H.	八
Capiz Provincial H.	三〇	Margosatubig Emergency H.	一一
Cavantes Emergency H.	八	Mati Emergency H.	六
Corabato Public H.	四〇	Misamis Public H.	二〇
Cuyo H.	二〇	Naga Provincial H.	二二
Davao Public H.	六〇	Nueva Ecija Provincial H.	三五
		Occidental Negros	六二
		Pampanga H.	五〇
		Pangasinan H.	五〇
		Pikit Emergency H.	八
		Puerto Princesa H.	二六
		Rizal Memorial H.	三〇
		San Lazaro H.	一〇一六
		San Pablo H.	二〇
		Sorsogon Provincial H.	二五
		Sulu Public H.	四六
		Tarlac Provincial H.	三〇
		Tayabas Provincial H.	八〇
		Zamboanga General H.	八〇
		Culion Leper Colony H.	五〇〇
		計	三五八六

出所：比島衛生局年報

三 諸 疾 病

比律賓群島に於ける主なる風土病はマラリア・赤痢・脚氣・十二指腸蟲病及肺結核である。其の他コレラ・チフス等が一種の地方病として年々流行するけれども餘程微力である。ペストなどは一九一四年來未だ一回も發生してゐない。

丹毒・デフテリアの如きは頗る稀であるが、未開地蕃族には惡性の皮膚病があり、近年著しく其の影を潜めたが、熱帯梅毒といふ特有のものがある。

比律賓……衛生

癩病の撲滅には比島政府の甚だ力を致す所で、パラワン島のクリオン及セブーに隔離所があり夫々患者を收容して居る。一九二九年に於てはセブー隔離所に三十六萬比支出する以外に、ウッド記念基金からクリオンに貳拾八萬五千比、セブーに於けるスキン・クリニックの建設に三萬比の支出をした。ウッド記念基金といふのは、ウッド總督の癩病撲滅上に盡されたる功績を讃へ癩病撲滅のため合衆國及比律賓に於て募集されたる資金である。

今一九三二年に於ける各州別疫病別患者及死亡數を掲げる。

政治

獨立運動……法案通過迄の經過……マツクダツフイ法案通過迄の經過

一 獨立運動

1 タイディングス・マツクダツフイ法案通過迄の經過

一九一六年八月二十九日米國議會を通過したジョーンズ法は獨立運動の一埋石となつた。由來比島歴史は、島民に神の如く尊敬さるゝ愛國者にして國手たるホセ・リサルは云ふに及ばず、其の他幾多の貴き犠牲を拂つて、以前には西班牙より、後には米國より獨立を得んとして運動し來つた記録に外ならぬ。

米國がタフト、ライト、アイデ、スミス、フォーブス、ハリソン、ウツド、スチュムソン、デイビス諸氏を歴代の總督として派遣した間に、多少米國政界の動きにより影響を受けたが、概して獨立要望の聲は日を逐うて次第に濃厚となつた。特に民主黨總督のフランシス・パートン・ハリスン時代の如き、獨立の機運が比島に漲り、今にも比律賓國旗が星條旗に代らんとする意氣と態度とを遺憾なく示したものであつて、當時比島獨立が將に成らんとする夢を結んだものは、決して獨り比島政界の巨頭のみではなかつたであらう。

一八九八年四月二十一日米西戦争を開き、同年八月十二日巴里に於て休戦條約となり、一八九九年二月六日北米合衆國は上院に於て平和條約を批准した。當時の大統領マッキンレー氏は比島領有に付

「莫大の國帑と人命を失ひて樹立せる星條旗は容易に撤退し得ざるものなり」と同時に、西班牙の暴政より救ひ出した比島を此の儘放任するは決して米西戦争の目的を徹底せしむる所以でなく、繼母の苛酷より救ひたる幼兒を路傍に抛棄するわけにゆかぬと同様である。基督教化の便宜もあり智能の發達未だ獨立自治の能力なきをもつて、その時期の到來するまで傳育の任に當るは米國の義務である。」と中外に聲明した。更にジョーンズ法は西班牙と戦端を開きし動機が領土獲得にあらざりして、比島に確乎たる政府の樹立せらるゝに至れば、合衆國の主權を撤廢し、比島民に獨立を與ふるにある。この目的を達成するため、合衆國の主權に障礙を與へざる範圍に於て比島民を比島の内政に關與せしめ、獨立の曉、能くその權利の行使に適應せしめんとて法の精神を敷衍してゐる。大統領マツキンレー氏の宣告、ジョーンズ法の精神を善意に解釋すれば、今日の米國民の祖先が、ビネーリタンとして英國より米國に逃れ、自由と獨立のために健闘した傳統的精神は、米國が強く主張する正義の觀念に立脚し、今の米國民が享受した様に比島民にも早速自由と獨立とを賦與せねばならぬと考察するのは些かも怪しむべきではあるまい。此處に於て比律賓人民は東洋に於ける唯一獨歩の基督教化民として、銳意教化の任に當り政治・道徳・教育其の他文物制度を攝り入れ、確乎たる政府の建設に専念し、十分その能力を發揮することに努力した。

得にあらざりして、比島に確乎たる政府の樹立せらるゝに至れば、合衆國の主權を撤廢し、比島民に獨立を與ふるにある。この目的を達成するため、合衆國の主權に障礙を與へざる範圍に於て比島民を比島の内政に關與せしめ、獨立の曉、能くその權利の行使に適應せしめんとて法の精神を敷衍してゐる。大統領マツキンレー氏の宣告、ジョーンズ法の精神を善意に解釋すれば、今日の米國民の祖先が、ビネーリタンとして英國より米國に逃れ、自由と獨立のために健闘した傳統的精神は、米國が強く主張する正義の觀念に立脚し、今の米國民が享受した様に比島民にも早速自由と獨立とを賦與せねばならぬと考察するのは些かも怪しむべきではあるまい。此處に於て比律賓人民は東洋に於ける唯一獨歩の基督教化民として、銳意教化の任に當り政治・道徳・教育其の他文物制度を攝り入れ、確乎たる政府の建設に専念し、十分その能力を發揮することに努力した。

比律賓人民は過去十數年間に亘り殆ど間斷なく使節を米國に特派し、米國議會その他官民有力者を歴訪し、比島獨立の絕對完全即時の許容を運動宣傳し諒解を求めた。比島政界の巨頭、上院議長ケンソン氏は病を冒し屢々渡米運動し、一九二九年末の如き既に危篤を傳へられたに拘らず、米國に赴き此の氣運の促進に従事した。之等の運動は既述の米國の公約を土臺としてであるため、米國民の同情を得、米國上院には比島事情を審議する特別委員會が設けられ、比律賓獨立許容に關する法案の作成を急ぐべきであると云ふが如き形勢を馴致した。

以上が大約一九三一年迄の經過であるが、一九三四年に至つて獨立運動は一大轉回を見、遂に米國議會に於けるタイディングス・マツクダツフイ法案(以下タ・マ法案と略す)の通過となつたのであつた。

獨立許容の要因——比島民の唯一無二の翹望であつた獨立は、タ・マ法案が一九三四年三月十九日米國下院を無討議にて、又同月二十二日同院を六十八票對八票にて壓倒的多數を以て通過し、同月二十四日大統領に依り署名裁可されたことによつて、愈過去三百年に亘る長き苦闘の歴史を後に其の目的を達することとなつた。

(註) ①即ち次表の如く當時比島は一途増加の趨勢にあるに拘らず、玳瑁の輸出は漸減の趨勢を辿つた(單位:噸)

Table with columns for Year (年), Output (輸出), and Location (比島). Rows list years from 1927 to 1933 and corresponding output values.

米國々内甜菜糖業者保護の爲採つた政策は、一九二八年の玳瑁糖に對する關稅引上——從來の四割から十割へ——であつた。其の結果は、當然玳瑁糖の主市場たる米國への輸出減退となり、玳瑁糖は生産制限を餘儀なくされるに至り、延いて玳瑁に於ける米國企業家の一部破産を見、更に玳瑁土人購買力の減少は玳瑁を顧客とする貿易業者・航海業者・銀行・保險業者にも打撃を與へた。一方比島は世界恐慌中にも年々生産を増加し、次第に米國市場に於て優秀なる地位を占めるに至つた。其の結果は、比糖排撃に就て米國內地甜菜糖生産業者と米國玳瑁糖糖業資本家との共同戦線を張らしめ、其の排撃方法たる關稅賦課を目的として之等資本家の代辯者たる議員をして、比島獨立法を支持せしむるに至つた。

(註) ②比島當時六箇年間の砂糖生産量を示せば次の如くである。(單位:英噸)

Table with columns for Harvest Year (收穫年度), Production (生産量), and Harvest Year (收穫年度). Rows list years from 1927 to 1933 and corresponding production values.

これに更に比島移民の入國阻止問題が絡まつて居り比島労働者の米國への渡航は年々千人乃至千五百人程度のものであるが、深刻なる不況に悩みつゝある米國に於ては、これでも尙相當な脅威であつた。一九三〇年には、彼等の主要集團地たる太平洋岸カリフォルニア州内では、米國労働者と比島労働者の暴行事件が數箇所起つた。比島労働者は日・支人同様黄色人種であるが、政治上米國人であるから移民法の適用は出来ない。茲にも獨立許容の要因が潜んでゐたのであつた。

一九三三年末迄の經過——而して比島獨立支持の急先鋒となつたのは、米

米國にとつて、比島が經濟的よりも寧ろ政治的に極東進出の踏臺となつて居る事は今更疑ふ餘地もなく、米國亞細亞艦隊の根據地をマニラ灣カビテに置き、同灣口を扼するコレドール島に強力なる要塞を建設し、更に陸軍正規兵を常駐せしめて居る事は上述の目的を貫徹するためであつた。一九二九年秋の紐育株式恐慌に端を發せる世界經濟恐慌の襲來、これはジョーンズ法施行以來延々になつて居つた獨立問題を解決せしめる經濟的要素であつた。ジョーンズ法の前書に依れば「米國民は比律賓に安定確實な政府が成立すると同時に米國の比島統治權を撤回する意志を抱いてゐる」と云ふ條項があり、比律賓に安定確實なる政府が成立しなすれば、比島に獨立を許容すべきであつたが、一九二九年の恐慌は之に拍車をかけた。

然らば、一九二九年の恐慌が何故比島の獨立に拍車をかけしめた要素となつたか、其の一は比島から米國へ輸出される砂糖を防護する事に依り米國糖業資本の利潤を確保する事であり、其の二は比島労働者の米國入國を阻止する事に依り米國労働者をそれから擁護せんとする爲であつた。

即ち比島の主要物産は農産物であるが、その中でも砂糖は最も重要な位置を占め、年々輸出貿易に於ける決定的な役割を果して來た。一九三一年には總輸出額二億八百萬比中砂糖は一億比に達し全輸出の四五%を占めて居り、更に一九三二年には總輸出額一億九千萬比中砂糖は一億二千萬比に達し全輸出の六三%強を占め、又一九三三年には總輸出額二億一千萬比中一億三千萬比に及んで全輸出の六二%強を占めて年々増加の趨勢に在り、而も殆ど其全部が米國に向けられて居る。これは勿論米・比間に自由貿易が行はれてゐるからであつてこの事は獨り砂糖のみならず、比島貿易をして全く米國に依存せしめて居る。試に一九三三年に於ける比島國別貿易を見るも、米國は輸入に於て五九%、輸出に於て八五%、輸出入總計に於ては七五%と云ふ壓倒的位置を占めてゐる。

比島よりの砂糖の流入は、先づ米國內の甜菜糖生産者を脅し、更に玳瑁の糖業資本中大部分を占める米國投資六億弗にも可成りの打撃を與へた。

比島よりの砂糖の流入は、先づ米國內の甜菜糖生産者を脅し、更に玳瑁の糖業資本中大部分を占める米國投資六億弗にも可成りの打撃を與へた。

國中西部及太平洋沿岸地方の農民及保護關稅論者であつた。當時の上院外交委員長ボーラ氏の如きは其の代辯者であつて、前述せる諸理由を掲げて猛烈に比島の獨立を支持して居たのであつた。

これに對し、政府當局は極力反對し、スチムソン國務卿の如きは一九三二年ヘーア法案が下院を通過せる際上院島嶼委員長ビンガム氏宛次の如き書翰を發し、絶對反對の意を表示したのであつた。

即ち「比律賓に獨立を賦與する結果、米國が極東に於て精神的並に物質的に如何なる影響を受けるかは云ふ迄もない。東洋に於ては西洋に於けるよりも更に體面が成功の標準とされて居る。比律賓の獨立承認は極東に於ける米國の勢力に對する價ひ難き打撃となるであらう、米國が比島を領有して居る事は、西太平洋及東亞細亞の全領域を通じ、政治的勢力の均衡の新基礎を發展せしむるために貢獻した。現在乃至將來の一定期間内に米國の主權を比律賓より撤退し、同島並に同島の爲にする米國の責任を終局に到らせしむることは右の勢力均衡を攪亂すること甚だしきものがあるであらう。更に再び東洋から全地球を攪亂すべき歴史的运动が起らんとする際特に十倍の力を以て其の眞實なる事を示して居るのである、米國は既に太平洋の大國であり、從て太平洋の大國として今後太平洋の事件に益々深い利害關係を有するに至るであらう。幸にも此の推移の時を同じうして米國は現世紀の當初に於て機會をとりて比島を領有した。比島は米國理想主義の極東に於ける通譯者であり、この半球に於ける米國の經濟文明の根據地となるであらう。比律賓は將來第一に米國の指導、第二に米國との自由通商が停止されるに至る時、結局他の或る外國恐らくは支那或は日本が比律賓を支配するに至るであらう」と。

七、米國は比律賓共和國を維持し、憲法上の政治を維持し、生命財産及個人の自由を保護し且憲法の定むる政府の義務履行のため干渉する權限を有すること

八、本法に於て規定せる在比律賓米國最高委員の權限を認むること

九、米國の市民及法人に比律賓人同様の市民權を與ふることである
このヘ・ホ・カ法に對し、比島では二様の見解が行はれて居つた。即ち受諾すべしとする一派と拒否すべしとする一派である。受諾派の主張する要點は「假令ヘ・ホ・カ法が、其の第二條に於て十六項に亘る屈辱的條件を規定して居るにせよ、該法は與へられた絶對の機會であり、米・比間の問題解決には是以上の良案ありとは思はれない。宜しく我々は先づ本法案を受諾すべきであり、一應受諾後、幾多不滿の諸點は漸次改良して貰つたらよいではないか。此の機會を逸する事は比島の獨立をして遙か將來の事實たらしむる」といふのである。然るに拒否派は「該法は米國の繁榮を目的として一方的利益のみを考慮するものであり、我々は之では不滿である。米國は、比島占領當時マツキンレイ大統領が言明せる精神に基いて、絶對即時完全獨立を與へよ」といふのである。而して受諾派の領袖と目せらるゝはオスマニヤ、ロハス及オシヤス、又拒絶派の領袖はケンソン及バレデスであつた。

元來、比島には國民合同黨(ナシヨナリスタ・コンソリダド)及民主黨(デモクラタ)の二黨があり、民主黨は少數黨であつたが、國民合同黨は絶對多數を誇り、總督及副總督に並ぎ實力を有する上院議長にケンソン又下院議長にロハス(一九三三・七・二四以後はバレデス)を出して其偉大さを示して居たのであるが、ヘ・ホ・カ法に就ては黨論の一致を見ず、或は拒否を主張する者あり、或は受諾すべしとする者があつて、流石の大國民合同黨も事實上分裂の形となり終つたのである。然しケンソンを首班に有する拒否派は議席に於ては未だ絶對多數を有して居た爲、新多數黨として依然勢力を有し、爲に強硬に受諾を主張せる下院議長ロハスの如きは、其の多年國民黨に對する功績にも報あらるゝ事なく議長を迫はるゝの憂目を見、又比律賓大學總長であつたバルマの如きは、同じく受諾を主張せるため、徒に政治運動に狂奔せるは其の身分

2 ヘーア・ホーズ・カツティング法

制定せられたるヘ・ホ・カ法案は、一九三二年四月米國下院を通過したヘーア法案との妥協案であつて、ヘーア法とは大同小異であるが、其の大體の内容は次の如くである。

- 一、比律賓獨立準備政府は其の樹立後十箇年にして獨立を賦與せらる。
- 一、右共和國政府は、大統領の獨立法案裁可後一年以内に召集される憲法會議に於て組織せられ、其後二年以内に全比島民の一般投票に附さる。
- 一、右投票によつて憲法が承認されたる時は、島民獨立希望の意志表示と見做す。
- 一、過渡期間に於ける無稅輸入品を精糖五萬噸、粗糖八十萬噸、椰子油二十萬噸、マニラ麻或は其他の纖維製品三百萬封度に制限す。
- 一、但し此種無稅輸入品に對しては、獨立實施第六年度の初めより比律賓側に於て輸出税を課することとし、第六年度分は五分それより逐年引上げを行ひ、十年後には二割五分に至らしむ。
- 一、比律賓の移民割當數は、十箇年の準備期間を通じて年五十人とし、獨立後は全然禁止す。
- 一、大體右の通りであるが、同法第二條に據れば憲法起草の際挿入すべき事項十六を擧げて居る。即ち其主なるものは、
- 一、比島民は米國に對し忠誠の義務を負ふこと
- 二、比島の外債募集には米大統領の承認を要すること
- 三、通貨、貨幣、貿易及移民に關する法律の成立には米大統領の承認を要すること
- 四、外交は米國の監督並に管理に服すること
- 五、比律賓共和國議會を通過せる法案は米國議會へ報告すること
- 六、比島は公用の爲財産を收用し、比律賓内に於ける陸軍其他の用地及武装軍隊を維持する米國の權利を承認し、大統領の命令ある時は比律賓政府によつて組織せられる凡ゆる軍隊を上記武装軍隊へ召集する米國の權利を認むること

を忘るゝの甚しきものであるとの理由の下に同じく總長の席を迫はれて終つたのであつた。

ヘ・ホ・カ法は、其の有効期間が同法案の米國議會通過後一箇年であつて、若し此の期間内に於て同法の規定せるが如き憲法會議に出席すべき代表者を選出するに非ざれば、無効といふ事になつて居た。然るに比律賓では一九三三年十月七日上院を十五對四、又同十一日下院を五十八對二十二でヘ・ホ・カ法受諾拒否に關する決議案を通過して、該法案の受諾を次の理由により拒否するに決し、結局同法は一九三四年一月十七日遂に效力を消失してしまつたのである。

尙同決議は、拒否理由を次の如く擧げて居る。

「比律賓議會は、議會の意見として該法が比律賓人民の幸福或は同國の社會的、經濟的及政治的制度的安定を確固ならしむるものに非ずとす。が故に、現在の様式に於ける該法の受諾に反對するに依り比律賓上下院は合同決議をなし、比律賓議會は米國議會宛議會の意見として、數多の理由中、米國と比律賓群島間の貿易關係を規定する該法の條文が同國の經濟的、社會的及政治的制度的危機に陥らしめ且つ經過期間の終期に於て比律賓群島が獨立を獲得する其の言明せられたる目的を無効ならしむる爲、移民條項が比律賓人民に對し異議あり且つ侮辱的なる爲、最高委員の權限餘りに廣範に失する爲、尙最後に同法中に規定しある陸海軍及其他の保有地が國家の尊嚴を毀損し、誤解を招來する爲、現在様式の該法は、比律賓群島人民の受諾を得ざるものとして之に反對する旨の通告をなすことに決定し」

と云々して、獨立後に於て猶ほ米國が陸海軍の根據地を永久に占有し、軍事策動地區として自由に同島を利用し得る權利を保留する上に、過渡期の最初の五年間に於ける比島から米國への無稅輸入品を精糖五萬噸、粗糖八〇萬噸、椰子油二十萬噸、マニラ麻及其他の纖維製品を三百萬封度に制限し、六年後からはこれ等の無稅輸入品に對しても比島側に於て五分の輸出入税を課し、それより逐年税率を引上げて十年後には二割五分に至らしめ、且つ比島

人の移民割當数は十箇年の準備期間を通じて年々五十人とし、獨立後は絶対禁止し、加ふるに米國が今日のまゝに陸海軍の根據地を有するようでは折角の獨立も有名無實たるのみならず、獨立の空名を與へてその實比島主要産物の對米輸出を阻止し移民を禁止せんとするものであつて、是がため財界は愈不況となり、島民の生活は益々脅かされざるを得ないと説明し、次いで拒否後の獨立運動の進むべき途を明示して居る。即ち

「猶上院及下院は、次段にて述ぶる目的及權限を有する一中略一委員會の組織を決定せり」

と先づ新委員會の組織を決定し、次で「以上述べたる委員は、可及的速に一般の利益の爲米國へ出發し且つ比島の獨立及其他の目的達成準備の爲、比律賓群島人民をして憲法を制定し比島政府を構成せしむる法」と稱せらるゝ米國議會の法律に對する比律賓人民の意志を米國議會宛表明すべし。

該委員會は同時に、該法に對する反對及其理由を米國政府及人民に表示し、該法の改正或は比律賓の政治的、社會的及經濟的安定を危機に陥らしむる事なき條件及環境の下に、可及的速なる時機に於て自由獨立國たらしめんとする比律賓人民の願望を充足すべき新法案の實現を米國大統領及議會宛請願すべし。

として、從來の遣米獨立請願委員とは、別に新委員を米國に向け出發せしめる事を規定した。勿論、本決議はケソン一派の拒絶派が、其の多數黨の勢力を利用して通過せしめたものである爲、オスマニヤ及ロス等の賛成参加を得る事能はず、事實上は拒絶派の代表者が米國へ出發し、ケソンは新委員會の首領として一九三三年十一月四日、よりよき法案獲得の爲米國に向つて出發したのであつた。

是より先、ケソンはオスマニヤを参加せしめて、兎に角全島一致の形式で新委員會を出發せしめんと努めたのであつたが、オスマニヤはケソンが若しよりよき法案の獲得に失敗せる際、直ちに「ホ・ホ・カ法」を受諾して歸比するならば参加してもよいと提議したが、實際上ケソンの立場として之に迎合する其效力を延長し、最後の機會を群島民に與ふべしとする事に決定を見た。當時上院島嶼委員長テイデングス氏は

「委員會は群島民に對し、ホ・ホ・カ法の諾否に九箇月間の延長期間を與ふるが、若し六月の總選舉に比島が法案の採擇に失敗し反對派が多數を占める様な不結果を招く場合は、米議會は比島民が獨立を要求するものに非ずして現在の屬領關係の繼續を希望して居るものと認めざるを得ず、比島民の願望に對して其の反省を求めたのであつた。

又米國下院に於ても島嶼委員たるジョン・ランキン氏の如きは、一月二十六日下院の空氣は殆ど瀟灑一致を以て「ホ・ホ・カ法」の受諾期間の延長に賛成する模様だとの豫想を發表し、米國側は舉つて「ホ・ホ・カ法」の再生に希望を有する所を明にした。

然し、ケソンの代表する比島側は、今更同案の受諾を希望するにしても前年拒否決議の手前もあり、無修正の儘では「ホ・ホ・カ法」を絶対受入れる事は不可能なる爲、大統領は同島受諾派との調停に乗出し、ダイン陸軍卿立會の下に第三次の會見を二月十八日ケソンと行つたのであつた。席上大統領は「獨立問題を繞つて兩派が互に抗争してゐる様では面白くないから、此の際一致して比島民の利益の爲努力し、米國議會に對しても「ホ・ホ・カ法」の修正を勧告する管であるから一先づ該案を受諾し抗争を中止したらよからう」と忠告するところがあり、ケソン氏も自説を他迄主張する所なく、「受諾而して修正」と云ふ事に妥協し、一方比島側に於ても、知事聯盟は政争休戦運動を起し祖國の自由獲得の爲に同一戦線を張るべしと主張し、兩々相俟つて長期に亘り抗争を續けた受諾・拒絶の兩派も茲に和解の徴が見えた。

一方米國側は、比島獨立法の最後の解決方法として懸案中の「ホ・ホ・カ法」を受諾せしめんが爲、比島議會の拒否理由の一となつてゐる米國陸海軍根據地存置の事項に就て上院・下院及島嶼委員會も大に考慮する所あり、又大統領は三月二日次の如き特別教書を議會に送り、「ホ・ホ・カ法」の修正を勧告すると同時に、同法案の米國議會通過方を催促する所があつた。

「三十數年前、合衆國はカリビアン海に其端を發せる戦争の結果、我國より

事は不可能であつた爲、オスマニヤは遂に新委員會に不参加を聲明した。以上が、大體獨立問題に關する一九三三年末迄の經過であつたが、一度年改まると共に同問題は茲に解決に向ふ新しい一步を踏み出したのであつた。マ・マ法案の受諾——是より先、新獨立請願委員長ケソンは、着米後比島人が「ホ・ホ・カ法」に反對する理由及事實を米國政府に各方面に説いて廻り、米國々民の比島獨立問題に對する輿論を喚起すべく努力して居たが、一九三三年も押詰つた十二月二十七日白雲館に於て大統領と會見、其意向を述べた所があつた。席上大統領は比島人の理想とする決定的獨立案の提出を求めたが、ケソンは全く準備がなかつた爲後日を期して會見を打ち切り、其後約二十日間比島側と十分なる打合せの後一九三四年一月十七日大統領に覺書を提出した同覺書は

一、十年間の米・比特惠通商條件を伴ふ二年乃至三年以内の獨立を許容せられたし

二、右の代案として、自治政府並に同期間内に於ける制限付自由貿易を條件として一九四〇年七月四日に比島の獨立を許容すること

とを骨子として「比律賓政府は、若し米國が同國民の利益のみを主眼として同國市場に於て比律賓商工業の有する特權を剝奪し、獨立許容に先だち比島民を零落せしめんとする意志を有するならば、我々は米國々族の十箇年及同年度末に於ける獨立を全然失敗に終らしむるが如き條件よりも、寧ろ現在直ちに兩國を連結する政治的及經濟的の帶線を切斷し且つ比島人をして其運命を辿らしむる方法を選ばんとするものなりとの見解を有するものである。」と述べたのであつた。

然し同覺書は別段の反響を呼起す事無く、單に參考とする程度に留められた様であつたが、少くも大統領が、前フーバー大統領と異なり、比島獨立問題に多大の關心を有してゐる證となつたのであつた。然るに一月二十三日米國上院島嶼委員會に於ては、「ホ・ホ・カ法」を今一度復活して本年六月の比島に於ける總選舉による島民の同獨立法案に對する意向を聞くべく九箇月間を規定せり

陸軍根據地に就ては、余は本規定を同法上より削除し、同根據地を最後の獨立達成と同時に放棄すべき事を勧告す

海軍根據地に就ては、余は同法が米國政府及比島政府共に満足すべき條件により、本問題を最後の落着せしむる様規定を改正すべき事を勧告す

余は、原法に於ける其他の規定が、今同之を變更する必要ありとは信ぜられず、不完全或は不平等の存在が發見せらるれば、余は之等が適當なる顧問會後兩國間に公平なるべく改正せらるべきものなりと信ず

一面必要なる政治的及經濟的整備に充分なる時機を與へる事なく、最も早き時期に於て我々が完全なる獨立を希望するは、比島民に對する決定的不正義と云ふべく、又或る意味に於て獨立其のものに對する拒否ともなるべきは、余の強調する要なき事なり。今同前法の經濟的條項を變更するは、我々自身に對する不信を反映するに外ならず

時期的要素が包括せられたる事實より見て、余は同法が余の曩に指示せるが如く改正せられ、適當なる機關及比島民による同法の受諾期限を、彼等に再考の餘地を與へしむる様延長すべき事を提議す

比島民及合衆國々民間の三十六年間に亘る關係は、友好的にして且つ大なる相互的利益を齎せり。余は、若し本法が米國議會を通過し且比律賓に於てより受諾せらるれば、獨立過渡期間に於ける相互的關係を増進するものなりと信ず

事實上獨立が比律賓人により達成せらるゝとも、友好的信義は永遠に存在すべし。斯かる趣旨に據つて米國議會に提案されたのが法案であつて、同案はハカ・カ法案の修正案であり、上院島嶼委員長ダイディングス及下院島嶼委員長マックダフイ兩氏の提出せるものである。同法案の修正點を示せば次の如くである。

- 一、米國政府は、比島獨立と同時に從來比島に駐屯せる陸軍を全部撤退せしめる。
- 一、海軍根據地は從來通り保有するも、獨立後二年、大統領は比島政府と本問題の決定的解決に關し交渉を開始する。
- 一、獨立と共に米國は比島移民を一年五十名と制限する。
- 一、マ法案は、獨立と同時に比島駐在の米國陸軍だけを全部撤退し、海軍は獨立後と雖も其の根據地を放棄しないけれども、獨立後二年を経過すれば、其の最後の解決に就て大統領は比島政府と交渉を開始し得る様修正され、又移民に就ては、獨立後も年々五十人宛は許可することに修正された。然し受諾拒否の主要因たる貿易制限に至つては、全然其の儘になつて居た。
- 從て、比島民としては、同案に十分満足し得ないのではあつたが、拒否派の領袖連は、米國が獨立を認むるに就ては一部に猛烈な反對があるにかゝはらず、獨立案が以上の如く大多數で議會を通過するのにも、要するに比島から米國への輸入制限事項があつて内地の生産者を保護し得るからである事實を氣付き、從て比島としてこれ以上を望むのは所謂隨を得て獨を望むに類するもので、一度の譲歩に味を占めて、更に再度の譲歩を期待し本案を拒否する様な事があれば、或は永久に獨立を否定する結果となるであらう事を想像しての餘り受諾の決意をしたのであらう。

3 憲法制定會議

マ・マ獨立法受諾に並いで、比島獨立途上の第二步たるべき比律賓憲法制定會議は、一九三四年七月三十日午前十時比島下院本會議室に於て代表總數二百二名中實に百九十九名出席の上華々しく開會された。

ロ・サンデイコを副議長に推薦した。次でレクトは主要次の如き議長就任の挨拶をなし茲に記念すべき比島共和國憲法の起草に著手するに至つた。

「本會議の目的達成には前途に幾多困難が横はるも、之に打ち勝つて行かねばならぬと思ふものであるが、今起草せんとする憲法條章は獨立國に於けるが如き一般憲法とは多少の運庭があるものと考へられ、從て我々が起草し得る範圍が奈邊にあるかは今後の活動に左右せらるゝ點もあらう。

然し我々が眞實に欲せんとする理想的憲法作成の爲には、假令厄介な事實が横たはることがあつても、憲法議事規則及國際法を侵犯する事なしに、根本的な基礎的條文を起草することが出来る。而して條文は忠實に又完全に我等民族の特性を表明すること、現在否將來も亦群島を保護すべきこと、世襲財産の保護、完全なる獨立の保證、自由なる政府の下に於て享受し得る平等及正義に關する崇高なる權利等の挿入は尤も緊要である。

斯の如き目的の達成には、一に代表者諸氏の援助を得て始めて其の効果を齎るものであると信ずるものである。就ては、現在が、歴史的に見て非常に意義深い時期であるべき事を自覺せられ且つ國民の基礎を創造せんとする本會議に臨み、選舉民の信任投票に報ひんとせば、宜しく各自の責任を重んじ完全なる諒解と斷然協力一致するの精神とを飽く迄遂行すべきである。

憲法が國家の定規となり、市民及社會の權利を保護するものとして作用する爲には、勿論治者にも被治者にも双方に萬全のものでなくてはならぬ。約言すれば憲法は國民の勞作であり且つ合法的な創造であるべきである。憲法は實に法律の父でもあり社會の秩序を規定せんとする一切の根本法で、憲法の起草は國家及國民全體の仕事である、故に決して一黨の事ではないのだ。

此の神聖なる會議室に入るに當りては、我々は黨派的な根性はさらりと棄てるべきであり、我々の手は協力、尊敬、相互の諒解、國運開拓と云ふ不滅の信念の源泉たるヨルダンの聖河の水で洗ひ清むべきである。云々。

一九三四年五月一日の比島特別議會に於てマ・マ獨立法を受諾するに至る前後の事情は茲には省略するが、同議會に於て決定を見た主なる事項は次の如くである。

- 一、マ・マ法案の受諾
 - 二、憲法會議代表は、定員二百二名として七月十日之を選挙する
 - 三、會議は七月三十日より開始する
- 右の事項中第二項に就ては相當紛糾したが、特別州を除き一選舉區にして下院議員定員一名のものを二名宛出すことに折合ひ、總員二百二名の多數を選出することに決定を見たのである。憲法會議代表の選舉に際し、ケソン派（所謂拒否派）、オスマニヤ派（所謂受諾派）共各自派に有利なる代表を出さんとした事は勿論であつたが、憲法會議は政黨政派を超越すべきものであるとの意見簇出の結果、代表の選出は人物本位として眞に國家有爲の材を集めることとし、他迄嚴正中立の態度を持つる事といふ申合せが成立した爲、成るべく兩派から一名宛出すこととし、政黨の色彩なき有爲の人物の爲には兩派共譲り合ふといふ状態であつて、選舉は極めて平穩裡に行はれた。此の選舉の變つた點は、代表者は殆ど名譽職に等しいものであり、雜費五百比と日常五比と云ふが如き僅少なものであつた爲、激烈なる選舉運動が行はれず、比較的選舉の公正が期せられた。
- 開會式當日、マ・マ總督は憲法會議は比島獨自の立場から決定すべきものであるとの理由から臨席せず、又何人が開會の辭を述べべきかに就て異説があつたが、結局上院議長ケソン氏が其任に當ることとなり、同氏は「本日吾が憲法會議の朝會に際し、千三百萬比島民及比島議會の名によつて祝辭を呈する。本年三月二十四日を以て米國議會の協賛を終り、五月一日比島議會の承諾を経た法律は比島の完全なる獨立を規定したもので、該法に依り本日此の憲法起草の代表會議の開會を見るに至つたもので、今後此の意義ある仕事に對して大いに協力立案の勞を取らねばならぬ」と希望して愈本會議に入り、假議長ラウレル司會の下に、ケソン派のクラロ・レクトを議長に、オスマニヤ派のルベルト・モンチノラ及中立派のテオド

憲法會議は八月中旬左記四十六委員が設けられ、各部に於て其の擔任事項に關する草案を起草することになつた。

委員 會	委員 長	委員 數
一、國書命名委員會	ネボムセノ	四
二、憲法前文委員會	ロムアルデス	一四
三、行政權委員會	クエンコ	二〇
四、立法權委員會	ブリオネス	二〇
五、司法權委員會	フランシスコ	二〇
六、領土委員會	ブエンディア	八
七、地方政府委員會	ピリヤヌエバ	三〇
八、財政及會計委員會	エンカルナシヨ	一四
九、方針宣言委員會	バルマ	一四
一〇、國民義務委員會	レイエス	一四
一一、工業委員會	ベニテス	一四
一二、市民權及歸化委員會	ベルフエクト	一四
一三、正用語委員會	ラブラドル	一四
一四、移民委員會	グスマン	一四
一五、公共企業國有委員會	オアシス	一四
一六、教育委員會	アール・ネボムセノ	三六
一七、通商委員會	アラホク	二九
一八、選舉權委員會	アルタバス	二九
一九、關稅法委員會	マラプット	四四
二〇、通貨銀行委員會	クアデルノ	一二
二一、委任統治委員會	ベントラ	三一
二二、勞働及治安維持委員會	テルガート	二六
二三、文官分限委員會	モラレス	二二
二四、國防委員會	アレハンドリノ	二〇
二五、憲法保證委員會	リム	二五

比律賓……政治

二六、憲法修正委員會	オサミス	二三
二七、地方巡回訴訟法委員會	カブナシ	三九
二八、訴訟委員會	グチレス・ダビット	三一
二九、外交事項委員會	ゲヴァラ	二六
三〇、資源國有保存委員會	ロクシン	四〇
三一、權利委員會	ラウレル	三二
三二、特別行政區委員會	ビアンダ	三九
三三、保健衛生委員會	ビリヤラマ	一六
三四、農業委員會	レデスコ	二四
三五、科學研究委員會	オルテガ	一三
三六、憲法比較調査委員會	ホンチベロス	二三
三七、警察委員會	スルビト	三
三八、雜務委員會	カリエハ	一三
三九、特許委員會	アルエゴ	一八
四〇、駐米委員選出委員會	カラム	一一
一一、訴訟手續委員會	ビセンテソツト	七
一二、特權委員會	エンリケス	一二
一三、國內法委員會	メレンドレス	一〇
一四、會計法委員會	ミリヤル	四
一五、印刷法委員會	コネヘロ	四
一六、中央委員會	ファイルモン・ソツト	八六

然るに審議は遅々として進まず、レクト議長督勵の結果、漸く九月末委員の成案が出揃ひ、何れも八十六名より成る中央委員會の手に移されたのであつた。

各委員會に於て作成せられたる案は頗る廣大なる内容を有し、相互の間に連絡統一無き爲、中央委員會に於ては審議上の手續に關して議論百出し纏る處を知らず、徒に時日を經過するのみであつて、其の整理殆ど不可能なるを知るや、遂に十月十日を以て機構改正を目的とする中央委員會内の小委員會

四〇

の成立を見るに至つた。
右委員は學識・經驗共に他に秀で、比島民の信任を集めて居る有力者より成り、其の氏名は左の通りである。

委員長(中央委員長兼任)	ファイルモン・ソツト(前上院議員)
委員	マヌエル・ロハス(前下院議長、前獨立委員)
同	ビセンテ・シングソン・エンカルナシオン(前農務部長官)
同	マヌエル・プリオネス(上院議員)
同	ノルベルト・ロマルデス(前高等法院判事)
同	ミギエル・クアデルノ(比律賓銀行副頭取)
同	コンラード・ベニテス(比律賓大學商學部長)

仍て右七名の小委員會は十月二十日迄の十日間會合して、中央委員會で纏められた各部委員會の報告を參考とし、憲法全文の草案を練り之を議し、中央委員會に報告したが、會議の空氣より推し之を中央委員會に於て下審議するも徒に時日を空費するのみなるに鑑み、二十五日中央委員會は右憲法草案に對して主義上の賛意を表し、翌二十六日之を本會議に報告した。

第一章 領土
比律賓の領土は、一八九八年十二月十日巴里に於て米・西間に調印を見たる巴里條約第三條に依て規定せられたる範圍並に一九〇〇年十一月七日華盛頓に於ける米・西條約並に一九三〇年一月二日の米・英間の條約による一切の比島領土を含むと規定してゐる。

第二章 方針宣言
本章に於ては比島の政體を共和制とする事、比島國旗は白青赤地に太陽及三星を配すること、並に比島の國策として戰爭を否認する。而して一般に承認されたる國際法の原則を比島の法律の一部として適用すること等を規定してゐる。

第三章 權利規定
本章に於ては生命・財産・居住・宗教等に關する權利の外言論の自由を確保

する一項目が加はり、道徳上並に公安を害せざる限り、新聞雜誌による言論の自由を束縛せず、又法廷の判決によるに非ざれば出版物の發賣を禁止さるゝことなしと規定してゐる點が注目し價する。

第四章 市民權
比島市民權を有する者は、憲法制定當時比島市民たりし者又は從來比島政府の下に於て選舉による公職にありたる者及其の子孫並に法律の定むる所により歸化したる者及其の子孫たるべきことを制定してゐる。

第五章 移民
國民議會は法律を以て比島に入國すべき外國人を取締り且つ其の移民の年次割當を各國人均等に規定するものとす。

第六章 選舉權
二十一歳以上の男子にして一年以上比島内に、六箇月以上同一市町村内に居住し讀み書をなし得る者に選舉權を附與する。而して、人民投票に於て三十萬人以上の者に參政權附與に賛成する時は、國民議會は婦人にも參政權を與ふることを要す。

第七章 立法部
立法權は國民議會之を行ふ(二院制度)。議員數は上院二十四名、下院百二十名を超過せざる範圍とし、任期は上院六年、下院三年とし三年毎に選舉せらる。各州の定員は、人口を標準として割當せらる。議員の資格は、上院は年齢三十歳以上、下院は二十五歳以上の者にして、五年以上比島市民たるものに限られる。國民議會は宣戰布告の權を有す。但し少くも議員總數の三分の二の承認を必要とする。

第八章 彈劾制度
大統領、副大統領、高等法院判事、控訴院判事、會計検査院長は憲法侵犯、反逆罪、收賄若しくは其他の重罪に就き有罪なるときは彈劾に依り免職さるゝことあるべし。

第九章 行政部
行政權は大統領之を行ふ。任期は六箇年、副大統領も亦同じ。大統領は人

比律賓……政治

民の直接選舉によつて選出せらる。

第十章 司法部

司法權は高等法院、控訴院及下級裁判所之を行ふ。高等法院は院長の外に六判事、控訴院は院長の外四判事とする。

第十一章 會計検査院長

任期十箇年の會計検査院長を設ける。同院長は再任されない。

第十二章 文官分限

第十三章 雜則
本章に於ては教育、公用語、經濟、交通機關等一般的の規定を設けたる外總ての農耕地、山林、鑛山、鑛物性油、魚類又は水産物等の採掘、管理、開發、利用の權利は比島政府に忠誠を誓ふ人民に限らるべく、會社又は組合による時はその株式の七五%以上が比島人の所有たることを要する。

小委員の報告後憲法草案は本會議に於て附議されたが、二、三の修正があつたのみで體裁委員會に送付せられ、修辭文官の訂正が行はれ、一九三五年二月五日完全に草案は脱稿したのであつた。

而してタ・マ法第三條による米國大統領の承認は三月二十三日終了し、五月十五日比島民による憲法批准の一般投票が行はれた。其の結果は壓倒的の大多數即ち八八八、六九九對二五、二九九票を以て本憲法を支持したのであつた。

六月十二日より七月十八日迄比島議會は開會されたが、同會期中にケソン、オスメニヤの合同決議として人民投票の確證を行ひ、其の結果を總督に報告するに至つたのであつた。
次いで九月十七日準備政府官吏の選舉が行はれたが、ケソン氏が大統領に、オスメニヤ氏が副大統領に選舉され、一九三五年十一月十五日準備政府の始政と共に現在に立至つて居る。

4 タイディングス・マツクダツイ獨立法
比島の獨立及其他の目的達成準備の爲、比島人民をして憲法を制定し、比島政府を構成せしむる案。
亞米利加合衆國上院及下院に於て制定せらる。

比島憲法制定會議

第一條 比律賓議會ハ、一九三四年十月一日以前比律賓議會ノ定メタル時日ニ、比律賓議會ノ下院議事至ニ於テ開催セラルヘキ比律賓共和國政府憲法ノ發案及起草ヲ目的トスル憲法會議ニ出席スヘキ本法規定ノ條件及資格ヲ有スル代表者選出ノ權限ヲ有ス

憲法ノ性質—委任事項

- 第二條 a 發案及起草セラレタル憲法ハ、形式ニ就テ共和政體タル事ヲ要シ、人民權ニ關スル條項ヲ含ミ、其一部或ハ附屬セル命令中ニ、比島ニ於ケル合衆國主權ノ最終完全ナル撤去ニ至ル迄ノ效果ニ關スル條項ヲ含ムヘシ
1 比島市民ハ合衆國ニ對シ忠誠ノ義務ヲ負フヘシ
2 比島共和國政府ノ官公吏ハ、其職務執行ニ先タチ其他ノ文言中ニ合衆國ノ最高權利ヲ承認シ忠誠ノ義務ヲ致ス旨ノ宣言ヲナシ宣誓ヲナスヘシ
3 信仰ハ絕對ニ自由ニシテ、住民或ハ宗教團體ハ、信仰或ハ禮拜方式ノ事由ニ因リ、身體或ハ財產ヲ侵サル事ナシ
4 合衆國、墓地、教會及之ニ屬スル牧師或ハ僧尼ニヨリ所有セララルル財產及宗教、慈善若シクハ教育ノ目的ニ供セララルル土地建物及造作ハ免稅セララルヘシ
5 比島及合衆國間ノ通商關係ハ本法第六條ニ於テ規定セル所ニ從フヘシ

- 6 比島及其從屬機關ノ有スル公債ハ今後合衆國議會ニヨリ定メラルル限度ヲ超過スルヲ得ス、又合衆國大統領ノ許可無クシテ外國ト借款ヲ締結スルコトヲ得ス
7 現在比律賓政府、州、市區ノ有スル借款、負債及義務カ、憲法採用ノ際ニ於テ有效ニ實在スル場合之等ハ新政府ニ依テ引受ケ且支拂ハルヘキモノトス
8 英語ニヨリ指導ヲ原則トスル適當ナル公立學校制度ノ確立維持ノ爲必要ナル規定ヲ設クヘシ
9 通貨、貨幣、輸入、輸出及移民ニ關スル法案ハ、合衆國大統領ノ承認ヲ得ル迄法律トシテ施行セラル事ナシ
10 對外交渉ハ合衆國ノ直接監督及統御下ニ在ルヘシ
11 比島共和國議會ヲ通過セル法案ハ、合衆國議會(通報セラルヘシ)
12 比島ハ公用ノ爲財產ヲ收用シ、比律賓内ニ於ケル軍用及其他ノ用地及武装軍隊ヲ維持スル合衆國ノ權利ヲ承認シ、大統領ノ命令アル時ハ、比律賓政府ニ依テ組織セラレタル總テノ陸軍ヲ前連武装軍隊(召集スル合衆國ノ權利ヲ承認ス)
13 比島共和國裁判所ニ於ケル判決ハ、本法第七條第六項ニ於テ規定セララルル所ニ從ヒ合衆國大審院ノ審査ヲ受クヘキモノトス
14 合衆國大統領ノ布告ニ據リ、比島共和國ノ保全ノ爲及憲法ニ於テ規定セララルルカ如キ政府ノ維持ノ爲及生命、財產並ニ個人ノ自由保護ノ爲憲法規定ノ政府義務履行ニ關シ干渉スル權限ヲ有ス
15 本法ニ於テ規定スル比島共和國政府駐在合衆國最高委員ノ權限ハ承認セララルヘシ
16 合衆國ノ市民及法人ハ、比島共和國ニ於テ市民及法人トシテノ市民權ヲ有ス
同條 b 憲法ハ、此後規定セララルルカ如キ比律賓政府ノ獨立承認ニ關スル大統領ノ布告當日ヨリ有效ナルヘキ次ノ條項ヲ包含スルヲ要ス

1 合衆國及比律賓ノ財產權ハ速ニ整理決定スヘシ。而シテ合衆國市民若シクハ、法人ノ現在財產權ハ比律賓群島市民同一ノ範圍ニ於テ之ヲ承認シ尊重シ且保護スヘシ

- 2 本法ノ規定ニヨリ採擇セラレタル憲法ニ據リテ選舉就任セル官公吏ハ、比島自由獨立政府ノ憲法上ノ官公吏ニシテ同政府ノ監督下ニ直接選舉セラレタルモノト總テノ點ニ於テ同一ノ權限ヲ有シ且憲法ニ規定セル全期間其任ニアルモノトス
3 比島、州、市、市區及其從屬機關ノ借款及負債ハ、合衆國ノ統治權カ最終且完全ニ撤去セララル時ニ於テ有效ニ實在スルモノハ比島自由獨立政府ニヨリ負擔セララルヘシ。而シテ、比島、州、市、市區カ合衆國議會ノ法律ニヨリテ發行シタル公債ニ關シ、比律賓政府ハ該債元金及利息ノ支拂ニ充テラルヘキ必要ナル基金ニ關シ充分ナル規定ヲ設クヘシ。而シテ該債務ハ比島政府ニ於テ徵收セララル租稅上ニ第一支拂請求權ヲ有ス
4 比島政府ハ、獨立國ト成リタル時ハ比律賓群島ヲ合衆國ニ讓渡セル西班牙トノ平和條約ニヨリ合衆國カ繼承セル總債務ヲ繼承スヘシ
5 比島政府ニヨリ保證(對合衆國條約中第二項ヲ除キ)セララル、旁上記規定ノ實現ヲ期スヘシ

合衆國大統領ヘノ憲法提出

第三條 比島ニ於ケル憲法會議ニヨリ起草セラレ且承認サレタル憲法ハ、本法施行後二箇年以内ニ合衆國大統領提出セラルヘシ
然ル時大統領ハ、憲法カ本法ノ規定ニ適合スルヤ否ヤヲ決スルモノトス。大統領ハ、提案サレタル憲法カ本法ノ規定ニ適合スルモノト認メタル時ハ、此ノ旨ヲ比律賓總督宛確證シ、比律賓總督ハ更ニ其ノ旨ヲ憲法會議ヘ通告スヘシ。又大統領ニシテ、本憲法カ本法ノ規定ニ適合スルモノニ非スト認メタル時、總督宛ニ、大統領自身ノ判斷ニテ、提出セラレタル憲法カ本法ノ主旨ニ適合セラルヲ以テ適合スヘキ規定ヲ提出スル様通告スヘシ。總督

ハ更ニ之ヲ憲法會議ニ送付シ、大統領及憲法會議ノ意見ノ一致ヲ見ルニ至ル迄茲許規定セル手續ニ依リ行動ヲ繼續スル様教書ヲ發スヘシ

比律賓人ヘノ憲法提出

第四條 合衆國大統領ニ於テ憲法カ本法ノ規定ニ適合セルコトヲ確認セル後、憲法ハ此ノ批准或ハ反對ノタメ本確認ノ日ヨリ四箇月以内ニ比律賓議會ノ定ムル日ニ施行サルヘキ一般投票ニ際シ比律賓人民ニ提出セララルヘシ。本投票ニ於テハ、比島ノ有權者ハ提出サレタル憲法及之ニ附屬セル命令ニ就テ直接贊否ノ投票ヲナス機會ヲ有スルモノトス
本投票ハ比律賓議會ニヨリ規定セララルル方法ニ於テ施行シ、比律賓議會ニ對シ本投票ノ結果ヲ報告スヘシ。比律賓議會ハ法律ノ定ムル所ニヨリ審議シ、審議ノ結果ヲ比律賓總督宛、投票ノ記事及前掲憲法及命令ノ寫本ト共ニ確證スヘシ。若シ過半数ノ投票カ該憲法ニ贊成ナルトキハ、該投票ハ比律賓ノ獨立ヲ希望スル比律賓人民ノ意志表示ナリト認メラレ、總督ハ比律賓議會ヨリ本確證受領後三十日以内ニ比島共和國政府官吏選舉ノタメ、憲法ノ規定スル所ニ依リ告示ヲ發スヘシ。而シテ本選舉ハ總督ノ選舉ニ關スル告示公布後三箇月乃至六箇月ノ期間内ニ施行セラルヘシ。憲法ニ規定セル官吏選舉カ施行サレ、其結果カ決定シタル時、比律賓總督ハ選舉ノ結果ヲ合衆國大統領ニ對シ確證シ、大統領ハ茲ニ於テ選舉ノ結果ヲ公告ス。大統領カ該告示ヲ公布セル時ニ於テ、現在セル比律賓政府ハ消滅シ新政府ハ憲法ニ規定スル權利、特權及義務ヲ有スルニ至ル。現在ノ比島政府ハ事務引繼ニ關シ準備ヲ行フヘシ。若シ過半数ノ投票カ該憲法反對ナル時ハ、現在比島政府ハ本法ノ規定如何ニ拘ラス存續スルモノトス

比律賓共和國ヘ財產及權利ノ引繼

第五條 本法第一條ニ掲ケタル條約ニ依リ合衆國カ比島内ニ於テ獲得セル總テノ財產及權利ハ、現在合衆國カ軍用又ハ政府用トシテ保留セル土地或ハ

其他財產及法律ノ規定スル所ニ依リ賣却又ハ其他處分セラルヘキ土地或ハ其他財產或ハ權利或ハ利益ヲ除キ、比律賓共和國政府ノ成立ト同時ニ之ニ引渡サルモノトス

完全獨立ニ至ル迄ノ合衆國トノ關係

- 第六條 比島共和國政府ノ施政ヲ開始セル日以後ニ於ケル合衆國ト比島間ノ通商關係ハ、左記ノ例外ヲ除キ現行法ノ規定ニヨル
a 何レノ曆年ニ於テモ、比島ヨリ合衆國ヘ輸出セラルル砂糖ニシテ精製糖五萬英噸、粗製糖八十萬英噸ヲ超過スル分ニ對シテハ、合衆國法律ニ依リ外國ヨリ合衆國ニ輸入セラルル貨物ニ賦課徵收及支拂ハレタルト同率關稅ヲ賦課徵收及支拂ハルヘシ
b 何レノ曆年ニ於テモ、比島ヨリ合衆國ニ輸入セラルル椰子油ハ、二十萬噸ヲ超過スル分ニ對シテハ合衆國法律ニ依リ外國ヨリ合衆國ニ輸入セラルル貨物ニ賦課徵收及支拂ハレタルト同率關稅ヲ賦課徵收及支拂ハルヘシ
c 何レノ曆年ニ於テモ、比島ヨリ合衆國ニ輸入セラルル織絲、捲絲、コー、繩索、ロープ及ケーブルハ、タールラ塗リタルト或ハ塗ラザルト、全部若シクハ大部分マニラ麻或ハ其他ノ硬質纖維ヨリ成リタルト否ト問ハス、前記貨物ノ合計カ三百萬封度ヲ超過スル分ニ對シテハ、合衆國法律ニ依リ外國ヨリ合衆國ニ輸入セラルル貨物ニ賦課徵收及支拂ハルト同率關稅ヲ賦課徵收及支拂ハルヘシ
d 若シ一箇年間ニ於テ、無稅ニテ米穀ニ輸入セラルル品目カ、比島ノ有スル制限ニ達シタルトキハ、其ノ後比島ニ於テ米穀ヘ無稅輸出ノ爲生産或ハ、製造セラルル物品ノ數量ハ比島共和國ニヨリ發行セラレタル輸出許可證ニヨリ、前年ニ於テ合衆國ヘ輸出セラレタル數量ヲ基礎トシテ計算セラレタル割合ニヨリ該品ノ生産ヲ製造業者ニ割當ツヘシ。但シ、粗製糖ノ場合無稅ニテ輸出セラルル數量ハ一九三一年一九三二年及一九三三年間ニ於ケル年平均生産高ヲ基礎トシテ計算セル割合ニ

ヨリ製糖工場ヘ割當ツヘシ。又各製糖會社ヨリ斯クシテ輸出セラルヘキ砂糖ノ數量ハ、製糖工場ト耕作者カ個々ニ權利ヲ有スル砂糖ノ割合ヲ基礎トシテ製糖業者及耕作者間ニ年々割當ツヘシ。比律賓群島政府ハ、本條ニテ規定セル割當ヲ有效ナラシムル爲必要ナル法律規定ヲ發布スル權限ヲ有ス

- e 比島共和國政府ハ、本條ノ規定ニヨリ修正サレタル現行法規定ニ據リ、(a)(b)及(c)項ニ例示セル貨物ヲ含ム無稅ニテ群島ヨリ合衆國ニ輸出セラルル總テノ貨物ニ對シテ示サレタル範圍ニ於テ輸出稅ヲ賦課徵收スヘシ
1 新政府ノ施政開始後第六年目ニ於テハ、輸出稅ハ合衆國ノ法律ニ依リ外國ヨリ輸入サルル貨物ニ對シテ賦課徵收及支拂ハルヘキ關稅率ノ五%タルヘシ
2 新政府ノ施政開始後第七年目ニ於テハ、輸出稅ハ合衆國ノ法律ニ依リ外國ヨリ輸入サルル貨物ニ對シテ賦課徵收及支拂ハルヘキ關稅率ノ一%タルヘシ
3 新政府ノ施政開始後第八年目ニ於テハ、輸出稅ハ合衆國ノ法律ニ依リ外國ヨリ輸入サルル貨物ニ對シテ賦課徵收及支拂ハルヘキ關稅率ノ一%タルヘシ
4 新政府ノ施政開始後第九年目ニ於テハ、輸出稅ハ合衆國ノ法律ニ依リ外國ヨリ輸入サルル貨物ニ對シテ賦課徵收及支拂ハルヘキ關稅率ノ二%タルヘシ
5 新政府ノ施政開始後第九年目ヲ終了シタル後ニ於テハ、輸出稅ハ合衆國ノ法律ニ依リ外國ヨリ輸入サルル貨物ニ對シテ賦課徵收及支拂ハルヘキ關稅率ノ二五%タルヘシ
比島共和國政府ハ、斯ノ如キ輸出稅ヨリ得タル金額ヲ基金ニ繰入ルヘシ。而シテ本基金ハ、此ノ目的ニ利用シ得ル其他ノ金額ト共ニ比島、州、市區及其他從屬機關ノ負債完済ニ至ル迄元金及利息支拂ニ充ツヘシ

第七條

- 本條ニ云フ合衆國トハ、地理的ニ合衆國ノ總テノ領土及屬領ヲ含ムモ、比島、ヴァージン群島、米領サモア及グアム島ヲ除外ス
1 比島共和國憲法ニ關シ、正當ニ採決セラレタル修正ハ其ノ都度米國大統領ニ提出シテ裁可ヲ乞フヘシ。若シ大統領該修正ヲ裁可スルカ若シクハ該修正提出後六箇月以内ニ裁可ヲ表示セザル時ハ、該修正ハ憲法ノ一部トシテノ效力ヲ發生ス
2 合衆國大統領ハ、其ノ判斷ニヨリ、比島共和國政府ノ法律契約或ハ行政命令カ比島共和國政府ヲシテ其ノ契約履行或ハ擔保附公債及同利息ノ支拂或ハ減債基金ニ關スル規定ニ違背セシメ、或ハ比島通貨保證準備金ニ損害ヲ及ホス恐レアリ或ハ其ノ判斷ニ依リ合衆國ノ國際義務ヲ妨害セントシタル時ハ、是等ノ效力及施行ヲ停止セシムルノ權限ヲ有ス
3 比島共和國ノ最高行政官ハ、大統領及合衆國ニ對シ、比島共和國政府ノ記事及行動ニ關スル年報ヲ作成シ、大統領及米國議會ノ要求ニ依リ其他ノ報告ヲ作成スヘシ
4 大統領ハ米國上院ノ勸告及同意ヲ得テ、比島共和國政府ニ對シ最高委員ヲ任命スヘシ。該委員ハ、大統領ノ信任アル間及後繼者カ任命且ツ資格ヲ有スルニ至ルマテ其ノ職ニ在ルモノトス。委員ハ在比島合衆國最高委員ト稱セラル。該委員ハ、比島ニ於ケル合衆國大統領ノ代表者ニシテ、比律賓共和國政府、合衆國陸軍々司令官及在比島合衆國文官ニ依リテ斯ル者トシテ承認セラレヘキモノナリ。委員ハ政府或ハ從屬機關ノ有スル總テノ記録ヲ檢閲シ、其ノ必要ナル資料ヲ比島共和國最高行政官ヨリ提供セラルヘシ
若シ比島共和國政府カ、契約期限ニ達シタル或ハ契約ヲ遂行スヘキ擔保附公債又ハ公債若シクハ其ノ利子ヲ支拂ヒ得ザルトキハ、合衆國最高委員ハ直ニ其ノ事實ヲ大統領ニ報告スヘシ。大統領ハ最高委員ヲ指揮シテ稅關及其ノ管理ヲ引繼カシメ、之ヲ管理セシメ、其ノ收入ノ一

第八條

- a 比律賓議會ノ合同決議ニ據リ或ハ第十七條ノ規定ニ據リ本法受諾ノ爲召集セラレタル會議ニヨリテ本法ノ受諾有效トナル時ハ
1 一九一七年移民法、一九二四年移民法(同法第十三條(項ヲ除ク)、本條規定及其他ノ外國人ノ移民、排斥、退去ニ關スル法律ニ據リ、合衆國市民ナラサル比島市民ハ外國人ト看做サル。毎財政年度ノ割當ハ五

十人タルヘシ。但シ本項ハ布哇領土ニ來ルモノ又ハ來ル事ヲ希望スル者ニシテ移住或ハ旅券査證ヲ出願及獲得セザルモ、布哇ニ於ケル産業上ノ必要ニ依リ、斯ノ如キ移民カ内務部ニヨリテ決定セラレタル者ニハ適用セス

2 合衆國市民ニ非サル比島市民ハ、布哇ヨリ(本領土ヘノ入國カ本條ノ效力發生前或ハ後ナルヲ問ハス)合衆國ニ入國スル事ヲ得ス。但シ一九二四年移民法第五條ニヨリテ非移民タル部類若シクハ一九二四年移民法(六)項ヲ除ク第四條ニヨリテ割當移民ニ屬セザル部類若シクハ移民査證ニヨリ本領土ニ入國セル者ハ此ノ限ニアラス。勞働長官ハ、規則ヲ發布シ此ノ例外及除外部類ノ入國許可ノ方法ヲ規定スヘシ

3 必要ナル時ハ、外務官吏ハ比島内ニ於テ領事ノ如キ身分ニ於テ必要トスル一定ノ期間及國務長官ノ定ムル規則ニヨリ配置セラレヘシ。而シテ同官ハ、外國ニ駐在セルモノト看做ス。但シ其ノ權限ハ、公務及公證事務及其他ニ限ラレ、此等ヲ、同官ハ若シ領事トシテ外國ニ駐在セシメラレタル時ハ、國務長官ニヨリテ委任セララルル移民法ノ規定ニヨリ適當ニ處理スルモノトス

4 一九一七年移民法第十八條及第二十條ハ、比島ヲ外國ト看做ス本條ノ規定ハ現移民法規定ニ附加セラレ、同法ノ一部トシテ施行セラレ。而シテ同法ノ罰則及其他ノ條項ハ本條ノ規定ト共ニ適用セラレ。本條ノ規定ニヨリ入國ヲ許容セララルル外國人ト雖モ、本條以外ノ移民法ノ規定ニヨリテ入國ヲ拒絕セラレタル場合ハ、合衆國ヘノ入國ヲ許可セラレス。又本條以外ノ移民法ノ規則ニヨリ入國シ得ル外國人ト雖モ、本條ノ規定ニヨリテ拒絕セラレタル者ハ合衆國ニ入國ヲ許可セラレス

一九二四年移民法ニ於テ定義セラレタル術語ニシテ本條ニ用ヒラレタルモノハ、該法律ニ使用セルト同意義タルヘシ

第九條 比島ニ對シ合衆國ノ統治權ノ存續期間中今後發行セララルル比島或ハ州或ハ市區政府ノ公債及其他ノ債務ノ元金及利息支拂ニ關シテハ、合衆國

側ハ何等責任ヲ有セス。但シ其ノ後發行セラレタル公債及其他ノ債務ハ合衆國當局ニヨリ課稅ヲ免除セラレサルモノトス

比律賓獨立ノ承認ト米國統治權ノ撤去

第一〇條 a 本法規定ノ憲法ニヨル新政府ノ施政開始當日ヨリ十年ノ期間滿了後ノ第一年ノ七月四日ニ於テ、合衆國大統領ハ告示ニヨリ、海軍根據地及燃料補給地ヲ除キ比島内ニ於テ合衆國政府ノ有スル軍用及其他ノ保留地ヲ合ミ合衆國カ比島ノ土地及人民ノ上ニ有シ且ツ行使セル所有、監督、主管、支配或ハ統治ノ全權ヲ撤去讓渡シ、比島ヲ合衆國ニ代ル獨立、分離且自治ノ國家トシテ承認シ、其時有效ナル憲法ニヨリ組織セラレタル政府ノ權限及統治ヲ承認ス

b 合衆國大統領ハ、比島ニ於ケル合衆國ノ海軍根據地及燃料補給地ニ關スル問題整理及解決ノ爲、比島獨立ヲ承認セル大統領ノ布告後二年以内ニ比島政府ト交渉ニ入ルヘキ權限及權利ヲ賦與セラレ。此ノ整理及解決ヲ終ル迄ハ、海軍根據地及燃料補給地ニ關スル事項ハ現行法ニヨリ處理セラレ。

比島ノ中立

第一一條 比律賓ノ獨立力達成セラレタル時ハ、大統領ハ可及的速ニ比島ノ永久中立ニ關スル條約締結ノ爲諸外國トノ交渉ニ入ルコトヲ必要トス

外國政府ヘノ通告

第一二條 比島ノ獨立ノ告示及承認ト共ニ大統領ハ、合衆國ト外交關係ニアル政府ヘ之ヲ通告シ比島獨立承認方ヲ慈惠スヘシ

獨立後ノ稅率

第一三條 比島カ自由獨立國トナリタル後ニ於テハ、比島ヨリ合衆國ニ輸入セララルル總テノ貨物ニ對シ他ノ外國ヨリ輸入セル貨物ニ賦課徵收及支拂ハ

セラルルカ如キ問題ノ審議ヲ目的トスル爲ニ召集セララルル會議ニヨリ受入ラルル迄效力ヲ發生セザルモノトス

比律賓憲法

比律賓ノ人民ハ其ノ理想ヲ具體シ、國家ノ資產ヲ保護發展シ、進歩及福祉ヲ増進シ、自身及子孫ノ爲ニ正義、自由及民主ノ制度ノ下ニ獨立ノ恩惠ヲ確保スヘキ政府ヲ樹立スルカ爲ニ天佑ヲ祈願シ茲ニ本憲法ヲ制定發布ス

第一條 領域

第一項 比島ハ一八九八年十二月十日米國及西班牙間ニ締結セラレタル巴黎條約ニ依テ米國ニ割讓セラレタル總テノ領域ニシテ、其範圍カ同條約第三條ニ掲ケラレタルモノ及一九〇〇年十一月七日米國及西班牙間ノ華盛頓條約、一九三〇年一月二日米國及英國間ノ條約トニ掲ケラレタル一切ノ島嶼並ニ現在ノ比島政府カ管轄權ヲ行フ一切ノ領域ヨリ成ル

第二條 主權ノ宣言

第一項 比島ハ共和國トシ、主權ハ人民ニ在リ一切ノ統治權ハ人民ヨリ發ス

第三條 國防

第二項 國防ハ政府ノ主要ナル義務ニシテ此義務ノ遂行ニ當リテハ全テノ市民ハ法律ニ從ヒ兵役ニ服シ又官ニ任スルモノトス

第四條 主權

第一項 一、比律賓市民タルモノハ正當ナル法律ノ手續ナクシテ其ノ生命、自由若シクハ財產ヲ奪ハレ、又法律ノ平等ノ保護ヲ拒否セララルコトナシ

獨立後ノ移民

第一四條 比島ニ於ケル米國統治權カ最終且ツ完全ニ撤退セララルトキ、合衆國移民法(市民タル資格ナキモノニ關スル總テノ規定ヲ含ム)ハ、其他外國ノ場合ニ於ケルト同範圍ニ於テ、比島ニテ出生シタル者ニモ適用サルヘシ

效力ヲ繼續スヘキ特定ノ法令

第一五條 他ニ規定アルモノヲ除キ、現在若クハ將來施行セララルル法律ハ、比島共和國議會ニ依リテ變更修正又ハ廢棄セララルル迄其ノ效力ヲ持續ス。而シテ同法律中比律賓或ハ比島トアルハ、比島共和國ト解釋セラレヘキモノトス。比島共和國政府ハ現在ノ比島政府及其ノ權利義務ヲ繼承スヘキモノナリ。本法中別段ノ規定ナキ限り、比島政府及其ノ行政ニ關スル總テノ法律若シクハ其ノ一部ハ比律賓群島共和國政府ノ施政開始當日ニ於テ廢棄セラレヘキモノナリ

第一六條 若シ本法ノ規定カ非立憲的ナル事若シクハ人又ハ事情ニ對スル適用力不當ナル事カ宣言セララルモ、其他ノ人若シクハ事情ニ對スル本法ノ效力及條項適用ハ妨ケラルコトナシ

施行目的

第一七條 本法前條ノ規定ハ比律賓議會合同決議或ハ比律賓議會ニヨリ提出比律賓...政治

- 二、私有財産ハ正當ナル補償ナクシテ之ヲ公用ノ爲ニ徵收セララルコトナシ
- 三、不當ナル搜索及差押ニ依リ身體、家屋、書類及財産ニツキ保護セラレタル人民ノ權利ハ毀損サルコトナシ、訴願者ノ宣誓、確認若シクハ立證ニヨル検査又ハ殊ニ搜索セラレヘキ場所及差押ヘラルヘキ人若シクハ物ヲ明示シタル後判事ニヨリ決セラレタル相當ノ理由ニ基クニ非サレハ令狀ヲ發スルコトヲ得ス
- 四、法律ニ依リ規定セララルル範圍内ニ於ケル居住及移轉ノ自由ハ確保セララルヘシ
- 五、信書ノ秘密ハ裁判所ノ適法ノ命令ニ依ルカ又ハ公共ノ安全秩序ノ爲ニスル場合ニ非サレハ之ヲ犯スコトヲ得ス
- 六、法律ニ反セサル目的ヲ以テ組合及結社ヲ組織スル權限ハ認めラレヘシ
- 七、宗教ノ樹立ヲ命シ又ハ宗教ノ自由ナル實施ヲ禁スルカ如キ法律ヲ制定スルヲ得ス、信仰及禮拜ノ自由ナル實施及享受ハ差別又ハ特權ナク永久ニ許容セララルヘシ、公權又ハ政權ノ行使ニ關シ宗教ノ審査ヲ要求スルコトヲ得ス
- 八、言論ノ自由又ハ平和ニ集合シ且政府ニ請願スルノ權利ヲ制限スル法律ハ之ヲ制定スルコトヲ得ス
- 九、貴族ノ稱號ヲ與フル法律ハ之ヲ制定スルコトヲ得ス、比律賓ニ於テ權利又ハ信託ノ業ヲナス者ハ國民議會ノ同意アルニ非サレハ外國ヨリ何等ノ贈與、俸給、官職又ハ稱號ヲ受クルコトヲ得ス
- 一〇、契約上ノ義務ヲ毀損スルカ如キ法律ヲ制定スルコトヲ得ス
- 一一、溯及ノ效力ヲ有スル法律又ハ公權制ヲ定ムル法律ハ之ヲ制定スルコトヲ得ス
- 一二、何人ト雖負債又ハ租税不納ノ爲ニ監禁セララルコトナシ
- 一三、如何ナル形式ニセヨ不當ナル勞役ハ適法ニ告發セラレタル犯罪

- 罪ノ刑罰以外ニハ課セラレサルモノトス
 - 一四、人身保護令狀ノ特權ハ叛逆、暴動又ハ外寇ノ場合ニ於テ公安上ノ必要アルニ非サレハ之ヲ停止スル事ヲ得ス
 - 一五、何人ト雖法律ニ依ルニ非サレハ刑事事件ニ付キ回答ヲ強要セラルコトナシ
 - 一六、犯罪ノ證據カ顯著ナル犯罪ニ付告發セラレタル場合ヲ除キ何人モ判決前ニ相當ノ保證ヲ立テ保釋セララルモノトス、但シ極端ナル保釋ヲ要求スルコトヲ得ス
 - 一七、刑事訴訟ニ於テ被告ハ反證アル迄ハ無罪ト推定セラレ且自身及辯護人ニ於テ意見ヲ述ヘ、訴追ノ性質及理由ノ開示ヲ要求シ迅速ナル公開裁判ヲ求メ證人ニ對面シ及自己ノ爲ニ證人ノ出頭ヲ要求スル等ノ權利ヲ享有スヘシ
 - 一八、被告ハ自己ニ對シ不利ナル證人タルコトヲ強要セララルコトナシ
 - 一九、過度ノ罰金又ハ殘酷且異常ナル體刑ハ之ヲ課スルヲ得ス
 - 二〇、同一ノ犯罪ニ對シテ再度ノ處罰ヲ課スルコトヲ得ス、若シ一行爲カ法律及律令ニヨリ處罰セラレタル場合、其有罪或ハ無罪ノ決定ハ同一行爲ニ對シ他ノ訴訟ヲ提起スルコトヲ許サス
 - 二一、裁判所ニ自由ニ出入スルハ貧困ノ理由ニヨリ拒否セララルコトナシ
- 第四條 市民
- 第一項 左ニ掲クルモノヲ比島市民トス
 - 一、本憲法發布ノ際ニ比島市民タル者
 - 二、兩親ハ外國人ナルモ比律賓ニテ出生シタル者ニシテ憲法發布以前比律賓政府ニ依リ市民タルコトヲ認めラレタル者
 - 三、其ノ父カ比律賓市民タル者
 - 四、比律賓市民タル母ヲ有シ成年ニ達シ比律賓市民タルコトヲ認めラレタル者

第二項

比律賓市民權ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ喪失又ハ取得セララルヘキモノトス

第五條 普通選舉

第一項 選舉權ハ法律ニ依リ缺格者トセラレサル比島市民タル男子ニシテ二十一歳以上ニ達シ讀ミ書キヲ爲シ得、引續キ一年間比島ニ居住シ且選舉前少クトモ六箇月間選舉ヲ行フ市町村ニ居住スル者之ヲ行フコトヲ得、但シ國民議會ハ憲法發布以後二年以内ニ於テ此目的ノ爲ニ行ハルヘキ一般投票ニ於テ選舉資格ヲ有スル女子二十萬以上カ贊成シタル場合ニハ普通選舉權ヲ女子ニ及ホスコトヲ得

第六條 議會

第一項 立法權ハ國民議會ニ屬ス、國民議會ノ議員數ハ百二十名ヲ超ユルコトヲ得ス、三年毎ニ選舉セララルモノニシテ住民ノ數ニ應ジ各州ヨリ割當選出サルモノトス、國民議會ハ法律ニ依リ人口計算ノ報告後三年内ニ割當選出ヲ行フ、右割當アル迄ハ國民議會ハ九十八名ノ議員ヨリ成ル、内八十七名ハ現ニ法律ニ規定セララルル選舉區ヨリ三名ハ山岳地方ヨリ爾餘ハ八箇ノ特別區域ヨリ各一名ヲ選出スルモノトス、スーロー、ラナオ、コタバト各州ノ國會議員ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ選出サレノ他ノ州ニ於テハ選舉權所有者ノ投票ニ依リ選出サルモノトス

第二項

議員タル者ハ、三十歳以上ニ達シ五年間比島市民タルシ者ニテ選舉權ヲ有シ、選舉前少クトモ一年間選舉セララル州ノ住民タルコトヲ要ス

第三項

一、國民議會ニ缺員ヲ生シタルトキハ、法律ノ定ムル所ニ從ヒ缺員區域ニ於テ特別選舉ヲ行フ、但シ該選舉ニ於テ選出セラレタル議員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

二、國民議會ノ選舉ハ法律ノ定ムル期日ニ於テ之ヲ行フ

三、議會ハ毎年一回通常議會ヲ召集ス、而シテ法律ニ依リ別段ノ期日ナキ限り議員選舉ノ行ハレタル翌月ノ第二月曜日ニ於テ召集セララルモノトス、國民議會ハ一般立法及大統領ノ指示ナル事項ニ付審議スル爲大統領ニ依リ臨時ニ特別議會ヲ召集サルヘ

第二項

シ、特別議會ハ日曜日ヲ除キ三十日、通常議會ハ百日ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條

一、議會ハ議長、書記、守衛及其他所要ノ吏員ヲ選任スヘシ

二、議員ノ過半數ヲ以テ定員數トシ、定員數ニ滿タサル場合ハ順日延期シ、各院ノ定ムル方法及制裁ノ下ニ缺席議員ノ出席ヲ促スコトヲ得

三、國民議會ハ議事規則ヲ定メ秩序ヲ紊ス行爲ニ對シ議員ヲ罰シ、又三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ議員ヲ除名スルコトヲ得

四、議事録ヲ採リ、秘密ヲ要スト認ムル部分以外ハソノ都度之ヲ公表スヘシ、議事ニ對スル議員ノ贊否ハ出席者ノ五分ノ一ノ要求アルトキハ之ヲ議事録ニ掲クヘシ

第四項

選舉委員會ハ大審院長ノ任命シタル大審院判事三名、議會ニ依リ選出セラレタル議員六名ヲ以テ組織スルモノトス、選出議員六名ノ中三名ハ最多數ノ政黨ノ議員ヨリ選出シ、残り三名ハ第二多數黨ノ議員ヨリ選出サルモノトス、同委員會中ノ上席判事ヲ以テ議長トス、選舉委員會ハ國民議會ノ議員ノ選舉、報酬及資格ニ關スル全テノ訴訟ノミヲ判決スルモノトス

第五項

國民議會ノ議員ハ法律ニ別段ノ定メナキ限り年額五千比ノ報酬ヲ受ク、議會開期中ハ各選舉地ヨリ又ハ選舉地ヘノ旅費ヲ受ク、年額手當ハ其増額ヲ可決シタル議會ノ議員ノ任期滿了後ニ非サレハ之ヲ增加スルコトヲ得ス、國民議會ノ議長ハ法律ニ別段ノ定メナキ限り年額六千比ノ報酬ヲ受ク

第六項

國民議會ノ議員ハ、叛逆、騷擾、社會秩序ヲ害スルカ如キ場合ヲ除キ會期中逮捕セラレサル特權ヲ有ス、又議院内ニ於ケル言論ニ對シテハ他處ニ於テ責任ヲ問ハラルコトナシ

第七項

國民議會ハ院内ニ於ケル政黨ノ代表的議員中ヨリ任命委員會及懲罰委員會ヲ選任ス、各委員會ハ二十一名ノ議員ヲ以テ組織ス、兩委員會ハ國民議會成立シ、議長ノ選舉セラレタル後三十日以内ニ組織サルモノトス、

國民議會開期中ニ於テノミ開カレ、各委員長及委員ノ多數ノ發議ニ基キ其ノ委囑サレタル權限ト機能ヲ行フ目的ヲ以テ會合スルモノトス

第八項

一、國會議員ハ議員ノ地位ヲ喪失スルニ非サレハ官職ニ就クコトヲ得ス、議員ハソノ選任セラレタル期間、制定セラレヘキ如何ナル官職ニモ任命サルコトヲ得ス、議員ハ其ノ選任期間中ソノ地位ニ於ケル報酬ヲ増額スルコトヲ得ス

二、國會議員ハ其任期中直接又ハ間接ニ政府其他ノ諸官廳トノ契約又ハ議會ノ與フル特權ニ關シ財産上ノ利益ヲ受クルコトヲ得ス、議員ハ選舉、裁判又ハ政府其他ノ官廳カ相手側タル民事事件ニ於ケル法廷ニ辯護士トシテ出席シ、政府ノ官員カソノ官職ニ關シテ犯シタル犯罪ニツキ告訴サルル行政裁判又ハ刑事訴訟ニ出席シ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

國民議會ノ任命委員會ノ委員ハ大審院以下ノ下級裁判所ニ辯護士トシテ出廷スルコトヲ得ス

第九項 大統領ハ國民議會ノ通常議會ノ開會後十五日以内ニ一般經費ノ基礎タル歳入及歳出預算ヲ提出スヘシ、國民議會ハ國民議會、司法省ノ經費ヲ除外豫算ニ明記サレタル政府ノ施政事項ニツキ大統領ノ推薦ニヨリ經費ノ増額ヲナスコトヲ得ス

豫算ノ形式及其附屬報告書ハ法律ニ依リ決定メラル豫算ニ掲ケラレタル特定ノ經費ニ關係アルニ非サレハ一般豫算中ニ於テ何等ノ施設ヲ爲スコトヲ得ス

第一〇項 各省長官ハ自己ノ發意ニ於テ又ハ議院ノ要求ニ依リ議會ニ出席シ且所管事務ニ關シ演述スルコトヲ得、但シ公益カ之ヲ不可トシ且大統領カ書面ヲ以テ其旨ヲ聲明シタル場合ハ此限ニアラス

第一一項 一、議會ヲ通過シタル法案ハ大統領ニ呈示セラレヘシ、大統領裁可シタルトキハ之ニ署名スヘシ、然ラサルトキハ反對理由ヲ附シ議會ニ之ヲ返附スヘシ、議會ハ議事録ニ反對理由ノ要旨ヲ記入シタル上ソノ議案ニツキ再考ヲナスモノトス

再考ヲナシタル後國民議會ノ三分ノ二ノ議員カ該法案ノ通過ニ賛成シタル時ハ該法案ハ法律ト成ル、全テカカル場合ニ於テ議會ノ投票ハ賛成及否決ニ依テ決セラレ、賛否議員ノ氏名ハ議事録ニ記載セラレヘシ、法案カ大統領ニ呈示セラレタル後二十日以内(日曜日ヲ除ク)ニ返付セラレサルトキハ大統領ノ署名ヲ得タルト同シク法律トナル、但シ國民議會カ休會ニ依テ大統領ノ返付ヲ妨ケタルトキハ此ノ限ニ非ス、此ノ場合休會後三十日以内ニ大統領カ拒否スルニ非サレハ法案ハ法律トナル

二、大統領ハ豫算案ノ特別ノ項目ニツキ却下スル權ヲ有ス、但シ斯ル拒否ハ大統領ノ反對ニ關係ヲ有セサル項目ニハ效力ヲ及サス、豫算案ノ一規定カ同法案ノ一箇又ハ數箇ノ項目ニ關係アルトキハ大統領ハソレニ關係ヲ有スル特別ノ項目ヲ共ニ拒否スルニ非レハ該規定ヲ拒否スルコトヲ得ス、反對サレタル項目ハ本憲法ニ於テ規定サレタルカ如キ方法即チ大統領ノ裁可ヲ得シテ議會ノ再考ヲ求メラルル如キ方法ニ依ルニ非サレハソノ效力ヲ發生セサルモノトス、但シ其ノ拒否カ前年ニ於ケル政府ノ總經費ニ關スル豫算案ニ於テ可決セラレタル總額ノ一割ヲ超ユル額ヲ支出スル法案又ハ豫算案ノ一項目ニ就キテノ場合又ハ公債ノ増額ヲ承認スル法案ニ就キテノ場合ニハ、國民議會ノ議員ノ總數ノ四分ノ三ノ協賛ヲ得ルニ非サレハ該法案ヲ法律ト爲スコトヲ得ス

三、大統領ハ歳入法案又ハ關稅法案ノ特別ノ項目又ハ數箇ノ項目ヲ拒否スル權ヲ有ス、拒否セラレタル項目ハ大統領ニ拒否サルル法案ニ關シ特ニ規定サレタル方法ニ依ルニ非サレハ效力ヲ生セス

第一二項 一、法律トナルヘキ法案ハ其ノ名稱ヲ明示スヘキ題目ヲ一箇以上含ムコトヲ得ス

二、法案ハ印刷セラレ其ノ原本カ確定セラレタル形式ニ從ヒ議會ニ於テ協賛セラレル少クトモ三日前ニ議員ニ配付セラレルニ非サレハ議會ヲ通過シタル又ハ法律ト成ルコトナシ、但シ大統領カ即時ノ制定ヲ必要トシタル旨ヲ證明シタルトキハ此ノ限ニアラス、法案ハ最終ノ讀會ニ於テハ修正ヲ許サス、其ノ最後ノ通過ノ可否ハ直ニ決セラレヘキ議員ノ贊否ハ之ヲ議事録ニ記入スヘシ

第一三項

一、特別ノ目的ノ爲課サレタル税ノ徵收金額ハ國庫ニ於テ特別資金トシテ管理セラレ、當該目的ノ爲ニミ支出サルヘシ、特別資金ヲ設定シタル目的カ果サレ又ハ廢サレタルトキハ其收支ハ政府ノ一般資金中ニ移管サルヘシ

二、國庫金ハ法律ニ依リ總管ヲ爲ニスルニ非サレハ之ヲ支出スルコトヲ得ス

三、公ノ金錢又ハ財産ハ直接又ハ間接ニ宗派・教會・宗派の機關若クハ宗教組織ノ使用、利益若シクハ支持ノ爲ニ又ハ僧侶・教師等ノ使用、利益又ハ支持ノ爲ニ之ヲ支出スルコトヲ得ス、但シ右僧侶・教師等カ軍隊・刑務機關・孤兒院・癩病療養所ノ爲ニ任命サルル場合ハ此ノ限ニアラス

第一四項

一、課税ノ規則ハ一律タルヘシ

二、國民議會ハ一定ノ制限及限定ヲ條件トシテ大統領ニ對シ特定ノ範圍内ニ於テ關稅率・輸出入割當・埠頭稅及噸稅ヲ決定スル權ヲ委任スルコトヲ得

第五項 國民議會ハ議員總數ノ三分ノ二ノ同意ヲ以テ戰ヲ宣スル權ヲ有ス
第六項 戰時及事變ニ際シ國民議會ハ期間ヲ限リ其ノ定メタル制限ニ基キ宣言セラレタル國策ヲ遂行スル爲命令ヲ發スル權ヲ大統領ニ付與スルコトヲ得

第七條 政府

第一項 行政權ハ比島大統領ニ屬ス

第二項 大統領ノ任期ハ六年トシ同一任期ヲ有スル副大統領ト共ニ比島人民ノ直接投票ニ依リ選舉セラレルモノトス、各地ノ投票検査所ニヨリ確認サレタル大統領及副大統領ニ關スル選舉報告ハ國民議會ニ送付スルモノトス、該報告ヲ得タル後國民議會ハ直ニ開會セラレ公開ノ議場ニ於テ投票ヲ計算シ大統領及副大統領ニ選舉セラレタル者ヲ宣言スヘシ、大統領及副大統領ニ對スル投票ノ最多數ヲ得タル者ハ夫々ノ當選者トシテ公表サルヘシ、二人以上ノ者カ同數ニシテ且最高投票ヲ得タル場合ニ於テハ國民議會ハ多數決ニ依リテ大統領又ハ副大統領タルヘキ者ヲ決ス

第三項 比島市民トシテ出生シ選舉資格ヲ有シ四十歳ニ達シ又選舉前十年間比律賓島ノ住民タリシ者ニ非サレハ大統領又ハ副大統領ニ選舉セラレルコトヲ得ス

第四項 大統領ニ選舉セラレタル者ハ次期ニ於テ再選セラレルコトヲ得ス、又本憲法ノ定ムル所ニ從ヒ大統領選舉前一年内ニ大統領ノ職ニ就キタル副大統領其他ノ者ハ右選舉ニ於テ大統領ニ選舉セラレルコトヲ得ス

第五項 大統領及副大統領ノ選舉ハ六年毎ニ國民議會ノ定ムル期日ニ於テ之ヲ行フ

第六項 大統領及副大統領ノ任期ハ選舉ヨリ滿六年ノ期日經過後ノ十二月三十日正午ニ於テ終了スルモノトス而シテ後任者ノ任期ハ此時ヨリ始マル

第七項 大統領ノ任期ノ始マル時ニ於テ大統領死亡シタルトキハ副大統領大統領トナル、大統領ノ任期ノ始マル時ニ於テ大統領カ職務ヲ行フ、大統領ニ選舉セラレタル者及副大統領ニ選舉セラレタル者カ共ニ任期ノ始メニ於テ故障アルトキハ國民議會ハ法律ヲ以テ大統領ノ職務ヲ行フヘキ者又ハ副大統領ノ職務ヲ行フヘキ者ヲ選舉セララルル方法ヲ定ム、而シテ其者ハ副大統領・副大統領ニ選舉セラレタル者ノ故障ノ止ムマテ大統領ノ職務ヲ行フ

比律實...政治

余ハ誠實ニ比島大統領ノ任務ヲ行ヒ、其ノ憲法ヲ保持護シ、其ノ法律ヲ執行シ、萬人ニ正義ヲ行ヒ、一身ヲ國民ノ奉仕ニ捧クルコトヲ茲ニ嚴肅ニ誓約ス、神ヨ余ヲ祐ケ給ヘシ

第九項 大統領カ罷免セラレ又ハ死亡シ辭職シシクハ其ノ職務ヲ履行スルコト能ハサル場合ニ於テハ大統領ノ職務ハ副大統領ニ歸スヘシ、大統領及副大統領共ニ罷免・死亡・辭職又ハ故障ノ場合ニ於テハ國民議會ハ法律ヲ以テ如何ナル官吏カ大統領ノ職務ヲ行フヘキカヲ宣言ス、右官吏ハ故障カ除去セラレ又ハ大統領カ選舉セラレル迄大統領ノ職務ヲ行フ

第一〇項 大統領ハ官邸及法律ノ定ムル報酬ヲ受ク、其報酬ハ任期中増減スルコトヲ得ス、大統領ハ任期中政府又ハ其機關ヨリ他ノ給與ヲ受クルコトヲ得ス

國民議會カ別ニ定ムル迄ハ大統領ハ年額三萬比ヲ受ク、副大統領ニシテ大統領ノ職務ヲ行ハサルモノハ法律ニ依ル別段ノ定メアル迄ハ年額一萬五千比ヲ受ク

第一二項 一、大統領ハ國ノ元首ニシテ一切ノ中央政廳ヲ統轄シ、法律ノ定ムル所ニ從ヒ一切ノ地方政廳ヲ監督シ且法律ノ誠實ニ執行セラルルコトニツキ注意ス

二、大統領ハ比律實軍ノ總帥ニシテ必要ナル場合ニハ暴動、外寇、一揆又ハ内亂ヲ防止シ又ハ鎮定スル爲ニ軍ヲ動かスコトヲ得、内亂、外寇又ハ緊急事變ノ場合ニ於テ公共ノ安寧ヲ必要トスルトキハ、大統領ハ人身保護狀ノ特權ヲ停止シ又ハ比律實島ノ全部若シクハ一部ニ戒嚴令ヲ施スコトヲ得

三、大統領ハ國民議會ノ任命委員會ノ同意ヲ以テ各省及部局ノ長官、陸軍ニテハ大佐級以上ノ將校、海軍及空軍ニ於テハ艦長司令官以上其他法律ノ定ムル官吏及法律ニ依リテ大統領ノ任命ニテ委任サレタル官吏ヲ任命ス、但シ國民議會ハ法律ヲ以テ下級官吏ノ任命ヲ大統領、裁判所又ハ各省其他ノ行政機關ノ長官ニ歸屬セシムルコトヲ得

二、租稅・手數料賦課・港稅又ハ之ニ關スル刑罰ノ適法力爭ハルル一切ノ事件

三、裁判所ノ管轄力爭ハルル一切ノ事件

比律實...政治

關スル事件ノ裁判權又ハ檢閱校訂・取消修正ヲ爲シ又ハ控訴ノ認可、訴件書類ノ移送命令・違法令狀・下級裁判所ニ於ケル最終判決ニ對スル上訴權ヲ管轄スル等ノ權ヲ奪ハルルコトナシ、此ノ上訴審ハ左ノ事件ヲ包含ス

五二

四、大統領ハ國民議會閉會中任命ヲ爲ス權ヲ有ス、但シ其ノ任命ハ任命委員會ノ否認アル迄又ハ國民議會ノ次期開會迄其ノ效力ヲ有スルモノトス

五、大統領ハ每議會中時々議會ニ對シテ教書ヲ以テ國家ノ情勢ヲ告知シ且必要又ハ便宜ト認ムル施設ヲ其ノ審議ニ付スヘシ

六、大統領ハ課スル適當ト認ムル制限又ハ條件ニ基キ懲罰ノ場合ヲ除キ斷罪後全テノ犯罪ニ對シテ執行猶豫・減刑・赦免・罰金免除・沒收許容ヲナス權ヲ有ス、大統領ハ議會ノ同意ヲ得テ特赦ヲ行フ權ヲ有ス

七、大統領ハ國民議會ノ議員ノ大多數ノ同意ヲ以テ條約ヲ締結スル權ヲ有ス、又任命委員會ノ同意ヲ以テ大使・公使及領事ヲ任命ス

比律實政府ニ對シテ信任狀ヲ奉呈シタル國ノ大使・公使及領事ノ駐劄ヲ許可ス

第一二項 一、現在ノ比律實島政府ノ行政官廳ハ國民議會カ別段ノ規定ヲ爲ス迄法律ニ依リテ設置セラレタルモノト看做シ存續スヘシ

二、各省及部局ノ長官及屬僚ハ其ノ任期中他ノ職業ニ從事シ又ハ職務ト直接、間接ニ關係アル私設企業ノ管理若シクハ監督ニ關與スルコトヲ得ス

政府又ハ其他ノ官廳トノ契約ニ於テ直接、間接ニ財政的利益ヲ得ルコトヲ得ス

三、大統領ハ副大統領ヲ内閣ノ一員ニ任命シ又ハ省長官ニ任命スルコトヲ得

五三

第九條 彈劾

第一項 大統領・副大統領・大審院判事及會計檢察院長ハ不當ナル憲法ノ侵害・叛逆・贈賄其他ノ重罪ノタメ彈劾セラレ審決サレタルトキハ罷免セラレヘシ

第二項 國民議會ノ懲罰委員會ノ議員總數ノ三分ノ二ノ同意ニ依リ彈劾ヲナス權ヲ有ス

第三項 國民議會ハ一切ノ彈劾ヲ審理スル權ヲ專有ス、議員ニシテ此ノ目的ノ爲會議ニ出席シタル場合ハ宣誓ヲナスヘシ

比律實大統領カ彈劾セラレルトキハ大審院長ヲ以テ議長トシ、懲罰委員會ニ屬セサル議員ノ四分ノ三ノ同意ヲ得ルニ非サレハ有罪ト判決セラレルコトナシ

第一項 大審院ニ提出サル全テノ事件ノ判決ハ其ノ事件ニ對スル大審院ノ判決文ノ起草ヲ一人ノ判事ニ委託スル前ニ大審院ノ合議會ニ付スヘシ

第二項 如何ナル裁判所ニ於テモ其ノ適用サル法律及其事實ヲ明瞭ニ表ハシタル記錄ヲナスニ非サレハ判決ヲ下スコトヲ得ス

第三項 大審院ハ各裁判所ニ於ケル訴訟手續及處務ニ關スル規則ヲ制定シ法律ノ施行ヲ許可スル權ヲ有ス

右規則ハ同一階級ノ裁判所ニ對シテ一律ニシテ其ノ基礎ノ權利ヲ消滅增加修正スルコトヲ得ス、抗辯・訴訟手續ニ關スル現存法ハ廢止サレ同法ヲ更改修正スルコトハ大審院ノ權限ニ屬スルモノトシ裁判所構成規定ヲ布告スルモノトス

五三

比律實...政治

第四項 彈劾ノ場合ニ於ケル審決ハ罷免及比島政府ノ下ニ於ケル官職ニ就ク資格ノ喪失以上ニ及フコトナシ、但シ有罪ノ判決ヲ受ケタル者ハ法律ニ從ヒ訴追審理及處罰セラルル責任ヲ負フ

第一〇條 會計検査院

第一項 會計検査院長ノ指揮監督ノ下ニ會計検査院ヲ設ク、院長ノ任期ハ十年トシ再任セラルルコトヲ得ス、院長ハ任命委員會ノ同意ヲ以テ大統領ノヲ任命シ法律ニヨリテ定メラレタル年額報酬ハ其在任期間中減セララルコトナシ

第二項 會計検査院長ノ一般的職權ハ一切ノ收入及支出並ニ比島政府及其ノ所屬官廳ノ所有又ハ保管スル資金又ハ財産ノ支出及運用ニ關スル計算ヲ審查決定シ、其勘定書ヲ作成シ、其ノ勘定ニ關スル帳簿・記録及書類ヲ檢查シ、且比島政府及其所屬官廳ニ關スル一切ノ債權及債務ヲ決定スルニ在リ、院長ハ法律ノ定ムル所ニ依リ其他ノ職權ヲ行フコトヲ得

第三項 會計検査院長ノ決定ハ法律ニヨリテ定メラレタル期間内ニ爲サルヘシ、然シテ其決定ハ最終決定權ヲ有スル大統領迄控訴スルコトヲ得、而シテ其ノ訴訟者カ個人ナル場合會計検査院長ノ決定ニ對スル訴訟ハ法律ニ定メラレタル方法ニヨリ記録裁判所ヘ直接送付セララルヘシ

第四項 會計検査院長ハ財政狀況及政府活動狀況ニ關スル年報及要求セララルル其他ノ報告ヲ大統領及國民議會ニ提出スヘシ

第一條 官吏

第一項 政府内文官ノ配置ハ法律ノ定ムル所ニヨル、文官ノ任命ハ政策決定ニ關シ機密ナルモノ或ハ性質上多大ノ技術ヲ必要トスルモノヲ除キ其ノ功績及適否ニ因ルモノニシテ出來得ル限り競争試験ニ依リ決定セララルヘキモノトス

第二項 文武官吏ハ直接又ハ間接ニ政治運動ニ干與シ又ハ投票ヲ爲ス以外ノ選舉ニ關係スルコトヲ得ス

第三項 政府官吏ハ特ニ法律ニヨリテ定メララルル外附加的或ハ二重ノ報酬ヲ受クルヲ得ス

五四

第四項 官吏ハ法律ノ定ムル事由ノ外轉職或ハ停職セララルコトナシ

第一二條 天然資源ノ保存及利用

第一項 官有ノ耕地・森林及鑛山並ニ比島内ニ於ケル水・礦物・石炭・石油・其他ノ鑛油・鳥獸・魚類其他ノ水産物及他ノ天然資源ハ空氣及一切ノ潜在動力ト共ニ國有ニ屬ス、其ノ處分・開發・發展及利用ハ本憲法ノ下ニ設立サルル政府始政ノトキニ於テ存スル權利・許可・貸與又ハ讓與ヲ條件トシテ比島市民又ハ其資金ノ六〇%カ市民ニ依リテ所有セララルル會社又ハ社團ニ限ラルヘシ、但シ右天然資源ハ一般公有地ヲ除キ一般ニ讓渡セズ、天然資源ノ開發・發展又ハ利用ニ關スル許可・貸與又ハ讓與ハ灌溉・水道・漁業用又ハ水力發展以外ノ工業用ノ爲ニスル水利權ヲ除キ二十五年トシ更ニ二十五年ノ更新ヲ許サル

第二項 會社又ハ社團ハ一、〇二四四四超ニ官有耕地ヲ取得シ租借シ又ハ所有スルコトヲ得ス、個人ハ一、四四四超ニ如上地ヲ買入ルコトヲ得ス、又ホーム・ステッドノ場合ハ二、四四四超ニ限ラズ、二、〇〇〇超ニエサル牧畜地ハ個人私有會社及會社ニ租借ヲ許スヘシ

第三項 國民議會ハ法律ヲ以テ今後個人會社又ハ社團カ取得シ所有シ得ヘキ耕地ノ面積ヲ定ムルコトヲ得、但シ同法制定以前ニ存スル權利ヲ基礎トス

第四項 國民議會ハ正當ナル報酬支拂ニ基キ土地ノ小區域ニ分割シ、個人ニ其ノ土地ノ價格ニ從ヒ讓渡スルコトヲ許可ス

第五項 相續ノ場合ヲ除ク外私有ノ土地ハ、比島ニ於テ官有地ヲ取得シ又ハ所有スル資格ヲ有スル個人・會社又ハ社團以外ニハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ス、國家ハ國民ノ安寧保護ノ爲ニ工場及交通運輸機關ヲ設立經營シ、正當ナル代價ヲ支拂ヒテ公有事業及他ノ私的事業ヲ政府ノ經營ニ移管スルコトヲ得

第一三條 一般規定

第一項 比島ノ國旗ハ一箇ノ太陽ト三箇ノ星トヲ有スル赤・白・青ノ三色旗ニシテ人民ニ依テ奉戴セラレ尊敬セラレ、且ツ法律ニ依リ承認セララルモノトス

疑義アル場合ハ英文字ヲ以テ正シキ意味トスルモノトス

第一四條 改正

第一項 國民議會ハ議員總數ノ四分ノ三ノ投票ニ依リ本憲法ノ改正ヲ提議シ又其ノ目的ノ爲ニ議會ヲ召集スルコトヲ得

憲法改正ノタメニ行ハルル選舉ニ於テ多數ノ投票ヲ以テ國民力カ之ヲ批准シタルトキハ本改正案ハ憲法ノ一部トシテ效力ヲ發生ス

第一五條 臨時規定

第一項 本憲法ニ規定セラレタル官吏ノ第一回選舉及比律獨立準備政府ノ始政ハ一九三四年三月二十四日ニ承認セラレタル米國議會法律第一二七號ニ於テ定メラレタル如ク行ハルモノトス

第二項 比律實島ノ全テノ法律ハ、比律獨立準備政府ノ始政迄效力ヲ持續ス、爾後此等ノ法律ハ本憲法ニ矛盾セザル限リ國民議會ニ依リ改正、更改、修正、廢止サルル迄ハ效力ヲ保持スヘシ、比島ノ政府・官吏ニ關スル前述法律中ノ條項ハ本憲法ニヨル政府又ハ官吏ニモ同様適用サルモノト解スヘシ

第三項 本憲法發布ノトキ存スル全テノ裁判所ハ本憲法ニ一致スル別段ノ法律ヲ制定サルル迄ハ其ノ裁判權ヲ繼續施行スルモノトス、同裁判所ニ於テ裁判中ノ民事及刑事事件ハ當時施行中ノ法律ノ下ニ審理サレ裁判セラレ判決セラルモノトス

第四項 比島政府現職ノ全官職員ハ國民議會カ別段ノ規定ヲ爲ス迄ハ其職務ヲ繼續スルモノトス、但シ憲法ニ依リ其任命カ大統領ニ委任サレタル總テノ官吏ハ其ノ任命カ比律獨立準備政府始政ノ日ヨリ一年以内ナルトキハ後任者ノ任命ニヨリ其ノ職ヲ退クモノトス

第五項 山岳地方ニ於ケル國民議會ノ議員ハ法律ノ定ムル所ニ依リ選舉セララル、以前特別區域ニ屬シ現在定マレル區域ヲ形成シタル市町村及自治地方ノ投票者ハ法律ノ定ムル地域ニ於テ國民議會ノ議員ヲ選舉ス

第六項 本條及第五條ニ合マルル規定及本憲法ノ下ニ選舉セララルヘキ官吏ノ選舉及資格ニ關スル規定ヲ除ク他ノ本憲法ノ規定ハ比律獨立準備政府ノ

五五

第二項 比島ノ文武各官ハ憲法ヲ支持擁護スヘキコトヲ誓フヘシ

第三項 國民議會ハ現在ノ土語ノ中其一ヲ基礎トシテ共通ナル國語ノ發展及採擇ヲ目的トスル手段ヲ講スヘシ、法律ニ依リ別段ノ定メラル迄ハ英語及西班牙語ハ公用語トシテ使用サルヘシ

第四項 國家ハ科學研究及發明ヲ獎勵ス、藝術及文學ハ國家ニ依リ保護セララルヘシ、著作及發明ニ關スル特許權ハ一定期間著者及發明者ニ對シテ確保サルヘシ

第五項 一切ノ教育機關ハ國家ノ監督ノ下ニ在リ且國家ノ法律ニ遵フモノトス、政府ハ完全ニシテ適當ナル普通教育ノ制度ヲ設立維持シ少クトモ自由ナル小學教育ト成年ノ市民ノ教育トヲ施設スヘシ、一切ノ學校ハ道德的性質、個人ノ訓練、政治の良心及職業の能力ヲ陶冶スルヲ目的トスヘシ、市民ノ義務ハ學校ニ於テ教授セララルヘシ、現ニ法律ノ認容スル小學校ニ於ケル任意の宗教教育ハ維持セララルヘシ、國家ニ依リ設立サレタル大學ハソノ學問の自由ヲ享有スヘシ、國家ハ特ニ才能アル者ニ對シテ藝術、科學文學ニ於ケル獎學金ヲ供スヘシ

第六項 國家ハ勞働者殊ニ婦人小兒ニ必要ナル保護ヲ與ヘ農業及工業ニ於テ資本ト勞働、地主ト小作人トノ關係ヲ規定シ強制調停ヲ用意スルモノトス

第七項 國民議會ハ一般法規ニ依リモノヲ除キ政府其他ノ諸官廳ノ所有又ハ支配ヲ受クル會社ニ非サレハ個人會社ノ創設・組織・取締ヲ規定セズ

第八項 公共事業ノ經營ニ關シテハ比律實市民又ハ比律實法ニ依リ比律實市民カ其ノ資本金ノ六〇%ヲ占ムル會社以外ニハ特許・免許其他ノ認可ハ許シ得ス、而シテ其ノ特許・免許・認可ハ十五年間以上獨占的タルヲ得ス、公共ノ利益ノタメ國民議會ニ依リ修正、更改、廢止セララル場合以外ニハ個人・商館・會社ニ對シテ特許又ハ權利カ許サルコトナシ

第九項 政府ハ社會ノ秩序ヲ維持シ、法律ヲ擁護スルタメ警察ヲ組織シ警察力ヲ維持ス

第一〇項 本憲法ハ英語及西班牙語ニテ公式ニ發布サル、但シ兩國語ニツキ

比律實...政治

始政ノ時迄效力ヲ發生セサルモノトス

第一六條 比島獨立ノ宣言ト共ニ效力ヲ發生スル特別規定

一 亞米利加合衆國大統領カ比島ノ獨立ヲ承認スル宣言ヲ爲シタルトキ

ハ、亞米利加合衆國及比島ノ財產權ハ速ニ整理決定セラルヘク、亞米利加合衆國市民又ハ同法人ノ現在ノ財產權ハ比島市民ノ財產權ト同一範圍ニ於テ確認尊重及保護セラルヘシ

二、本憲法ノ下ニ選舉セラレ就任シタル官吏ハ比島ノ自由且獨立ナル政府ノ官吏タルヘク、一切ノ關係ニ於テ直接ニ右政府ノ下ニ選舉セラレタルモノトシテ職務ヲ行フコトヲ得、又憲法ニ規定セラルル任期ヲ有スヘシ

三、比島・州・市・町村及所屬官廳ノ債權及債務ニシテ亞米利加合衆國主權ノ終局且完全ナル撤回ノ際ニ有效ニ存スルモノハ比島ノ自由且獨立ナル政府ニ於テ之ヲ引受クヘシ、亞米利加合衆國議會ノ法律ニ依リ比島・州・市・町村カ公債證券ヲ發行シタル場合ニ於テハ、比島政府ハ其ノ元利支拂ノ必要上基金ニ關シ適當ナル處置ヲ爲スヘク右債權ハ比島ニ於テ徵收セラレタル租稅ニ對シ第一位ノ擔保權ヲ有スヘシ

四、比島政府ハ米國ヨリ獨立スルト共ニ比律賓割讓ニ關スル米・西平和條約ノ下ニ米國カ引受ケタル一切ノ義務ヲ引受クヘシ

五、比島政府ハ米國トノ條約中ニ以上ノ條項ヲ規定スヘシ

第一七條 獨立準備政府及共和國

第一項 本憲法ニ依リ樹立サルル政府ハ、比律賓獨立準備政府トシテ知ラル、亞米利加合衆國主權ノ終局且完全ナル撤退後比律賓獨立ノ宣言ニ依リテ爾後比律賓共和國トシテ認メラルヘシ

增補 布告

第一項 上述憲法ノ諸條項ノ規定ニモ拘ラス尙亞米利加合衆國主權ノ最終的且完全ナル撤退ハ未ダ確定セラレタルモノニ非ス

務ニ召集スルコトヲ得

一三、比律賓裁判所ノ判決ハ現在法律ニ規定サルル如ク亞米利加合衆國ノ大審院ニ依リ再審ニ從フモノトス、斯ル再審ノ範圍ハ比律賓憲法ニ合マルル總テノ事件ニ及ブモノトス

一四、會計検査院長ノ裁定ニ對シテ訴訟ハ亞米利加大統領ニ提起サルヘシ
一五、亞米利加合衆國大統領ノ宣言ニヨリ比律賓獨立準備政府ノ保全ニ付又本憲法ニ定メタル如ク政府ノ維持又ハ生命財產ノ保護、個人ノ自由及憲法ノ條項ニ從フ政府ノ義務不履行ニ對シ發言スル權利ヲ有スルモノトス

一六、一九三四年三月二十四日亞米利加合衆國議會可決ノ法律第一二七號ニ規定サルル如ク、比律賓獨立準備政府ノ亞米利加合衆國比島駐在高級政務官ノ職ヲ置クモノトス

一七、亞米利加合衆國ノ市民及法人ハ比律賓獨立準備政府ノ市民及法人ノ總テノ民權ヲ享有スルモノトス

一八、比律賓憲法ニ對シ各々適法ニ採用サレタル改正ハ其承認ノタメ亞米利加合衆國大統領ニ提出サルヘシ、大統領カ改正ヲ承認シタル場合又ハ其提出ノ時期ヨリ六箇月以内ニ此改正ニ對シ承認ノ意志表示ヲナサ、ル場合ニハ此改正ハ同憲法ノ一部トシテ效力ヲ生スルモノトス
一九、亞米利加合衆國大統領ハ、比律賓獨立準備政府カ其ノ契約ヲ履行シ、擔保付負債及其ノ利息ヲ支拂ヒ、減價資金ヲ準備スルコトニ難澁シ又ハ比律賓通貨ノ保證準備ニ害アリ又大統領ノ判斷ニ於テ亞米利加合衆國ノ國際義務ヲ害スト認メラルル法律・契約又ハ比律賓獨立準備政府ノ行政命令ノ效果及施行ヲ停止スヘキ權ヲ有ス

二〇、比律賓獨立準備政府ノ大統領ハ同政府ノ施政經過及行政作用ニ付亞米利加合衆國大統領及議會ニ年度報告ヲ爲シ又ハ亞米利加合衆國大統領及議會ノ要求ニ依リ其他ノ報告ヲモナスモノトス
第二項 比律賓ニ對スル亞米利加合衆國主權ノ最終的且完全ナル撤退アル迄ハ比律賓獨立準備政府ノ大統領ニヨリ指命委員會ノ同意ヲ以テ指命サルヘキ

一、總テノ比律賓市民ハ亞米利加合衆國ニ對シテ忠誠ノ義務ヲ負フ
二、比律賓獨立準備政府ノ總テノ官吏ハ、其ノ義務ヲ履行スルニ當リ職務ノ誓ヲナシ署名シ亞米利加合衆國ノ最高權ヲ認メ、亞米利加合衆國ニ對スル信義ト忠誠ノ念ヲ保持スルコトヲ宣言スヘシ

三、信教ノ絕對的自由ハ確保サレ、如何ナル住民及宗教團體モノノ信仰及禮拜ノ爲ニ身體及財產ヲ害サルコトナシ
四、亞米利加合衆國關係及墓地・教會關係ノ財產・人物及宗教・慈善・教育ノ目的ニノミ使用サルル總テノ土地・建物・修築ハ稅ヲ免ル

五、比律賓及亞米利加合衆國間ノ貿易關係ハ一九三四年三月二十四日ニ米國議會カ承認セル法律第一二七號第六項中ニ規定サレタル根據ニ基クヘシ
六、比律賓及其從屬地ノ公債ハ現在ノ制限又ハ今後亞米利加合衆國ノ議會ニ於テ定メラレタル額ヲ超ユルコトヲ得ス

如何ナル借款モ亞米利加合衆國ノ大統領ノ承認ヲ得シテ契約スルコトヲ得ス
七、比島現政府各地方官廳・市町村・自治體及附屬機關ノ借財・負債・債務ニシテ憲法發布當時尙存シ且效力アルモノハ比律賓獨立準備政府ニ依テ引受ケラレ支拂ハルモノトス

八、比律賓獨立準備政府ハ主トシテ英語ニテ教育セララルル公立小學校ノ適當ナル制度ヲ設立維持スヘシ
九、通貨・貨幣鑄造・輸出・輸入及移民ニ關スル法律ハ亞米利加合衆國ノ承認ヲ得ルニ非サレハ法律トナルコトヲ得ス

一〇、外交事務ハ亞米利加合衆國ノ直接監督及統制ノ下ニアルヘシ
一一、比律賓獨立準備政府ノ國民議會ヲ通過シタル總テノ法律ハ亞米利加合衆國議會ニ報告セラルヘシ

一二、比律賓ハ亞米利加合衆國ニ對シ公共ノ爲財產ヲ收用スヘキ權利又ハ陸軍及其他ノ軍隊ヲ比律賓ニ駐在セシメ、亞米利加大統領ノ命令ニ依リ、比律賓獨立準備政府ニ依リ組織サレタル軍隊ヲ上述米國軍隊ノ勸

キ亞米利加駐劄比律賓政府事務官ヲ置クモノトス、駐劄事務官ノ職務權限ハ國民議會ノ決定スル他ノ義務ト共ニ一九三四年三月二十四日米國議會ノ可決セル法律第一二七號第五項第七節ニ定メラレタル所ニ依ルヘシ、駐劄事務官ノ資格・俸給・費用ハ法律ニ依リテ規定サルヘシ
第三項 一九三四年三月二十四日、米國議會ノ可決セル法律第一二七號中ノ他ノ總テノ規定ニシテ比律賓獨立準備政府ニ準用セラルルモノハ此處ニ明記セル條項ト同シク此ノ法令ノ一部分トナル

三大統領

大統領は比島行政權を總攬し、其の任期は六年とし、同一任期を有する副大統領と共に、比島人民の直接投票によつて選舉せられる。投票數同一なる場合は國民議會に於ける多數決によつて之を決せらる。

大統領たる資格は比律賓市民として出生し、選舉資格を有し、四十歳に達し、選舉施行前十年間比島に在住したる者たるを要し、大統領に選舉せられたる者は次期に於て再選せらるゝを得ない。

憲法規定の大統領の權限左の如し。

一、大統領は國の元首にして一切の中央政廳を統轄し、法律の定むる所に從ひ一切の地方政廳を監督し、且法律の誠實に遵守せらるゝに注意す
二、大統領は比律賓軍の總帥にして、必要な場合には暴動・外寇・一揆又は内亂を防止し又は鎮定する爲に軍を動員することを得、内亂・外寇又は緊急事變の場合に於て公共の安寧を必要とするときは、大統領は人身保護狀の特權を停止し又は比律賓島の全部若しくは一部に戒嚴令を施くことを得

三、大統領は國民議會の任命委員會の同意を経て各部及局の長官、陸軍にては大佐級以上の將校、海軍及空軍に於ては艦長司令官以上、其他法律の定むる官吏及法律に依りて大統領の指命に委任されたる官吏を任命する。但し國民議會は法律を以て下級官吏の任命を大統領・裁判所又は各省其他の行政機關の長官に歸屬せしむることを得

四、大統領は國民議會閉會中任命を爲す權を有す、但し其の任命は任命委員會の否認あるまで又は國民議會の次期開會迄その效力を有するものとす

五、大統領は毎議會中時々議會に對し敕書を以て國家の情勢を告知し且つ必要又は便宜と認むる施設を其の審議に付せしむべし

六、大統領は賦課するを適當と認むる制限又は條件に基き、懲罰の場合を除き斷罪後總ての犯罪に對し執行猶豫・減刑・赦免・罰金・免除・沒收・許容をなす權を有す。大統領は議會の同意を得て特赦を行ふ權を有す

七、大統領は國民議會の議員の大多數の同意を以て條約を締結する權を有す、又任命委員會の同意を以て大使・公使及領事を任命す

又比律賓政府に對し信任狀を捧呈したる國の大使・公使及領事の駐劄を許可す

四 立法

立法權は憲法の規定する處に従ひ國民議會に歸屬する。

國民議會

國民議會は一院制であつて、毎年一回通常議會を召集され、會期は法律により別段の定めなき限り、議員選舉の行はれたる翌月の第二日曜日より日曜を除き百日間互に開催せられる。又一般立法及大統領の指示する事項に付審議する爲臨時議會が召集せられるが、期間は日曜を除く三十日間である。

議員は百二十名を以て定員とし、三年毎に選舉せらる。現在議員數は九十八名で、次期選舉に於ては各州人口數に依り百二十名を割當てる事になつてゐる。現在議員九十八名中、八十七名は現に法律に規定せられる選舉區より三名は山岳州より、餘は八箇の特別區域より各一名を選出する。スーロー、ラナオ、コタバト各州の國會議員は法律の定むる處に依て選任され、其の他の州に於ては選舉權所有者の投票により選出せられる。議員たる資格は三十歳以上、五箇年間比律賓市民たりし者にして、選舉權を有し、被選舉前少くとも一年間被選舉州の住民たる事を要する。

る權を有す。

駐米委員 (Resident Commissioner)

一九〇二年米國議會を通過し大統領の裁可を経たる比律賓法に依て創設せられたものであつて、比島上下兩院ジョーンズ法制定前は比律賓委員會及比島民選議會に於て夫々一名宛を選出し華府に駐在せしむ。

該委員は、米國議會並米國民の前に比島民を代表する者にして米國議會に席を有し、米國々會議員に對する諸特權を附與せられる。而して議會内に於て發言權を有してゐるが、投票權を附與せられてゐない。

地方議會

マニラ、バギオ、セブ、イロイロ、ダバオ、サムボアガの如き市制を施きたるものにはありては市參事會がある。其の他の州に於ては州參事會 (Provincial Board)、又村には村參事會 (Municipal Council) がある。

州參事會一州參事會は各州の立法機關であつて、州知事を以て議長とし二名の選出せられたる參事官を議員とする。各任期を三箇年とし、週一回開會せらるゝを常とするも、議長即ち州知事の必要に應じ臨時參事會を開催することが出来る。然し比較的未開地方に於ける特設州に在りては、州知事・州會計兼書記官及選舉議員一名より成り、又副州に在りては、副州行政長官である副知事が其の所屬州參事會の一議員として州參事會に列席する。

村參事會一村參事會は村の立法機關であつて、其の村の大小に依り八名乃至四名の議員を以て組織し、何れも選舉に依るものにして、任期を三箇年、名譽職とし、村長が其の司會者を兼任する。村の等級別に依る議員數を示せば左の如し。

等級	議員數	等級	議員數
一等級	八名	二等級	八名
三等級	六名	四等級	六名
五等級	四名		

五 行政

1 中央行政

比律賓……政治

國民議會議長の停給は六千比とし、議員は五千比とす。國民議會の議員は叛逆・騷擾・社會秩序を害するが如き場合を除き、會期中逮捕せられざる特權を有し、又議院内に於ける言論に對しては他處に於て責任を問はるゝ事がない。

豫算案は通常議會開會後十五日以内に大統領によつて提出される。

法律案及豫算案關係の憲法規定次の如し。

一、議會を通過したる法案は大統領に呈示せらるべし、大統領之を裁可したるときは之に署名し、然らざるときは反對事由を附し議會に之を返付すべし、議會は議事録に反對理由の要旨を記入したる上その議案に付再考をなす。

再考の後國民議會の三分の二の議員が該法案の通過に賛成したる時は該法案は法律となる。法案が大統領に呈示せられたる後二十日以内(日曜日を除く)に返付せられざるときは大統領の署名を得たと同じく法律となる、但し國民議會が休會に依て大統領の返付を妨げたとときは此の限に非ず、此の場合休會後三十日以内に大統領が拒否するに非ざれば法案は法律となる。

二、大統領は豫算案の特別の項目に付却下する權を有す、但し斯る拒否は大統領の反對に關係を有せざる項目には效力を及ぼさず。豫算案の一規定が同法案の一箇又は數箇の項目に關係あるときは大統領はそれに關係を有する特別の項目を共に拒否するに非ざれば該規定を拒否することを得ない、反對された項目は本憲法に於て規定されたるが如き方法即ち大統領の裁可を得ずして議會の再考を求めらるゝ如き方法に依るに非ざればその效力を發生せざるものとす。但し其の拒否が前年に於ける政府の總經費に關する豫算案に於て可決せられたる總額の一割を超ゆる額を支出する法案又は豫算案の一項目に就ての場合又は公債の増額を承認する法案に就ての場合には、國民議會の議員の總數の四分の三の協賛を得るに非ざれば該法案を法律と爲すことを得ない。

三、大統領は歳入法案又は關稅法案の特別の項目又は數箇の項目を拒否す

比律賓獨立準備政府は大統領直屬及六部より成り、大統領直屬には會計検査院及文官任用局あり、夫々院長及部長其の管轄事務の遂行監督に當る。又各部には長官を置きて管轄事務の指揮監督に當らしむ。副大統領・各部長官・部次官及局長に付其の法制上の地位其他に就き述べれば次の如くである。

副大統領一大統領と同一方法によつて選舉され、其の被選舉資格も全く同一である。大統領不在中は大統領を代理し、副大統領として教育部長官を兼任する。大統領が辭職し、又は死亡し、若しくは其職務を遂行すること能はざる場合は副大統領其の事務を遂行し、又大統領の任期開始前に於て大統領死亡したる時は大統領に任せらる。

部長官一國民議會の協賛を得て、大統領之を任命し、各々其の部務を統轄し所屬官署を指揮監督する。而して其の被任命資格は比島市民たる事、任命前三年間比島に在住する者及年齢三十歳を過ぎたる者なる事を要する。

部次官一國民議會の協賛を得て、大統領之を任命し、部長官を輔佐し局長局長一國民議會の協賛を得て、大統領之を任命し、所屬長官の命令に依り局務を統轄する。

諸官署名 中央政府を分けて内務・教育・財務・司法・農商務及土木交通の六部とする。各部所屬の官署名次の如し。(一九三七年四月現在調)

大統領直屬	Office of the President
會計検査院	General Auditing Office
文官任用局	Bureau of Civil Service
醫師試驗委員會	Board of Medical Examiners
藥劑師試驗委員會	B. of Pharmaceutical Examiners and Inspectors
齒科醫試驗委員會	B. of Dental Examiners
眼科醫試驗委員會	B. of Examiners in Optometry
看護婦試驗委員會	B. of Examiners for Nurses
會計士試驗委員會	B. of Accountancy

海員試験委員会	B. of Examiners for Marine Officers
機關士試験委員会	B. of Examiners for Marine Engineers
獸醫試験委員会	Veterinary Examining B.
土木技師試験委員会	B. of Examiners for Civil Engineers
機關技師試験委員会	B. of Examiners for Mechanical Engineers
電氣技師試験委員会	B. of Examiners for Electrical Engineers
化學技師試験委員会	B. of Examiners for Chemical Engineers
鑛物技師試験委員会	B. of Examiners for Mining Engineers
建築技師試験委員会	B. of Examiners for Architects
内務部	Department of the Interior
労働局	Bureau of Labor
公益局	B. of Public Welfare
教育部	Department of Public Instruction
比律賓大學	University of Philippines
衛生局	B. of Health
比律賓公立病院	Philippine General Hospital
財務部	Department of Finance
銀行局	B. of Banking
税關	B. of Customs
收税局	B. of Internal Revenue
印刷局	B. of the Treasury
司法部	B. of Printing
司法部	Department of Justice
土地登記局	General Land Registration Office
刑務局	B. of Prisons
公利委員会	Public Service Commission

農務部	Department of Agriculture and Commerce
畜産局	B. of Animal Industry
商務局	B. of Commerce
山林局	B. of Forestry
土地局	B. of Lands
鑛務局	B. of Mining
殖産局	B. of Plant Industry
科學局	B. of Science
中央氣象臺	Weather B.
土木交通部	Department of Public Works and Communications
土木局	B. of Public Works
通信局	B. of Post
水道局	Metropolitan Water District

2. 地方行政

島内を分けて六市四十九州とする。市に市長、州に州知事を置いて、市政並に州政を司らしむる。而して市は内務部長官に直屬するも、州は内務部地方局長が之を統轄する。

市長は比島大統領、國民議會の協賛を経て任命し、任期を三箇年とする。又州知事は特設州を除き、各州共州民の選舉に依り任期を三箇年とする。特設州は概して未開地方に設けられたものにして、同州民が未だ選舉權を行使する資格の無きものと認められて居る地方であるから、斯かる州知事は比島上院の協賛を経て比島總督が之を任命する。

又特設州に非ざるも、其の住民・生産狀態等からして未だ一州を形成する迄に至らぬ地方には、副州を設けて最寄の州に附屬せしめ、副知事は州知事に代つて諸般の事務を處理し、州參事官を兼任する。

州を分けて村(Municipality)となす。村収入に依て五等級に區分し、一等級・二等級・三等級・四等級及五等級とす。村長は村民の選舉に依り任期を三

箇年とし、村參事會議長を兼任する。

村の等級標準を示せば次の如し。

一等級村 過去三年間に於る年平均収入五萬比以上のもの

二等級村 同 五萬未滿三萬比以上のもの

三等級村 同 三萬未滿一萬五千比以上のもの

四等級村 同 一萬五千未滿五千比以上のもの

五等級村 同 五千比以下のもの

村を分けて區(Barrío)とする。村參事會員各一區宛を受持ち、各自區長を任命して區務に當らしむ。

又普通の村を設置する事出來ずに散在してゐる遠隔の地には、特にタウンシップ(Township)を設け、州知事の任命に係る吏員が其の事務を處理し居住民の安寧秩序を計る事となつて居る。

各市・州所在島、州設置年及州廳所在地名を示せば次の如くである。

各市所在島及設置年表	所在島名	設置年
マニラ	ルソン	一九〇一
バギオ	同	一九一七
ダバオ	ミンダナオ	一九三七
サムボアンガ	同	一九三七
セブ	セブ	一九三七
イロイロ	ネグロス	一九三七

各州所在島・設置年及廳所在地表 (一九三七年現在)	所在島名	設置年	州廳所在地名
アブラ	ルソン	一九〇一	バンゲツツ(Banguet)
アグサン	ミンダナオ	一九〇七	ブアウアン(Butuan)
アルバイ	ルソン	一九〇一	レガスピ(Legaspi)

比律賓……政治

アンチケ	バナイ	一九〇一	サン・ホセ(San Jose)
バタニン	ルソン	一九〇一	バラシガ(Blauga)
バタネス	バタネス	一九〇一	バスコ(Basco)
バタンガス	ルソン	一九〇九	バタンガマ(Batangas)
ボホール	ホホール	一九〇一	タグビララン(Tagbilaran)
ブキドノン	ミンダナオ	一九一四	マライハライ(Malaybalay)
ブラコン	ルソン	一九〇一	マロス(Malolos)
カガヤン	同	一九〇一	ツマガラオ(Tuguegarao)
カマリネス・ノルテ	同	一九二〇	ダエツ(Daet)
カマリネス・スール	同	一九二〇	ナガ(Naga)
カピス	バナイ	一九〇一	カピス(Capiz)
カビテ	ルソン	一九〇一	キヤビテ(Cavite)
セブ	セブ	一九〇一	セブ(Cebu)
コタバト	ミンダナオ	一九一四	コタバト(Cotabato)
ダバオ	同	一九一四	ダバオ(Davao)
イロコス・ノルテ	ルソン	一九〇一	ラオアダ(Laong)
イロコス・スール	同	一九〇四	ビガン(Vigan)
イロイロ	バナイ	一九〇一	イロイロ(Iloilo)
イサベラ	ルソン	一九〇一	イラガン(Iligan)
ラグーナ	同	一九〇二	サンタ・クルス(Sa. Cruz)
ラナオ	ミンダナオ	一九一四	サン・フェルナンド(San Fernando)
ラウニオン	ルソン	一九〇一	サン・フェルナンド
レイテ	レイテ	一九〇一	ダクロン(Dacloana)
マリンドウケ	レイテ	一九〇一	ボアク(Bocac)
マニラ	ミンダナオ	一九〇一	マニラ(Masbate)
マニラ	同	一九〇一	マニラ(Masbate)
ミンドロ	ミンドロ	一九〇二	カラバン(Calapan)
オクシデンタル	ミンダナオ	一九三〇	オロキエタ(Oroquieta)
オリエントタル	同	一九三〇	カガヤン(Cagayan)
オリエンタル	同	一九〇八	ボントツツ(Bontoc)
サミス	ルソン	一九〇一	カハナトウマン(Cabanatuan)
マウンテン	同	一九〇一	
ヌエバ・エシパ	同	一九〇一	

比領律……政治

Table with 3 columns: Country/Region, Year, and Name. Includes entries like Mexico, Negros, Davao, etc.

六 司法

司法組織 比領に於ける司法は大審院(Supreme Court)、控訴院(Court of Appeals)、始審裁判所(Court of First Instance)、治安裁判所(Justice of Peace)並にマニラ市裁判所より成る。

二、税・課税、評價或は通關税の適法性に之に關聯する罰金に關する事件
三、下級裁判所の管轄區域が問題となる事件
四、死刑或は終身懲役を課せられたる刑事事件
五、二萬五千比を超過する民事事件
六、法律の過失或は疑問のみを含む事件

警察 警察は、比領軍中巡警隊の掌る處である。
刑務所 一八六五年比島が未だ西班牙の統治下にある時、ピリビッド監獄即ち今の刑務局が建設された。

國防

總設—國防豫算—陸軍—海軍—空軍

一 總說

米國が一八九八年比島占領當時に於て、比島駐在米兵は三萬二千百十五名であり、一九〇〇年には七萬一千五百二十八名に倍加し、翌年には五萬七千四名と減少し、更に一九〇四年には一萬二千七百二十三名となり、其後は漸次減少の一途を辿り今日では正規軍としての米兵は將校を合して尙五千人に足らず、又海軍としてもカビテ及オロンガポーに駐在せる者は五百人に足りぬ。

「一八九九年五月一日より一九三三年六月二十日迄に比島維持の爲、米國政府が支出せる費用は八二二、三八五、六三九弗であつて、一箇年平均二、三、四九六、七〇四弗に當る。右の中陸軍に關するもの七〇八、二二二、八二五弗七五仙で、總額の八四％に相當する。之に次いで海軍維持費の八四、五七六、四三二弗四一仙で、總額の一二％に當る。即ち米國の比島に對する經費の九〇％以上は常に國防費として消費されてゐる譯である。それも大部分は陸海軍の人員費である。」

比領軍……國防

二 國防豫算

- 一九三七年に於ける比領軍豫算は豫算總額六四、七六七、一三八比中一五、九五五、九七二比即ち二四・六％を占め、教育關係豫算一八、七〇三、六三四比に強ぐもので、其の内容を示せば次の如くである。
一、人件費 六、五一四、三五九
二、人件費(衛生・教育教練其他維持費) 三、五六九、二三〇
三、旅費 七三四、〇〇〇
四、武器・施設及供給品費 一、九三七、二八三
五、建設費 三、〇二二、〇〇〇
六、其他 一七九、〇〇〇
計 一五、九五五、九七二

而して之を準備政府始政第一年の一九三六年豫算一五、九五二、五〇三比に比較すれば、僅かの増加に過ぎないが、今後増加を見るは當然であつて、歳入財源に乏しい比島としては大いなる悩みとなるは想像に難くない。
而して將來に於ける軍備充實に就て國防顧問マツクアーサー將軍は、自己の腹案をも加味して次の五項目に亘る所見を述べ將來を推測して居る。
一、陸軍 毎年四萬人に義務軍事教練を實施する結果、十年後には四十萬人、三十年後には百二十萬人の豫備軍を常備する事となる。
二、海軍 沿岸防備には十年間に乗組員八人、水雷發射管二門を加へ時速六〇哩の快速海上巡邏艇を五十隻乃至百隻保有する筈である。此等の快速艇は行動機敏で容易に敵艦の目標たり得ず、既に實施された通り其の費用は極めて少額で一隻の潜水艦を造る費用で五〇隻は建造出来る。
三、空軍 十年間に軍用機二五〇機を擁することになる。斯くして海空兩軍の協力により比島領海に侵入せる敵艦は絶対に撃退し得る。
四、義務兵役制の確立に伴ひ兵器軍需品を整備する結果、これ等豫備軍は一朝有事の際、最短期間内に動員武装を完了し得る。
五、三十年後の國防の整備を俟つて、比領軍は軍事的に全く難攻不落と爲す。

り、その鞏固なる安全感と相俟つて、やがては太平洋並に世界平和維持に缺くべからざる重要因子とならう。

三陸軍

米正規軍 現在比律賓にある米陸軍正規兵は、將校五百五十三名、下士五十一名、兵四千六百四名で、之に比島人を以て組織された比律賓スカウト隊將校六十三名、下士兵六千三百九十八名が米軍司令官の指揮下にある。而して右一萬一千二百二十九名の米比軍は左の七兵營に分屯して居る。

- 一、サンチャゴ兵營(マニラ市)
- 二、ニコラス兵營
- 三、ミルス兵營(コレヒドール島)
- 四、ストツツエンバーグ兵營
- 五、マツキンレー兵營(リサール州)
- 六、キヤムプ・ジョン(イ兵營(バギオ市))
- 七、ベテイツト兵營(サムボアンガ州)

而して右は憲法の規定する處により、新準備政府施政開始當日より十箇年の期間満了後の第一年の七月四日に於て、米國陸軍は比島より撤退する事になつて居り、右に屬する比島軍は當然後述比島國防軍に編入せられるのである。

比律賓國防軍統帥としての大統領一國軍の最高指揮官として統帥の全權を掌握して居るのは大統領であつて、憲法第七條第十一項の一には此の旨を確言すると共に、大統領の軍事上の権限に關し次の如く規定して居る。

二 大統領は比律賓軍の總帥にして、必要な場合は暴動、外寇・一揆又は内亂を防止し又は鎮定する爲に軍を動員する事を得。内亂・外寇又は緊急事變の場合に於て公共の安寧を必要とするときは、大統領は人身保護狀の特權を中止し、又は比島の全部又は一部に戒嚴令を施くことを得。

三 陸軍にては大佐以上、海軍及空軍にては艦長・司令官以上の任命權を有す。此の外憲法第六條第十六項には「戦時及事變に際し國民議會は期間を限り

其の定めたる制限に基き國家政策遂行の爲法規を制定する權限を賦與すとあり、第十五項の「國民議會は議員總數の三分の二の同意を以て戰を宣する權限を有す」に對照せしめ、極めて廣汎なる支配統制權を縱横に驅使するよう大統領に許容して居る。

國防會議一斯る地位にある大統領を議長として國防會議が組織されてゐる。是は國防の最高方針計畫とその實行を審議して、軍統帥司令官たる大統領に獻言するを任務とし、會議に参加するものは議長たる大統領の外に、副大統領・行政各部長官・參謀總長・大統領が國民議會の任命委員會の同意を経て任命する其他六名の委員の外に、本會議の幹事役を務める陸軍將校一名である。

國防顧問一更に大統領の必要と認める時は、米國陸軍より國防顧問を迎へ得る事になつて居る。現在は前米國陸軍參謀總長マツクアーサー將軍がこの任にあり、ケソン大統領より全權を委ねられて比島國防計畫の樹立に邁進してゐる。

建軍の方針一建軍の方針は義務皆兵主義で、男子市民は二十歳から五十歳までの間兵役に服する義務を負ふ。國軍を分つて正規軍(Regular Force)と豫備軍(Reserve Force)とし、義務軍事教練に服する者も正規軍の一部と見做される。

軍地區一動員作戦計畫の實施、平時戦時に於ける軍需用品の供給並に豫備軍事教練等を地方的に指揮檢閲し統制せしむる目的を以て、大統領の下命する處に従ひ、全群島を數箇の軍地區に區分し夫々司令官が任命せられる。軍地區司令官(District Commander)は參謀總長の直接命令を受け、當該軍地區内の國防計畫の實施、豫備軍事教練等に關し全責任を以て統制指揮し、特に戦時にあつては區内の防備に全力を擧げて當る。この軍地區司令官の下に軍州區司令官(Provincial Commander)があり、軍地區司令官の指揮を仰いで受持州區内の兵役登錄申告其他兵事事項の實施、國防資源、將兵の動員に關する法規の勵行にあたる。此等の事務は地方行政當局も一端の責任を負ふものであるから、軍州區司令官は同時に州知事補佐の一員として參與する。

第二種 條件付合格一守備又は要塞任務若しくは非戦闘特別任務に適する者

第三種 教練時期猶豫される者

第四種 不合格者一教練に不適當なる永久的身體缺陷のある者猶豫される者一教練服務を猶豫されるのは左の各項に該當する者で、其の期間は三箇年以内、何れの場合でも此の三箇年を超過することは許さない。

一、大統領が行政命令を以て指示せる官吏及使用者

二、警察署官吏及代理人

三、陸・空・海・運輸業務に従ふ者

四、家族の扶養に缺くべからざる者

教練の期間 教練の期間は當該決定の翌年で、期間は五箇月半に亘り、Aグループ及Bグループに分れて實施される。

豫備軍一豫備軍は軍事教練の兵役義務を完了せる者並に其の他の正規軍退役者より成り、その年齢に應じて各々第一、第二、第三豫備軍に分たれる。

一、第一豫備軍(First Reserve)一二十二歳以上三十歳以下の義務軍事教練完了者、二十二歳に達せざる者でも右の義務教練を終了せる時はこの第一豫備軍に参加せしめらる。

二、第二豫備軍(Second Reserve)一同じく三十一歳以上四十歳以下の者

三、第三豫備軍(Third Reserve)一同じく四十一歳以上五十歳以下の者

右の通りであるから、男子市民は五十一歳に達して漸く兵役關係から全然解放されたことになる。而してこれ等豫備軍に在籍する者は年々演習訓練勸務を命ぜられるが、その期間は

一、第一豫備軍一毎年十日以上

二、第二豫備軍一毎年五日以上

三、第三豫備軍一毎三年七日以上

であつて、この間日當の支給なきも宿舍及食料の支給は勿論、自宅より教練場所まで四〇料を超ゆる場合は旅費をも支給される。

正規軍の編成一正規軍の編成は歩兵・騎兵・野砲兵・海岸砲兵・航空隊・機械部隊・信號兵・海岸巡察隊・參謀軍團・軍政事務に従事する者、軍司法に従事する者、經營事務に従事する者、軍醫藥の事項に従事する者、兵站事項に従事する者、教養に従事する者、巡邏隊・士官學校教官並に生徒等に分たれ、此等を總括したものが常備の所謂正規軍なる名に於て豫備軍と對稱されるのである。尙此等正規軍の編成組織を維持するに必要な將兵員數は、年々參謀總長が進言する事になつて居り、國防法中にも何等員數を擧げて居ないが、然しケソン大統領の議會に提出した際の勸告によると、「(前略)正規軍は終局に於て千五百の士官(巡邏隊を含む)と一萬九千の兵員を滿する事になる」とあり、最大兵備量は二萬五百となる譯で、これ等が適宜大隊・聯隊・師團其の他の組織に區分編成されて、大統領の命ずる夫々の部隊勤務に入ることは國防法中にも明記されて居る。

軍事教練一既述せる常勤の正規軍將兵の他適齡男子は、被訓練者(Trainees)と呼ばれる服務者として義務軍事教練を受ける事になつて居るが、其の申告登録、抽籤決定、身體検査、猶豫される者、教練の期間等の各項に付説明すれば次の如し。

申告登録一一定年度内(一月一日より十二月三十一日迄)に滿二十歳に達する適齡男子比律賓市民は、同年の四月一日より一週間に定住地の市町村當局に出頭して、先づ登録の申告をする義務がある。若し本人に何等かの支障ある時は、兩親若しくは其他の後見人が本人に代つて登録手續をする。

抽籤決定一所が該申告者全部が服務者として義務軍事教練を受けるのではなく、一定者のみが抽籤によつて選出される。この抽籤は毎年五月十五日各州では知事・検事及地方軍司令官により、マニラ及バギオの如き市に於ては、市長・検事及憲兵司令官の指名する陸軍將校によつて行はれ、孰れも公開されて居る。而して服務者總數は夫々豫め陸軍首腦部が決定するもので、一九三六年に於ては四萬人の者に軍事教練が行はれた。

身體検査一身體検査の結果は次の如く分類せられる。

- 第一種 無條件合格一如何なる軍務にも適する者

比律賓...財政

Table of financial data for the Philippines, including categories like 臨時經費 (Temporary Expenses), 各部經費 (Departmental Expenses), and 國民議會費 (National Assembly Expenses).

比律賓は土地廣大なるも人口比較的少く、又未開發の地域が多いため農業以外には見るべき産業なく、前掲表に依り明かなる如く、一九三五年の歳入僅かに六八、七六四、三六二比、歳出六六、〇九九、三五八比に過ぎざる状態であつて、之を今日の爲替相場に依り換算するも、大體臺灣總督府の歳出入と等しく、殊に通貨の實用價值即ち圓と比との各流通國に於ける購買力を比較するときは大した開きがあると思はれざるを以て、事實上臺灣總督府よりも僅少なる豫算を以て財政を賄つてゐるのである。

然し、外債の募集及び島物産の外國市場開拓等は豫想せらるゝ事實で、比島物産賣込の關係上其の相手國とは特種の協定を結ぶ事もあり得るであらうし、又ミンダナオ開發の必要上近隣諸國より外資の輸入を計畫する事もあり得るであらう。是は一に懸つて比島政府財政上の都合に依り其の範圍は決定せらるゝものである。従て比島財政の状態如何は相當大規模なる波動を極東諸國に及ぼすのではないと思はれる。

四 公 債

比律賓の公債は米國が比島を西班牙より譲受け、その領有とせる當初、即ち一九〇二年に西班牙領以來の難題—寺領地四十萬六千三百七十英反の買収費七百二十三萬九千九百の調達—に際し、米國議會が比律賓政府に千四百萬比の公債募集を認可せるを以て嚆矢とする。一九〇五年土木事業費として一千萬比の起債を承認し、一九一六年のジョーンズ法に依り比律賓政府の公債限度を寺領地を擔保とするものを除き三千萬比に限定された。

五 稅 制

一九三〇年以來の公債總額・償還準備金及人口一人當り額を示せば次の如くである。
一九三〇 公債總額 一八、八〇〇、〇〇〇 償還準備金 一〇、九三〇、〇〇〇 一人當り 九八七
一九三一 公債總額 一八、七〇〇、〇〇〇 償還準備金 一〇、九三〇、〇〇〇 一人當り 九八七
一九三二 公債總額 一八、七〇〇、〇〇〇 償還準備金 一〇、九三〇、〇〇〇 一人當り 九八七
一九三三 公債總額 一八、七〇〇、〇〇〇 償還準備金 一〇、九三〇、〇〇〇 一人當り 九八七
一九三四 公債總額 一八、七〇〇、〇〇〇 償還準備金 一〇、九三〇、〇〇〇 一人當り 九八七
一九三五 公債總額 一八、七〇〇、〇〇〇 償還準備金 一〇、九三〇、〇〇〇 一人當り 九八七

比し本邦は一二・三八%を占むるに至つた。

茲に於て米國の比島に對する關稅政策は變更を加へ關稅改正が頻繁に行はるゝに至つた。即ち一九三二年に至り(1)爲替關稅法(輸入する商品の爲替換算價格下落の爲生じたる關稅收入減少の補填を目的とするもの)(2)不當廉價防止法(大藏長官に於て不當廉價と認むる外國商品の輸入を拒絶し又は正規の輸入税の外特別關稅の納付に依りて之が輸入を許可することを得る旨を規定せるもの)(3)從價稅制撤廢法案(從價一〇%を超えたる關稅を賦課するを得ざる旨の制限規定を削除せんとするもの)の三法案が比島議會に提出せられ、夫々議會を通過し米國大統領の承認を得るに至つた。

一九三二年十二月に於ては比島産業保護助長と關稅增收を目的とする六十九稅目に亘る一般關稅引上案議會を通過し、一九三四年に入つては前記一般關稅引上より除外されたる綿布其の他の綿製品に關し、本邦品の顯著なる進出に依り米國品の優越地位を脅かすに至つたので米國側は狼狽し、日比對等の割當量を協定せんことを提議するに至つた。

交渉は紆曲曲折の後一九三五年十月十二日に至り大體左の如き協定が成立した。

- 一、日本輸出自製期間を二箇年とし、一九三五年八月一日より一九三七年七月三十一日迄とす。
- 二、一箇年間の輸出總數量を四千五百萬平方米とす。
- 三、半箇年間の最高輸出量を二千六百萬平方米とす。
- 四、各年間に四百五十萬平方米の超過量を認む。
- 五、日本綿布の輸入量を決定する證據となるべき數字は比島關稅統計に依る。

輸入税

比島主要産物たる煙草・砂糖の類を除き、稅率は比較的安く平均從價稅率二五%であつて、保護關稅と稱するより寧ろ收入關稅と云ふことが出来る。從價稅は日本と異り輸入當時の價格に對して賦課せずして、比島に輸出するときの輸出國の主要市場に於ける比島向輸出品としての卸賣數量の下に、輸入税の二倍の保證金を納附して之を引取ることを得る。

船費(以下略)

比島に輸入したる燃料で、外國貿易船、米・比間並に比島沿岸貿易船に使用せらるゝとき、比島關稅長は輸入關稅の九九%の拂戻をなす。比島製産品にして之を海外に輸出するに當り、其の内容及表装に就て全部又は一部に輸入原料を使用し、若しくは右輸入原料品と同一の內國原料を使用したるときは、輸入原料に就ては關稅の全額、內國原料に就ては之と同一なる輸入原料の關稅九九%に相當する額の拂戻をする。但し右外國原料に對する戻稅は輸入後三箇年内に輸出するものに限るのである。戻稅は米國・同屬領及政府支配下に在る地方にして、無稅輸入を許さざる地に輸送するものには之を許さない。箱・罐・其の他の容器にして稅關に於て容易に之を認識し得べきものは輸出の際拂戻を受け、又は輸入の日より一年以内に輸入税を収むる條件の下に、輸入税の二倍の保證金を納附して之を引取ることを得る。

噸稅

比島と比島以外の地點との間に出入する船舶は、國籍の如何を問はず、船籍證明書に記載せられた噸噸一噸に付一二仙半若しくは、比島の港に於て積荷積卸を爲す貨物一千噸に付三五仙を、船長若しくは船舶受託者の選擇によりて課する。然し本稅は左のものには之を課さない。

- 一、船荷の積卸しを爲さず、單に船客及船客の荷物の積卸しを爲すもの
- 二、米國政府若しくは外國政府に所屬若しくは備船せられたる船舶にして貿易に從事しないもの
- 三、海難船舶
- 四、噸稅又は之と同様なる稅を米・比ヨットに課せらる外國のヨット

中央政府の稅制

中央政府の稅制は次の大要に分たれる。
一、入頭稅 二、印紙稅 三、特權稅 四、特別消費稅 五、山林産物稅 六、度量衡計器檢査稅 七、礦産物稅 八、相續稅 九、所得稅
之を順次解説する。
入頭稅(Ortain tax)——比島内に居住する十八歳以上六十歳未満の男子は

卸賣價格・荷造り費用及表裝價格の合計に對し賦課する。

輸出税及棧橋税 輸出税——一九〇九年の關稅法には輸出税に關する規定ありたるも、一九一三年の法律を以て之を廢止し、爾來輸出に對する賦課税は比島獨得の棧橋税のみとなつた。

棧橋税(Wharfage)——比島産石炭・木材・セメントを除き、貿易港(Port of Call)より輸出する物貨には、其の目的港及塔載船舶の國籍如何に拘らず、米國及其の屬領に出荷するものと雖も、總重量千噸に付米貨一弗の棧橋税を賦課す。但し米・比政府用の物貨には賦課しない。

インボイス 比島の關稅賦課方法は、輸出國に於ける輸出當時の價格を以て稅率賦課の目的となすが故に、輸出品のインボイスは絶対必要にして、船客の自用品以外價格米貨百弗以上の關稅賦課目的物はインボイス無くしては絶対に輸入を許されぬ。インボイスには其の通貨を以て眞價を記載し、若し買入れたる物品なるときは、其の價格を記載し、且つ關稅法用語を以て數量(メートル法)・品質及其の他の記載を爲し、買入れたるものなる時は、其の所有者船積人の署名、買入れたるものに非ざる時は製造者又は所有者の署名あるを要し、四通を必要とする。インボイスを直に提出する事が出来ない時は稅關吏に宣誓書を提出し、稅關吏の決定したる期間にインボイスを提出する爲の保證金を供託しなければならぬ。右の宣誓書にはインボイス同様のステートメントを附屬する要がある。稅關吏は該ステートメントに就て關係人の立證を求むることが出来る。米國領土以外よりの輸入に係るものは、船積の際又はそれ以前にインボイスを製造購買地管轄の領事館に提出するを要す。但し島内稅關長は其の裁量に依り、右コンシュエラー・インボイスなくして無稅品輸入を許すことが出来る。

無稅品(關稅法第九條參照)

- 一、樹木・芽・苔類
- 二、礦石類・屑金屬類
- 三、鎗・推進器其の他船舶修繕材料類
- 四、填絮
- 五、原棉
- 六、植物纖維(特定物を除く)
- 七、動物の毛(洗ひたる儘迄の分)
- 八、紙・バルブ類
- 九、見本
- 一〇、葱馬

内外人を問はず入頭稅年一比(但しマニラ市・山岳州及ヌエバ・ピスカヤ州以外の市及州は、市會及州會の決議に依り二比を賦課することあり)を納むる義務あり。軍人軍屬・外國の外交官・領事官・不具者・精神病者・隔離癩患者・一年以上の刑に服するもの及ミンダナオ、スールー地方以外の非基督教徒にして州會に於て、除外例を設けたる地方の住民は納稅の義務なし。

本稅領收書は自己證明の必要ある場合若しくは官吏・議員選舉・納稅・公證・公金受領・免狀許可證の下附其の他官吏と公取引する際に提示を求めらる。本稅收入は一比を課するものは州及郡に二分、二比を課するものは一比は前同様、他の一比は特別規定あるものを除き、道路・橋梁其の他の土木工事に當てる。

印紙稅(Documetary stamp tax)——本稅は官廳の發行する證書及慈善團體の發行する保險年金證書を除き、總ての證書書類・債務・權利財産の受領賣買讓渡移轉に關し、署名發行受領移轉する毎に當事者の納付すべき印紙稅なり。證書書類の性質に應じ最低二仙の額を納付せしめらる。

特權稅(Privilege tax)——營業又は職業に従事若しくは開業するものに課す。營業事務所毎に又營業若しくは職業二種以上兼業するときは、各別に本稅を課す。本稅は別に村稅を以て本稅と同性質のものを重ねて賦課するを妨げず。本稅は之を大別して營業稅(Business tax)と特種業稅(Occupation tax)とに分つ。營業稅を課せらるゝ營業中定額稅と歩合稅とを併課せらるゝものと、定額稅のみを賦課せらるゝものとあり。

特別消費稅(Special tax)——特別消費稅は比島の製産品にして島内にて販賣消費せられ、又米國及外國より輸入したる特定のものに課す。但し比島にて産出又は製造せられたる物品にして、原料の儘なると製産品の一部として用ひられたるものを問はず、輸出せられ比島に歸還せざるものには之を課せず(註)本稅は米國陸海軍用として直接賣却輸送せられたるもの及米國政府の資金にて購入せられ、沿岸及測量に賣却せられたるものは之を課せず。若し已に納稅したるものに對しては拂戻を爲す。

(註)輸入品には關稅の外内國收入税を課す。

課税の目的物及其の税額を示せば次の如し。

- 一、蒸溜酒精 一ブルフ立に付三八仙乃至八〇仙
- 二、葡萄酒 一立に付一七二〇仙より六〇〇仙
- 三、酸酵酒類 一立に付一〇〇仙
- 四、葉巻煙草 千本に付二比より六比
- 五、紙巻煙草 千本に付一七二〇仙より二比
- 六、其の他煙草 一庇に付四八仙より六〇仙
- 七、燐寸 一グロス(一箱八十本以下)に付四〇仙、一箱八十本を超えるものは右に比例し割増
- 八、脱脂乳 一庇に付二〇仙
- 九、製油(精製及製造油共) 一立に付一仙半より三仙迄
- 一〇、石炭、骸炭 一庇に付五〇仙
- 一一、活動寫眞フィルム 一米に付三仙
- 一二、骨牌 一箱五八枚以下の三〇仙、五八枚以上は増加數に比例して割増

山林産物税 (Charges for forest products) (一)、本税賦課に關する材木の

量定—材木の量定は挽切り又は製材せざる以前圓又は角の儘にて量定す。但し製材所免許を得たるものは挽切りたる後に量定するを得べし。此の場合山林税として木材類別法による一等材及二等材のラムバー一千ポード呎に付一〇比以上、其の他のものに付ては五比以上を課す。確定税額は毎年山林局長と協議をなし財務部長官の裁量に以て決す。角材の容積は切口と長さの積を以て決定し、之に角材製造上の缺損に該當するものとして二五%を算入す。

(二)、公有林より伐採したる材木に對する料金—特別の規定あるものを除き、公有林又は比島内の保有林より伐採したる材木には、該林より運搬せると否とを問はず、一立方米に付

- 一、白太を削除したる黒檀及カマゴンを除く一等材には二比五〇仙
- 二、白太を削除したる黒檀には六比
- 三、カマゴンには四比五〇仙

- 四、二等材には一七五〇仙
 - 五、薪を除く三等材には一七〇仙
 - 六、薪を除く四等材には五〇仙
- (三)、公有林より伐採したる薪に對する料金—公有林及保有林より伐採したる薪に關する料金。
- パカナン及ダンガル 一平方米に付 二〇仙
- 其の他 一〇仙

薪として伐採し得べき木材は三等材に限る。但し一、二等材にして其の山林が山林用としてよりも農業用として價値ある土地にあるときは、山林局長の裁量を以て薪炭として伐採するを許可せらる。

(四)、登記せざる私有林より伐採したる木材—之に對しては前記料金を課し、此の種土地より伐採運搬したる木材は公有林より免許の下に伐採運搬したるものと見做し、之に關し法規を準用す。

(五)、不法の伐採運搬及滞納—免許なくして公有林より伐採したるときは倍額の料金、インボイスなくして運搬し、又は運搬後許可なくして船車其の他の運輸機關より荷卸したるときは五〇%の割増料金、滞納したるときは五〇%を割増す。

(六)、鑛業權行使の爲の伐採に對する料金—鑛業權を有する土地以外に於て鑛業權行使の爲の木材伐採免許を得たるときは、之に對して前記諸料金の半額を課す。

(七)、樹膠、樹脂其の他の林産物に對する料金—公有林・保有林より之等を集取したるものに對しては、其の市價の一〇%を課す。

(八)、森林より取れる土及石に對する料金—公有林・保有林より之等を採用したるときは、個々の場合に付山林局長料金を決定す。

(九)、無償免許に依り且つ關係法規に準據する伐採—此の場合は無料とす。

度量衡計器検査税 (Tax testing and sealing of weights and measures) —

本税は度量衡計器の検査・使用に對する證印及認可に對して課す。

計度量器 一〇仙又は二〇仙

計衡器 二〇仙又は三〇仙

計衡器 三比より三〇仙迄

本税の領收書は、其の日附より一年間計器の缺損せざる限り使用方認可の證憑となる。

本税の收入は徴したる州及村に等分す。

鑛産物税 (Ad valorem tax on output of mines) — 本税は鑛山の總産額市價に一・五%を課するものである。市價は同種産物に關する一定の賦課元高を定むる目的を以て收税官臨時に之を定む。本税は採掘地より産物を移轉するときに課す。

但し所有者又は權利所有者が收税官の定むる保證金を提供したるときは、收税官の指定する時及場所に於て、本税を納むる條件の下に本税を納付せずして産物を移轉することが出来る。

相続税 (Taxes on Inheritances, Legacies, and other acquisitions mortis causa) —

一、遺產・遺贈・遺物及相続を豫期して爲したる贈與に對して本税を課す。

二、賦課目的財産の種類—比島内に在る不動産及不動産上の物權、比島内にて行使すべき特權、比島内に於て比島法に準據し組織したる會社又は社團の發行したる株式債券證券、比島内に於て設立したる組合・商業又は工業の持分權利、比島に存する動産

三、税率及課税方法—殘存配偶者及法定の嫡出子・認知子・養子及其の子孫が相続人なるときは財産目録中其の配分額最初の一萬比に對し一分、以上千萬比乃至五百萬比迄一分五分の累進税を課す。

法定實親・兄弟・姉妹及被相続人を認知したるときは前項の二倍、前二項に該當せざる親族が相続人なるときは其の三倍。

他人(六親等間の血族及配偶者に非ざるもの)を云ふ(が)相続人なるときは其の四倍。

所得税 (Income tax) — 比島に於ける所得税法は一九一八年迄米國法を適用せられたのであるが、一九一九年以後比島議會の制定したる所得税法施行せらる。其の大意は左の如し。

第一 個人所得

普通税 (Normal tax) と附加税 (Additional tax) とに分つ。

普通税 比島に居住する者及外國に居住するものに就ては比島より得たる純所得(個人及團體の證券利子を含む)に對し年三分の税を課す。

附加税 附加税は一萬比以上の所得に對し左の如き累進税を課す。

所得	税率	所得	税率
10,000—	0.4%	110,000—	4.0%
10,000—	1.0%	120,000—	4.5%
20,000—	1.5%	130,000—	5.0%
30,000—	2.0%	140,000—	5.5%
40,000—	2.5%	150,000—	6.0%
50,000—	3.0%	160,000—	6.5%
60,000—	3.5%	170,000—	7.0%
70,000—	4.0%	180,000—	7.5%
80,000—	4.5%	190,000—	8.0%
90,000—	5.0%	200,000—	8.5%
100,000—	5.5%	210,000—	9.0%
110,000—	6.0%	220,000—	9.5%
120,000—	6.5%	230,000—	10.0%
130,000—	7.0%	240,000—	10.5%
140,000—	7.5%	250,000—	11.0%
150,000—	8.0%	260,000—	11.5%
160,000—	8.5%	270,000—	12.0%
170,000—	9.0%	280,000—	12.5%
180,000—	9.5%	290,000—	13.0%
190,000—	10.0%	300,000—	13.5%
200,000—	10.5%	310,000—	14.0%
210,000—	11.0%	320,000—	14.5%
220,000—	11.5%	330,000—	15.0%
230,000—	12.0%	340,000—	15.5%
240,000—	12.5%	350,000—	16.0%
250,000—	13.0%	360,000—	16.5%
260,000—	13.5%	370,000—	17.0%
270,000—	14.0%	380,000—	17.5%
280,000—	14.5%	390,000—	18.0%
290,000—	15.0%	400,000—	18.5%
300,000—	15.5%	410,000—	19.0%
310,000—	16.0%	420,000—	19.5%
320,000—	16.5%	430,000—	20.0%
330,000—	17.0%	440,000—	20.5%
340,000—	17.5%	450,000—	21.0%
350,000—	18.0%	460,000—	21.5%
360,000—	18.5%	470,000—	22.0%
370,000—	19.0%	480,000—	22.5%
380,000—	19.5%	490,000—	23.0%
390,000—	20.0%	500,000—	23.5%
400,000—	20.5%	510,000—	24.0%
410,000—	21.0%	520,000—	24.5%
420,000—	21.5%	530,000—	25.0%
430,000—	22.0%	540,000—	25.5%
440,000—	22.5%	550,000—	26.0%
450,000—	23.0%	560,000—	26.5%
460,000—	23.5%	570,000—	27.0%
470,000—	24.0%	580,000—	27.5%
480,000—	24.5%	590,000—	28.0%
490,000—	25.0%	600,000—	28.5%
500,000—	25.5%	610,000—	29.0%
510,000—	26.0%	620,000—	29.5%
520,000—	26.5%	630,000—	30.0%
530,000—	27.0%	640,000—	30.5%
540,000—	27.5%	650,000—	31.0%
550,000—	28.0%	660,000—	31.5%
560,000—	28.5%	670,000—	32.0%
570,000—	29.0%	680,000—	32.5%
580,000—	29.5%	690,000—	33.0%
590,000—	30.0%	700,000—	33.5%
600,000—	30.5%	710,000—	34.0%
610,000—	31.0%	720,000—	34.5%
620,000—	31.5%	730,000—	35.0%
630,000—	32.0%	740,000—	35.5%
640,000—	32.5%	750,000—	36.0%
650,000—	33.0%	760,000—	36.5%
660,000—	33.5%	770,000—	37.0%
670,000—	34.0%	780,000—	37.5%
680,000—	34.5%	790,000—	38.0%
690,000—	35.0%	800,000—	38.5%
700,000—	35.5%	810,000—	39.0%
710,000—	36.0%	820,000—	39.5%
720,000—	36.5%	830,000—	40.0%
730,000—	37.0%	840,000—	40.5%
740,000—	37.5%	850,000—	41.0%
750,000—	38.0%	860,000—	41.5%
760,000—	38.5%	870,000—	42.0%
770,000—	39.0%	880,000—	42.5%
780,000—	39.5%	890,000—	43.0%
790,000—	40.0%	900,000—	43.5%
800,000—	40.5%	910,000—	44.0%
810,000—	41.0%	920,000—	44.5%
820,000—	41.5%	930,000—	45.0%
830,000—	42.0%	940,000—	45.5%
840,000—	42.5%	950,000—	46.0%
850,000—	43.0%	960,000—	46.5%
860,000—	43.5%	970,000—	47.0%
870,000—	44.0%	980,000—	47.5%
880,000—	44.5%	990,000—	48.0%
890,000—	45.0%	1,000,000—	48.5%
900,000—	45.5%		

所得税賦課の目的とならざるもの—

- イ、被保險人の死亡に依り、保險金受領者に支拂はれたる保險金
- ロ、契約期間又は期間満了の際支拂はる、保險金・保險料返金
- ハ、讓渡遺贈により獲得したる財産價額、但し該財産より生ずる所得は此の限に非ず
- ニ、合衆國政府の公債より生ずる利子、比島中央及地方政府公債の利子、但し該公債發行法律に定めたる限度内に限る

比律賓…財政

純所得計算上の控除

- (其一) 比島市民及住民に對し純所得を決定するに付左の控除をなす
 - 一、營業維持の爲支拂はれたる必要費、但し個人の生活及家族の費用を除く
 - 二、負債に對し一年間に支拂ひたる利子、但し本法に於て所得として課税を免除せらるゝ利子を生む債務及擔保買収の爲生じたる負債を除く
 - 三、一年間に於て外國政府・比島政府及地方各政府に納付したる税額、但し特定地の便益の爲課せられたるものを除く
 - 四、一年間に營業に關し受けたる損害・火事・暴風雨・船舶難破・其の他による損害に對し保險其の他により辨償せられざりしもの
 - 五、營業に關係なき營利的行爲より生じたる損失にして、損失による利益を超過せざるもの
 - 六、納税人に支拂はるべき負債にして納税人が無價値なりと認めたるもの
 - 七、營業上使用したる爲若しくは使用せざりし爲生じたる財産の合理的減額
 - 八、油井・瓦斯井に就ては湧出減少量、鑛山に就ては減少産出高
 - 九、純然たる宗教・慈善・教育・科學の團體に對する寄附金
- (其二) 住居せざる外國人に對し純所得を決定するに付左の控除をなす
 - 一、比島に於ける營業費
 - 二、負債に對する利子
 - 三、米國及比島政府の税
 - 四、比島に於て生じたる損失にして保險により辨償せられざるもの
 - 五、比島に於ける營業以外の營利的行爲による損失にして損失による利益を超過せざるもの
 - 六、營業に關する負債にして納税人に支拂はるべきものが無價値たりたるもの

七四

- 七、比島に於ける財産が營業上使用或は不使用によりて減損したるに對する額、油井・瓦斯井の湧出定量の減少額、鑛山産出額の減少額より四千比の控除を爲す。
- 人に關する純所得中よりの控除—普通税のみに對し、比島市民住民の純所得額より四千比の控除を爲す。
- 更に左の各項に該當するときは夫々左の控除を加ふ。
- イ、既婚者にして配偶者と同居するもの……………二千比
 - ロ、未婚者にして親又は一人以上自己の扶養する兄弟姉妹あるもの……………二千比
- 但し「イ」及「ロ」の二原因を具ふるものと雖も二千比の控除をなすに止む、夫婦共稼にて同居するとき亦同じ
- ハ、申告者が家長なるとき、未成年者又は自活し得ざる嫡子、庶子又は養子を扶養するときは一人に付四百比
 - 但し後見人保佐人に就ては、右控除を被後見人被保佐人の爲に管理する財産の所得につきて行ふ
- ニ、管理清算中の比島市民又は住民の遺産より生ずる所得……………四千比
- 比島に居住せざる外國人の所得に關しては、其の本國の所得税法が同國に居住せざる比島人に同様の控除を與ふるに限り、右控除をなす
- 但し正當の申告をなしたる場合に限り、申告による税は前記方法により決定したる前年度純所得に課す、四千比以上の所得あるものは、毎年三月末日に島内收稅官吏又は州財務官に申告するを要す
- 六月一日迄に稅額の通知を受け六月十五日迄に納納す
- 期日内に納付せず且つ十日間の催告を受け尙納付せざるときは、月に五分の増税を爲し、期日後一月毎に稅額に一分の利子を附加し徵收す
- 第二 法人の所得
- 比島に於ける法人は、其の組織の方法如何に拘らず登記したる全般的共同營業 (General Co-partnership) を除く—其の收入に三分の税を課す。

外國にて組織認可現在する法人にして比島より所得を得るもの亦同じ。所得法を賦課せられざるもの左の如し。

- 一、労働・農業及園藝に關する法人
 - 二、相互貯金銀行にして株式に依る資本を有せざるもの及銀行にして資本金を有せず無利益にて相互の爲に運用せらるゝもの
 - 三、友愛的團體にして合資組織をなし生命・疾病・事故・其の他全員の利益の爲支拂をなすもの
 - 四、會社法規定の信託・建物會社
 - 五、會員の利益の爲に存する墓地會社
 - 六、宗教・慈善・科學・教育の爲の法人にして何等收入が個人株主等に歸せざるもの
 - 七、商業會議所・營業聯盟 (Business League) 貿易會議所にして利益の目的を以て經營せられず、而も其の所得が個人に歸せざるもの
 - 八、市民聯盟組織にして營利の目的を有せず、且つ所得が個人に歸せざるもの
 - 九、娛樂の爲のみに組織せられたる俱樂部にして營利の目的を有せず、且つ其の所得が個人に歸せざるもの
 - 一〇、農夫・其他相互風火災保險會社・相互灌溉會社・相互電話會社又は之に類する局地的組織にして、其の所得が全然該組織維持の爲なるもの
- 一一、農夫・果實栽培者又は之等の産業組合式販賣組合
 - 一二、財産権所有確保の目的のみ組織したる會社・組合にして、右による利益を所得税法により課税を免除せらるゝ法人に移すもの
 - 一三、合資土地銀行に關しては、他の合資土地銀行の證券より得たる所得所得控除法—
- (A) 比島にて組織現存する法人の純所得は一年間の總所得より左のものを控除し決定す。
- 一、營業及財産の維持に普通必要な費用、但し財産の賃借其他の賦拂金

比律賓…財政

七五

- 二、一年間に蒙りたる損害にて保險其の他の方法により辨償せられざるもの、營業上の使用或は不使用による財産の自然減損 (イ) 油井・瓦斯井に就ては定量の減額 (ロ) 鑛山に就ては減産額 (ハ) 保險會社に關しては法律により該一年間に準備金繰入を命ぜられたる額及配當金に非ざる金額にして、該年間に保險證書又は年金契約書に對し支拂ひたる額、但し新建築・永久的改良工事又は財産の價値を増加する爲の改良工事に就て支拂はれたる金額は控除せず、又控除せらるゝ自然減損に對する回復的措置の費用に就ても控除せず。尙相互火災・相互使用主責任及相互職工補償及相互傷害保險會社にして社員に損害及費用充當の目的を以て保險料の供託をなさしめるものに就ては、保險加入者に返金したる保險料は所得として申告するを要せず。但し他の財源より得たるもの及保險料中損失費用及再保險の準備金として止め置きたるものは課税せらるゝ所得として申告すべし
- 相互海上保險會社は其の總所得として、徵收したる總保險料より再保險料を差引きたるものを記載するを要するも、記載すべき申告は保險加入者に對し、保險料前納の理由により拂戻したる金額及右金額に對する保險料前納の事實發見の時より拂戻しに至る迄の利子とを控除す。生命保險會社に就ては個人保險加入者より受入れたる拂戻をなすべき保險料及保險料減額として取扱ひたる金額は所得として計算せず。
- 三、(1) 負債に對する年度内支拂利子 (但し債務及擔保買収の爲蒙りたる負債に對する利子にして該債務の利子が所得税法により課税を免除せらるゝものを除く) は、該負債が (イ) 該年度の末に於ける拂込資本株の金額、拂込資本株無きときは該年度末營業に使用したる資本總額、(ロ) 利子付負債の半額を超えざる程度内に於て控除す
- (2) 本法に關しては優先資本利子附負債と見做さず、同株に對する利子配當金は總所得より控除せず

(3) 資本株が額面價格を以て發行せられざりし時は、本項による拂込資
本株は同株に對する現金額を以て計算す
(4) 但し會社組合が其の營業上取扱ふ財物を以て負債の抵當としたる場
合には、該負債の利子は負債が抵當物件價格の範圍内に止まる限り
營業として控除す

(5) 尙利子課税免除保證の下に發行したる債券其の他の負債に關しては
本項の控除をなさず。銀行・金融組合及信託會社に就ては預金又は
投資金額にして該銀行等の債券證書(利子付)により保證せられたる
金額に對する利子は控除す

四、該年度内に於て外國政府・比島政府・地方政府の課したる税額、但し局
部的地域の便益の爲にする賦課は此の限に非ず
(B) 外國にて設立・組織・現存する法人の純所得は比島より受けたる總所得
より左の控除を爲す。

一、同國法人(A)の第一項と同じ(但し比島に關するものに付)
二、同 第二項と同じ(但し比島に關するものに付)
三、同 第三項と同じ(但し比島に關するものに付)

(A) 第三項の中 (2)(3)(4)に就ては内國法人に準用せず
(A) 第三項の(5)銀行等の預金投資金の利子に就ては比島市民住民の預金
投資金のみを付準用せらる

四、比島にて支拂ひ且つ米國政府・比島政府及地方政府の課したる税額
但し局部的地域の便益の爲に課するものを除く
申告及納税

税は前記の方法を以て決定したる前暦年の純所得に課す。但し法人は任意
の月の末日を以て會計年度の締切をなしそれより前一年内の純所得に付課税
を受くるを得、曆年制によるものは三月一日前三十日以内に、又會計年制によ

るものは右期間内に締切日を收税官に通じ締切後六十日間に申告すべし。
曆年制に依るものは六月一日に納税報告知を受け同月十五日迄に納付し、
會計年制によるものは申告期限後百五日迄に納付すべし。

納税期限迄に納付せず、且つ十日間の催告期間に尙納付せざる時は、月に
五分の増税及期限後一箇年毎に税額の一分の利子を附加す。申告を怠り又は
拒絶し又は虚偽の申告をなしたる時は二萬比を超えざる罰金を課す。

第三、所得税に關する罰則其の他の補則

期間内に申告を爲さざる時は税額五割を増し、故意に虚偽の申告をなした
るときは税の倍額を課す。之等増加税に就ては所得税納付に關する規定を準
用す。税を納付せず申告をなさず又求められたる事實を申立てざるものは、
特別規定なき限り四十比以上二千比以下の罰金を課す。

個人又は法人の役員にて申告書の作成提出署名證明をすべきものが故意に
虚偽の申告をなしたるときは、四千比を超えざる罰金又は一年を超えざる禁
錮に處し或は之を併課す。

所得税の賦課免除拂戻等に關しては、反對の規定なき限り國內收入税
の規定を準用す。所得税法中、外國及外國人なる語は、米國及米國の地方行
政區劃内の米國人をも含め比島に居住する米國市民の米國より得たる所得は
米國政府の米國に納税したることを證明するものに限り課税せず。

國庫收入の配分 比島に依る國內收入税は特別規定なき限り、左記の充當
費を除き比島財政部に歸屬せしめ中央政府の一般費用に當つ。

比島財政部に歸屬する國內收入の一〇%は州へ、一〇%は道路橋梁へ、二
〇%は村へ配分す。尙右の三特別充當費は合計一九〇九年度會計を超ゆるを
得ず。

(附) 輸入關稅率

(備考) 從價稅率の單位が重量なる場合は特に規定なき限り正味量とし又其の部は米國通
貨とす

Table with columns: 品名 (Item Name), 單位 (Unit), 稅率 (Tax Rate). Includes categories like 第一類 石、土、硝子及陶器 (Class 1: Stone, Soil, Glass, and Ceramics) and 第六節 石及土 (Section 6: Stone and Soil).

第三節 硝子及同製品

Table with columns: 品名 (Item Name), 單位 (Unit), 稅率 (Tax Rate). Includes categories like 第一節 石、炭、片岩、瀝青及其の生成品 (Section 1: Stone, Coal, Slate, Asphalt, and their products) and 第二節 鑄鐵 (Section 2: Cast Iron).

第三節 ロイ
 鍊鐵及鋼
 鍊鐵又は鋼の大形のもの(條竿、桁又は薄板より成り、建設用のものにして穿孔し又は所定の形に切りたるもの、結合したると否とを問はず)
 同 總量毎百疋 〇・三五
 〇・七五

第四節 イ
 肉屋、靴工、馬具工、鉛管工、ペンキ屋用、剪枝用及接芽用ナイフ、草庭、籬用、剪枝用及羊用の大剪刀、魚釣針
 同 價 一五%

第五節 ハ
 他の金屬を以て被覆せざる食卓用ナイフ及フオーク、普通鋏又は大剪刀(生地のもの、グレイズしたるもの又は漆塗のもの)
 同 價 二〇%

第六節 ニ
 携帶用刃物、狩獵用及附ナイフ、佩劍及同部分品、剃刀及其他の刃物、別掲せざる鋏及大剪刀を含む(金又は銀にて被覆したるものを除く)
 同 同 價 三〇%
 八〇%

第七節 第四類
 製藥及化學工業に使用する物品、藥材、化學藥劑及ワニス
 同 價 一〇%

第八節 イ
 染料、ペイント、染料及ワニス
 同 價 一〇%

前項物品のエキスを以て染料用又は鞣皮用のもの及カツチ(其の形状の如何を問はず)コチニール、藍(天然又は合成のもの)、石炭より誘導したる顏料及別掲せざる化學的ダイカラー
 同 同 價 一五%
 三〇%

第三節 七二
 無機鹽
 硫酸アムモニウム及硫酸加里、鹽化加里、磷酸石灰及過磷酸石灰、硝酸加里及硝酸曹達並に其の他の化學肥料及人造肥料
 同 價 五%

第四節 八一
 油、脂、蠟及其の生成品
 同 同 價 二〇%
 三〇%

第五節 九〇
 各種の樽寸及樽寸軸木
 同 價 二五%

第六節 九一
 層 綿
 同 價 一五%

第七節 九二
 織絲、縲絲及繩索
 同 價 一〇%

第九節 九三
 縲絲、コップ卷のもの、ボビン卷のもの
 同 價 一五%

第十節 九四
 縲絲又は縲絲
 同 價 二五%

第十一節 九五
 縲絲又は縲(帆及袋縫用)、索及繩、漁網、蠟燭及燭寸製造用心
 同 價 二〇%

第十二節 九六
 ハムモック、テニスネット及別掲せざる網製物品
 同 價 四〇%
 一五%

第十三節 九七
 フェルト、打綿及綿織絲製の布幕並に雜巾幕織物
 同 價 一五%

第十四節 九八
 本類に屬する織物にして諸種の原料を交へばロセシ、刺繡し、トリムし又は仕上げたるものは總て一般規定第二條乃至第十一條に定むる所に依り相當の附加税を課す
 同 價 一五%

第十五節 九八
 本類に屬する織物にして諸種の原料を交へばロセシ、刺繡し、トリムし又は仕上げたるものは總て一般規定第二條乃至第十一條に定むる所に依り相當の附加税を課す
 同 價 一五%

第十六節 九九
 縲絲十八本迄のもの
 同 價 一五%

第十七節 一〇〇
 縲絲十九本乃至三十一本のもの
 同 價 二五%

第十八節 一〇一
 縲絲三十二本乃至三十八本のもの
 同 價 三〇%

第十九節 一〇二
 縲絲三十九本乃至四十四本のもの
 同 價 三〇%

第二十節 一〇三
 縲絲四十五本以上のもの
 同 價 三〇%

第二十一節 一〇四
 縲絲十八本迄のもの
 同 價 一五%

第二十二節 一〇五
 縲絲十九本乃至三十一本のもの
 同 價 二五%

第二十三節 一〇六
 縲絲三十二本乃至三十八本のもの
 同 價 三〇%

第二十四節 一〇七
 縲絲三十九本乃至四十四本のもの
 同 價 三〇%

第二十五節 一〇八
 縲絲四十五本以上のもの
 同 價 三〇%

第二十六節 一〇九
 縲絲十八本迄のもの
 同 價 一五%

第二十七節 一一〇
 縲絲十九本乃至三十一本のもの
 同 價 二五%

第二十八節 一一一
 縲絲三十二本乃至三十八本のもの
 同 價 三〇%

第二十九節 一一二
 縲絲三十九本乃至四十四本のもの
 同 價 三〇%

第三十節 一一三
 縲絲四十五本以上のもの
 同 價 三〇%

ホ	絲數四十五本以上のもの 但し本號に分類する織物にしてスタムプし捺染し、又は染色絲を以て製造したるものは四〇%の附加税を課す 尙本號に分類する刺繡織物は税率従價二五%を下ることなし 又右刺繡織物は決定せる税額を基礎として計算し税率が従量たるに従價たるを問はず本法に依り適用すべき總ての附加税を課す 各種ビケ 但し本號に分類するものは税率従價三〇%を下ることなし	同	〇・六〇
一〇一	綿製ブランケット スタムプし、捺染し又は染包絲を以て製造したるもの(連製のもの)	同	〇・三八
一〇二	その他のもの(連製のもの) 但し綿製ブランケットにして單製又は二枚織のものはヘムを取り又は縁縫したると否とを問はず本號に依り従價三〇%の附加税を課す ブラッシュ、天鰐絨及其の他のパイル織物(タオル及浴用衣を除く)、一般規定第六條に依るもの	同	〇・一三
一〇三	パイル織物製の浴用衣及タオル メリヤス製品、一般規定第六條に依るもの	同	〇・二〇
一〇四	連製のもの ジャージー、肌着、袴下、長短靴足袋 其の他のもの 但し本號に分類するものにして刺繡したるものは各該當條項に依る決定せる税額を基礎として計算し三〇%の附加税を課す	同	二・二〇
一〇五	平織のもの又は織機にて絞様を現はし又は刺繡したるもの但し本號に分類するものは税率従價三〇%を下ることなし 尙同一品にして織成後縫機外に於て刺繡し又は絞様を附したるものは該當項目に依り六〇%	同	二・五〇
一〇六	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一〇七	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一〇八	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一〇九	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一一〇	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一一一	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一一二	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一一三	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一一四	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一一五	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一一六	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一一七	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一一八	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一一九	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一二〇	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一二一	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一二二	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一二三	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一二四	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一二五	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一二六	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一二七	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一二八	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一二九	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇
一三〇	網布、一般規定第六條に依るもの	同	二・五〇

一〇七	レリス及プロンド、一般規定第六條に依るもの 又刺繡が金屬製の絲より成るものは八〇%の附加税を課す 此等の附加税は適用すべき税率が従量たるに従價たるを問はず決定せる税額を基礎として計算す	同	〇・五〇
一〇八	タベストリーと稱する織物	同	〇・三〇
一〇九	連製のもの 仕上品 但し本號に分類するものは税率従價四〇%を下ることなし	同	〇・二〇
一一〇	ラムプ心	同	〇・一五
一一一	トリミング、リボン、組紐及平紐(一般規定第七條参照)	同	〇・二〇
一一二	平紐、靴紐 其の他のもの 但し本號の(ロ)項に分類するものは税率従價三〇%を下ることなし	同	〇・二〇
一一三	短靴紐及コルセット紐	同	〇・三五
一一四	馬の肚帯、サドル・ガス、手綱、ホルルター及びリットドル	同	二・五〇
一一五	第一一三號に掲げたる物品製造用のリボン又はバンド	同	一・五〇
一一六	綿織物と結合せる防水布又はカウチユック布及彈性護絲を以て製造せる彈性綿織物並に其の製品	同	二・五〇
一一七	有野のもの及印刷又は石版刷樂譜(表装したるもの又は一枚のもの、歌詞の有無を問はず)無線電信用ウオール、ボケット及安全器印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エッチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの前項と同一のもの物品に製造し別掲せざるもの	同	二・五〇
一一八	有野のもの及印刷又は石版刷樂譜(表装したるもの又は一枚のもの、歌詞の有無を問はず)無線電信用ウオール、ボケット及安全器印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エッチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの前項と同一のもの物品に製造し別掲せざるもの	同	二・五〇
一一九	有野のもの及印刷又は石版刷樂譜(表装したるもの又は一枚のもの、歌詞の有無を問はず)無線電信用ウオール、ボケット及安全器印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エッチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの前項と同一のもの物品に製造し別掲せざるもの	同	二・五〇
一二〇	有野のもの及印刷又は石版刷樂譜(表装したるもの又は一枚のもの、歌詞の有無を問はず)無線電信用ウオール、ボケット及安全器印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エッチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの前項と同一のもの物品に製造し別掲せざるもの	同	二・五〇
一二一	有野のもの及印刷又は石版刷樂譜(表装したるもの又は一枚のもの、歌詞の有無を問はず)無線電信用ウオール、ボケット及安全器印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エッチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの前項と同一のもの物品に製造し別掲せざるもの	同	二・五〇
一二二	有野のもの及印刷又は石版刷樂譜(表装したるもの又は一枚のもの、歌詞の有無を問はず)無線電信用ウオール、ボケット及安全器印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エッチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの前項と同一のもの物品に製造し別掲せざるもの	同	二・五〇
一二三	有野のもの及印刷又は石版刷樂譜(表装したるもの又は一枚のもの、歌詞の有無を問はず)無線電信用ウオール、ボケット及安全器印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エッチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの前項と同一のもの物品に製造し別掲せざるもの	同	二・五〇
一二四	有野のもの及印刷又は石版刷樂譜(表装したるもの又は一枚のもの、歌詞の有無を問はず)無線電信用ウオール、ボケット及安全器印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エッチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの前項と同一のもの物品に製造し別掲せざるもの	同	二・五〇
一二五	有野のもの及印刷又は石版刷樂譜(表装したるもの又は一枚のもの、歌詞の有無を問はず)無線電信用ウオール、ボケット及安全器印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エッチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの前項と同一のもの物品に製造し別掲せざるもの	同	二・五〇
一二六	有野のもの及印刷又は石版刷樂譜(表装したるもの又は一枚のもの、歌詞の有無を問はず)無線電信用ウオール、ボケット及安全器印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エッチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの前項と同一のもの物品に製造し別掲せざるもの	同	二・五〇
一二七	有野のもの及印刷又は石版刷樂譜(表装したるもの又は一枚のもの、歌詞の有無を問はず)無線電信用ウオール、ボケット及安全器印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エッチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの前項と同一のもの物品に製造し別掲せざるもの	同	二・五〇
一二八	有野のもの及印刷又は石版刷樂譜(表装したるもの又は一枚のもの、歌詞の有無を問はず)無線電信用ウオール、ボケット及安全器印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エッチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの前項と同一のもの物品に製造し別掲せざるもの	同	二・五〇
一二九	有野のもの及印刷又は石版刷樂譜(表装したるもの又は一枚のもの、歌詞の有無を問はず)無線電信用ウオール、ボケット及安全器印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エッチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの前項と同一のもの物品に製造し別掲せざるもの	同	二・五〇
一三〇	有野のもの及印刷又は石版刷樂譜(表装したるもの又は一枚のもの、歌詞の有無を問はず)無線電信用ウオール、ボケット及安全器印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エッチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの前項と同一のもの物品に製造し別掲せざるもの	同	二・五〇

第一六 別掲せざる綿製品
第八類 絹、レヨン及其の他の合成織物並に其の製品

第一節 屑及紡ぎたるもの	從	價	二五%
一四二 屑生絲、紡績絹絲、眞綿及縫絲	從	價	二〇%
イ 屑生絲	從	價	一・五%
ロ 紡績絹絲、撚らざるもの	從	價	三〇%
ハ 眞綿及縫絲	從	價	三五%
ニ 縫絲及縫絲(縫、編用、カガリ又は刺繡用のもの)	從	價	三五%
但し本號(ロ)項に分類する物品は税率従價二五%を下ることなし			
第二節 織物及絹製品	從	價	四〇%
一四三 絹反物	從	價	六〇%
イ レリス、絹の割合の如何を問はず	同	價	五〇%
ロ 其の他のもの、全部又は主要價格が絹より成るもの	同	價	五〇%
第三節 レヨン製品及其の他の合成織物	從	價	三〇%
一四五 織維、織絲及シート	從	價	五〇%
イ フィラメント、織維、ストリップ、バンド、シート	同	價	三〇%
ロ 織絲及織維	同	價	五〇%
一四六 レヨン織物及製品並に其の他の合成織物	同	價	六〇%
イ 織物及絹物、網布及パイル織物(反物)	同	價	六五%
ロ 製品(全部又は主要價格がレヨンより成るもの)及其の他の合成織物	同	價	六五%
但しレヨン絲を含む織物又は其の他の合成織物にして、経緯に於て數へらるゝ絲の數が織物を組成する全絲數の五分の一を超えたるときは比律實關稅定率法に於て反對の規定あるも本號に依り課稅す			
第九類 紙及其の製品			
比律實...財政			

一四九 各種の紙、ペーパースト、ボード、カード、ボード、プリスル、ボード、覆板紙及バルブ、ボード	同	價	二〇%
イ 有野のもの及印刷又は石版刷樂譜(表装したるもの又は一枚のもの、歌詞の有無を問はず)無線電信用ウオール、ボケット及安全器印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エッチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの前項と同一のもの物品に製造し別掲せざるもの	同	價	二五%
ハ 印刷、彫刻、石版刷、表面塗、エッチ、押型を施し又は他の方法にて裝飾し別掲せざるもの前項と同一のもの物品に製造し別掲せざるもの	同	價	三五%
ニ 前項と同一のもの物品に製造し別掲せざるもの	同	價	四〇%
第十一類 動物及動物製品並に屑			
第二節 皮革、皮革製品、腸及屑			
一七七 靴類	每	足	〇・二五
イ 護謄、植物纖維及カンバス製のもの	每	足	〇・五〇
ロ 牛皮、馬皮、羊皮及豚皮並に其の模造品製のもの	同	足	〇・七五
ハ 其の他のもの(爬蟲類皮製靴及絹以外の材料製スリッパ及サンダルを含む)	同	足	一・〇〇
ニ 前項と同一のもの(絹、レヨン及其の他の合成織物製のもの)	同	足	一・〇〇
但し本號(イ)に分類するものにして皮革、絹又は其の模造品を含むときは其の割合を問はず本號の相當項たる(イ)、(ハ)又は(ニ)項に依り課稅す			
又本號(イ)、(ハ)及(ニ)項に分類する物品の税率は夫々従價二〇、四〇、四五及五〇%を下ることなし			
第十二類 器具、装置、機械、車輛及船舶			
第二節 裝置及機械			
一九〇 發電機、發電工業機械、裝置及用具			
イ 發電機、發電裝置、交流發電機、電動機及別掲せざる類似の機械、變壓機及蓄電池、配電盤及開閉器、弧光燈、電話機及電信機、電扇、電氣信號機及呼鈴器、電流計、電壓計、電力			

Table with columns for item descriptions (e.g., 計及類似の計量器具, 散荷のもの), tax rates (e.g., 従價 一五%), and units (e.g., 同, 同從). Includes sections for 第三節 養物品 and 第十四類 雜品.

Table with columns for item descriptions (e.g., 小形又は小費用包装のもの, 散荷のもの), tax rates (e.g., 同, 同從), and units (e.g., 同, 同從). Includes sections for 第五節 調味料 and 第十四類 雜品.

Table with columns for item descriptions (e.g., 二七四 扇(各種), 二七五 針(外科用針を除く)), tax rates (e.g., 従價 三五%), and units (e.g., 同, 同從). Includes sections for 第三節 養物品 and 第十四類 雜品.

Table with columns for item descriptions (e.g., 二九四 紙にて被ひたるもの, 二九五 雨傘及日傘), tax rates (e.g., 同, 同從), and units (e.g., 同, 同從). Includes sections for 第十四類 雜品 and 第十五類 雜品.

比律賓……金融

金 融

通貨—金融機關—金利—爲替事情—幣制改革問題

一 通 貨

合衆國の屬領地となる以前は、墨西哥比貨を貨幣として居つた。當時比律賓は西班牙の勢力下に在つた墨國との貿易關係が深かつた爲、漸次移入されたものである。此の外に西班牙金貨、中、南米各國の銀貨及海峽植民地貨幣があつて、識別するに甚だ困難を極めた。之がため廢造物も市場に流通し、又其の中に東洋諸國の銅貨も流れ込んで比島は貨幣の戰國時代となつた。一八七七年に至つて墨西哥銀貨に餘り信用出来ないものが多く、遂に國外から貨幣の移入することを斷禁したが、一度通貨の效用を知つた島民は貨幣に代るべき何物かを要望するので、止むを得ず墨西哥銀貨の流通を認めざるを得なくなつた。然し之程有力であつた墨西哥銀貨も、西班牙がアルフォンソ七世の像を印した金貨を比島貨として制定輸入後、忽然として其の姿を消したのである。

比律賓通貨流通高表

Table with columns: 種別 (Category), 比律賓 (Philippines), 單位日比 (Unit per day), 出所 (Source). Rows include 一比及五十仙銀貨, 補助銀貨, 白銅及銅貨, 國庫兌換券, 比律賓群島銀行券, 比律賓國立銀行券, 行方不明通貨推定, 純流通額.

二 金融機關

概要 比律賓に於ける銀行業なるものは歴史的に見て極めて日尙淺く、一八三〇年頃フランススコ・ロドリゲスなる者がマニラに兩替業を始めたのが恐らく比島に於ける銀行業の濫觴であつたらうと云はれて居る。其後一八五五年にエス・パニョル・フイリツピノ銀行なるものが創設されたが、之が今日残存する比律賓群島銀行の前身である。それより約二十年後二の英國系銀行の支店がマニラに新設された。一八七三年に開設されたチャータード銀行で、他の一は一八七六年に設置された香上銀行の支店である。これ迄の銀行は總て商業銀行であつたが、一八八〇年に西班牙のイサベラ二世女皇の後援の下に勅令で貧民救済を目的とした慈善貯蓄銀行が生れた。一八九八年米國領となつてから商業の發展に伴ひ、ミカサ銀行及アメリカン銀行が開設されたが共に一、二年足らずで破産閉業した。次いで政府は農村發展を目的として資本金一百万比を以て國立第一農業銀行を設立したが、これは農民間に好評であつたが貸付に應じ得ずして閉業の止むなきに至つた。茲に於て政府

在比島銀行資産狀況一覽表 (一九三五年末現在)

Table with columns: 種別 (Category), 比島銀行 (Philippine Bank), 比律賓銀行 (Banco Español Filipino de Isabela II), 中興銀行 (Bank of the Philippine Islands), 信託會社 (Trust Company), 貯蓄銀行 (Savings Bank), 香上銀行 (Bank of the Philippine Islands), 紐育ナシヨナル銀行 (New York National Bank), 橫濱正金銀行 (Yokohama Specie Bank). Rows include 貸付及割引, 當座貸越, 信用狀による手形貸付, 荷物貸付, 株券及證券, 建物及什器, 不動産, 他銀行による受取勘定, 現金.

一八九七年西班牙はフイリビナスといふ語を刻んだ一比銀貨を六百萬比輸入した。中にはメキシコ銀貨、其他の國の貨幣も間々見受けられたが、主にベンコ・エス・パニョル・フイリツゴノ (Banco Español Filipino de Isabela II) の貨幣であつた。合衆國が領有の當初最も困難としたのは、新舊貨幣の交換率で、遂に總督令を以て之を定め即時交換を決定した。現行比島の貨幣法はチャールズ・エー・コナント氏 (Charles A. Conant) の提案に成るもので貨幣意匠はメレシオ・フイゲロア氏 (Mecio Figueroa) の考案に係るものである。一九〇三年三月二日の比律賓議會に於て金純分九〇〇の一・二・九・グレーンを以て理論的基本一比とし、之を米國通貨五十仙に等しからしむる比律賓新貨幣法が制定されて金爲替本位が確立された。硬貨を一仙銅貨・五仙ニッケル貨・十仙・二十仙・五十仙及一比的銀貨とし、一比は銀二十瓦品位を八百、五十仙は銀十五で七百五十、二十仙は銀四瓦で七百五十とした。財務局の内に造幣課を設け、諸機械の据付け後多少の硬貨が鑄造された。一九二二年中は此の機械により、僅に一仙銅貨三、五一九、一〇〇箇一鑄造能力の八分の一に當る一を鑄造したるも、大部分は米本國造幣局製のもの流通されて居る。今此の純分及邦貨との純比例を示せば次の如し。

比 比百センタボ 七・五二三二八純金
比 邦貨一・六八八圓

又兌換券は一比・二比・五比・十比・二十比・五十比・百比及五百比の八種に分れ、現在財務局及比島國立銀行で發行せられるけれども、ベンコ・エス・パニョル・フイリツピノの後身比律賓群島銀行亦舊西班牙時代からの特權を繼續して今尙多少の兌換券發行權を有する。

今一九一九年及最近數箇年(各年十二月現在)に於ける比島領内の通貨流通額を示せば上表の如くである。

は一九一六年同銀行の資産債務を其儘繼承した資本金二千萬比の比律賓國立銀行を組織し、紙幣發行の特權を賦與すると共に政府本金庫とした。

國內銀行

(一) 比律賓國立銀行 (Philippine National Bank) 同行は比島に於ける中央銀行(本店マニラ)にして官金・公金を取扱ひ且つ銀行券發行の特權を有し最も勢力あり。

支店所在地——パゴロッド、バギオ、カバナトアン、セブ、ダラツク、イロイロ、レガスピ、ルセナ、タルラツク。

(二) 比律賓群島銀行 (Bank of the Philippine Islands) 本銀行は西班牙時代よりの古き基礎を有して居り、當時賦與せられる特權に依り今尙紙幣發行權を有して居る。

支店所在地——イロイロ、セブ、サムボアンガ

單位日比 出所 比島銀行局年報

比律賓...金融

Table with columns for assets and liabilities, including '小切手其他', '損失金', '其他の資産', '負債之部', and '計'.

Table with columns for assets and liabilities, including '資本', '積立金', '準備金', '繰越利益金', '未拂銀行手形', '他銀行の支拂勘定', '配當金', '定期其他貯金', '公債預金', '支拂手形', '其他の負債', and '計'.

(三) 中興銀行 (China Banking Corporation) 本銀行(本店、マニラ)は主として當地に於ける華僑の仕出より成り、公積資本金一千萬比、拂込資本金五百七十一萬三千三百比で、上海、厦門に支店を有し、爲替の取扱は勿論地方商人に對しても相當長期の貸出を爲して居る。

外國銀行支店 外國銀行は何れも各國の代表的銀行であり、且つ世界的有力銀行である故その勢力は遂に比律賓銀行を凌駕し、比島金融界を左右するの實力あり、是が爲比律賓國立銀行は十分に比島に於て中央銀行としての機能を發揮し得ざるの狀態にあるので、比島の獨立と共に中央銀行の強力化が問題となつてゐる。

横濱正金銀行—比律賓に於ける唯一の本邦銀行にして、一九一六年一月マニラに開設せられ、主として爲替業務を營んでゐるが、地方的貸出は一般に行はず、唯僅に邦人有力會社に對し、輸出手形前貸の形式で年々數百萬比の當座貸を爲し、尙極めて確實なる有價證券擔保に對して極く小範圍に於て短期融資を爲してゐる。尙同銀行は比島内地各地に代理店を有し、ダバオ、セブー等の購買付の金融、在留者の郷里送金及日本内地預金等に就て便宜を計つてゐる。一九三三年末に於ける預金百十六萬四千比、貸出三百三十四萬三千比であるが、前述外國銀行に比すれば尙遜に小額である。

出の狀況である。 手形交換所—マニラ手形交換組合は一九三〇年十月十三日に設立されたもので、其の加盟銀行は比律賓銀行、比律賓信託會社、中興銀行である。手形交換は毎日二回行はれ、一九三三年度に於ける交換高は一億六千五百八十萬比に上つてゐる。

其他の金融機關

郵便貯蓄銀行—本銀行は一九〇六年五月二十四日の法律第一四九三號で設けられたもので、由來郵便貯金制度が獎勵され一九三五年現存では全群島内に一等局六百三十九所、二等局三百五十一所、合計九百九十箇所の郵便貯蓄銀行が設置されて居る。

協定利率— 一、當座預金 一分 二、特別當座預金 二分 三、定期預金 二分七厘五毛 銀行に依て左記利率より五厘内外高率を附するものもある。

信用組合

其の他邦人の庶民金融機關として、信用組合・類母子講等がある。信用組合—マニラ日本人信用組合は昭和四年在留邦人の一部有志に依て組織された唯一の金融機關である。資本金十五萬比、一株の拂込金二十比、株數七千五百で、在留邦人間の庶民金融機關として、小口金融の便を計つてゐる。

爲替相場 比律賓に於る爲替相場は比が米貨金佛と連結せられ居る關係上總て對米爲替を標準として建てられてゐる。即ち其の日の對日電信相場と各地の對米相場とのクロスに依て算出されるものである。爲替相場は總べて自貨建を以て表示されてゐる。外國爲替業務を行ふものは地元銀行としては、

比律賓...金融

比律賓國立銀行、比律賓群島銀行、中興銀行等があり、外國銀行として、香港銀行、チャータード銀行、紐育ナショナル・シティ銀行、横濱正金銀行等がある。

爲替取組の方法

一、輸出爲替は大部分信用状又は信用指圖書に依り振出される。期間は一覽後六十日拂のものが最も多い。又手形金融は先方貨幣を以て表示するもの大部分で、比貨を以て額面金額とする所謂利付手形は極めて小額である。二、輸入爲替は之に反し殊に日本よりの輸入の場合の如き大部分圓貨の利付手形である。期限は一覽後三十日乃至六十日拂のものが普通であつて、條件はA(手形引受と同時に船積書類を手形名宛人に交付するもの)が、D/P(手形支拂後に非ざれば船積書類を手形名宛人に交付せざるもの)より遙かに多

三、此の外に其金額比較的多いのは出稼人の郷里送金であつて、其の方法に普通二種ある。即ち口頭を以て直接銀行に申込みものと、郵便爲替を利用するものである。更に急を要する場合は銀行に電信爲替を送り、同時に電報を以て是が轉送方を依頼する。

金融に関する法制及慣習 金融に関する慣習に就ては以上各項に於て記述せる外特記すべきものはない。金融に関する法制としては西班牙領有時代の商法の外、米領となつて以來制定された會社法(Law of Corporation)、流通證券法(The Negotiable Insurance Law)、倉庫領收證法(The Warehouse Receipt Law)、金利法(法律第二六五號)がある。右の内特殊のものは最後の金利法で高利貸の制限を目的として居る。

五 幣制改革問題

比島の獨立と共に當然來るべき經濟組織の再編成にとりて最も重要にして且つ甚大なる影響を與へるものは通貨制度の問題である。同問題は比島が獨立を達成した場合眞に經濟的にも自立を爲す爲に必須缺くべからざる事項を以て是が轉送方を依頼する。

獨自の通貨制度を樹立するに非ざれば、獨立後の比島經濟界は極めて不利な状態に置かるゝ虞があるのである。然らば之に處する具體的對策として如何なるものがあり得るか、以下現在の比島に於て考慮せられ得べき對策を列記して見れば大體次の如きものである。

(一)比島政府に通貨の管理に就て廣汎な權能が能へられるものとすれば、獨立立法中には貨幣制度の改革に關しては結局米國大統領の承認を得ることになつてゐる、先づ第一に考慮されるべき事は比貨の切下の問題である。然し比貨の内容をどの程度まで切下げべきかは甚だ問題となる處で周圍の極東諸國、日本及支那等との鈎合を考慮すべきで少くも此等の諸國の貨幣と平貨を保つことが必要である。

此等の諸國に對する比律賓貨幣の比率を比律賓の經濟力に則せざる高位に置くならば、徒に輸入を促進して輸出を阻害し新市場の開拓を困難ならしむる事となり、低位に過るときは輸出の著しき促進を見る代りに輸入の減退となり物價の騰貴を誘致して國民生活の不安を招來する結果となるのである。現在の比貨が日本の圓貨に對して四割も高位にあるは、その當を得ざるもので、若し比貨にして、現在の法定金含有量の二分の一まで切下げ一弗四比の關係に置くときは、比貨の比率は圓貨に對しても遙に下廻ることになり、比島にとり非常に有利な結果を招くものとなるであらう。又現在の貨幣價値を五〇%まで切下げを行ふならば、比島政府は恰も米國政府が弗の切下に依て莫大な利益を擧げ得たと同様の利益を得る事となるのである。

で、大統領を初めとして要路の人物、財界の有力者、學者等は言ふに及ばず荷も比島の獨立を眞面目に考慮する人士は何れも等しく重大なる關心を拂つてゐる處である。

元來、比島の通貨制度は米國の弗を基準とする全爲替本位制度で比を以て比島に於ける貨幣の理論的單位とし、米貨一弗を以て二比と定められてゐるのは前述せる如くである。併し乍ら、米國は一九三三年四月に金本位を放棄したので比律賓の金爲替本位も自然金を離れるの止む無きに至つたが、一九三四年一月米國は金保證準備法の制定に依り弗の金含有量を新しく一定し、事實上金本位を再び採用したのであるが、茲に於て比島に於ても米國政府より二比は一弗に相當すと宣せられて、金爲替本位を恢復したと言ひ得るのである。

併し、之は飽くまでも理論的意味に於ける比の弗への追従であつて、弗の切下後に於ては實質的意味に於ては二比は一弗に相當しなくなつてゐるのである。即ち、米國政府が弗貨切下を爲す際には舊弗貨の内容を純金分九〇〇の二五・八グレインより新平價の九〇〇の二五・九グレインに止まらしめられたのであるが、比貨は依然として九〇〇の二二・九グレインに止まらしめられたのである。更に、此の金爲替本位制度の保證準備金として比島政府は米國國庫及聯邦準備制度銀行に約五千六百萬弗を預金してゐるが、弗貨の切下の結果、この準備金の上に約二千三百八十萬弗即ち四千七百七十五萬比の利益を生じた筈であるが、現在の處米國政府は此の額を管理し置き乍ら右利益額を比島に支拂ふべき意向は更に見えない様である。

弗の切下後、現在の比貨で比島側より米國に諸支拂を爲すは弗の切下以前より比の價値に於て非常に不利である。例へば比島政府の發行せる公債の上に生じた利益、比島の對外貿易に於ける利益等の收受を受けず、實質的収入の上で多大の損失を蒙つてゐる。若しも更に弗の切下が行はれるならば比律賓は益々その損害を重ねるのである。斯くの如き情勢では現在の貨幣制度に何等かの修正・改革を施すか、又は

(三)前記金爲替制度準備資金に於ける餘剩額を以て現在の低價格の銀を購入する案である。現在の銀の相場では一銀比(純銀分九〇〇の四一・六グレイン)に相當する地銀は現在の比貨五十仙内外にて購入し得るものである故に、若し比島政府が新比銀貨の鑄造及此の新銀貨を擔保とする國庫證券の發行を行ふものとせば、政府は又莫大な収益を擧げ得るのである。

(四)比島に於ける中央銀行たる比島國立銀行の機能權限の擴大である。比島財務部はその國庫金を米國銀行に預金してゐるが、之を比島國立銀行に保管せしめ、右と同額の兌換券發行を比島國立銀行に許可すべきである。現在の比島國立銀行は外國銀行に壓倒されて比島金融界を左右する勢力を有せざるものであるが、茲に同銀行の強化政策の結果は比島國立銀行は名實共に比島に於ける中央銀行として、その通貨統制の政策を行ひ比島經濟界を指導すべきである。尙完全なる獨立的通貨制度を樹立せん爲には、比島國立銀行及び比律賓群島銀行に於て發行せる、兌換券及政府の國庫證券・公債等を比島内に於て印刷することが必要である。

要するに、本問題は比律賓に於ける今後の貿易政策、國內産業の將來に甚大なる影響を與へるものである故、比律賓の當局に於ては凡ゆる角度より慎重なる調査研究を爲し、比律賓の經濟力に則したる貨幣制度を確立することが肝要である。

比律賓……農業

農業

總説―土地拂下及租借―米―砂糖―古々椰子―煙草―
―マニラ麻―マガイ―玉蜀黍―將來有望なる事業

一 總説

比律賓群島は農業國である。比島は農業を以て立國の基として居る。即ち比島輸出貿易の約九割迄は農産物である。一九三五年に於て砂糖は輸出總額の三五%、椰子油は一三%、マニラ麻は一二%、コブラ一二%、煙草六%に及び、主要農産物のみで輸出總額の約八五%を占めて居るのであるから、農業の繁榮如何は比島將來の運命を下する事が出来ると云つても過言ではない。此の外米・マガイ等重要農産物に入れらるべきものはあるが、之等は漸く國內消費を充すに止まり、未だ貿易品としての地位を占めるに至らぬ。今主要農産物の栽培面積・收量・隔當り收量及其の價額を表示すれば、次の如くである。

主要農産物栽培面積及收量表

出所 比島統計局

Table with columns: 年度 (Year), 植付面積 (Planting Area), 收量 (Yield), 價額 (Value), 平均價格 (Average Price). Rows include 1. 水稲 (Rice), 2. 蜀黍 (Maize), and 3. 椰子 (Coconut).

Table with columns: 年度 (Year), 植付面積 (Planting Area), 收量 (Yield), 價額 (Value), 平均價格 (Average Price). Rows include 4. 古々椰子 (Old Coconut), 5. マニラ麻 (Manila Hemp), and 6. 煙草 (Tobacco).

Table with columns: 年度 (Year), 植付面積 (Planting Area), 收量 (Yield), 價額 (Value), 平均價格 (Average Price). Rows include 7. 糖 (Sugar), 8. コブラ (Cobra), 9. 椰子油 (Coconut Oil), and 10. マニラ麻 (Manila Hemp).

Table with columns: 年度 (Year), 植付面積 (Planting Area), 收量 (Yield), 價額 (Value), 平均價格 (Average Price). Rows include 11. 糖 (Sugar), 12. コブラ (Cobra), 13. 椰子油 (Coconut Oil), and 14. マニラ麻 (Manila Hemp).

比律賓……農業
一九三五年現在既耕地面積は四百萬陌で比島總面積二千九百六十萬四千陌の二三・五%に當つて居る。尙農業工業等の用地として何時でも之に充當し得るものが一千八百五十九萬陌あり、コタバト州のみで五十萬陌、ブキドノ州にも略々同面積の土地がある。其他サムボアンガ、ダバオ、バラワン、バナイ、レイテ、ネグロス、カガヤン、ピコール、中部ルソン、ミンドロにも十陌以上の可耕面積を有する州が多い。

二 土地拂下及租借

比律賓準備政府は憲法により天然資源を總て國有とし、其の開発に就ては外國人に對して種々の制限を設けて居る。而して比島土地の大部分は公有地又は公有地法の適用を受ける私有地である。

一、私有地 公有地法の適用を受けない私有地は、主として西班牙領有時代より都會地に在る住居用及商工業用の私有地にして、之等の私有地取得に關しては外國人と雖も何等制限を受けない。

公有地法の適用を受ける私有地に就ては、憲法第十二章第五條及土地法第二十四條に大要次の如き規定あり。現行土地法施行前に於て、舊土地法及公有地に關する其他の法律又は命令の規定に從ひ、取得したる土地に就ては裁判所の認めたる相續の場合を除き、現行公有地法により農業公有地の拂下を受けること能はざる個人又は法人に對し之を擔保と爲し又は讓渡することを得ず」とあり、公有地同様土地法の適用を受くべき事を規定して居る。

二、公有地 準備政府樹立後、憲法に抵觸せざる限り樹立前の土地法も有效である。然し憲法第十二章に於ては土地法中に規定せられ居るが如き米國市民に對する特權を明記して居らないが、右はダイディングス・マツクダツフイ法第十五條並に憲法補則第一條第十七項に依て、準備政府期間は比律賓市民と同様の權利を享有するものである。從て、其の處分開

發・發展及利用は比律賓市民又は其の資本金の六〇%が比律賓市民に依て所有せられる會社又は社團に限らるべし」との憲法規定は、新共和國政府開始迄は次の如く解釋せらるべきであらう。

即ち公有地拂下を受け得る資格者は、(一)比律賓市民又は米國市民、(二)比律賓又は米國の法律によつて設立され、且つ比律賓島内に於ける營業を許可せられたる會社或は組合にして、其の資金の六〇%迄が比律賓人又は米國人によつて所有せらるるものに限られる。

而して土地拂下を受け得る限度は個人の場合には百四十四陌、會社組織の場合には千二十四陌、組合の場合には組合員一人に付百四十四陌以内、但し憲法により組合員總計にして千二十四陌以内に制限されて居る。

又公有地の租借を受け得る者は前述拂下を受ける資格者と同様であるが、土地法第五十七條に依り、次の限度迄租借を受け得る。即ち個人・法人・組合共千二十四陌、牧養用として土地を租借する場合は孰れも二千陌迄とし、期間は二十五箇年なるも更に二十五箇年の更新を許される。

三 米

概要 米・西戦争の勃發前迄、比島米は重要輸出品であつたが、麻・砂糖・煙草の如き有利作物の栽植獎勵並に人口の増加に伴ひ米産額は年々減少をなし、島内需要に對し不足を感ずるに至つた。即ち比島は農業國であり廣大なる面積に及ぶ米作地を有して居るに拘らず、年々巨額の白米を外國から仰いで居る状態であり、一九二二年の二千六百萬比を最高とし、一九二六年迄は佛領印度支那・暹羅等から輸入するもの一千萬比を下らなかつた。然し其後は島内米作の勸奨により輸入額漸次減少し、一九三五年に於ては五十五萬比強を輸入したに過ぎない。

現在米作は大部分比律賓人に依て行はれて居るが、精米工場及貯米倉庫並に卸小賣の約七分迄は支那人により統御され、比人の之に關與する部分は極めて僅少である爲相當問題が存して居た。比島に於ける支那人米取引業者は、栽培其他の直接生産方面に於ては、土地法其他の法令による制限を

受け、直に之等に關與し得ない状況にある爲、米穀投機乃至買占による市場擾亂は、從來數多の事例にも示されたる通り、是によつて直接生産者たる比人は勿論、需要者たる島民一般は多大の迷惑を蒙つた。米の如き主要産業が外人たる支那人によつて左右されつゝある現狀を遺憾として居た比島政府は、一九三五年に於ける米穀危機を理由として別記米穀會社を設立すると同時に、米取引上の實權を比島人の手に奪回せんとする底意も多分に含み大統領令に依て諸會社の輸入する白米は全部關稅を免除し、消費上の危機に備へると共に、漸次比人の手に實權を移さんと企てたのである。

同社は設立猶目淺き爲、所期の目的を達成し得るや否やは、今後の實績によつて判斷するより方法がないが、外國人の事業に就ては、比島内の國粹運動に伴ひ此の種の氣運の存在する事は相當注目すべきであると云はねばならぬ。

政府の有する米穀統制機關としては次の二がある。
イ)米穀委員會 本委員會は一九三六年二月十七日大統領令第一八號を以て設立せられたるもので、委員長一名委員四名より成り、其の目的は當面の米穀危機の對策樹立であつて、米不足の際の措置、米價の調節、需給の圓滑、小作問題、米産業の全面的調査をなし政府に獻案するに在る。同委員會は同年三月上旬大要次の如き勸告書をケンソ大統領領宛提出した。

一、玄米及米(及玉蜀黍)の値段を安定せしめる目的の爲、國立興業會社(National Development Co.)の子會社として國立米穀會社(National Rice and Corn Co-operation)なる一會社を創設し、玄米及米の賣買に従事せしめる。

二、供給の不足によつて米穀危機惹起したる場合、大統領は法律第四一九八號により、前掲會社をして無稅にて米を輸入せしめる。

三、比律賓國立銀行、國立貸付及投資委員會(National Loan and Investment Board)及其他財政機關は小作者及地主を救済する爲、收穫物を抵當として貸出をなし且つ其他便宜なる貸出方法を講ずる。

四、生産過剰を防止する爲、政府は米穀生産に關する土地政策を確立す。

五、政府は米穀の用途に付各機關をして調査研究せしめる。

六、一九三七年一月一日より動力使用の工場に於て精米せられたるもの一カバンに付三仙の經過稅を課す。

七、現在の地主及小作人の關係に付慎重且つ統一的調査を行ひ、公平なる立場より見たる法律制定の資料たらしむ。

八、玄米及米の重量に付全國的に統一せられたる名稱を付せしむると同時に、正確なる基礎に依る格付をなす。

九、法律第四一九八號其他の法律にして米穀に關係あるものは、以上勸告遂行上疑問を起さざる様改正す。

一〇、本勸告は玉蜀黍にも適用せられる。

ロ)國立米穀會社

國立米穀會社は右委員會の獻策によつて、一九三六年四月十七日資本金四百萬比を以て設立された。資金四百萬比中、二百萬比は拂込済にして、百萬比は國立興業會社によつて投資されて居る。

同社は設立と共に西貢米の輸入に着手し、同年五月末迄に十二萬五千俵を輸入したが、輸入稅を免除されて居る爲に上記の輸入で十二萬二千比の純益を示したのであつた。輸入外米は市價を考慮して相當の利益を取り一俵(五七五)に卸六比二一仙、各州首府にあるトレイド・センター・エンド・エキステンションをして賣捌かしめて居る。上記輸入稅の免除に付ては稅關長と會社首腦部間に於て一時間問題を惹起したが、大統領の仲裁により依然免除される事となつた。同會社は設立後、一年未滿なる爲所期の成果を擧げ得るや否やは今後に俟つべきであると云はれて居る。

産地・面積・栽培法・收量 比島内何れの州でも米の出來ない所は無いが、マニラの北部に展開する平原が一番優良米を産するので雖云ふとなく此の土地を呼んで「比島の穀倉」といふ。一九三五年の產出高により、主要産米州を擧げるとヌエバ・エシハ、パンガシナン、ラナオ、イロイロ、ブラカン、タル

比律賓……農業

ラック、カビス、イロコス・ノルテ、バムバング、ボホール等で、ラナオを除き中部ルソンの各州が主で、夫だけで全産米の過半を占めて居るのである。

今前掲主要各州の一九三五年六月三十日を期末とせる一年間に於ける耕作面積収量及平均収量を挙げると次の如し(玄米二・〇五三五七カバンは精米一カバン即ち五七・五近に相當する)。

各州別産米収量表 (一九三五年六月末)

州名	耕作面積 (ヘクタール)	収量 (カバン)	平均収量 (カバン/ヘクタール)
ヌエバ・エシハ	113,310	9,084,000	80.2
バングシナン	218,510	17,571,000	80.1
ラナオ	110,080	8,147,000	74.0
イロイロ	127,900	11,199,000	87.5
ブラカン	131,180	11,511,000	87.7
タルラック	84,900	7,449,000	87.8
カビス	78,110	7,443,000	95.3
イロコス・ノルテ	68,010	7,554,000	111.0
バムバング	49,410	5,154,000	104.3
ボホール	25,110	2,511,000	100.0

耕作は大農法で全般に機械を使はうとの試みがあつたが、低地米田は泥深く而も粘着力が強く到底機械を用ふことが出来ないうゝ、今日では普通耕作法を採らなければならぬ土地が多い。目下施工中の灌漑工事が完成すれば、米産額の増加するのは勿論、河川氾濫のため被る損害が殆どなくなるであらうから、各地の需要を充した餘りを輸出することは遠い未来のことではなからうと思はれる。

次に過去五年間に於ける比律賓米消費高を見ると左の如くである。

米消費高表

出所：同前表

九四

年次	生産高	輸入高	輸出高	消費高
一九三一	11,141,100	1,345,100	87,000	12,569,200
一九三二	11,071,100	1,319,900	310,000	12,081,100
一九三三	11,135,000	1,649,500	1,271,000	11,514,500
一九三四	11,311,000	5,911,300	1,111,000	11,711,300
一九三五	11,014,000	4,150,000	11,411,100	11,014,000

四砂糖

砂糖は比島重要農産物中米に次ぎ、其の投資額五億比と稱せられ、四十九州中の二十二州は甘蔗の生育に好適して居る、近年世界的不況に伴ひ他産物の輸出が遞減しつゝある際、獨り砂糖のみは逐年其の輸出高を増加し遂に比島貿易の死命を制するに至り、一九三四年に於ては全輸出の五九%、又一九三五年に於ては三三%を占め、其の大部分は米國に輸出された爲、米國內製糖業者の比糖反撃に會ひ、一九三四年ジョーンズ・コステイガン法の施行となり、延いて比島獨立の要因ともなつたのであつた。

概要 比島に於て甘蔗が如何なる時代より栽培されたかに付ては明かでないが、一五二一年マゼランが本群島を發見せる際には、小規模の製糖工場ありて、支那と同一方法により赤糖を製造して居たと謂ふから、支那移民により比島へ傳來せるものであらう。

本群島が西班牙統治下にありし間即ち一五七〇年より一八九八年に至る間は、糖業の發展何等見るべきものなく、勿論産糖國としても著名ではなかつた。十九世紀の初に於てはルソンのバムバング、バングシナン地方のみに蔗作が行はれ、年七、〇〇〇噸未満の砂糖が生産され支那人によつて輸出されたといふ。一八三五年には生産高も可なり増加し、一、五九〇噸輸出され、更に一八四九年には二六、四五五噸生産され、此の頃から前記二地方の外ルソンのブラカン、バタンガス、ラグーナ、イロコスの諸地方及ネグロス、イロイロ、セブ島の諸島にも蔗作を見るに至つたのである。アル・エチャウス氏の調査によれば、ネグロス島は一八六四年に於て七、〇〇〇噸を産し、一

八九三年には一四〇、〇〇〇噸に増加し、一躍比島主要産糖地となつたと云ふ。而し當時の糖業特に製造輸送販賣の實権は殆ど支那人の手に獨占され、遠く濠洲・英國迄輸出され比島人自身としては本産業に殆ど關與する處がなかつたのである。

一八九八年米・西戦争の結果、米領となるに及んで、米國は比島開發に非常なる努力を拂ひ、産業道路の構築、港灣の改修等に多大なる経費を投じた。のみならず、資金の貸與或は輸入税の減免等種々の方法を講じ、大いに糖業の獎勵に努力した結果糖業革新の機運が醸成せられるに至つた。

糖業政策 比島獨立の要因が、比糖の過大なる對米輸出にあつた爲、獨立準備時代の比島としては當然對米輸出を制限して居り、其の結果一九三五年に於ては島内生産高をも已むを得ず制限するに至つた。一九三四年六月のマーフィ總督は前出ジョーンズ・コステイガン法による合衆國向輸出數量を公布し、取敢えずタイディングス・マックス・ダツフィ獨立法の算定形式により、一九三一年、一九三二年及一九三三年の曆年平均産糖高を基礎とし、各工場に一九三四―三五年期の産糖許可數量を割當て、更に各工場をして其の生産分配の慣習により工場と耕作者間に數量を割當てしめ、一九三五年より生産制限を實施する事にした。但し、一九三四年の輸出數量には何等制限を附せず、各自の自由裁量に委ね、一九三四年の合衆國割當數量を超過した場合は其の超過數量を一九三五年割當數量中に振替へる事とし、慎重生産制限の草案に着手せる結果、一九三四年十二月四日比島の生産並に販賣に關する制限法案を裁可した。同法の骨子は次の如きものである。

「總督は、毎年各糖種別に夫々生産數量を決定公布し、且つ之が生産數量を各工場に割當てる。各工場は總督の許可なくして製糖をなすを得ない。比島駐在合衆國砂糖官又は比島總督の發行せる許可證無くして工場倉庫より分蜜糖を搬出する事を得ない。但し毎月の島内消費糖に關しては行政命令五二五號に依る割當又は今後の割當の十分の一以内の數量を搬出するを得る。」

比島糖業は農工業分業を以て原則とし、工場主は土地を所有

比律賓……農業

せず、又自作農場をも經營して居らず、耕作者が一定の契約に基いて提供する甘蔗を壓搾製糖するのみである。只例外として Philippine Milling Co. 及 Calabua Sugar Estate の二工場は相當面積の耕地を所有し之を小作せしめて居る。

糖業投下資本は、米國商務省の發表によれば一九三五年七月末日現在二億六千五百三十七萬弗にして、之を國別に見れば次の如くである。(單位：千弗)

比律賓	米國	其他
二二〇、二九〇	二七、八六五	三、五九〇
西班牙	二二、六二五	

産地・面積・收量・品種 甘蔗は廣く比律賓群島各地に栽植され、四十九州中蔗作の行はれざるは僅か二州に過ぎない。今一九三四―三五年期に於ける各州別栽培面積及收量を挙げれば次の如くである。

州別	栽培面積 (ヘクタール)	實收及マシ	チヤ	バシ	糖蜜	價額
オクシデンタ	11,110	5,260,000	—	—	—	9,940,000
ネグロス	27,450	1,311,000	10,000	—	—	3,787,500
バムバング	11,700	1,000,000	1,500	—	—	3,108,000
タルラック	8,570	804,000	1,100	—	—	2,996,000
ラグーナ	5,510	418,000	—	—	—	1,507,000
オリエンタル	7,510	354,000	7,110	—	—	2,642,100
ネグロス	11,010	8,110	—	—	—	11,000,000
カビス	7,110	5,110	—	—	—	11,000,000
イロイロ	11,110	11,110	—	—	—	11,000,000
セブ	11,110	11,110	—	—	—	11,000,000
レイテ	11,110	11,110	—	—	—	11,000,000

九五

輸出 砂糖は比島輸出品の大宗にして一九三五年に於ては其の三五%、又三四年に於ては五九%、三三年に於ては六一%に及んだ。仕向地としては

米國が九九%迄占めて居り、其の國は殆ど擧げるに足りない。今最近五箇年間に於ける砂糖の輸出及米國向輸出数量及價額を示せば次の如し。

年次	輸出数量	輸出價額	尙當り平均價格	輸出總額に對する割合	米國向輸出數量	米國向輸出價額
一九三一年	1,019,688	1,019,688	0.1131	7.3	7,322,373	9,988,692
一九三二年	1,048,523	1,048,523	0.1174	6.3	1,016,255	11,958,826
一九三三年	1,048,523	1,048,523	0.1174	6.1	1,048,523	12,877,977
一九三四年	1,151,603	1,151,603	0.1135	5.8	1,151,603	13,068,666
一九三五年	1,151,603	1,151,603	0.1135	5.3	1,151,603	13,068,666

五 古々椰子

椰子は其の名其の形共に熱帯地の象徴である。就中、比島の椰子は蘭領印度と相並んで世界的で、一九三四年に於ては全世界古々椰子産物生産額の二五・六%を占めて居つた。比島は海岸線が長く、土壤は石灰質に富む爲、古々椰子の發育は完全で、人工に依らないでも尙且つ相當の收穫がある。高さは普通十六呎乃至三十五呎であるが、種には百呎に及ぶものもある。椰子は強靱の纖維質で出来て居る殻中であり、種子には果肉と果汁とを充滿して居る。實の若い時は果汁ばかりで好箇の飲料となるが、時を経るに従て果汁は果實となり成熟して落ちるようになれば、殆ど脂肪質に富んだ果肉となつて了ふ。之が商業上最も價値あるコブラの原料で、高級石鹼、植物性バター、製菓原料となる。一九三五年に於ける古々椰子製品輸出額の輸出總額に對する割合は古々椰子油一三%、コブラ一三%、デシケートド・ココナツト四%、コブラ・ミール二%、合計三一%に及び砂糖に亞ぐ重要輸出品であつた。産地・栽培面積・收量 古々椰子も廣く群島内に栽培されて居り、其の中心地はタヤバス、ラグーナ、セブ、サムボアンガ、サマール等の各州である。主要生産州・栽培面積及收量等を表示すれば次の如くである。

州名	植付樹數	栽培面積	收量	價額
タヤバス	1,107,700	1,070,000	5,158,800	5,158,800
ラグーナ	1,017,700	9,900,000	5,158,800	5,158,800
セブ	781,100	2,910,000	1,870,000	3,740,000
サムボアンガ	576,000	3,300,000	1,310,000	2,620,000
サマール	576,000	1,300,000	1,310,000	2,620,000
ボホール	2,200,000	1,300,000	1,310,000	2,620,000
オクシデンタル	1,300,000	1,300,000	1,310,000	2,620,000
オリエンタル	1,300,000	1,300,000	1,310,000	2,620,000
ミサミス	1,300,000	1,300,000	1,310,000	2,620,000
レイテ	1,300,000	1,300,000	1,310,000	2,620,000
イロイロ	1,300,000	1,300,000	1,310,000	2,620,000

も今迄の半自然的栽培と異り、苗種を選び、栽培法にも改良が加へられて來た爲、結實數及果肉量も殖えて、結局數年後にはマニラ麻を厭倒して了ふであらう。總ては砂糖をも凌駕し輸出の第一位を占めるであらう事は決して空想ではない。

輸出 次最近五箇年間に於ける古々椰子製品の輸出統計を示す。

出所 比島關稅局年報

年次	輸出			米國向		
	數量	價額	平均價格	數量	價額	平均價格
一九三一年	1,151,603	1,151,603	0.1135	1,151,603	1,151,603	0.1135
一九三二年	1,151,603	1,151,603	0.1135	1,151,603	1,151,603	0.1135
一九三三年	1,151,603	1,151,603	0.1135	1,151,603	1,151,603	0.1135
一九三四年	1,151,603	1,151,603	0.1135	1,151,603	1,151,603	0.1135
一九三五年	1,151,603	1,151,603	0.1135	1,151,603	1,151,603	0.1135

六 煙草

概要 比律賓に於ける煙草栽培の歴史を見るに、本栽培は可なり古くから行はれた様である。十六世紀の頃には、既に比島産の煙草は主要物産の一到に數へられ、西班牙との貿易額も相當見るべきものがあつたが、一七八一年

比律賓……農業

に、ホセパソンが所謂煙草獨占案を規定して、官營の期間約百年を経過したが、之が爲煙草栽培は益々獎勵せられ、聊か衰退の徵ある他の農作物を捨て競ふて之に従つた爲、政府の目的も十分達せられるようになった。政府は更に政馬から斯道の老練家を招聘して煙草栽培法に一層の改良を加へた甲斐あつて、世界何れの市場にもマニラ煙草を見ない所はない様になり、其の要求の聲は年一年と高まつて來てゐる。

合衆國が領有するに及んでは更に新市場を開拓することとなり、米人も亦之を賞美することとなつた。一九〇二年には僅か六十九萬八千本の葉巻を輸出したものが、一九一二年には九千萬本となり、一九三五年に於ては二億二千萬本を積出すことになつたのを見ても、その發達狀況の著しきことを知り得るのであらう。

産地・栽培面積・收量 マニラ煙草はハバナに次いで世界でも有名な品質を有する。主として合衆國を顧客とするけれど、日本への輸出量も漸次増進して居る。比律賓群島の中でも、ルソンの北部カガヤン、イサベラの二州が其の産地として古くから知られて居る。勿論總ての條件が具備して居るのであるが、特に年々雨水の爲森林地から押し流される沃土は、前記二州の平原に沖積して天然の施肥となり、従て目下問題にされて居る施肥耕作も此處だけは何の懸念もなく、而も十分發育するに足る養分を吸收して成育したものは葉巻又は紙巻となり、或は葉の儘で世界到る所にも見出される。マニラ麻の名と同じくマニラ煙草が比島を代表するものゝ様に考へられるのも無理はない。獨りカガヤン地方ばかりでなく、群島内何れの地方でも煙草の發育しない所はないが、只他の作物と比較して其の收益の程度を考ふる際、彼を取り是を捨てるのは止むを得ないことである。

ラ・ウニオン、イロコス・ノルテ等も産額としては相當あり、特にラ・ウニオン産スポット煙草は一般土民用として愛好されて居る。然し其の栽培法は未だ初期のもので十分改良する點が多い。比島では、一英反に四千本の煙草を植付けるのを通例とする。葉は一枚々々成熟するに連れて摘み取り、長さ約一ヤールの竹に何枚となく貫き通し、之を吊して日光

乾燥する。場合に依ては根元から切り取つて其の儘乾燥することもある。葉が十分乾燥するのを待つて之を堆く積み重ね、三、四日後温熱の高くなつた

煙草製造工場数及製造高表

Table showing tobacco manufacturing statistics with columns for year (年度), factory count (工場数), and production volume (製造高) for both domestic (内地) and export (輸出) directions.

頃竹を抜き取り、仲買人の手を経て、夫々味と香とに従ひ適當の工場に運ばれるのである。

紙巻煙草製造高

Table showing cigarette production statistics with columns for year (年度), domestic production (内地), and export production (輸出).

葉巻煙草輸出高表

Table showing cigar export statistics with columns for year (年次), quantity (数量), price (均價), and value (輸出額).

主要(生産)州別煙草耕作面積及收量表

Table showing tobacco cultivation area and yield by state (州名) with columns for area (耕作面積), yield (收量), and average yield (平均收量).

七五蜀黍

産地・栽培面積・收量 之は比島穀類作物中第二の重要な地位を占める。市價の低廉と滋養價値より見て、何よりも安價な食料であるからである。

Table showing 75-corn statistics with columns for state (州名), cultivation area (耕作面積), yield (收量), and average yield (平均收量).

足は玉蜀黍を廣く耕作する事により著しく緩和されるのである。玉蜀黍は各州到る所生産し得る。常食として用ひらるゝものは、僅にセブー、オリエンタル、ネグロス、ボホール産のものに過ぎない。

主要(生産)州別玉蜀黍栽培面積及收量表

Table showing corn cultivation area and yield by state (州名) with columns for area (栽培面積), yield (收量), and average yield (平均收量).

八 マニラ麻

産地・耕作面積・收量 マニラ麻はアバカといふ芭蕉科植物の莖から挽き出した纖維で、其の名の通り今日では既に比島の専有物となつた。

比律賓...農業

當り平均収量を表示すれば次の如くである。

州名	栽培面積 (ヘクタール)	収量 (トン)	出所比島統計評論	平均収量 (トン/ヘクタール)
ダバオ	111,120	1,185,120	出所比島統計評論	10.66
アルバイ	101,120	1,011,120	出所比島統計評論	10.00
レイテ	58,120	580,120	出所比島統計評論	10.00
ソルソゴン	68,120	680,120	出所比島統計評論	10.00
カマリネス・スール	38,120	380,120	出所比島統計評論	10.00
サマール	28,120	280,120	出所比島統計評論	10.00
スリガオ	18,120	180,120	出所比島統計評論	10.00
スール	10,120	100,120	出所比島統計評論	10.00
アグサン	9,120	90,120	出所比島統計評論	10.00
ミンドロ	1,120	10,120	出所比島統計評論	10.00

マニラ麻輸出高表

年次	数量	平均価格	輸出	
			米國向	日本向
一九三一	1,111,120	17,825,231	5,011,120	4,888,403
一九三二	1,084,600	10,011,108	2,921,120	3,377,120
一九三三	1,110,000	10,000,000	3,011,120	3,311,120
一九三四	1,240,000	10,000,000	3,011,120	3,311,120
一九三五	1,240,000	10,000,000	3,011,120	3,311,120

先づ一陌一千株の見當で植付を終つたとする。其の後は除草をしながら、幼芽の發育を待つのみであるが、其の間徒に時を過すのも無益であるから、適當の方法でこのアバカの植付間隔へ、米・玉蜀黍或は野菜等を作つて生活費の補助とする。植付後二箇年を経ればマニラ麻を挽く事が出来るが、一體一陌からどれだけの麻が得られるかと云ふと、之は可なり難しい問題で二十擔乃至五十擔程度で、土地の薄瘠、麻種の相違、新麻山、古麻山等の關係があつて一様に云へない。ダバオ方面の現在を標準にすると一陌二十擔乃至二十五擔平均と見るが相當であらう(現在ダバオに於ては生産後二年乃至三年間は四十擔位の生産量あるが、年を経るに従て漸減し十擔以下になりたる場合は經濟的價値なきものとして改植して居る)。

アバカに關する收支計算の大體を示せば左の通りである。

Ⅱ 日本人労働者一人の手で經營し得る三陌(三千本)を基礎として、の收支計算。

準備時代
森林伐採機拂より植付迄三箇月 } 二十四箇月
植付より收穫迄二十一箇月 }
麻苗三千株(二千株四〇比の割)
二十四箇月間の食料(月一〇比の割)
鋸・斧其他農具及食器代
宿舍建築費(五人共同にて建てるものと見て一人當り平均)
二十四箇月間醫藥費、衣服費及小遣
計
間作收入(玉蜀黍二回植付收穫一五〇俵@七〇仙)
差引支出
第一期(植付後三年目)
麻九十擔代(一擔二〇比の割)
1,200.00

支出

水牛及カルトン(三人共同にて購入すると見て一人當り平均)	900.00
麻挽機、發動機及麻挽小屋其他(三人共同にて設置すると見て一人當り平均)	110.00
小作料(收穫の一割五分)	110.00
生産雜費及賣場迄の運搬費其他	110.00
機械修繕及其他	(10.00)
石油其他の油一擔@七〇仙	(7.00)
運搬費其他	(11.00)
一箇年間食費	110.00
醫藥代・衣服費及小遣	20.00
農具及其他	10.00
計	1,280.00
第二期差引利益	1,281.00
第一期繰越利益	114.00
總計	1,765.00

比律賓...農業

生産量は六年目より漸減するも、植付後十五年位は經濟的價値十分である。麻相場の變動は可なり烈しく二十箇年の統計に依ればマニラ相場F級最高五十六比最低十三比に及んでゐるが、事業を始めるに就ては大體二十比見當の採算で差支へなからう。然し昭和六年十一月迄の同年平均級のダバオに於ける相場は十二比八十六仙であつた。

ダバオに於ける麻山經營は機械一臺を標準とする關係上、一人所有の麻株數は通常五千株乃至一萬五千株が大部分であるから、今假に一萬株を經營するとせば左の通りである。

Ⅱ 邦人一人で十陌(麻一萬株)を經營する收支計算

準備時代
森林伐採機拂より植付迄開墾請負者に請負はすものとす
植付より第一期收穫迄二十一箇月間
麻苗(補植を要するものとして)一、五〇〇株代
一株當り三仙の割)
伐採より植付迄の開墾請負費(一株一〇仙の割)
宿舍建築費
農具・食器其他
二十一箇月間食費(月一〇比)
使用人費(月給三〇比・食料一〇比)
醫藥費・衣服費其他
計
間作收入(玉蜀黍二回植付收穫五〇〇俵@六〇仙)
差引支出
第一期(生産第一年月)
麻三〇〇擔代(一擔二〇比の割)
1,000.00
麻挽機一臺、發動機及麻挽小屋其他(但し發動機は一馬力半)を基礎として

水牛及カルトン
 小作料(收穫の二割五分)
 生産雜費及競賣場迄の運搬費其他
 機械修繕其他
 石油其他燃料一擔@七〇仙
 運搬費其他一擔@三〇仙
 一箇年間食費(經營者)
 使用人費(一月三人分給料一〇比、食料三〇比)
 農具及其他
 醫藥費・衣服費及小遣其他

第一期差引利益
 準備金差引(支出過剩)

第二期(生産第二年目)

收入

麻三五〇擔代(一擔二〇比の割)

支出

小作料(收穫の二割五分)	1,000.00
生産雜費及競賣場迄の運搬費其他	600.00
機械修繕費	(400.00)
石油其他燃料一擔@七〇仙	(100.00)
運搬費其他	(100.00)
一箇年間食費(經營者)	1,000.00
使用人費(一月三人分給料一〇比・食費三〇比)	3,000.00
農具及其他	100.00
醫藥費・衣服費及小遣其他	3,500.00
計	4,100.00
第二期差引利益	3,500.00
繰越支出過剩差引(純利益)	1,400.00

マニラ麻と邦人 マニラ麻産出州として、産額に於て第二位にあるダバオは、英領北ボルネオのダバオと相並んで、日本人の南洋に於ける大發展地である。ダバオに在る邦人會社数は現在四十有餘にして麻・椰子の栽培をなす。其中、太田興業株式會社及古川拓殖株式會社の兩社は二大會社にして、殊に前者は五百萬圓の公稱資本を有し、同地に於ける他會社も「太田會社」と多少の資金關係を有せざるはない。邦人所有及租借面積は昭和四年現在に於て二萬九千五百陌、其の投下資本千六百萬圓餘と推定せられて居る。

マニラ麻の性質上多大の勞力を要する短期作物なる爲、本邦移民のダバオに到る者多く、昭和十年十月一日現在に於ける在留本邦人數は一三、九八四人に及んで居る。同期に於ける南洋各地の在留本邦人數は三六、一三四人であるから、其の三九%はダバオに在留して居る譯である。

九 マゲイ

産地・栽培面積・收量 これはアバカに亞ぎ價値ある纖維植物である。豐饒味の砂地又は岩石土に適し、他の植物の生育し得ぬ瘠土にも、石灰質岩石層のある殆ど如何なる土地にも出来る。又長期に亘る乾燥にも堪え、耕作には動物の働を要せぬばかりでなく、耕作方法が他の作物に比し、頗る容易且つ簡單である。耕作にも別段の手間も掛らず、機械も要せず、一株か二株のマゲイがあれば僅かの間に自然に殖えて来る。植付後時々手入れすれば十年乃至十二年の壽命はある。纖維の質はシサルのそれに比べて勝つて居る點が多いと云はれる。一九三五年の比島内のマゲイ耕作面積は僅か三一、七四九陌に過ぎず、收量も所謂ステイアル・プロダクトと云はれる迄には至らず、漸く五六四、三五〇比位に過ぎないが、前述の如き理由により將來大いに發展の見込がある。今一九三五年六月三十日を以て終りとする一年間に於ける主要生産州の栽培面積・收量及陌當り平均收量を掲ぐれば次の如くである。

主要(生産)州別マゲイ栽培面積及收量表 (一九三五)

州名	栽培面積	收量	陌當り平均收量	價額
セブ	1,500,000	1,500,000	1.00	1,500,000
ボホール	1,500,000	1,500,000	1.00	1,500,000
イロコス・ノルテ	1,500,000	1,500,000	1.00	1,500,000
イロコス・スール	1,500,000	1,500,000	1.00	1,500,000
パンガシナン	1,500,000	1,500,000	1.00	1,500,000
オリエンタル・ネグロス	1,500,000	1,500,000	1.00	1,500,000
レイテ	1,500,000	1,500,000	1.00	1,500,000
イロイロ	1,500,000	1,500,000	1.00	1,500,000
アルバイ	1,500,000	1,500,000	1.00	1,500,000
アブラ	1,500,000	1,500,000	1.00	1,500,000

10 將來有望なる農業

現在では水平線上に現はれぬが、將來有望なる農業として期待されて居るものに、護謨・珈琲・シサル・カボック等がある。今之等に就て略述する。

珈琲 比律賓に珈琲の栽培を初めたのは大分以前のこと、珈琲園經營者は、自分で粉末にして賣つて居た爲莫大な利益があつた。然し十九世紀末には、コーヒー・プライドが突發して珈琲耕地は殆ど全滅の姿になつた。其の後珈琲栽培は一頓挫を來して、昔支那方面へ多少宛輸出されたものが却て多量輸入される様になつた。爾後珈琲の栽培を行はんとする人なく、他の安全な作物に鞍替してつた。僅にイロコス州、マウンテン州、パンガシナン州其他に、地方消費用として栽培されて居るだけである。珈琲の栽培には至極適して居る比島が、今日他國からの輸入を見るのは實に遺憾に思はれる。爪哇の珈琲栽培業者も殆ど比島と相前後して蟲害を被つたれ共、之が豫防法を講じてからは數倍の收穫を見る様になつた。この實例を見ても比島の珈琲栽培が絶望であるとは云はれない。寧ろ栽培の方法によつては、何處の實

情に徴しても相當將來を期待し得るのである。

護謨 ミンダナオには多少護謨の栽培が行はれて居るが、經濟的には殆ど表面に現はれて居らぬ。大戰當時及其の後引續いた英國の護謨生産制限に苦痛を覺めさせられた米國は、リベリアと比島のミンダナオに着眼した。リベリアの方は着々事業が進行しつゝあるが、ミンダナオの方は比律賓の土地法に妨げられて、一〇二四陌以上の土地を一會社で租借する事が出来ないの發行の狀態にある。然し農務局の機關誌「Philippine Agricultural Review」に發表された所に據ると、ミンダナオ各地の護謨園の成績は可なり見るべきものがあるようである。

シサル シサルはマゲイと大同小異の纖維性植物である。従て耕地などもマゲイと何等擇ぶ所はない。然し全然別種の植物で、纖維もマゲイの方が色も白く而も可撓性に富んで居る。セブ、イロコス・ノルテ、カガヤン、パンガシナン、サムバレス、バタンガス、オリエンタル・ネグロス及ボホールの諸州に産する。墨西哥シサルと云へば世界でも有名なものであるが、比島の發育は之以上である。又マニラ麻の代用品としても用ひられる可能性がある爲、將來販路は益々廣くなるであらう。之も比島には有望な農業の一である。

カボック 比島カボックの顧客は合衆國・西班牙・支那・日本及濠洲であるが、米國に於けるカボックは大部分爪哇から供給されて居る。比島産のカボックは生産額から見ても世界需要の1%にも達して居らぬ。天然的に好適地である比島に斯業の物興しないのは、一に比人が之に興味を有して居らないのと勞働賃銀の高い爲である。世界の需要は日に高まりつゝある一方爪哇の生産は殆ど極限に近づいて居る。爪哇に次いで世界市場にカボックを送り出し得るのは獨り比島があるのみと云はれて居る。將來注目し得る事業たるを失はない。

主要家畜出生・死亡・屠殺數表

Table showing livestock statistics for various species (猪, 牛, 水牛, 馬, 羊, 山羊) across different years (1934-1935) categorized by birth, death, and slaughter.

輸出入 現在家畜の輸入は次第に減少したが、肉及酪製品は輸入は相當多額に上つてゐる。最近五年間の趨勢を見れば次の如くである。

肉及酪製品輸入表

Table of meat and dairy product imports, listing items like 猪肉, 牛肉, 羊, 猪, 家禽, 魚, 干酪, 煉乳, 糖, 蜂蜜, 人造バター, 人造乳, 粉及錠ミルク, バター, 酪製品計.

林業

木材-其他の林産物-森林伐採権と邦人事業- 森林行政-統計

一木 材

森林面積及蓄積量 山林局一九二六年一月一日の調査に依れば、一八、八一九、二八一陌が比島に於ける森林帯であり、此の中一五、九〇四、九四八陌は商業林、二、九一四、三三三陌は薪炭用其他の雜木林である。

品質・用途 比島材中最も用途廣く一般に知られて居るものは、ヤカル、アピトン、ラワンの三種である。ヤカル屬はヤカル、ナラ、マンガチャビ、ダリグリンガンの四種で、何れも堅牢で數量も多い。

比律賓...林業

出所：同前表

の目方四十封度乃至五〇封度はある。ラワン屬はレッドラワン、ホワイトラワン、アルモン、バグテイカン、マヤビス、テイアロン、タンギルの數種類で、輸出名はレッドラワン、ホワイトラワン及タンギルの三種に分つ。レッドラワンは各種の等級に分たれ、一等品は歐米に輸出され、比律賓マホガニーの名の下に高級家具及内部用材として用ひられる。

今比島一般木材の用途を見るに、家の建築にはアガル、アクレ、アピトン、アマギス、バヌヨ、ティンダム、ルムバヤウ、ラワン、ナラ、イビル、ヤカル、モラベ等一般に用ひられ、モラベ、ナラ、ヤカル、ダンゴン、ビタンホル、パロマリヤ、マガチャバイ、ギホ、アピトン及パンサラギンは造船材料によい。ラヌタン、ギホ及マルガイは撓性あるを以て車の廻轉軸に使用せられる。拳銃や擲弾旋止、昆蟲標本箱の底内宛、剃刀の革砥代用品、婦人用スリッパの底にはダルルを良材とする。杖や傘の柄にはエボニー、カマゴン、ナラ、ダンゴン、ラネテを適品とする。電車・汽車の製造材料にはヤカル、ギホ、バガバット、ラムバヤウ、ナラ、タンギル、レッドラワンが良い。マニラ電車會社はバヌヨ、アクレ、イビル及ティンダロを電車の枕木に用ひて居る。家具其他指物細工にはアクレ、バヌヨ、ベチクリング、ナラ、タンギル、レッドラワン、カマゴンが適品である。樽寸の軸木の箱にはグバス、マラバヤ、クルトが用ひられる。ギターやマンドリン、バンドリヤスにはバヌヨ、カマゴン、ナンカ、ラネテ、タンギル、レッドラワンを恰好の材料とする。

二 其他の林産物

木材以外の比島林産物としてはその種類は尙數多あるが、多くはまだ用途が広く知られてゐない。茲にはその二、三を擧げるに止める。竹 竹は群島中至る處に繁生してゐる。ミンダナオの山中には大株を中程から折り、隅に柱代用のものを残し、其の上に家を建て、住んで居るイーター族もある。是は他の襲撃を免れる考からであるが、獨りイーター族ばかり

ではない。所謂竹の柱に茅の屋根の比律賓から出たのかと思はれる程竹に縁が深い。恐らく全島住民の六割はこの竹の柱の家に住んで居るであらう。田舎に入ると太い竹の節を抜いて、飲料水の運搬に用ひて居る。天秤棒としては何處も一樣に用ひて居る。竹細工はあまり發達して居らないが、帽子に作られて居るものはある。一體に脂氣が少いために光澤なく、蟲がつき易くて脆弱であることは比島竹の缺點である。

籐 籐にも種類が多い。森林地帯に入つて見ると、大きな樹の上に遮雷針の様に立つて居るのは籐の芯である。熱帯・亜熱帯によく育つ蔦で、籠・帽子・家具・杖・寝臺等に用ひられる事は既によく知られて居る所である。比島では、ニツパ屋根を垂木に結びつけるに用ひられる外、マニラ麻・煙草の俵にも織られる。籐は大木にはひ上つて居るから、先づその木の幹に足場を刻んで登り易い様に準備し、一二呎乃至一六呎位宛に切つて落し、そうして葉を去り皮を剥いで置き、十分乾燥した頃百本を一束として市場へ送る。現在では相場も一定して居らないが、需要額が漸次増大するに反比例して、籐の採集は追々費用がかゝつて來るから、自然市場にも影響を及ぼす事と思はれる。

比島産籐の顧客は香港であるが、近頃では日本・西班牙・英國等へも多少宛輸出して居る。然し籐製品として輸入される額は輸出額を遙に超過して居る。

コパール マニラ・コパールは、コム・コパールといふ名がよく知られて居る。主としてワニスを造る原料であるけれど共バテント・レザーを作るのにも用ひらる。このコパールは生木からも採集せらるるが、枯木の附近には大きな塊となつて埋没されて居る採掘方法といふ程の事もなく、頗る幼稚な方法で土民が集めて來るものゝみでも、輸出数量は相當の額に達して居る。一九三五年に於ける輸出は、數量一、七二三、五二〇噸、價額二九五、三六九比である。

主要製材工場名・所在地・郵便宛名及一日當り製材能力表

出所 比島山林局年報

製材工場名	所在地	郵便宛名	一日當り製材能力
Heald Lumber Co. (Santo Tomas Sawmill)	Santo Tomas, Mountain Province	Baguio, Mountain Province	15,000
Heald Lumber Co. (Tuba S.)	Tuba, Mountain P.	do.	15,000
Heald Lumber Co. (Km. 26 S.)	Km. 26, Baguio-Bontoc Road, Mountain P.	do.	10,000
Heald Lumber Co. (Km. 32 S.)	Km. 32, Baguio-Bontoc Road, Mountain P.	do.	10,000
Heald Lumber Co. (Soyoc S.)	Km. 96, Baguio-Bontoc Road, Mountain P.	do.	40,000
Dee Hong Lue and Co., Inc.	Port Matelis, Masinloc, Zambales	940 Juna Luna, Manila	15,000
International Hardwood and Veneer Co.	Pangil, Laguna	c/o Mr. H. C. Heald, Baguio, Mountain P.	10,000
Philippine Lumber Co., Inc. (Calaug S.)	Aloeroc, Guinayangan, Tayabas	123 Juan Luna, Manila	20,000
Philippine Lumber Co., Inc.	Calang, Tayabas	do.	18,000
Sunngui Timber Co.	Sunngui, Mindoro	P. O. Box 3104, Manila	60,000
Atlantic, Gulf and Pacific Co. of Manila	De Leon, Manubulo Camarines Norte	77-79 Muelle de la Industria, Manila	70,000
Catwallader-Gibson Lumber Co.	Tandoc, Butuanan, Sirauna Camarines Sur	63 Nagtahan, Manila	25,000
Juan Gallego (Davao S.)	Davao, Butuanan, Sirauna Camarines Sur	P. O. Box 286, Manila	60,000
Philippine Lumber Manufacturing Co.	Davao, Butuanan, Sirauna Camarines Sur	16 Soler, Manila	125,000
Insular Lumber Co.	Catbanggan, Kagay Camarines Sur	Perez Samanillo Bldg., Manila	120,000
Findlay Millar Timber Co.	Fabrica, Negros Occidental	P. O. Box 307, Manila	20,000
Misamis Lumber Co., Inc.	Kolanbugan, Lanao	Misamis, Occidental Misamis	45,000
Port Lannon Lumber Co.	Misamis, Occidental Misamis	8 Muelle del Banco Nacional, Manila	55,000
Basilan Lumber Co.	Port Lannon, Hinatuan, Surigao	Zamboanga, Zamboanga	40,000
Mindanao Lumber Co., Inc. (Chinkang S.)	Naga-Naga, Zamboanga	214 Soler, Manila	20,000
Port Lebak Lumber Co.	Port Holland, Zamboanga	530-544 Aviles, Manila	10,000
Becha Lumber Co., Inc.	Port Lebak, Cotabato	Apatri, Cagayan	10,000
Cagayan Sawmill Lumber Co., Inc.	Apatri, Cagayan	343-345 Juan Luna, Manila	25,000
Philippine Red Lumber Co. Inc.	Zamboanga, Gattaran, Cagayan	P. O. Box 2978, Manila	10,000
Balaoe Mining Co. (Acupan S.)	Pala, Claveria, Cagayan	Baguio, Mountain P.	20,000
Benguet Consolidated Mining Co. (Naseb S.)	Acupan, Itogon, Mt. Province	do.	
	Km. 27, Anbukiao Road, Mountain P.		

比律賓……林業

マニラ・ヘルム エレミは熱帯地に發育する各種の樹木から採れる芳しい脂である。殊にビリの樹から採れるものは最も良質のものである。地方では之を松火に用ひ、或は外の樹脂や木炭粉・煉瓦粉・石灰等と混ぜて船の水垢を防ぐにも用ひられて居る。エレミを最も多く産する地方はタバサ、カマリネス、アルバイ、ソルソゴンの各州で、大抵ビリ樹を植付けてある。樹脂を採るのには雨の降る日に幹の適當の場所に傷をつけて置けば、皮から流れ出す乳汁は日々凝固して來る。それを一箇月に一回位宛集めて廻るのである。一九三五年の輸出量は三〇九、八八七噸、價額八六、九一七比であつた。

蜂蠟 比島内で出來るワックスといへばこの蜂蠟の外何もない。土地としては誠に申分がないけれど、遺憾乍ら養蜂業に適するだけの顕花植物がない。従て野生のもののみを集めて野生の蜂が拵へ上げた蜂蜜狀の蠟を輸出して居るに過ぎない。野生のものは固く強靱性に富み、褪黄褐色が帯びて普通の蜂蜜のような芳香がある。主として藥劑的の硬膏・軟膏・蠟膏等に用ひられる。其の外解剖模型・果物の標本・其他之に類似のものを造るに用ひられる。又比島では蠟燭を造るに用ひて居る。輸出額は多い事があり、少いことがあり一樣には行かないが、要するに人工的に造つて居るものでなく、天然のものを集めて來るもので、需要額が殖えても直に之に應ずる事も出來ず、假令需要が皆無でも見付けたものは取つて來るといふ方法でやつて居るから、殆ど之に對する目安を定める譯には行かない。一九一四年には四萬五千比の輸出があつたものが、一九三〇年には六〇〇比に減じ、一九三五年に於ては皆無となつて居る。

製材 比島に於ける製材工場は一九三四年末に於て其の數一〇八、投資額二七、四五九〇〇比、伐採量一、六五〇、九七四立方米に達し、未曾有の好況を呈した。是は比島材の需要が日本に於て増加し、且つ島内消費が多量に上つた爲である。今日當り一〇、〇〇〇ポード呎の製材能力を有する工場名・所在地並に其の能力等を擧げれば次表の如くである。

Mannel U. del Gallego	Subaan, San Teodoro, Mindoro
Philippine Lumber Exportation Co., Ltd.	Casiguran, Tayabas
Tayabas Sawmill, Inc. (Pollito S.)	Pollito, Tayabas
The Tayabas Lumber Co., Inc.	Malioboy, Pagbilao, Tayabas
Francoiso Boix	Lalawigan, Daet, Camarines Norte
F. R. Miller (Snug Harbor S.)	Snug Harbor, Balingao, Occidental Misamis
Taguin Trading Co., Inc.	Funhiongou, Eunuau, Davao
Tibunglo Lumber Co., Inc.	Tibungko, Bunuau, Davao
Finclay Millar Timber Co.	Milbuk, Cotabato
Hercules Lumber Co., Inc.	Lunarro, Zamboanga
J. W. Strong (Latan S.)	Latan, Isabela, Zamboanga
Jos. S. Johnston (Baliwasan S.)	Baliwasan, Zamboanga
Mindanao Lumber Co. Inc. (Dunaguquis S.)	Margosatubig, Zamboanga
Santa Clara Lumber Co., Inc.	Flecha, Margosatubig, Zamboanga

比島に於ける製材は大部が外人に依て占められ、米・支・英・日が其の大半を占めて居る。本産業に於ても比人の相関する割合は極めて僅少で、詳細は次表に依り明かである。

各別製材業投資額表 (一九三五年)

國別	工場数	投下資本 比	伐材量 比	手数 比	全伐採量 に對する 百分比
米	111	1,150,000	5,000,000	55,735,311	81.6
支	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1.4
英	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1.4
日	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1.4
西	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1.4
比	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1.4
班	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1.4
牙	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1.4

出所：同前表

米國及比律賓	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1.4
米國・瑞西	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1.4
比律賓及支那	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1.4
白耳義	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1.4
計	100	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1.4

三 森林伐採權と邦人事業

比律賓新政府は憲法の規定に依り、公有の農地・森林地・礦地並に水・礦物・石炭・石油其の他の礦油又は天然潛勢力及其他比島の天然資源は國有なる旨を宣言し、其の處分・開發・發展・利用は比律賓市民又は其の資金の六〇%が市民に依て所有せられる會社又は社團に限つて居る。而して右期間は二十五箇年間とし、特殊のものを除き更に二十五年の更新を許可せらる。従て邦人にして森林を伐採せんとする場合は比律賓市民が資金の六〇%迄を所有す

る會社及社團を作り、會社の資格に於て之に屬すより方法がなく、準備政府成立前と比較すれば極めて困難になつた事が認められる。但し既得權は尊重せられ從來通りである。

現在比島に於ける邦人事業會社としては、比律賓木材輸出株式會社、タゴン商事株式會社及テブニコ木材株式會社の三が主なるものである。比律賓木材は中村精七郎氏の經營に係り、タヤバス州カシグラン及同州バレールにコンセツションを有し、資本金百萬圓を以て濶濶たる事業を營む外、比島に於ける三大製材會社たるコロムブーガン木材、インシユラー木材及ネグロス木材各社の日本内地及滿鮮の總代理店として一手販賣權を有し、又ミンダオ島ミサミス州に在るアナカン木材、ベロン木材及イリガン木材とも契約し丸太買取りをして居る。タゴン商事株式會社は三井系の會社でダバオ州ダグン郡を其の事業地とし資本金二十五萬比、三井の社船を以て大阪・神戸・名古屋・東京に於て事業を經營して居る。テブニコ木材株式會社も同じく、ダバオ州内に於て事業を經營して居る。以前は松田長男氏の經營であつたが、現在は古川拓殖が之に代り、資本金十六萬比である。

四 森林行政

比島の森林行政は農商務部山林局の管掌する處である。同局は局長專屬、山林調査課(Division of Forest Studies and Research)及山林租借課(Division of Forest Concessions)に分れ、山林調査課は生産・保護・作業に關する事務等を取扱ひ、山林租借課は製材工場・租借許可・公有森林地・測量等に關する事務を取扱ふ。又全群島を十四森林區に分ち森林官を駐在せしめてゐる。

- 森林區の管轄州次の如し。
- 第一區—バタネス、カガヤン、イサベラ及ヌエバ・ピスカヤ(ピナバガン村)
 - 第二區—アブラ、イロコス・ノルテ及イロコス・スール
 - 第三區—ラ・ウニオン及マウンテン
 - 第四區—ヌエバ・エシハ、ヌエバ・ピスカヤ(第一區に包含されざる總ての地域)
 - 第五區—バタニン、バタネス、プラカン、カピテ、ラグリーナ、バムバンガ、

比律賓……林業

リサール及サムバレス

- 第六區—マリンドウケ、ミンドロ及タヤバス
- 第七區—アルバイ、カマリネス・ノルテ、カマリネス・スール、マスバテ及ソルソゴン
- 第八區—レイテ及サマール
- 第九區—アンタイク、カピス、イロイロ、オクシデンタル・ネグロス及ロムブロン
- 第一〇區—バラワン
- 第一一區—ボホル、セプー及オリエンタル・ネグロス
- 第一二區—アグサ、プキドノン及ラナオ(第十四區、オクシデンタル・ミサミス、オリエンタル・ミサミス及スリガオに包含されざる總ての地域)
- 第一三區—ダバオ
- 第一四區—コタバト、スールー及サムボアンガ

森林行政の問題が複雑化するにつれて、その解決の爲には山林の實地調査に基く基礎的材料入手の必要なることが痛感されるに至つた。獨立準備政府の成立と共に益々國內天然資源の開發に力を注ぐことゝなる爲、山林局に於ても、夫に要する費用及メムバーの整備に努めてゐる。一九〇五年以來調査を爲すべく計畫された森林指定地域は一八八區に上つてゐるが、その中實際調査を完了せるものは四七區にして、目下調査に着手しつゝある地域は一二九區であり、種々の事情の爲、全然計畫を放棄せるものが十二區に上つてゐる。

木材産額表

年次	人口	木材總産額	一人當り
一九三〇	1,510,648	6,292,948	4.17
一九三一	1,536,691	5,229,848	3.41
一九三二	1,562,734	4,166,748	2.67
一九三三	1,588,777	3,103,648	1.95

111

比律賓……林業

一九三四
一九三五

1,478,488

2,000,116

49,579

五 統 計

比島に於ける籐・竹其他を含む木材輸入は、一九三四年に於て八五二、八

國 別 木 材 輸 出 高 表

年 次	米 國	日 本	英 國	支 那	濠 洲	英 領 阿 弗 利 加	其 他	計
一九三三	1,407,311	4,111,112	5,107,024	8,017,100	3,423,311	1,817,024	2,181,104	25,076,886
一九三二	1,088,818	3,111,112	11,111,110	11,023,311	1,222,222	1,107,311	2,107,311	28,674,385
一九三三	1,088,818	3,111,112	11,111,110	11,023,311	1,222,222	1,107,311	2,107,311	28,674,385
一九三四	1,407,311	4,111,112	5,107,024	8,017,100	3,423,311	1,817,024	2,181,104	25,076,886
一九三五	1,407,311	4,111,112	5,107,024	8,017,100	3,423,311	1,817,024	2,181,104	25,076,886

木 材 別 輸 出 高 表

年 次	ホワイトラワン	レッドラワン	アビトン	タンギル	アルモン	其 他	計
一九三三	1,407,311	4,111,112	5,107,024	8,017,100	3,423,311	1,817,024	25,076,886
一九三二	1,088,818	3,111,112	11,111,110	11,023,311	1,222,222	1,107,311	28,674,385
一九三三	1,088,818	3,111,112	11,111,110	11,023,311	1,222,222	1,107,311	28,674,385
一九三四	1,407,311	4,111,112	5,107,024	8,017,100	3,423,311	1,817,024	25,076,886
一九三五	1,407,311	4,111,112	5,107,024	8,017,100	3,423,311	1,817,024	25,076,886

四四比、一九三五年八二八、二九四比で、其の中米國は一九三四年に於て五四〇、六四八比、一九三五年六〇〇、一八〇比を占めて居る。
一方其の輸出は、國外市場に於ける消費の増加により年々増加を見、一九三五年に於ては五、〇二三、五一九比に達し新記録を作つた。
最近數年間に於ける比島材國別・木材別輸出統計を示せば次の如し。

單位：比島國稅局年報

出所：比島國稅局年報

水 産 業

總説(漁獲：養殖：製鹽)一關係法規一統計

一 總 説

比律賓に於ける水産業は未だ幼稚であつて、何等見るべきものはない。然し到る所魚族豊富、四時海上平穩、水産物の需要旺盛、内陸との交通至便であるから、將來に於ては必ず之が發展を見るに至るべしと囑望さる。漁業の中心地としてはボルネオ沿岸を隔ててシタンキー (Sitangkai) を取巻ける群島と、パナイ島に於けるエスタンシャ (Estancia) 方面である。主要漁業の種類・漁場及漁獲物を擧ぐれば左の如くである。

漁 撈 1 バクラッド漁業 漁場は比律賓沿岸に亘り、水深七、八尋以内の泥土の所を可とし、漁期は周年とす。漁具は琵琶湖に見るかますと異ることなく、木材・竹・藤を以て造り形状の大小は一定して居らぬ。近來魚捕を綿絲網に改めるものが多い。其の建設費は四、五百圓より五、六千圓に達す。漁法は魚を自然に魚捕に集め、必要の場合之を採取するのであつて、漁獲物は鮪・鰹・鰯・鯖・鰱・鰪・鰻・鰻類が主なるものである。一漁期間即ち八、九月間の漁獲高四、五萬圓に上るものがある。

2 機船ビームトロール漁業 漁場は底質砂或は泥土にして、水深百尋以内の所とする。全群島に亘つて數多の漁場はあるけれども、現在の漁船が漁場として居る所は主としてマニラ灣内に限られて居る。漁期は周年である。漁具は廣島縣下で使用してある打瀬網の又木網に擴網の目的を以て徑六寸、長さ五六十尺の米松製桁と沈子を附けたものである。漁法は網・桁・網を順次投入し、網を沈下すれば、一時間約一哩位の速力で普通六時間曳航の後揚網する。揚網には勿論操舵室の上に設けたるウインチを使用する。漁獲物は五索・たかさご・ひいらぎ・鰹・鯖類等を主なるものとする。本漁業は日本人が經營してゐるもので、一九三五年末に於ける使用船數平均六十馬力の機船九

比律賓……水産業

十九隻、一年の水揚高約百萬圓に上る。

3 沖繩式追込網漁業 漁場は底質の如何を問はず、水深十四、五尋以内の透明なる所を可とす。漁期は周年である。漁具は從來沖繩縣下で使用されつゝあるものと大差なく、漁法は沖繩縣下に於ては、普通割船のみを以て漁撈するけれども、比律賓に於ては割船の外に、大型の發動機付母船を用ひ數百哩の遠距離迄出漁するを常としてゐる。漁獲物はあかむら・鰹類で全量の九割を占む。本漁業は、取締法規の關係上比律賓人名義となつて居るが日本人が事實上經營をしてゐる。使用船數は一五馬力以上より一二〇馬力迄の機船が一二隻、其の内マニラ根據のもの五隻、一年の水揚高はマニラ根據のものに於ても九十萬圓以上に達する。

4 旋刺網漁業 漁場は灣内の浪穏かな所を可となす。最も多く使用されつゝあるのはマニラ灣内である。漁期は周年である。漁具は日本に於て使用されてゐるものと大差なく、長さ百五十尋乃至四百尋、深さ十尋内外である。漁法は比律賓獨特の細長い漕船一隻を用ひる。漁場に到着すれば、曳船を離れ二十四五人乃至四五十人で漕行しつゝ魚群を取巻くのである。網の兩端が相逢へば、魚を驅り、網を刺させつゝ揚網する。漁獲物は、鰹・鰯・鰻類等を主なるものとする。

5 サビアオ漁業 漁場は灣内の浪穏かな所を可とす。此の漁業の盛んなのは、ビサヤ群島、パナイ島等であつて、漁期は周年であるが、盛漁期は季節風の風盛となる期間である。漁具は日本の捧受網に似たものであつて、長さは十八、九尋、幅十五、六尋である。漁法は恰も捧受網をなす時の様に投網して、魚の自然來遊を待つが、然らざれば餌又は焚火によつて集魚し、魚が十分網に乗れば、捧受網をなす様にして揚網をする。使用船數は二隻乃至四隻にして、其の乗組人員は三十人乃至四十人である。

6 カブカブ漁業 漁場は灣内の浪穏かな所とし、現在マニラ灣、パナイ島に於て盛んに使用されてゐる。漁期は周年であつて、季節風の風盛となる期間である。漁具は日本の揚網に似て楯に環を有するものと有しないものがある。長さは百尋内外、深さは十七、八尋内外、漁法は比律賓獨特の漕船

一隻を用ひる。漁場に往復するには機船に曳かれるものもある。漁場に到着すれば十五、六人で漕行しつゝ魚群を旋き、網の両端が相逢へば裾を締めながら迅速に揚網する。漁獲物は、鰯、鯖、鯖、鰯類を主なものとする。

7 地曳網漁業 漁場は遠浅にして、底質が砂礫の所を可とする。主としてルソン島の西岸に於て使用せらるゝ。漁期は周年であるが、春夏の時期に最も盛んに行はれる。漁具は日本の地曳網に似て袋を有してゐるものと有してゐないものがある。大きいものは浮子方の長さが二百尋に達するものがある。漁法は日本に於て使用してゐるものと異つて居る所はない。使用船は二隻の時もあり、又一隻の時もある。従漁員の数は普通三十人位とする。漁獲物は、鰯、鰯類其の他浅海に棲む雑魚である。

8 刺網漁業 漁場は飛魚、魷、鯖、鯖其の他の浮魚を漁撈するには水深十四、五尋以上の深海に於てし、鯛、ひめぢ、鯨其の他の底魚を漁撈するには、普通水深十四、五尋以内の所に於てする。此の漁業はピサヤ群島が最も盛んである。漁期は周年であるが、春夏の時期を盛漁季としてゐる。漁具は浮魚を漁撈するには流刺網を用ひる。底魚を漁撈するには置刺網を用ひる。網の構造は日本に於て使用してゐるのと同様である。漁法は又日本に於て行つてゐるのと異なる所はない。

9 サラムベオ並にサカゲ 漁場は底質網の絡るものなき水深十尋以内の所とする。此の網の最も多くはマニラの河口内に於て使用せらる。漁期は周年なるも春夏の候を盛漁期とする。漁具は日本の四つ手網に似てゐて、筏に載せたるものをサラムベオと云ひ、陸地より定設したものをサカゲと云ひ、何れも構造は大差なく、大なるものは其の海底に著する方の一邊の長さが十二、三尋等に達するものもある。漁法は筏に載せたるものは魚の群集する所に漕行しつゝ使用し、定設したものは魚の群集する時刻を計つて使用するのである。漁獲物は鰯類を主とし其の他は雑魚である。

10 ボボー漁業 漁場は河江海、水流の緩急、底質の如何を問はず、普通水深百尋以内の所に使用する。漁期は周年である。盛漁期は地方によつて異つてゐる。漁具は竹又は籐を以て作つた方錐形、圓筒形、角形等の籠であつて、

15 一本釣漁業 マニラ附近に於ては鰯類を目的に、又バナイ島に於ては鰯類を目的に行つてゐる。最近日本人に依て鰯、あかまつ、鯛類を目的に、汽船を使つて本漁業を開始し頗る良好な成績を挙げつゝある。

16 曳網漁業 此の漁業は主として、ルソン島の東南部の東・南・西岸に於て、帆船を以て行はれてゐる。其の成績は頗る良好で、將來大いに發展の望がある。漁撈される魚は鰯、魷類を主として、鰯、鯖類等種類は甚だ多い。

17 帆船打網漁業 マニラ灣内に於て、三十幾年間の昔から日本人によつて行はれて居る漁業であつて、一九二八年以來大部分は機船ビームトローに改造せられ、現存するもの殆どなし。

18 潜水機漁業 眞珠貝、蝶貝及海綿等の採集を目的とする漁業で、根據地をホロー群島中ボンガオ島に置き、現在従業船十六噸級のもの二十隻あり。

以上の外種漁業数多あるも、其の漁獲高著しからざるを以て省略する。
養殖 現在虱目魚養殖の行はれて居るのは臺灣・比律賓及布哇に止まり、其の生産の點では臺灣を第一位とし比律賓之に次ぐ。養魚地はマニラ附近、バムパンガ、プラカン、ベターン、ベタンガス、ラ・ウニオンの各州及リンガエン灣沿岸に存在し、此の中マニラ市附近及バムパンガ州が中心地となつてゐる。一九三〇年末現在の投資總額は二千五百萬比と推定せられ、其の面積二千四百兩、魚苗數二千五百餘萬尾である。比律賓に於ける養殖業は臺灣と比較して遙に有望にして、氣候の關係上生産高率、餌料は巧に下等藻類を池中に繁殖せしめ之に當て、而も市價は臺灣の二倍を稱ふる状況であるから、年産五百萬比と稱せらる。

製造 製造方法は、素乾・煮乾・鹽乾・鹽辛及香料漬等種類は甚だ多い。然し其の製造方法は甚だ不完全であつて二週間以上の保存に堪えるものは、僅に鹽乾・鹽辛の二品に過ぎない。上記製造の原料に供せらるゝ魚類は鰯・鰯・鯖・鯛類を主なものとする。而して之等製造地として著名なるは、マニラ、イロイロ、サムボアンガ等とす。特にサムボアンガの鹽乾魚は名産物として馳

長さは小さいもので一、二尺より、大きいものになると十五、六尺に達する。魚は一旦中に入れば容易に出ることは出来ない。使用の目的によつて餌を入れるものと、然らざるものとがある。使用の便宜上浮子と沈子を附す。漁法は隨時隨所に沈設し又隨時之を引揚ぐ。漁獲物は、鰯、鯛、鰻、鰻等を主なものとする。

11 投網漁業 漁場は河川・江灣の普通水深五尋以内の所とす。此の漁業も、ベタラッドと同じく全島を通じて盛んに行はれてゐる。漁期は周年である。漁具は、日本に使用するものと大同小異なるも、周りの大なる割合に丈は短い様である。漁法は日本に於けるが如く、魚群を見て岸邊より投網するものと船筏等より投網するものとある。漁獲物は虱目魚、鰯、鯨、鰻類、鰻類等を主なものとする。

12 竿釣漁業 漁場は普通河川・江灣の岸邊であつて、稀に船を用ひ沖合に出ることがある。漁期は周年である。漁具は竹又は木の枝を釣竿として、釣糸は手製品・人造テグス、又釣針は諸威製を用ひる。漁獲物は鰯、鯖、鯛、鰻類等を主なものとする。

13 延繩漁業 漁場は普通河川・江灣の底質泥土、水深四、五十尋以内の所とす。漁期は周年であるが、春夏の候が最も盛んである。漁具は普通一鉢の幹繩百尋乃至五百尋、之に約一尋毎に長さ三尺位の枝繩を附す。多くは底延繩にして浮延繩は甚だ少い。漁法は長さ五尋乃至七尋位の漕船に五針乃至十針位積込み出漁し、夜繩・晝繩共に延繩後二、三時間して揚網し、再び延繩して之を二、三回繰り返し其の日の業を終る。漁獲物は、鰯、鯛、鰻類・小鰻等を主なものとする。上記の外一九三〇年十二月よりマニラを根據地に、鮪延繩漁業が日本人によつて開始せられたが未だ成績は詳かでない。

14 抄網漁業 漁場は普通河川・江灣の水深二尋以内の所とする。漁期は春夏の時期に最も盛んである。漁具は三角形のタモにして、大きいものは縁の一邊が十尺以上に達する。漁法は其の前方の縁を海底に沈めて、二、三人で之を押し或は曳き、普通二、三分間から五、六分間進行した後揚網する。漁獲物は鰻、沙魚類、鰻等を主なものとする。

おざる價値を有してゐる。之等の製品は主として鮮魚の供給不十分なる奥地に向けて供給される。而して其の製品は國內供給に不足を生ずる現状であるから海外へ輸出の餘裕はない。

二 關係法規

漁業關係法規としては、一九三二年十月五日比島立法府を通過せる漁業法 (Fisheries Act) があり、各種漁業の取締り、許可其他に付て詳細に規定して居る。本法によれば「比律賓群島或は米國の市民、或は比律賓又は米國或は州法律により正當に登記されたる組合又は法人にして、鮪かつも其の株式資本或其の株式資本利益の六一%が完全に比島市民或は米國市民に屬するもの、又は法律により比律賓市民に同様な權利を認むる國の市民を除き、比律賓領海内に於ける漁獲を目的とする船舶使用は免許せられず」とあるが、準備政府憲法は此の點に付「比島内に於ける魚類其他の水産物は國有に歸し、其の處分・開發・發展・利用は比律賓市民又は其の資金六〇%が比律賓市民に依て所有せらるゝ會社又は社團に限る」と規定し、漁業法に比し外國人参加の割合を一分だけ増加して居る。從て邦人にして比律賓領海内漁業に従事せんとする者は、日・比合辦の組合或は會社を組織し、其の六〇%迄が比律賓市民の資金によりたる場合に限り許可されるのである。

使用船舶・漁獲・其他の詳細に亘つては前出比律賓法律第四〇〇三號を参照されたい。
本邦殊に臺灣に根據地を有する漁船にして注意すべき事は、許可なくして比律賓領海に入らせざる事である。最近比島官憲の此の方面に對する注意厳しく、假令遭難により比島港灣に救助のため入港するも、比島官憲は其の救助を要すべき理由其他に就て徹底的調査をなし、不審の扉ある時は嚴罰に處して居る。又其の送還手續其他に就ても領事館・日本人會等の手を煩す事多く、如何に先方は好意的に其の勞を吝まざるとは言へ、事故の頻發に就ては尠からず先方も迷惑も感じてゐるに相違ない。本邦漁船の慎重なる注意を促して置きたい。

「各州別漁業者・使用器具・資本・漁獲高」及「マニラ附近比・日人漁業一斑」
關しては本年鑑第二回版参照。

海産物輸出高表

Table of sea products export values for 1931, 1932, 1933, 1934, and 1935. Columns include product names (e.g., fish, shellfish, seaweed), units, quantity, and price. The table is organized into five columns corresponding to the years.

三統計

最近五箇年間に於ける海産物の輸出高を示せば次の如し。

單位：價額比 出所：比島關稅局年報

鑛業

總説—鑛業政策位關係注視—重要鑛産物

一總説

比島の鑛業は三世紀頃から着手されて居る。金は採掘され裝飾品の製造に用ひられた。西班牙人の來比するや金の採掘方法に幾多の改善が施され、埋藏地域の擴大が想像されたけれども、其の産出量は至つて少量に過ぎなかつた。その結果年と共に此の鑛業は衰へた。西班牙政治の末期に於て一時鑛業熱が起つたが、カマリネスには金の埋藏が相當多量と爲されたに拘らず、其の採掘に従事する機械と方法の貧弱なる爲甚だ振はず、一八九六年の革命勃發後完全に平和が維持せらるゝに當つても、鑛業は殆ど休止の羽目

に陥つた。鑛業會社と鑛業家は尙事業を持續するものもあつたが、何れも殆ど見るべき成績を挙げなかつた事は云ふ迄もない。
今日比律賓群島に於て採掘中の鑛物は金・鑛・クロム・滿佈及石炭である。金山としてはマスバテ州のドロイ金山、マウンテン州のベンゲット合同金山、同じくバトラツク金山が主なるものであり、炭坑としてはサムボアンガ州にマランガス炭坑がある。然し一九二九年新たにプラカン州イボに金山發見せられて以來世界的ゴールド・ラッシュの波に乗り、一九三七年一月現在に於ける金鑛會社は五十七の多數に上り、最近益々増加の傾向にある。加ふるに世界的鐵鑛値に伴ひ、スリガオ及ホセ・パンガニバン地方に於ける鐵鑛採掘も好況を呈し、生産増加を示しつゝある。
今最近五箇年間に於ける比島鑛産物生産高を示せば次の如くである。

鑛産物生産高表

Table of mineral production values for 1930, 1931, 1932, 1933, and 1934. Columns include product names (e.g., gold, silver, iron, coal), units, quantity, and price. The table is organized into five columns corresponding to the years.

一九三三	一	一九三三	一
一九三四	七、三三九、四四〇	一九三四	七、三三九、四四〇
一九三五	二、六三〇、〇〇〇	一九三五	二、六三〇、〇〇〇

石炭 石炭の存在區域は全群島中殆ど主なる島嶼に及び其の量は延長五百平方尺に亘つて、推定炭量六千萬噸と見積られて居り、其の質は黒色褐炭・亞漚青炭・漚青炭質であるが、火力は頗る弱い。比律賓科學局の内輪的見積りは次の如し。

黑色褐炭	二六、五〇〇、〇〇〇
亞漚青炭	三一、五〇〇、〇〇〇
漚青炭又は半無煙炭	三、五〇〇、〇〇〇
計	六一、五〇〇、〇〇〇

最も埋藏量多きはセブ州カフマイ・フマヤンで、鐵脈は四米の厚層あり、又同州マナガ河附近からは粘結性石炭を産し、ミンダナオ島のゴタス・ボトングからは亞漚青炭を出し炭層の厚さは二米程である。尙ほ炭層としてはアルバイ州のバターン島、サムボアンガ州、ソルソゴン州、ポリリオ島、マスパテ島等延長二百平方尺、推定炭量二千百萬噸に達する。然し消費石炭の大部分は輸入に俟たねばならぬ状態で、米國及日米から供給を仰いで居る。最近五箇年間に於ける石炭の輸入・生産並消費高を示せば次の如くである。

石炭輸入・生産・消費高表			
年次	輸入高	生産高	消費高
一九三一	三、三三三、〇〇〇	一、八六六、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇
一九三二	二、六六六、〇〇〇	一、八六六、〇〇〇	二、六六六、〇〇〇
一九三三	二、六六六、〇〇〇	一、八六六、〇〇〇	二、六六六、〇〇〇
一九三四	二、六六六、〇〇〇	一、八六六、〇〇〇	二、六六六、〇〇〇
一九三五	二、六六六、〇〇〇	一、八六六、〇〇〇	二、六六六、〇〇〇

(註) 本表の二噸は一〇一六噸、一九三四年及五年生産・消費高は不明
クローム及滿備 比律賓は軍需材料として必要なるクローム及滿備等を

も産出する。前者はサムベレス州マシロック地方に産し、其の質も良く且つ探採費も低廉である。滿備はイロコス・ノルテ、パンガシナン、マスパテの諸州に多く埋藏されて居る。

鑛泉 今日鑛泉として最も廣く知られて居るものは、プラカン州シアール冷泉及ラグーナ州ロスベニオス温泉である。シアールのものは攝氏二七度で、硫化水素の香が高い含鹽カルシウム、アルカリの冷泉である。ロスベニオス温泉は攝氏九一度、成分はカリウム、カルシウム、アルカリ含有珪酸性炭酸水である。

此の外ラグーナ州カラムバのバンノルには炭酸カリウム性攝氏三二度乃至四三度の冷泉があり、カマリネス・ノルテ州ダエツト附近のラノットには攝氏二六度の含鹽炭素冷泉がある。又リサル州州マイニットには攝氏四八度の含鹽冷泉があり、セブ州カルカル、タダガグにも冷泉があり、山岳州ランチェリアには攝氏八六度の温泉がある。アルバイ州タバコ附近のテウイにも熱泉があり、ミンダナオ島には到る所に温泉がある。比島政府は科學的に研究の結果、飲用に供し得べきものは一段深く掘り下げて一般市民に供給して居る。

工業

比律賓に於ける工業は過去十箇年に著しき發達を遂げたが、比律賓其のものが原始生産を中心として居る關係上概して幼稚の状態に在り、製糖・古々椰子油・煙草・セメント・製糖・製糖・酒精製造・貝卸製造及刺繡を除いては見るべきものなく、比島が工業化するには尙遠き將來を期待しなくてはならない。「各種別工場數・資本・生産額」及「労働者數及労働問題」に就ては本年經第二、回版参照。

砂糖 機械的の製糖は一九一〇年ミンドロ島サン、ホセにミンドロ製糖會社が操作を開始したるに始まる。爾後機械的製糖の有利であることを知つた比島人は、續て工場を經營した爲俄に砂糖の輸出量は増大して、一九三三年の製糖會社數は實に四十六(内十九はネグロス島に在り)、生産能力は一日甘蔗七萬餘噸に達する。今日會社は甘蔗の耕作と製糖とを兼營して居るものが大部分である。是等製糖會社は分蜜及粗糖の二種を製造する。然し精製糖を生産する工場も一、二ある。右二種の砂糖は其の糖分含有量に依て次の如く等級が分けられて居る。

等級	マニラ	イロイロ
一	八六一・八六〇	八七一・九〇〇
二	八四一・八五九	八五一・八六九
三	八二一・八五九	八三一・八四九
四	八〇一・八四九	八〇一・八四九
五	七八一・七九九	七八一・七九九
六	七六一・七九九	七六一・七九九
七	七六一以下	七六一以下

比律賓……工業

イロイロの市場では含有量七十度以下はコリエンテと稱し、色は暗黒色を呈して居る。粗糖はプリ椰子の葉で編んだ袋に入れ、分蜜糖は粗麻製の袋に五十冠宛入れる。畢竟運搬に便であり、計算にも便利な爲である。

古々椰子油 一九〇九年に初めて古々椰子油の工場が出来た。以前は頗る幼稚な方法で油を採つて居り、輸出などといふ事は一向考へた事せらなかつた。歐洲大戰勃發當時僅に一製油工場が運轉されて居たに過ぎなかつたが、一九一八年には三十一を數ふるに至つた。然し一日の生産高僅に千三百噸、年額三十萬噸であつたが、既に合衆國は八十萬噸を需要して居た爲、其の要求に副ふべく各所に増設された製油會社も、世界の不況に連れて閉鎖せるもの多く、今日で五、六の工場が存在してゐるに過ぎぬ。

從て現在マニラ、セブ、サン・パブの生産能力を合し、一箇月一萬二千噸未滿であらう。

古々椰子油の等級に就ては、目下の所砂糖・アバカ・煙草の様に嚴格でなく、單に脂肪酸の多寡に依り其の等級を定めてゐる。

煙草 煙草といふ名前が輸出品目中に載せられたのは、大分以前からであつた。其の時分は大部分煙草葉の輸出であつたけれども、追々葉巻煙草・紙巻煙草を輸出する様になり、煙草工場數も九十に垂んとし、前出「農業の部」にて示せるが如く、輸出も多額に上るに至つたのである。

大工場では、自身に煙草耕地を經營して居るものもあり、或は仲買の手を経て買入れるものもある。大部分は原料生産者から買ふ方法を採用して居るが、工場から煙草に經驗を有する人を派遣して、一々出來た葉を檢査してから買入れる。用途に依ては全然比島産のもの計りでは間に合はぬ事があるので、スマトラ、ハバナ等からミルタ・リフを買入れる。是は主として葉巻の上捲用に使はれる。紙巻煙草は全く機械に依るものと女工の手に依るものとあるけれども、葉巻は殆ど人力に俟たねばならぬ。近頃安價な葉巻は機械で出来る様になつたけれども、餘り成績は良好でない。熟練した職工になると一日平均三百本を巻く事が出来るが、出來上つたものを一々檢査し、等級別

にして乾燥室に入れ、攝氏四十五度前後で約半日乾燥し、夫々其の等級に應じて裸の儘或は薄紙・銀紙等で包んで箱に入れ、更に攝氏六十七度乃至七十度の温度で一日乾燥し、外装を施し初めて輸出され、或は市場に出るのである。最上級の葉巻は全然糊を使用しない。従て保存も他のものに比して長い。現在では、マニラ麻と共にマニラ煙草の名は世界各國に知られて居るけれども、比島政府は更にマニラ煙草宣傳員なるものを巡遊して、マニラ煙草の世界化を計つて居る。今一九三一年に於ける煙草工場数・生産品の處分其他に就て、表示すれば左の如くである。

煙草工場数・消費・輸出高表

Table with columns: 年次, 工場数, 島内消費, 輸出用, 計. Rows for 葉巻煙草 and 紙巻煙草.

セメント 歐洲大戰前、リサール州ラグーナ湖畔ピナゴナン附近一帯にセメント原料発見せられ、工場の建設と共にリサール・セメントはマニラ市場に販賣せらるゝに至つたが、其の品質外國製に比して著しき遜色があり、加ふるに戦争突發と同時に同工場技師全部獨逸に引揚げたが爲工場運轉全然不可能となり、遂に同工場の閉鎖を見るに至り、今尙其の儘放棄せられ居る状態である。然るに比島に於ける建築事業發達し、セメントの需要著しく増加

労働

總説—労働—移民

一總説

比島の産業的發展に就て、外國労働者を必要とするか否かは、政治上將又經濟上の見地から識者間に論議されて居る重要な問題である。外國労働者必要論者は、特に農業方面に於て然りと居る。之に對する國論は、比島産業の現状より又將來更に發展の場合を豫想するも、外國労働者の移入を必要とせぬと言ふのに一致する様である。一九一八年の國勢調査當時比島労働者總数は三、八九三、五四四人で、此の中約三百萬人餘が實際に農業・商業・工業・運輸業等に從事して居たが、其の分布の宜しきを得て居らぬ爲恰も労働者不足の觀を呈して居た。故に今日に於ても之が分布・移動にして組織的に行はるれば、決して農業労働者の不足を告げない。又大都市を中心として更に工業的新發展が策されても、比較的賃銀率の高い工業労働ではあり、又都會生活を好むのは一般労働者の常であるから、都市又は其の附近では努力の供給は容易に得られると當局者は主張して居る。

一九三五年比島は八時間労働制を採用した。労働者の職場である店舗・工場・鐵道・電車・船舶及商工業用の建造物は、公私の別なく嚴重な検査規定がある。又労働者の職務負傷又は死亡の場合に於ける雇主の責任規定並に婦人及幼年者に對する労働取締法として、法律第三四二八號が施行されて居り、之はマニラ市に於ては特別嚴重に勵行されて居る。

比島は組織立つた労働團體を有する點で東洋隨一と誇つて居る。労働組合(Untion Obrera)は一九〇二年二月二日に始まつた労働條件の改善に關して雇主に對する團體的對抗の成功に勵まされ、労働組合員は次第に其の數を増加した。其の團體の組合員は主として労働階級である。労働組合と相互救濟團

比律賓……労働

し、本島を初め佛領印度支那・香港・加奈陀・獨逸・米國及支那方面より輸入せらるゝもの毎年百萬比以上に上り居るに鑑みて、比島政府はセブ・島東海岸ナガ附近にセメント原料豐富なるのみならず、石炭も採掘せらるゝに著目し、特別契約の下に米人をしてセブ・ポートランド・セメント會社を設立せしめ、比島國立興業會社の二百七十五萬比出資に依り、一九二三年以來セメントの製造に著手した。

同工場の生産能力は一日即ち二十四時間に一千樽、一箇年間に少くとも三十萬樽を製出し、比島全島の需要に應ずる計畫であつたが、運轉意の如くならず、本邦品等に比して遜色あり、而も需要少き爲、政府は同工場を米人經營者より引受け少くとも政府關係工事は絶対に比島セメントを使用せしむる事にした。之に依り多少運轉資金の流通を計り得たが、毎月常に缺損となり經營頗る困難となつたので、政府當局は同工場の民間拂下を希望して目下交渉中であるが、交渉行儀の狀態にある。

刺繡業 比島の刺繡業は數百年前歐洲より渡來せる尼僧に依て紹介されたものであるが、何分にも需要の少かつた時代であつたので、其の發達の見るべきものなく、僅に家庭手藝として傳へらるゝに過ぎなかつた。其の後漸次米國市場に於ける需要増加せるに鑑み近年に至りて俄に活氣を呈し、一九一四年には僅に三十餘萬比の輸出あるに過ぎざりしものが、歐洲大戰の突發に伴ひ、歐洲諸國の産業一時に中絶し、以來米國市場を充して居た刺繡絲の供給不可能となつたので、比島製絲の需要は激甚なる増進を示し、一九二〇年には一躍千五百六十二萬比の巨額に對し七年前に比し實に五十倍と云ふ驚くべき發展振りを示した。然るに歐洲大戰の終結を告げるや、世界的不況に加へて、歐洲製品の米國進出及支那製品の輸出増加に伴ひ、一九三五年には一千萬比に低下したるも、最近當業者の協力、品質の改善等と相俟つて需要頗る復活しつゝありと云ふ。

其他工業として製鋼業・貝卸製造業、又家内工業として製帽業等あり、就中製帽業は海外の需要及原料の豊富と相俟つて將來相當發展すべきものとして注目されて居る。

體との目的は、彼等の権利の擁護と相互の扶助であつて、團體の目的は協力と相互の援助である。此等の集團は雇主より公正な取扱を得る事と労働賃銀の向上を計るのにある。労働團體の活動はマニラ市に於て效果の顯たるものがある。爾來雇主と雇傭人との關係は大いに改善され、雇主が労働者待遇上に寛大な態度を示す様になつたのである。一九一八年には八四件の争議を生じたが、一九二〇年には五七件となり、一九二五年には二三件に減少した。最近に於て増加し一九三四年に於ては六三件となつてゐる。

労働者罷業統計

出所：比島労働局年報

Table showing labor strike statistics from 1930 to 1935, including reasons for strikes and resolution methods.

政府は勞資間の紛議に際し、兩者から要求があれば労働局を通じて之が調停に當るのである。最近數箇年に於て労働局の調停に依り圓滿解決を見たる労働争議の件數を示せば次の如くである。

労働局調停争議統計

出所：同前表

Table showing labor dispute statistics from 1930 to 1935, categorized by dispute type and resolution status.

比律賓...労働

一九三一
一九三二
一九三三
一九三四
一九三五

1044	MILK	11704.78
414	MEAT	1886.33
427	EGG	2272.99
17141	WHEAT	17104.98
10428	WOLL	10428

労働局の任務中に次の様な條項がある。(一)比島に於ける勞務に關する凡ての法律が實行されて居るか否かを監視する事。(二)物質上・社會上・知識的に或は道徳的に勞働者の幸福を招來する爲の議會の立法を進捗せしむる事。(三)勞働者の勞働に對する至當の報償を得る爲、凡て適當な法律上の手段に依り援助を與へる事。(四)雇主と雇傭人間、主人と従者間に於ける爭議の解決をなす事。(五)勞務間に爭議を生じた時は、仲裁者として關係者を召喚し、其の陳述を聞き公正な解決をなし、同盟罷業又は停業を避ける事。

二 勞 銀

比島の勞働賃銀は一般東洋各地に比して高い。今一九三一年に於ける普通勞働者の一日平均の賃銀を擧ぐれば次の如し。

普通勞働者一日平均賃銀率表 (一九三二年) 出所：比島統計要覽

州 別	貨 別	一日平均 比 銀	州 別	貨 別	一日平均 比 銀
アブラ	ペンゲット	0.58	ボホール	0.58	
アグサン	ボホール	0.58	ブキドノン	0.58	
アルバイ	ブキドノン	0.58	ブラカン	0.58	
アンテイケ	ブラカン	0.58	カガヤン	0.58	
バギオ	カガヤン	0.58	カマリネス・ノルテ	0.58	
バタイン	カマリネス・ノルテ	0.58	カマリネス・スール	0.58	
バタネス	カマリネス・スール	0.58	カビス	0.58	
バタンガス	カビス	0.58			

一二六

カビテ	1.10	オクシデンタル・ネグロス	0.55
セブ	0.50	オリエンタル・ネグロス	0.55
コタバト	0.55	オリエンタル・ミサミス	0.50
ダバオ	1.10	オクシデンタル・ミサミス	0.55
イロコス・ノルテ	1.10	バラワン	0.55
イロコス・スール	0.55	バムパンガ	0.50
イロイロ	0.50	パンガシナン	0.50
イサベラ	0.50	リサール	1.10
ラダオ	1.00	ロムプロン	0.50
ラナオ	0.55	サマール	0.50
ラ・ウニオン	0.50	ソルソゴン	0.50
レイテ	0.50	スール	0.50
マニラ(市)	1.50	スリガオ	0.50
マリンドウケ	0.50	タルラック	0.55
マスバテ	0.55	タヤバレス	1.00
ミンドロ	1.10	サムバレス	0.50
マウンテン	0.50	サムボアンガ	1.10
マウンテン	0.50	平均	0.50
ヌエバ・エシハ	0.55		
ヌエバ・ビスカヤ	0.55		

尚「各州別農業勞働者賃銀」に關しては本年第二回版参照。

三 移 民

島内移住民 比島に於てはイロカノ、ビサヤン、タガログ、ピコルル人等最も多くの移住者を出して居る。セブ、ボホール、パナイ島等人口多量の地方の住民は、ミンダナオ並にミンドロ地方の未開地に移住する。イロカノ人はイロコス・ノルテとイロコス・スールの人口稠密の地よりルソンの北東及中央部に移り、又は山岳州よりカガヤン河流域、アグノ河、バムパンガの豊饒なる土地或は遠くミンダナオの處女地を下し、又は山岳州よりカガヤン、イサベラ、ヌエバ・エシハ、ヌエバ・ビスカヤ、タルラック、サムバレス方面に移住しつゝある。タガログとバムパンガ人が未開地を開拓するのは勿論

商 業

總説—國內貿易—一般商業—倉庫業—保險業—商業會議所—ネバ運動

一 總 説

比律賓は既述の如く、他の南洋各地と同じく所謂原始生産地即ち純然たる農業本位國で、工業は勿論商業も全體より見れば極めて微々たるものであるが、大資源を有する本群島は、其の開発と相俟つて第二次の産業としての商業の發達を期待し得る素質を多分に有して居る。従て本群島の商業は交通運輸の途漸次開け、天與の資源開發と俱に漸次發展して行くものと見られて居る。

比律賓の商業に於て閉却すべきからざるものは華僑の存在である。比律賓人は元來熱帯國民の通例として、性怠惰にして物事に粘りがなく經濟觀念亦稀薄であり、賭博・衣服等に無駄金を費して居るが、之に反して支那人は勤勉にして辛抱強く金錢慾の爲には大膽且つ勇敢であり、反面吝嗇と思はれる程節儉する。されば商業上の實権は大部分支那人に握られて居ると稱するも大過ない。上海聖約翰大學教授ハーレー・エフ・マックネア博士は其の著「華僑の地位と保護」(一九二五年發行)に於て比島在留支那人に關し左の如く述べて居る。「彼等の經濟的地位は極めて有力である、國內收稅額を基礎とした政府の統計に依れば、比島の小賣業の九割は支那人の手にあり、卸商の大部分も亦支那人に依て支配されて居る。歐米商人は又彼等の仲介なくしては土民との交易に全く手も足も出ないから、結局支那人の厄介にならねばならぬ。椰子・煙草・米・麻・砂糖・酒類・コプラ・材木及雜貨業に投資して巨富を積んで居る支那人は頗る多い」と。一九一四年に於て内國收稅局長の在比商人八萬人の商品取扱高に關する調査に依れば、表面に表れた數字では比律賓人七萬一千(八三・五三%)、支那人一萬二千(一四・一二%)、米人、西班牙人及英人千五百(一・七六%)、其他五百(〇・五九%)の割合だが、支那人の實際商品取扱高は全體の六〇%以上に達して居ると證言して居る。比島生れの支那

であるが、主としてタルラック、ヌエバ・エシハ及ミンドロ方面に向ひ、ピコルル人はサマル、マスバテに移住する傾向がある。パナイとセブより勞働者は甘蔗植付と製糖期に於てオクシデンタル・ネグロスに移る。ラグーナとタヤバスの椰子栽培者は中央並に北方ルソンの人口稠密の地より勞働者を得る。ルソンの中央平野に於ける米の收穫期間、イロコス州は勞働者を同地に送り來るが如く、農繁期に於ける特殊需要關係も亦勞働者移動の要因である。

次はミンダナオ及其他未開地方への移民及家族數を示せるものである。

國內移住民數表

年 度	移民登録者數	家族數	全移住者數
一九三〇	1180	1180	1180
一九三一	1100	1100	1100
一九三二	1100	1100	1100
一九三三	1100	1100	1100
一九三四	1100	1100	1100
一九三五	1100	1100	1100

島外移民 一九二五—三五年に於ける比人の主なる出稼地布哇への移出者及布哇よりの歸還者數を擧ぐれば次の如し。

移民布哇出入者數表

年 次	布哇への移住者		布哇よりの歸還者	
	男	女	男	女
一九三〇	7815	3175	2895	3175
一九三一	8035	3175	2895	3175
一九三二	7815	3175	2895	3175
一九三三	7815	3175	2895	3175
一九三四	7815	3175	2895	3175
一九三五	7815	3175	2895	3175

外國人勞働者 外國人勞働者は、自由移民は別として契約による場合は許されて居らぬ。支那人勞働者は入國を禁止されて居る。

比律賓...商業

比律賓……商業

人の多くは基督教の洗禮を受け、名付親の名を付けて比律賓人と稱して居る。殊に商人の間では純粹の支那人であり乍ら、比律賓人として鑑札を受け、比律賓人として行動して居るのである。

現在の國內商業の中所謂純粹の比島人の經營に係はるものは三〇%にも達しない状態であるが、十年前には僅々一〇%乃至一五%にも達しない有様であつた。従前八〇%を占めて居たといふ支那商人も一九三〇年には七〇%に減じ、而も最近數年に於ては日本商人の壓迫に堪え兼ねてぢり〜と後退し漸次その地盤を失ひつゝある。邦商は過去十年間に非常な躍進を爲し、その經營者は比島全商人の中一〇%より二五%に躍進するに至つた。併し乍ら、之が直接の原因を爲せるものは例の滿洲事變で、此の爲支那内地の排日氣運は在比支那人の間にも波及し、その結果起された日貨排斥が却つて日本人側に幸ひして、従來比律賓各地の小賣商人として牢固たる地盤を作つて居た支那商人の勢力範圍へ日本商人が侵入し、日本商品を日本商人自らの手で輸入し販賣する事となつたので、比島に於ける支那商人の地盤は大半日本商人の奪ふ所となつた。

最近に於ては政府の國內産業の保護と相俟つて國民の間にも比律賓に於ける商權を比島人の手に奪還し、比島産商品の販賣は比島人の手でと云ふN.E.P.A.即ち國內産業擁護運動が旺んとなり、従來商業を蔑視せし比律賓人も續々商業に従事することゝなつた。

最近年に於ける一般商業の趨勢を知る爲、ビルディング建築・銀行預金・通貨流通額・會社投資額・一般商業賣上高・卸賣物價及運輸の各種統計を示せば次の如くである。

一般商業趨勢表

年次	價額	出所比島統計要覽	指數
一九二四—二八	七,一六二,六〇〇	比	100
一九二四—二八	七,一六二,六〇〇	比	100
一九三三	七,一六二,六〇〇	比	100
一九三五	七,一六二,六〇〇	比	100

一二八

項目	年次	價額	指數
銀行預金(平均)	一九三四	三,二四〇,七〇〇	100
	一九三五	三,二四〇,七〇〇	100
	一九二四—二八	三,二四〇,七〇〇	100
	一九三三	三,二四〇,七〇〇	100
	一九三五	三,二四〇,七〇〇	100
通貨流通額	一九三四	二,九三九,九四一	100
	一九三五	二,九三九,九四一	100
	一九二四—二八	二,九三九,九四一	100
	一九三三	二,九三九,九四一	100
	一九三五	二,九三九,九四一	100
會社投資額	一九三四	一,〇〇〇,〇〇〇	100
	一九三五	一,〇〇〇,〇〇〇	100
	一九二四—二八	一,〇〇〇,〇〇〇	100
	一九三三	一,〇〇〇,〇〇〇	100
	一九三五	一,〇〇〇,〇〇〇	100
一般商業賣上高	一九三四	一,一六五,七三〇	100
	一九三五	一,一六五,七三〇	100
	一九二四—二八	一,一六五,七三〇	100
	一九三三	一,一六五,七三〇	100
	一九三五	一,一六五,七三〇	100
卸賣物價	一九三四	一,一六五,七三〇	100
	一九三五	一,一六五,七三〇	100
	一九二四—二八	一,一六五,七三〇	100
	一九三三	一,一六五,七三〇	100
	一九三五	一,一六五,七三〇	100
運輸	一九三四	一,一六五,七三〇	100
	一九三五	一,一六五,七三〇	100
	一九二四—二八	一,一六五,七三〇	100
	一九三三	一,一六五,七三〇	100
	一九三五	一,一六五,七三〇	100
鐵道運輸	一九三四	一,一六五,七三〇	100
	一九三五	一,一六五,七三〇	100
	一九二四—二八	一,一六五,七三〇	100
	一九三三	一,一六五,七三〇	100
	一九三五	一,一六五,七三〇	100
汽船運輸	一九三四	一,一六五,七三〇	100
	一九三五	一,一六五,七三〇	100
	一九二四—二八	一,一六五,七三〇	100
	一九三三	一,一六五,七三〇	100
	一九三五	一,一六五,七三〇	100

て行はれ、主なる内外商館は本據を此處に置いてゐるのである。

二 國內貿易

今先づ比律賓群島内各港別の重要輸出入商品表を掲げ、以て群島各地に於ける商業上の趨勢を窺つて見よう。

各港別品別輸出入貿易表 (一九三五年)

品名	マニラ		イロイロ		セプー		ホーロー		サムボア		ダバオ		レガスピ		計
	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	
アルミニウム及同製品	1,621,296	1,621,296
獸類	1,621,296	1,621,296
牛	1,621,296	1,621,296
其他	1,621,296	1,621,296
眞鍮及同製品	1,621,296	1,621,296
麵粉材料	1,621,296	1,621,296
米	1,621,296	1,621,296
小麥	1,621,296	1,621,296
其他粉	1,621,296	1,621,296
車輛類	1,621,296	1,621,296
自動車及部分品	1,621,296	1,621,296
其他	1,621,296	1,621,296
カカオ及同製品	1,621,296	1,621,296
其他	1,621,296	1,621,296
セメント	1,621,296	1,621,296
化學製品・染料・醫藥	1,621,296	1,621,296
時計及同部分品	1,621,296	1,621,296
石炭	1,621,296	1,621,296
椰子	1,621,296	1,621,296
銅及同製品	1,621,296	1,621,296

比律賓……商業

比律賓……商業

オリエンタル	三六一	三六六	四五五	一五八	七	三	一
ネグロス	一、四九二	一、二二二	一、三三三	三三〇	五	四	三
ヌエボ・エニョ	一、四九二	一、〇〇	一、二二二	三三〇	五	四	三
カヤ	一、四九二	一、〇〇	一、二二二	三三〇	五	四	三
バラワン	一、四九二	一、〇〇	一、二二二	三三〇	五	四	三
バムバンガ	一、四九二	一、〇〇	一、二二二	三三〇	五	四	三
パンガシナン	一、四九二	一、〇〇	一、二二二	三三〇	五	四	三
リサール	一、四九二	一、〇〇	一、二二二	三三〇	五	四	三
ロンブロン	一、四九二	一、〇〇	一、二二二	三三〇	五	四	三
サマール	一、四九二	一、〇〇	一、二二二	三三〇	五	四	三
ソルソゴン	一、四九二	一、〇〇	一、二二二	三三〇	五	四	三
スーロー	一、四九二	一、〇〇	一、二二二	三三〇	五	四	三
スリガオ	一、四九二	一、〇〇	一、二二二	三三〇	五	四	三
タルラツク	一、四九二	一、〇〇	一、二二二	三三〇	五	四	三
タセバス	一、四九二	一、〇〇	一、二二二	三三〇	五	四	三
サムブレス	一、四九二	一、〇〇	一、二二二	三三〇	五	四	三
サムボアンガ	一、四九二	一、〇〇	一、二二二	三三〇	五	四	三
計	三、六〇一	三、二五八	三、三六六	一、三三六	三三	二二	二二

主要商品の取引方法 先づマニラ麻・砂糖・コブラ・コブラ精・煙草・マゲイ・木材・カントン等の取引状況を見るに、概して支那商其の他の仲介商の手を経て行はれてゐる。總て現物取引制度に依り時々前貸することがあるが是等は特殊の場合に限られるものであつて、通常は頗る短期の信用貸をするところがある。尙前記の輸出品中、木材は普通仲介商の手を経て製材業者との間に直接取引が行はれ、製材地から輸出港迄の輸送及輸出港に於ての積換等に因る経費を節約し、且つ又製材の破損等を防ぐ爲に直接積取を行ふ必要がある。當業者は税關長の特別許可を得て所屬税關で出港手續を了し、税關吏を本船に便乗せしめ、製材地に廻航せしめ積取終了後本船は直接仕向地に赴き、税關吏は船舶側の経費に依つて積荷對照の爲税關所在地に歸任するのが普通である。又綿製品・鐵製品・米・鐵油・食料品・小麥粉・自動車・紙製品。

險株式會社・横濱火災海上保險會社・扶桑海上火災保險會社・大正海上火災保險會社の四社を數ふ。其の他は和蘭・佛蘭西及支那(上海)のものにして各々二、三に止る。

比島内各種保險會社業績表

會社名	拂込資本金	收入	支出	資産	負債	純剰餘金
A 國內會社						
China Insurance and Surety Co., Inc.	1,000,000	4,112,111	3,000,000	1,112,111	1,887,889	2,224,222
Fidelity & Surety Co. of P. I.	1,000,000	3,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
"Philippine" Compania-de Seguros	1,000,000	2,000,000	1,500,000	500,000	500,000	500,000
Philippine Life Assurance Co.	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000
Insular Life Ass. Co.	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000
Luzon Surety Co., Inc.	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000
Manila-Compania de Seguros	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000
Metropolitan Ins. Co.	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000
National Life Ins. Co.	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000
Philippine Guaranty Co., Inc.	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000
Visayan Surety and Ins. Corp., Cebu	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000
Yok-Tong Lin Fire and Marine Ins. Co., Ltd.	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000
B 外國會社						
Agricultural Ins. Co.	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000
American Ins. Co.	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000
Asia Life Ins. Co., Inc.	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000
Continental Ins. Co.	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000
Fidelity-Phenix Fire Ins. Co.	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000
Fire Association of Philadelphia	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000
Franklin Fire Ins. Co. of Phil.	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000
Glens Falls Ins. Co.	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000
Great American Ins. Co.	1,000,000	1,000,000	800,000	200,000	200,000	200,000

比律賓……商業

石炭等重要輸入品中鐵油及石炭等の特殊な事情の下に在る商品以外の取引は殆ど全部掛賣を原則とし普通一箇月から六箇月程度の信用貸取引を爲してゐる。

小賣商の取引は主に現金取引となつて居るが、當地では月賦取引も相當盛に行はれ、自動車等は最長二箇年の月賦取引さへ實行されて居る状態である。

商人の信用状態及信用調査機關 比律賓に於ける商人の信用状態は總體的に見て薄弱である。即ち之は群島が植民地的氣分多き場所柄、大資本を有して居る者以外には安定が少いのを依るものであらう。

又商人の信用調査機關として興信所の如きものは皆無であるから、普通其の取引銀行等に問合す外各自調査を行つて居る。

四 倉庫業 當地には Gaskell Warehouse Co. 及 Public Warehouse Co. 等一、二の倉庫會社があるが、是等を利用することは極めて稀で、商人は其の大小を問はず、皆相應の自己倉庫を所有して居り、殊にマニラ麻又はコブラ等を取扱つて居るものは、各自倉庫業を兼營して、地方商人に對し保管貨物に相當する金銀を計つて居る。尙又輸入貨物に對しては税關保税倉庫の設備があるが、倉庫料が極めて高率で殆ど禁止的の料金を徴するからして、自然船積書類未著とか或は其の他特殊の事情のある場合の外は、税關保税倉庫を利用することは少い。

五 保險業 比島に於ける保險會社の營業種目は火災保險・海上保險・生命保險・自動車保險・健康傷害保險・水害地震暴風保險・板硝子保險・保證保險・落雷保險・飛行保險・盜難保險・損害保險・昇降機保險・運送保險・其の他であつて、其の内盜難保險・飛行保險・損害保險・落雷保險・運送保險は殆ど實行されてゐない。

比島に於ける保險會社の數は英國會社の數最も多く總數の約半を占め、米國會社・比律賓會社之に次ぎ、日本會社は第四位にあつて、東京海上火災保

今一九三三年末現在に於ける内外保險會社の比島内に於ける成績を示せば次の如くである。

單位比 出所比島財務局年報

比律賓……商業

Table listing insurance companies in the Philippines, including Hamover Fire Ins. Co., Hartford Fire Ins. Co., Home Ins. Co., etc., with columns for company name, location, and capital.

六 商業會議所

次に比島各地に於ける商業會議所名、其他の團體名及所在地を擧げれば次

Table listing commercial associations and chambers of commerce, such as Albay International Chamber of Commerce, American Chamber of Commerce of P. I., etc.

一三六

Table listing chambers of commerce and other organizations across different islands like Albay, Iloilo, and Cebu, including Chamber of Commerce of Philippine Islands, Chinese Chamber of Commerce, etc.

七 ネハ運動

概要 獨立後と雖も比島は從來の特恵的米・比自由貿易關係を繼續せんことを希望してゐるが、米國に於ける輿論は大體之に反對で、殊にタ・マ法の制定に依て經濟的制限條項を加へられ、獨立後は更に米國に對する依存的通商貿易に大改訂を加へらるべきは必至の運命である。茲に於て比島國民の經濟立國に對する覺醒は獨立準備政府の開始と共に現はれ、ネハ運動は國民的大衆運動の一として官民一致宣傳に努め、その實績の擧らんことに盡力し居る。

ネハ即ち國內經濟保護協會(National Economic Protectionism Association)は一九三四年十一月十九日に組織され、その頭文字をとつてNEPA運動と呼ぶことにした。本會の目的としては(一)國産品使用に對する國民的關心を一層廣範圍に喚起せん爲、比律賓全土に亘つて普及運動を結成指導し、又國家經濟擁護の主旨を宣揚すること。(二)新規又は現存の國內産業を向上せしめんが爲適當なる法規の制定を提案且つ支持し、比律賓人の國內及外國貿易に従事する者の増加を計り、比律賓及同國民の經濟的利益に害ありと認めらるゝものに對して強硬なる反對を爲すこと。(三)不正なる外國人の競争に對しては、比律賓國民の經濟的利益を保護するに必要なる手段を講ずること等が擧げられてゐる。

組織 本協會には、名譽會長に次いで評議員中より互選された會長・副會長各々一名、評議員九名があり、是等の人々が最高幹部としてNEPA運動全體の指導、會務の處理を決定する課である。現役員の氏名を列擧すれば、名譽會長マヌエル・ケノン氏(比島大統領)、會長ラファエル・コルプス氏(前

比律賓……商業

比島國立銀行總裁)、副會長トリビオ・テオドロ氏、評議員レオナルド・アギナルド氏(前比島商業會議所會頭)、シモン・ランソン氏(比島商工會議所會頭)、ロレンテ・マリアル氏(比島商業會議所會頭)、マテロ・カンホス氏(比島銀行總裁)等である。

この本部に對し各地には地方支部がある。此のNEPA運動が半官半民のものであるところから、地方に於ける日常の運動の中心は此等支部といふよりは寧ろ地方の市・州當局が主となつて支部の活動を聲援し指導し大衆の中へ乗り出して居る。

NEPAの活動

(一)大衆宣傳を主とした活躍

講演會の開催——これは各都市・州地方當局の主催又は後援により、協會本部が幾多知名の人士を壇上に立たせて國民各階級に呼びかけるのであり、既に全島に一通り行き亘つたが、ルソン島並にイロイロ、セブ、島方面では殊の外熱心に繼續開催されて居る。各種の會議がマニラ市に召集された時には、ネハ辯士はこの機を利用して趣旨の宣傳講演にあたることを缺かさない。

NEPAデーの催し——第一回の試みとしてNEPAデーが一九三五年七月三十一日全島の官公私立學校生徒への宣傳を主目的に行はれた。この日は文教當局が本協會と協力して催したもので、協會の委嘱又は特派された講師が各學校生徒を前にしてNEPAデー開設の本旨を説いた。次の時代を背負つて立つ青少年に速に此の精神を注ぎ込んでおかねばならないといふのが、抑々NEPAデー開設の趣旨である。

新聞雜誌による宣傳——マニラ・デイリー・プレッティン紙(米國人經營)を除き全島の新聞雜誌がNEPAに賛意を表し、これ等の新聞雜誌は屢NEPA欄を設け時に特輯號を發行し支援する。

ニラデオ放送による宣傳——毎週二回の定時放送は次の二放送局を通じてなされる。

(a) KZRM放送局……毎週木曜午後八時十五分より八時四十五分迄の三十分間
(b) KZIM放送局……毎週土曜午後八時三十分より九時三十分迄の一時間

この場合のプログラムは講演が主で、これに續いてNEPAアナウンサーが各地NEPAのニュースを傳へ、又時には本島古代の音楽を放送して島民の郷土への愛着と認識を深めさせることに役立たせて居る。

(二) 國貨提唱の實際

前記の如き宣傳を主とした一般大衆運動をなす一方、協會設立當初の使命に鑑みて「國貨提唱二箇年計畫」なるものを立て、國內生産品の増加並にその普及宣傳に向つても、實效ある支援を與へて居る。そして手近かな日常生産品に先づ着目して、靴とネクタイの製造並にその普及に關し夫々委員會を作り、これには島内當業者を参加せしめて協議した。國産靴並にネクタイの進出によつて輸入を阻止し、自給自足することは最小限の希望であつて、將來は更に海外輸出に迄發展せしめねばならぬとの理想を抱いて居る。これ等に次いで食料品の生産獎勵とその統制にも乗出した。これは第一の場合の如くに早速當業者の完全なる提携に迄運ぶことは出来なかつた。

然し本協會の發端に基き、やがて成立せんとする比律賓パン製造組合はNEPA精神に依り相互協力を約するであらうし、又島人のみの小賣業も結成せんとする氣運になつて居る。彼等は日常接する顧客に向つて直接國産商品の愛用を勸奨し得る立場にあるから、此種組合の續出は本運動に更に大きな實際的效力を齎らすであらうと期待される。尙この外に展覽會と國産週間の催しがある。

(イ) 國産品獎勵共進會——これは一九三四年八月政府の主催でマニラに開かれたものであるが、NEPA運動の趣旨によつたことは勿論で、關係當業者も屢招かれて意見を開陳した。その出品は前記靴・ネクタイ・國産

貿易

總説——米・比通商問題——國別貿易——輸入貿易——輸出貿易——對日本貿易

一 總 說

沿革 比島の海外貿易は何時頃から始まつたのか判然しないが、既に十三世紀の初期には、支那人がインドロ島に來航して交易を行つた記録が残つて居る。其の後三百年を經て葡萄牙人マゼランがセブに寄港し、續いて西班牙人レガスピが墨・比航路を開いてから、茲に初めて歐米との連絡が出來、從て漸次海外貿易に志すものが殖えて來た。一八三四年にマニラは開港場となつたけれども、其の當時の貿易記録がなく、一八五五年からの數字を漸く知る事が出来るのみである。一八五五年頃の輸入額は頗る僅少で常に輸出超過であつた。一八九九年迄は貿易總額六千萬比を稍超過したのが最高記録で、年平均の輸出割合が五五%、輸入が四五%の割合となつて居る。輸出品の主なるものは、マニラの四〇乃至五〇%、砂糖の二五乃至三〇%、煙草の一〇乃至一七%であつて、農産物が輸出總額の八〇乃至九〇%を占めて居た。一八五五年以後四十年間は西班牙總督府で貿易に關した書類を作成發表して居つた爲、詳しいものが今も尙殘存して居る。一八五五年の貿易總額は約一千萬比、一八九五年の貿易總額は六千二百萬比であつた。

此の間貿易相手國の順序を其の貿易額に依て示すと英本國が第一位で、合衆國・英領印度・支那・西班牙・佛領印度支那・濠洲・獨逸等の順位になつて居る。西班牙は自己の統治下にあり、最も貿易に有利であるべき筈であり乍ら第五位に居つたのである。

此の四十年間の輸入に關與した各國の割合は英本國三割、英領印度二割三分、支那一割四分、西班牙一割二分、合衆國二分五厘、其他一割八分五厘であつた。一八五五年の輸入總額は四百五十萬比、一八九五年は二千五百萬比であつた。一方輸出相手國としては合衆國が第一位で三割、英本國二割八分、

綿布・酒類・玩具・帽子・煙草・その他被服附屬品・雜貨品等が主で島民に自國生産品の現狀に就て明るい希望を與へた。

(ロ) 國産週間——これは一九三五年八月下旬に催されたが、最初の試みにも拘らず豫想以上の好成績を挙げた。ネバの年中行事の一となつた國産愛用週間のマニラ市の商業中心地に於ける國産品の販賣高は一九三四年の百九十八比に比し、一九三五年に於ては二千八百三十八比、一九三六年に於ては五千九百七十六比と巨額の増加を示して居る。

以上に依て明な如くネバの現狀は未だ極めて微々たるものであるが、現在に於けるネバの主要なる任務は國民一般に國産品愛用の教育を施すことである。即ちネバは之に依て比島の自立經濟及國民經濟を安固ならしむる基礎建設への必要なる第一歩たるべきことを國民大衆の腦裡に深く認識せしむることを以て主要なる任務としてゐるのである。

英領印度一割三分、支那一割二分、西班牙一割、其他七分の割であつた。

一八九九年合衆國の領有に歸して以來輸入は驚くべき發展をした。一八九九年は貿易總額が六千八百萬比であるが、内輸入が三千八百萬比に上り、輸出及輸入は從來と其の地位を逆轉するに至つたのである。一八九九年から一九二三年迄の二十五箇年間に所謂合衆國政府監督貿易期間といふ。全期間を通じて輸入に關與せる各國の割合を百分率によつて示せば、合衆國四六・五、佛領印度支那九、英本國八・五、支那八・五、日本が初めて八の記録を残し、濠洲三・五、英領印度三、獨逸二・五、西班牙二・五、其他が八であつた。輸出では合衆國五三、英本國一五、佛國六、日本五、香港四・五、西班牙四、支那三・五、和蘭二、英領印度二、獨逸一・五、其他が三・五であつた。

主なる輸出品名は前記マニラ麻・砂糖・煙草の外、コブラ・マゲイ・材木・コブラミール・乾燥コブラ・結麻・麻網・帽子・貝殻等が新しく記録せられた。

現況 比島貿易は一九二〇年を分水嶺として下つて來たものが、一九二四年から漸次上向に變つて來た。然し一九一九年及二〇年の膨脹は大戦の影響を受けて寧ろ變態といふべきであるから、爾後一九三五年迄の貿易は割合順調に進んで來ると云ふことが出來よう。一九三六年に於ける比律賓對外貿易總額は四億七千五百四十四萬八千四百五十五比にして、内輸入二億二千五百萬二千三百四十九比、輸出二億七千二百八十九萬六千六百六比、差引七千六百四十三萬七千七百五十七比の出超を見せて居る。

之を前年の貿易總額三億五千九百五十三萬九千五百九十九比、輸入一億七千四百七十七萬六千九百九十九比、輸出一億八千八百四十九萬九千三百六十比と比較すれば、總額に於ては一億一千六百六十九萬九千三百九十六比、輸出に於ては三千二百二十萬四千六百五十比、輸入に於ては九千四百四十四萬四千七百四十六比の増加を示して居る。最近數箇年間に於ける輸出入別貿易並に總額を示せば次の如くである。

輸出入別貿易並總額表

出所：比島關稅局年報

年次	輸入	輸出	總額
一九三一年	1,863,743.72	1,009,488.18	2,873,231.90
一九三二年	1,869,012.70	1,247,271.51	3,116,284.21
一九三三年	1,847,111.91	1,117,461.04	2,964,572.95
一九三四年	1,847,111.91	1,100,000.00	2,947,111.91
一九三五	1,210,000.00	1,200,000.00	2,410,000.00
一九三六	1,017,111.91	1,171,900.00	2,189,011.91

二 米・比通商問題

從來の米・比貿易關係を見るに比島の對外總貿易額中對米貿易は六割五分以上八割近くを占めて居り、比島の貿易は殆ど米國依存貿易と稱するも可なりである。されば比島は米國領有以來約三十年間全く無制限無關稅の自由貿易の恩恵を受けて國內産業(砂糖・煙草・椰子油・麻等)を發達せしめて來たのであるが獨立の達成と共に、米國が外國並の關稅を比島の此等主要輸出品に賦課するに於ては、事實上米國市場より輸出を食ふ結果となるので、之に代るべき他に有望なる市場を有せざる今日の比島に於ては、その經濟組織に於て大變革を來たさしむるのではなからうか。されば現在の比島にとつては米・比通商問題は極めて重大な意義を有するものにして、一步その處置を誤らんか、多年の翹望たりし獨立をも危殆に瀕せしむるものである。

マ・マ法案の經濟條項は米・比通商關係に甚大な影響を及ぼせるものであるが、右經濟條項の要點を示せば次の如くである。

- 一、獨立準備政府成立後十年間の過渡期に於て米國に輸出せらるる無稅比島輸出品を、(イ)精糖五萬噸、(ロ)粗糖八十萬噸、(ハ)椰子油二十萬噸、(ニ)マニラ麻或は其他の纖維製品三百萬封度に制限す。右超過量に對しては米國の法律に從ひ、米國輸入の同種外國品と同一の輸入税を課す。
- 一、此種無稅輸出品に對しては獨立準備政府開始の六年目より比律賓側に於て輸出税を課することとし、第六年目には米國法律に依り同種品目に課せらるべき税率の五%、第七年目には一〇%、第八年目には一五%、

米國政府が自國の農業資本家の利益を何の程度まで犠牲にし得るかと云ふ事と、米國品の市場としての比島の經濟的將來にどれ丈の有望性を認めるかといふ點に依て通商會議の内容は決定されるものと見做されるのである。

三 國別貿易

一九三六年に於て比律賓對外貿易國中、米國は比島外國貿易總額の七一・一五%を占め依然壓倒的に首位を維持し、前年に比し七千九百四十四萬比の増加を示してゐる。之は米國市場に於ける經濟的景氣恢復の結果に依るものである。

米國に亞ぐものは日本であるが、その貿易額四千三百三十萬比に達し、比島貿易總額の九・一二%を占め、米國の對比島貿易額に比すれば七分の一にも足りないが、米國を除く比島の對外貿易に於ては優越的地位に立つてゐる。之を前年に比する時は八百二十五萬比の増加躍進を示し本邦貿易の此の方面に於ける進出は益々順調なる足跡を示し、將來の發展を約束してゐる。

國別總貿易額表

國別	一九三一年		一九三二年		一九三三年		一九三四年		一九三五年		一九三六年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
米國	2,873,231.90	71.15	3,116,284.21	71.15	2,964,572.95	71.15	2,947,111.91	71.15	2,410,000.00	71.15	2,189,011.91	71.15
日本	1,009,488.18	25.12	1,247,271.51	28.84	1,100,000.00	27.28	1,171,900.00	28.84	1,200,000.00	28.84	1,171,900.00	28.84
英國	1,869,012.70	46.58	1,847,111.91	42.58	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44
支那	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	42.58	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44
加那利	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	42.58	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44
白蠟	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	42.58	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44
支那	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	42.58	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44
丁加奴	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	42.58	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44
英領印度	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	42.58	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44
佛領印度支那	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	42.58	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44	1,847,111.91	45.44

第九年目は二〇%、第九年以後は二五%を賦課するものとす。今米・比貿易中に於ける比島の重要物産たる砂糖について、米・比通商の將來を觀測するに砂糖の輸出額は全輸出額の八割を占め、その殆ど全部が米國向輸出されてゐるが、米國に於て比糖に對し外國糖同様の關稅を課するときは政馬糖、其他の競争に依り、比糖は全く米國市場より驅逐される事が豫想され、然るときは、世界何れの市場でも砂糖に對して高率な關稅を設けてゐる今日、比島の砂糖は何處へも其販路を見出す事は出來ず、生産制限か輸出減少を爲すより他に方法は無くなるのである。

斯る事實は麻、椰子油、煙草等についても大同小異で今日の情勢に於ては、米國で失ふた市場を歐洲、極東方面に求むることは甚だ困難であると見られる。

斯くて比島の經濟界は自づと沈滞不振に陥り、獨立を前にして、前途甚だ憂ふべき事態に望んでゐる。

斯く比島産業經濟界が危機に瀕する場合に於ては、その政治的獨立も又極めて困難なる立場に置かれるので、獨立達成は極めて困難なる状態に達し、國內に於ても、獨立に對して樂觀論、悲觀論、贊成論、反對論が轟々として沸き上るに至つた。茲に於てケンズ大總統は「今や遂にすべき時期にあらず、我等は一路獨立に向つて邁進せん」と爲し、之が爲には先づ米國の十分なる瞭解と支援を必要なるものとす。一九三七年三月自ら渡米し、獨立を一九四〇年乃至夫以前に許可せらるべき事及米・比通商會議を開き、マ・マ法に於ける經濟條項に修正を加へられるべき事等を米國の政府、議會、實業界各方面に亘つて瞭解運動を開始したのである。幸にこの通商會議は米國の了解を得、一兩年中に華府に於て開催される事になつたが、尙ケンズ大總統は米國々務省次官セイヤー氏との交渉に依りて、右通商會議の前に經濟豫備委員會を設け、米・比双方よりの經濟專家を召集し、將來に於ける兩國通商問題に關する具體案を調査研究することとなつた。斯くて着々と交渉は進められてゐるが、雨か雲か、比島貿易の將來は一に此の會議の結果如何に懸つてゐるのである。然し乍ら、米・比通商關係の最後の決定權は米國にあり、

日・米兩國に次ぐものは英國であるが、その貿易額一千三百三十六萬比に達し前年に比すれば四百萬比の激増を示し、對比貿易に於ける昔年らの堅實振りを示してゐる。

獨逸は支那を抜いて第四位にありその貿易額は一千七十萬比に及び前年に比すれば三百七十五萬比の増加を示し、ナチス政權確立後對外貿易の發展に專念する獨逸としては當然の結果であらう。

和蘭も支那を抜いて比島貿易に進出し、その貿易額は九百十三萬比に上り、前年に比すれば五百九十萬比の増加を示して居る。比島貿易に長き歴史を有する支那は、前年度の第四位より顯落して第六位となりその貿易額七百三十三萬比にして、前年に比し五萬比弱の減少を示してゐる。

支那と共に比島貿易史上重要な地位を占むる嘗つての比島統治國西班牙は僅に第十位を保つのみで、その貿易額四百六十萬比内外に過ぎざる有様である。

今一九三一年以降の各國別貿易總額及その割合を示せば次の如くである。

單位：比 出所：比島關稅局年報

比律賓……貿易

Table showing trade data for the Philippines (比律賓) from 1931 to 1936. Columns include country names (e.g., 佛蘭西, 英國, 日本), years, and numerical values.

四 輸入貿易

國別輸入額 一九三二—一九三六年に於ける仕出國別輸入額及其割合を示せば次の如くである。

國別輸入額表

Table showing import data by country (國別輸入額表) from 1931 to 1936. Columns include country names (e.g., 英國, 日本, 美國), years, and numerical values.

重要商品別輸入額

次に重要商品別輸入額表を擧ぐれば次の如し。

重要商品別輸入額表

Table showing import data by commodity (重要商品別輸入額表) from 1931 to 1936. Columns include commodity names (e.g., 麵粉, 糖, 米), years, and numerical values.

比律賓……貿易

重要品別輸入額

棉及綿製品國別輸入額表

單位：比 出所：比島關稅局年報

國別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
日本	1,111,111	30.0	1,234,567	32.0	1,345,678	33.0	1,456,789	34.0	1,567,890	35.0	1,678,901	36.0
美國	876,543	24.0	987,654	27.0	1,098,765	29.0	1,209,876	31.0	1,320,987	33.0	1,432,098	35.0
英國	654,321	18.0	765,432	21.0	876,543	23.0	987,654	26.0	1,098,765	29.0	1,209,876	31.0
法國	432,109	12.0	543,210	15.0	654,321	18.0	765,432	21.0	876,543	24.0	987,654	27.0
德國	210,987	6.0	321,098	9.0	432,109	12.0	543,210	15.0	654,321	18.0	765,432	21.0
其他	109,876	3.0	210,987	6.0	321,098	9.0	432,109	12.0	543,210	15.0	654,321	18.0
計	3,703,947	100.0	3,765,947	100.0	3,827,947	100.0	3,889,947	100.0	3,951,947	100.0	4,013,947	100.0

鐵・鋼及同製品國別輸入額表

單位：比 出所：比島關稅局年報

國別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
日本	1,234,567	35.0	1,345,678	37.0	1,456,789	39.0	1,567,890	41.0	1,678,901	43.0	1,789,012	45.0
美國	987,654	28.0	1,098,765	30.0	1,209,876	32.0	1,320,987	34.0	1,432,098	36.0	1,543,209	38.0
英國	765,432	22.0	876,543	24.0	987,654	26.0	1,098,765	28.0	1,209,876	30.0	1,320,987	32.0
法國	543,210	16.0	654,321	18.0	765,432	20.0	876,543	22.0	987,654	24.0	1,098,765	26.0
德國	321,098	9.0	432,109	12.0	543,210	15.0	654,321	18.0	765,432	21.0	876,543	24.0
其他	210,987	6.0	321,098	9.0	432,109	12.0	543,210	15.0	654,321	18.0	765,432	21.0
計	3,552,947	100.0	3,667,947	100.0	3,782,947	100.0	3,897,947	100.0	4,012,947	100.0	4,127,947	100.0

礦物性油國別輸入額表

單位：比 出所：比島關稅局年報

國別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
日本	1,098,765	30.0	1,210,987	32.0	1,323,109	34.0	1,435,321	36.0	1,547,543	38.0	1,659,765	40.0
美國	876,543	24.0	987,654	27.0	1,098,765	29.0	1,209,876	31.0	1,320,987	33.0	1,432,098	35.0
英國	654,321	18.0	765,432	21.0	876,543	23.0	987,654	26.0	1,098,765	29.0	1,209,876	31.0
法國	432,109	12.0	543,210	15.0	654,321	18.0	765,432	21.0	876,543	24.0	987,654	27.0
德國	210,987	6.0	321,098	9.0	432,109	12.0	543,210	15.0	654,321	18.0	765,432	21.0
其他	109,876	3.0	210,987	6.0	321,098	9.0	432,109	12.0	543,210	15.0	654,321	18.0
計	3,692,601	100.0	3,763,947	100.0	3,835,293	100.0	3,906,639	100.0	3,977,985	100.0	4,049,331	100.0

肉及酪農產品國別輸入額表

單位：比 出所：比島關稅局年報

國別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
日本	1,234,567	35.0	1,345,678	37.0	1,456,789	39.0	1,567,890	41.0	1,678,901	43.0	1,789,012	45.0
美國	987,654	28.0	1,098,765	30.0	1,209,876	32.0	1,320,987	34.0	1,432,098	36.0	1,543,209	38.0
英國	765,432	22.0	876,543	24.0	987,654	26.0	1,098,765	28.0	1,209,876	30.0	1,320,987	32.0
法國	543,210	16.0	654,321	18.0	765,432	20.0	876,543	22.0	987,654	24.0	1,098,765	26.0
德國	321,098	9.0	432,109	12.0	543,210	15.0	654,321	18.0	765,432	21.0	876,543	24.0
其他	210,987	6.0	321,098	9.0	432,109	12.0	543,210	15.0	654,321	18.0	765,432	21.0
計	3,552,947	100.0	3,667,947	100.0	3,782,947	100.0	3,897,947	100.0	4,012,947	100.0	4,127,947	100.0

日 瑞 英 諾 丁 新 其
ル ン ン 西 計
ゼ ン ン 他 蘭 抹 威 國 西 本

自動車・同部分品及タイヤノ國別輸入額表

國別	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
日本	1,000,000	1,200,000	1,500,000	1,800,000	2,000,000	2,200,000
西本	800,000	900,000	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000
威國	600,000	700,000	800,000	900,000	1,000,000	1,100,000
抹威	400,000	500,000	600,000	700,000	800,000	900,000
蘭	200,000	300,000	400,000	500,000	600,000	700,000
其他	100,000	150,000	200,000	250,000	300,000	350,000
計	2,700,000	3,150,000	3,900,000	4,750,000	5,600,000	6,550,000

佛 日 獨 加 英 伊 白 其
蘭 蘭 蘭 蘭 蘭 蘭 蘭 蘭
國 國 國 國 國 國 國 國

煙草國別輸入額表

國別	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
西本	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000
蘭	800,000	900,000	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000
獨	600,000	700,000	800,000	900,000	1,000,000	1,100,000
加	400,000	500,000	600,000	700,000	800,000	900,000
英	200,000	300,000	400,000	500,000	600,000	700,000
伊	100,000	150,000	200,000	250,000	300,000	350,000
白	50,000	75,000	100,000	125,000	150,000	175,000
其他	25,000	37,500	50,000	62,500	75,000	87,500
計	2,775,000	3,175,000	3,950,000	4,825,000	5,700,000	6,575,000

支 其
計 他 那

紙及同製品國別輸入額表

國別	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
日本	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000
西本	800,000	900,000	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000
威國	600,000	700,000	800,000	900,000	1,000,000	1,100,000
蘭	400,000	500,000	600,000	700,000	800,000	900,000
其他	200,000	300,000	400,000	500,000	600,000	700,000
計	3,000,000	3,500,000	4,000,000	4,500,000	5,000,000	5,500,000

米 獨 日 加 奧 日
國 國 國 國 國 國
奈 太 計 奈 太 蘭 班 計

小麥粉國別輸入額表

國別	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
日本	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000
西本	800,000	900,000	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000
威國	600,000	700,000	800,000	900,000	1,000,000	1,100,000
蘭	400,000	500,000	600,000	700,000	800,000	900,000
其他	200,000	300,000	400,000	500,000	600,000	700,000
計	3,000,000	3,500,000	4,000,000	4,500,000	5,000,000	5,500,000

比律賓...貿易

Table with columns for years (1931-1936) and values for '支那' (China) and '其他' (Others).

化學藥品・染料・醫藥及醫藥國別輸入額表

Table showing the value and percentage of chemical products, dyes, and medicines imported from various countries (1931-1936).

絹及人絹同製品國別輸入額表

Table showing the value and percentage of silk and silk-like products imported from various countries (1931-1936).

佛獨瑞伊西英芬蘭瑞英支佛日加獨米國 其白和英西伊瑞獨佛 領班太蘭 計耳印 他義蘭度牙利西逸西

五 輸出貿易

國別輸出額 一九三六年に於ける比島輸出貿易總額は二億七千二百八十

國別輸出貿易額表

Table showing the value and percentage of exports to various countries (1931-1936).

比律賓...貿易

比律賓...貿易

木 糖 輸 出 額

砂 糖 國 別 輸 出 額 表

年 度	輸 出 額	價 額	價 額 %
一九三一	3,611,100	1,931,000	53.2%
一九三二	1,200,000	1,932,000	161.0%
一九三三	2,500,000	1,933,000	77.3%
一九三四	2,000,000	1,934,000	96.7%
一九三五	5,000,000	1,935,000	38.7%
一九三六	2,500,000	1,936,000	77.4%

古 々 椰 子 油 國 別 輸 出 額 表

年 度	輸 出 額	價 額	價 額 %
一九三一	100,000	1,931,000	0.19%
一九三二	100,000	1,932,000	0.19%
一九三三	100,000	1,933,000	0.19%
一九三四	100,000	1,934,000	0.19%
一九三五	100,000	1,935,000	0.19%
一九三六	100,000	1,936,000	0.19%

單位日比 出所同前表

一五六

單位日比 出所日島關稅局年報

其 支 香 米 國 計

古 々 椰 子 油 國 別 輸 出 額 表

年 度	輸 出 額	價 額	價 額 %
一九三一	100,000	1,931,000	0.19%
一九三二	100,000	1,932,000	0.19%
一九三三	100,000	1,933,000	0.19%
一九三四	100,000	1,934,000	0.19%
一九三五	100,000	1,935,000	0.19%
一九三六	100,000	1,936,000	0.19%

單位日比 出所同前表

其 獨 英 加 蘭 日 支 麥 米 國 計

ア パ カ 國 別 輸 出 額 表

年 度	輸 出 額	價 額	價 額 %
一九三一	100,000	1,931,000	0.19%
一九三二	100,000	1,932,000	0.19%
一九三三	100,000	1,933,000	0.19%
一九三四	100,000	1,934,000	0.19%
一九三五	100,000	1,935,000	0.19%
一九三六	100,000	1,936,000	0.19%

單位日比 出所同前表

其 埃 和 諾 西 佛 獨 埃 加 白 英 日 米 國 計

コ プ ラ 國 別 輸 出 額 表

年 度	輸 出 額	價 額	價 額 %
一九三一	100,000	1,931,000	0.19%
一九三二	100,000	1,932,000	0.19%
一九三三	100,000	1,933,000	0.19%
一九三四	100,000	1,934,000	0.19%
一九三五	100,000	1,935,000	0.19%
一九三六	100,000	1,936,000	0.19%

單位日比 出所同前表

墨 獨 日 和 瑞 佛 西 米 國 計

比 律 賓 ... 貿 易

年 度	輸 出 額	價 額	價 額 %
一九三一	100,000	1,931,000	0.19%
一九三二	100,000	1,932,000	0.19%
一九三三	100,000	1,933,000	0.19%
一九三四	100,000	1,934,000	0.19%
一九三五	100,000	1,935,000	0.19%
一九三六	100,000	1,936,000	0.19%

單位日比 出所同前表

一五七

其 他

煙草及同製品國別輸出額表

國別	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
西 牙 國	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
本 國
其 他

刺繡品國別輸出額表

國別	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
西 牙 國
本 國
其 他

其 支 日 布 米 國

國別	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
日 本
支 那
其 他

其 香 布 愛 葡 英 澳 支 英 日 米 國

國別	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
日 本
支 那
其 他

比律賓……貿易

Table showing trade statistics for the Philippines (比律賓) from 1931 to 1936. Columns include 'Value' (價額) and 'Percentage' (%). Rows list various countries and regions like 英國, 美國, 日本, 菲律賓, etc.

繩索國別輸出額表

Table showing rope export statistics (繩索國別輸出額表) from 1931 to 1936. Columns include 'Value' (價額) and 'Percentage' (%). Rows list countries like 英國, 美國, 日本, 菲律賓, etc.

六 對日本貿易

最近數箇年の貿易趨勢を見るに米國より比島への輸出は年々減少の傾向あるに反し、日本より比島への輸出は漸次増加の傾向を示し、今後タイディングス・マツクダツフイ法の效力發生及米・比通商條約の成立後は米・比間の貿易關係は可なり複雑なる事情に立ち至るものと見られ、その結果日本の對比貿易も甚大な影響を受けるであらうが、日本の工業界は今後益々比島の原料を需要し、比島亦日本の精巧安價なる商品の輸入を歓迎するであらうから、日・比貿易は將來益々有望となるであらう。

日・比貿易の沿革は可なり古いものであるが、その漸く盛んとなれる一九〇九年(明治四十二年)以後の對比貿易額及順位を示せば次の如くである。

Table showing trade statistics for Japan (對日本貿易) from 1909 to 1936. Columns include 'Value' (價額) and 'Percentage' (%). Rows list countries like 英國, 美國, 日本, 菲律賓, etc.

即ち、一九〇九年には日本は三百五十萬比で漸く第十位に過ぎなかつたが、一九一九年には一躍第三位に上り、更に一九二五年以後は第二位に躍進した。米國と比較するときは十分の一にも及ばず甚だ貧弱な状態である。

比律賓……貿易

一九三六の對日貿易總額は四千三百三萬比であり、比律賓貿易總額の八分七厘に相當する。日本よりの輸入額は比律賓輸入額の一割三分に相當する二千六百五十二萬比、本邦への輸出額は比律賓輸出額の五分六厘八毛に相當する一千六十八萬比に達してゐる。

Table showing trade statistics for Japan (對日本貿易) from 1931 to 1936. Columns include 'Value' (價額) and 'Percentage' (%). Rows list countries like 英國, 美國, 日本, 菲律賓, etc.

比律賓...貿易

り、日本が工業國である故に日本の對比貿易は益々發展する將來性を有する。故に日・比の通商關係は、比律賓の獨立問題を機り、米國が完全に比島より手を引く場合ありとせば、今日米國が保有する對比貿易に於ける優越的地位は日本に依りその位置は取り代られるであらう。

對日本主要品別輸入額表

Table with columns for Item Name (品名), Quantity (數量), Price (價額), and Unit Price (單位數量). It lists various goods such as machinery, chemicals, and textiles.

一六二

Table with columns for Item Name (品名), Quantity (數量), Price (價額), and Unit Price (單位數量). It lists goods such as clothing, shoes, and household items.

比律賓...貿易

Table with columns for Item Name (品名), Quantity (數量), Price (價額), and Unit Price (單位數量). It lists goods such as machinery, chemicals, and household items.

一六三

Table with columns for Item Name (品名), Quantity (數量), Price (價額), and Unit Price (單位數量). It lists goods such as machinery, chemicals, and household items.

バギオ	七六七	五四	八三一
バタイン	七三四	一四三	八二七
バタネス	—	一七〇	一七〇
バタンガス	二五九一	二九〇	四三三
ベンゲット	八八五	二二八	四三三
ボホル	三〇三	四二二	三〇三
ブキドノン	九七七	二五九	三〇三
ブラカン	一八六四	一八九	三〇三
カガヤン	二五五八	一八九	三〇三
カマリネス・ノルテ	五七七	一三六	三〇三
カマリネス・スール	一〇〇〇	一三六	三〇三
カビス	二六二二	一三六	三〇三
カビテ	二〇二	九三	三〇三
セブ	六六二	三三二	三〇三
コタバト	八二二	二二八	三〇三
ダバオ	一五三三	一四五	三〇三
イロコス・ノルテ	二七三	一四五	三〇三
イロコス・スール	二七三	一四五	三〇三
イロイロ	二〇〇	一四五	三〇三
イサベラ	二〇〇	一四五	三〇三
ラグーナ	二〇〇	一四五	三〇三
ラオニオン	二〇〇	一四五	三〇三
レイテ	二〇〇	一四五	三〇三
マリンドウケ	二〇〇	一四五	三〇三
マニラ	二〇〇	一四五	三〇三
ミンドロ	二〇〇	一四五	三〇三
オクシデンタル	二〇〇	一四五	三〇三
オリエンタル	二〇〇	一四五	三〇三
ミサミス	二〇〇	一四五	三〇三
マウンテン	二〇〇	一四五	三〇三

オクシデンタル	四九二	一三六	六〇一
オグロス	二八四	一三六	六〇一
オグロス	二八四	一三六	六〇一
ヌエバ・エシハ	三三三	一三六	六〇一
ヌエバ・ビスカヤ	一〇一	一三六	六〇一
バラワン	—	一三六	六〇一
バムバンガ	三三三	一三六	六〇一
パンガシナン	三三三	一三六	六〇一
リサール	三三三	一三六	六〇一
ロムプロン	三三三	一三六	六〇一
サマール	三三三	一三六	六〇一
ソルソゴン	三三三	一三六	六〇一
スリガオ	三三三	一三六	六〇一
タルラツク	三三三	一三六	六〇一
タヤバス	三三三	一三六	六〇一
サムバレス	三三三	一三六	六〇一
サムボアンガ	三三三	一三六	六〇一
一九三五	三三三	一三六	六〇一
一九三四	三三三	一三六	六〇一
一九三三	三三三	一三六	六〇一
一九三二	三三三	一三六	六〇一

即ち前表に依て明かなるが如く、一九三五年に於ける道路開通軒数は一等道路九、二七二、二軒、二等道路四、八七八、五軒及三等道路一、九六六、一軒にして、一九二九年に比較すれば、一等道路は二、五二一、一軒、二等道路は一、二四八、八軒の夫々増加を示し、三等道路は漸次改裝せられた結果、逆に二、八四六、六軒の減少となつてゐる。

沿革—現在比律賓には二の鐵道會社即ちマニラ鐵道株式會社 (Manila Railroad Co., Ltd.) 及比律賓鐵道會社 (Philippine Railway Co.) 及び

る。前者はルソン島に於て、後者はセブ島に於て其の業務を經營して居る。マニラ鐵道會社は一八九二年頃英國人の手によつて創設されたのであるが、革命騒ぎが頻發した爲、全線に互て其大なる損失を蒙つた結果、一時經營難に陥つたのである。所が米領となつて以來、産業開發上必要缺くべからざるものとして極力この救済に努力し、政府は一九一七年に於て八百萬比の鐵道公債を發行し、其の改良改善に當つた結果今日の基礎を作るに至つた。されば一會社の經營に係るとは云へ、其の株式の大部分が官有に屬するもの故殆ど官營とも稱すべきで、尙同社はマニラ市第一流のホテルたるマニラ・ホテルを經營し頗る良好なる成績を擧げて居る。

線名—現在比島に於ける鐵道延長軒数は一、三九五、三九七軒にしてマニラ鐵道株式會社一、一八三、三七九軒、比律賓鐵道會社二、一七二軒を所有して居る。

今各鐵道會社別に其の所有線を見れば次の如くである。

マニラ鐵道會社—職員三呎六吋の狭軌式にして、北方線・南方線及レガスピ線と稱する。北方線はカールカンを起點としサン・フェルナンドに至る二六〇・五一七軒間、南方線はバコを起點としニウ・アルネロスに至る二五・三〇四軒間及レガスピ線はポート・ラガイを起點としタバコに至る二〇六・七四〇軒間であり、南北兩線は其他多數の支線を有して居る。之を表示すれば次の如し。

マニラ鐵道株式會社線名表

系統	線	路	延長
北方線	カールカン	サン・フェルナンド、ラウニオン	二〇五・七
	ビガ	カバナトウアン	九・三〇
	サン・フェルナンド	アラヤツト	二〇・二
	同	カルメン	二八・五〇
	ダウ	ストウセンバード	六・三
	ダウ	マガラン	八・七
	バニキ	ロサレス	二・九
	比律賓	交通	二〇・二

南方線

カラスタン	サン・キンティン	二七・七
サンタ・メサ	モンタルベン	三〇・八
ロサリオ	ダイタイ	五・五
タルラク	ムノス	一・一
バコ	ニウ・アロネルス	一〇・〇
カレツグ	バグサンジャン	三・九
カラムバ	バタンガス	五・九
バタンガス	パウワン	一・八
マルバル	サン・パブロ	五・〇
ママテイド	カンルバン	一・四
レガスピ線	—	一〇・七
總計	—	一〇・七

比律賓鐵道會社—比律賓鐵道會社は、本據をセブに置き、セブ島のアラガオ、ダオ間及バナイ島のカビス・ブエノビスタ間を經營して居り、其の延長軒数は前述の如く二、一七二軒である。此の中カビス線はカビス州方面の物産積出に頗る便利であつて、其の收入も相當額に達し漸く自立し得る程度であるが、之と反對にセブ線は同線路と並行して州道あり、從て自動車運轉頗る煩雜であり且つ割安である爲、自動車便を利用する者割合に多く、鐵道は打撃を蒙りつゝあり、經營頗る困難であると云ふ。

尙、此の外ルソン島及ネグロス島に散在せる製糖會社並に製材會社は夫々私營の鐵道を有し、事業の擴張と共に逐年敷設線路の延長は増加し居る状況なるも、之等は特別の場合を除く外會社所有の貨物及労働者の運輸に專用せられ居るもので、一般貨客の運送に當るものではない。

自動車—極東に於て自動車數の最も多い地方は比律賓だと云はれる。一

比律賓……交通

九二七年に於ける自動車数は二萬五千五百餘臺であつたが、一九三五年に於ては總數四萬二千四百七十五臺に達して、その中乗客用二萬七千三百八十一臺、トラック用(但し比島に於ては乗合)一萬六千四百五十七臺である。今比律賓各州自動車及自働自轉車數を擧ぐれば次の如くである。

州名	各州別自動車數 (一九三五年)		出所比島統計評論
	乗客用	貨物用	
アブラ	三三	四六	一
アグサン	八	四二	一
アルバイ	二四	三三	二
アンティケ	五三	八	二
バタアン	七一	八二	一
バタガス	三三	五三	六
バギオ	三三	四二	二
ボホール	一三	二四	七
ブラカン	六九	五九	三
カガヤン	一〇	三三	三
カマリネス・ノルテ	一〇	三三	三
カマリネス・スール	一〇	三三	三
カビテ	一八	二一	七
カピテ	一三	二二	三
セブ	一三	二二	三
コタバト	一三	二二	三
ダバオ	一三	二二	三
イロコス・ノルテ	一三	二二	三
イロコス・スール	一三	二二	三
イロイロ	一三	二二	三
イサベラ	一三	二二	三
ラグーナ	一三	二二	三

一六八

州名	乗客用	貨物用	自働自轉車	計
ラオナ	一	一	一	三
ラ・ウキオン	一	一	一	三
レイテ	一	一	一	三
マニラ	一	一	一	三
マリンドウケ	一	一	一	三
マスバテ	一	一	一	三
ミンドロ	一	一	一	三
オクシデンタル・ミサミス	一	一	一	三
オリエンタル・ミサミス	一	一	一	三
マウンテン	一	一	一	三
ヌエバ・エシハ	一	一	一	三
ヌエバ・ビスカヤ	一	一	一	三
オクシデンタル・ネグロス	一	一	一	三
オリエンタル・ネグロス	一	一	一	三
バラワン	一	一	一	三
バムパンガ	一	一	一	三
バンガシナン	一	一	一	三
ロムプロン	一	一	一	三
サマール	一	一	一	三
ソルソゴン	一	一	一	三
スリガオ	一	一	一	三
ダララック	一	一	一	三
タヤレス	一	一	一	三
サムバレス	一	一	一	三
サムボアンガ	一	一	一	三
一九三五年計	一	一	一	三
一九三四年計	一	一	一	三
一九三三年計	一	一	一	三
一九三二年計	一	一	一	三
一九三一年計	一	一	一	三

二海運

概要 一五二一年にマゼランが來比した時、既に比島と諸外國との交通は開かれて居り、其の相手國は主に支那・日本・印度・爪哇及スマトラであつた。支那の商人は小さな戎克に乗つて物々交換を目的として來航し、之は西班牙領有となつてからも尙繼續して居たのであつた。一七一五年に至つて貿易船制度(Galleon)が採用された。即ち二艘のガレオンのみが比島から物資を運び出す事が許されて居て、其の相手國は墨西哥に限られてゐた。其の後比律賓商會(Compania Real de Filipinas)に西班牙と比律賓(マニラ)アカプルコ(Acapulco)貿易を除く)との貿易特權が許された。又マニラにある商人により所有せらるる船は支那貿易を許され、又外國船でも支那及印度の商品を積載して居るものに限つて比島寄港を許された。一八一五年に至つて數百年の歴史を有する先の貿易船制度は廢止せられ、西班牙と比律賓間の船は何等制限を受けない事となつた。之に續いて一八三四年マニラは世界的に開港場となり、其の結果群島の繁榮は日に増す様になつた。其の後引續きイロイロ、セブ、サムボアンガ及ホーローも開港せられたのである。

開港場 一九三七年に至りては、更にルソン北部のアパリ及ルソン島南部カマリネス・ノルテ州のホセ、パンガニバン、ノルテ州のホセ、セブ(セブ州)のレガスピ(アルバイ州)、二、タバコ(アルバイ州)、三、アパリ(カガヤン)、四、ホセ、パンガニバン(カマリネス・ノルテ州)、五、セブ(セブ州)の六、ダバオ(ダバオ州)、七、イロイロ(イロイロ州)、八、マニラ州)の九、アルバンダン(オクシデンタル・ネグロス州)、一〇、ホーロー(スール州)の一、ホンダダ(タヤレス州)、二、サムボアンガ(サムボアンガ州)の船舶數 港別出入船舶數(今主要港(マニラ、セブ、ホーロー、レガスピ、イロイロ、サムボアンガ及ダバオ)に於ける出入船舶數を表示すれば次の如くである。

主要港別外國出入船舶隻數及噸數表

出所比島關稅局年報

年次	入港		出港	
	隻數	噸數	隻數	噸數
一九三五年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九三四年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九三三年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九三二年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九三一年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九三〇年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九二九年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九二八年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九二七年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九二六年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九二五年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九二四年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九二三年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九二二年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九二一年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九二〇年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九一九年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九一八年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九一七年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九一六年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九一五年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九一四年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九一三年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九一二年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九一一年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九一〇年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九〇九年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九〇八年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九〇七年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九〇六年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九〇五年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九〇四年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九〇三年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九〇二年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九〇一年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六
一九〇〇年	一、一八七	一、三三三、三〇六	一、一七三	一、三三三、三〇六

比律賓……交通

比律賓……交通

航路名	會社名 (國籍)	就航船舶、總噸數	領内寄港地	配船數	船種別
日本—比律賓—澳洲	日本郵船會社 (日)	熱田丸、北野丸、賀茂丸、三隻 二、三、八九〇 總噸	マニラ、ダバオ	月一回	貨客
"	Eastern & Australian (英)	Nankin, Nellore, Tanda, 三隻 〇、八八一 總噸		月一回	貨客
日本—比律賓	三井物産會社 (日)	金華山丸、利根丸、木曾丸、三隻 一、三、一二二 總噸	マニラ、レガスピ、タバコ、 イロイロ、セブ、ダバオ	月一、二回	貨物
"	中村組汽船會社 (日)	昭榮丸、第六雲南丸、隆東丸、三隻 九、六〇八 總噸	マニラ、セブ、イロイロ、 ダバオ	年七回	貨物
"	大阪商船會社 (日)	シカゴ丸、メキシコ丸、ガンヂス 丸、三隻 一六、〇二六 總噸	マニラ、セブ、ダバオ	二週一回	貨客
支那—比律賓—澳洲	Australian-Oriental Line, Ltd.	Changde, Taiping.	マニラ	月一回	貨客
蘭印—比律賓—支那	Java-China-Japan Line (和)	Tjisarosa, Tjikembang, Tjihadak, Tjisadane, Tjinegara, Tjisular, Tjikarang, Tjisohari.	マニラ	二週一回	貨客
歐洲—南洋	Burns, Philp & Co, Ltd (英)	Neptuna, Benarty, Benavon.	マニラ	月一回	貨客
"	Ban Line (英)	Bandjeuch, Bencaruchan, Bendora, Bandae, Benarurus, Bandeli, Ben- nachdu, Benvanooch, Bennohr, Benne's Benvenle, Benyo, Benw- ryis, Bendiamond, Benweoch, Benri- mus, 一八隻 一〇〇、二二五 總噸	マニラ	月二回	貨物
"	Blue Funnel Line (英)	Bellerophon, Cyclops, Portsliais, Agoponor, Moohson, Tenoor, Titan, Tranometon, Artreus, Helanus, Th- esens, Calchas, Lycion, 一〇六、 一〇六、一〇六 總噸	マニラ	月二回	貨客
"	Hamburg-America Line (獨)	Leverkusen, Kukir, Rheinland, Ramses.	マニラ	月二回	貨客
"	Norddeutscher Lloyd (獨)	Preussen, Burgeland, Sauerland, Gneisenau, Scharrnhorst, Poslanm.	マニラ	月一回	貨客
"	Holland-Ost-Asie Lijn (荷)	Groetkerk, Gaasterkerk, Serook- erk, Arendskerck, Oudekerk, Lut- derkerk 六隻 四、二二二 總噸	マニラ	月一回	貨客
"	East Asiatic Co. (丹)	m. Tongking, m. Denmark, m. Panama, m. Malaya, m. Africa, m. Siam, 六隻 四、五、五、五、五、五 總噸	マニラ	月一回	貨客
歐洲—南洋	Swedish East-Asiatic Co. (瑞)	m. Formosa, m. Nagara, m. Nam- king, m. Peiping, m. Shantung, m. Yamara, m. Delhi, m. Canton, m. Agra 六隻 五、三、一、五、五、五 總噸	マニラ	月一回	貨物
"	Willhelmsen Wille (瑞)	m. Turu, m. Tancredi, Thania, m. Tyra, m. Teneriff, m. Tritanon, m. Tritolon. 九隻 五、一、三、六、六、六 總噸	マニラ	月一回	貨客
"	K. P. M. Line (和)	Rogerveen, Tasman, Bontekoe. 三隻 一、四、六一 總噸	マニラ	月一回	貨客
"	Peninsular & Oriental Line (英)	Naldera, Kaiser-I-Hind, Rajputa- na, Ohlral, Rampun, Kawalajudi, Corfu, Ranchi, Carthage. 六隻 一、六、四、五、五、八 總噸	マニラ	二週一回	貨客
"	Rickmers Line (獨)	Rertram Rickmers, Claus R., Dalke R., Echa R., Ursula R. 五隻 二、四、九、九、二 總噸	マニラ	二月一回	貨物
"	日本郵船會社 (日)	松本丸、松江丸、水戸丸、但馬丸、 豐橋丸、敦賀丸、六隻 四、二、一、六、 二、二 總噸	セブ、ダバオ	月一回	貨物
北米—南洋	Canadian Pacific (英)	Empress of Canada, E. of Japan, E. of Asia, E. of Russia 四隻 四、三、八、二、二 總噸	マニラ	二週一回	貨客
"	Dollar S. S. Lines (President Liners) (米)	President Coolidge, P. Hoover, Stanley Dollar.	マニラ	四週一回	貨客
"	American Mail Line (米)	P. Grant, P. Jackson, P. Jefferson, P. Mackinley.	マニラ	二週一回	貨客
"	Oceanic & Oriental N. Co. (米)	Golden Dragon, G. Hind, G. Horn, G. Peak, G. Star, G. Sun, G. Tide, G. Mountain. 八隻 五、四、一、九、三、 三、三 總噸	マニラ、イロイロ、セブ	月二回	貨物
"	States Line (米)	Michigan, New York, Oregon, Jefferson, Mayers, Washington, Pennsylvania, Illinois, Iowa, Wisconsin. 九隻 五、五、一、三、三、 三、三 總噸	マニラ、セブ、イロイロ、 ダバオ	月一回	貨物

比律賓……交通

比律賓……交通

一七四

"	General Sherman, G. Peckham, G. Lee. 三隻 一四一九六噸	マニラ	三週一回	貨客
"	Takoma Oriental S. S. Co. (米) Bellingham, Everett, Grays, Harbor, Olympia, Seattle, Shelton, Tacoma. 十隻 四五一八二噸	マニラ、イロイロ、セブー、バスマビー	月一回	貨物
"	Barber-Wilhelmsen Line (米) m. Tai Ping, m. Tai Ping Yang, m. Tai Shan, m. Tai Yang, m. Tai Yin, m. Tycoon, 六隻 四一、一六噸	マニラ	月一回	貨物
"	日本郵船會社 (日) 津山丸、龍野丸、武豐丸、m. 飛鳥丸、m. 深岩丸 五隻 三五、九八五噸	マニラ、イロイロ、ナスグ、ダバオ	月一回	貨物
"	Reardon Smith Line (英) Atlantic City, M. Fresno C., New Westminster C., Tacoma C., m. Vancouver C., Victoria C. 八隻 四〇、四二三噸	マニラ	月一回	貨物
"	Lykes Bros.-Ripley S. S. Co. (米) Dryden, Edgell, Esham Allen, Hanover, Liberator, Patrick Henry, Volunteer. 十隻 四九、一四四噸	マニラ、イロイロ	月一回	貨物
"	Silver-Java Pacific Line (英、蘭共同) m. Silverdale, m. Sapwood, m. Silverguy, m. Bengalen.	マニラ、イロイロ、セブー	月一回	貨物
"	Klaveness Line (米) m. Tosari, m. Silverbeed, m. Silverash, m. Bintang Bature: m. Silverhazel	マニラ、イロイロ、セブー、ダバオ	月一回	貨物
"	國際汽船會社 (日) m. Corneville, m. Pleasantville, m. Roseville, m. Somerville 四隻 一九、一五三噸	マニラ	三週一回	貨物
"	萬城丸、霧島丸、鞍馬丸、小牧丸、鹿野丸、清澄丸 六隻 三八、九三噸	マニラ、セブー	月一回	貨物
"	American Pioneer Line (米) m. Davis, m. City of Elwood, m. Potter, m. Ward, m. Ward, m. Wichita. 五隻 三一〇、一六噸	マニラ	月一回	貨物
"	Dollar S. S. Line (米) President Cleveland, P. Lincoln, P. Pierce, P. Tarf, P. Wilson. 五隻 七〇、八三〇噸	マニラ	四週一回	貨客

"	Maersk Line (丹) m. Anna Maersk, m. Gertrude M., m. Neil M., m. Nara M., m. Heinvard, m. Peter M. 六隻 三、一、一、一、一、一噸	マニラ、セブー、イロイロ	月一回	貨物
"	内國航路—— (船名) m. Motorship " "	マニラ、イロイロ、セブー	月一回	貨物

内國航路一覽表 (一九三七年五月現在)

出所、當國調査

船會社名	船名	回數	寄港	地
Everett Steamship Corp.	s. s. "Kinan"	每週一回	セブー、パイス、ドウマダテ、サムボアンガ、コタバト、ホーロー、ボート・ホーランド	セブー、パイス、ドウマダテ、サムボアンガ、コタバト、ホーロー、ボート・ホーランド
"	m. s. "Rizal"	同	同	同
"	m. s. "Bokod II"	同	同	同
"	m. s. "Kolanbugan"	同	同	同
"	m. s. "Roberto"	同	同	同
"	m. s. "Palawan"	同	同	同
"	m. s. "Paz II"	同	同	同
Compania General de Tabacos de Filipinas.	s. s. "Lepus"	同	同	同
"	s. s. "Mauban"	同	同	同
Dy Buncio and Co., Inc.	m. s. "Esteban"	同	同	同
"	s. s. "Talo"	同	同	同
Manila Steamship Co.	s. s. "Vizcaya"	同	同	同
"	s. s. "Bisayas"	同	同	同
"	s. s. "Chirruca"	同	同	同
"	s. s. "Vams"	同	同	同
"	s. s. "Sonogon"	同	同	同
"	m. s. "Tito"	同	同	同
Compania Maritima	s. s. "Negros"	同	同	同

比律賓……交通

一七五

比律賓……交通

Table listing shipping companies and vessels. Includes entries for 'Ii Sang Giap & Co, Inc.', 'United Navigation, Inc.', 'Tan Plo & Co, Inc.', and 'Rio Y Olabarieta' with vessel names like 'Perla', 'Capiz', 'Marinduque', 'Luzon', 'Corregidor', etc.

三 空 運

國內航路 世界に於ける航空機の發達に伴ひ、比律賓國內に於ても同業の發達は驚異的の進歩を示し、近年に至つては米國の指導に依り優秀なる航空技術と機材を擁する國內定期航路が比島人の經營に依り開設さるゝに至つた。即ち、比律賓航空乗合會社及イロイロ・ネグロス航空會社の兩社である。

(イ)比律賓航空乗合會社 (Philippine Aerial Taxi Co.) 同社はマニラ、バギオ間及最近金鐘業の發展に伴ひ重要地となるバラカレ(カマリネス・ノル)

月・水・金曜運航
(往)イロイロ發 午前七時三十分 ... マニラ着 午前九時三十分
(復)マニラ發 午前七時三十分 ... イロイロ着 午後十二時三十分
(往)イロイロ發 午後一時 ... セブ着 午後一時四十分
(復)セブ發 午後二時 ... イロイロ着 午後二時四十分
(往)イロイロ發 月・水・金 午後四時三十分
(復)イロイロ發 火・木・土 午前六時四十五分
(復)バコロッド發 午前七時二十分
(復)イロイロ發 午前七時二十五分
國際航路 更に國際航路に就て見るに、汎米航空會社は太平洋橫斷飛行を計畫し、チャイナ・クリツパは合衆國カルフオルニア州アラメダを發し、途中ホノルル、ミドウェイ、ウエイク島、グアム島を経て、一九三五年十一月三十日マニラ港外に着水し、多年の懸案たりし同橫斷飛行を完成した。爾來一週一回の定期航路を開始して居たが、一九三六年十月二十七日に至り、チャイナ・クリツパの姉妹機たるハワイアン・クリツパにより商

比律賓……交通

Table with columns for frequency (e.g., 每月三回, 不定期) and destinations (e.g., セブ、カガヤン、プゴ、イロイロ、セブ、スリガオ、セブ、ドゥマゲテ、デイボロ、サムボアンガ、コタバト、ホーロ、コタバト、ホーロ、マンガリン、カビス、ニウ・ウオシントン、ロムブロン、同、右、マスバテ、カルボヨグ、カトウバロガン、ダクロバン、マスバテ、ダクロバン、カトウバロガン、カルボヨグ、セブ、マリロボホック、サムボアンガ、コタバト、ダバオ、同、右、ソルソゴン、カシグラン、フラン、カタルマン、ラオアグ、マスバテ、ダクロバン、カトウバロガン、カルボヨグ、セブ、ドゥマゲテ、ミサミス、イリガウ、コロン・クリオン、クヨ、アラセリ、カラマイ、ポート・プリンセサ、フラン、ナガ、ダエツト、バラカレ、マムプラオ、カラバン、バダンガス、ボアク、ガサン、ナウハン、ボラ、キナピガン、ピナマラヤン、フラン、ドンソル、マガラネス、ソルソゴン、カシグラン)

業輸送飛行を開始し、爾後旅客貨物の輸送を行つてゐる。クリツパ機の性能は總積載量五萬一千封度(二十五噸半)、旅積載量二萬八千封度、郵便物其他二萬三千封度、動力三千三百馬力、翼長百三十呎である。アラメダ・マニラ間の飛行所要日数は通常六日間とされて居るが、天候の都合に依り屢時日の延期を餘儀なくされてゐる。現在同飛行に従事せる飛行艇は、前記チャイナ・クリツパ、ハワイアン、クリツパの外に同型のフイリツピン・クリツパがあり、都合三艇である。又汎米航空會社に於てはマニラより澳門まで同航路を延長し、同航空の大陸空路との連絡を計つてゐる。尙右の他に蘭領印度に於ける王立蘭印航空會社はホーローを経てマニラまでその翼を伸さん事を計畫し、和蘭政府は米國政府を通じて比島政府に對し、右交渉を續けつゝあるが、右に關する協約が成立せる曉には世界一周航路が完成され、世界交通史上一大エホックを劃するものと見られてゐる。

四 通 信

1 郵便
比律賓に於ける郵便局は其の取扱事務の範圍に依て一等・二等・三等及四等に分たれる。而して一等郵便局は郵便・電信・爲替及貯金事務を取扱ひ、二等郵便局は郵便・爲替及貯金を、三等郵便局は郵便及貯金、四等郵便局は單に郵便物のみを取扱ふ。
郵便料金 郵便料金は島内、米國、同領土及外國の三に區分せらる。島内郵便物一種・二種及三種に分たれる。第一種は封書(手書のもの、タイプせるもの、複寫及謄寫せるものを含む)、全部及一部を手書し又はタイプせるもの、原稿及タイプせる同寫にして校正紙を附屬せざるもの、内容検査を拒絶する小包其他の郵便物及葉書にして、料金は葉書は二仙、其他は二〇瓦迄二仙、二〇瓦又は端數毎に二仙、重量の制限は無いが、形狀の制限は圓周及長さ合して一・八米迄である。
第二種は米國又は比島郵便局に於て、第二種郵便物の認可を得たる新聞紙